京丹後市地域防災計画

一　般　計　画　編

令和８年２月

京 丹 後 市 防 災 会 議

京丹後市地域防災計画（一般計画編）

○改正履歴

平成１８年２月２７日制定

平成２０年２月　６日修正

平成２３年１月３１日修正

平成２７年３月１６日修正

平成２９年３月２１日修正

平成３０年２月２１日修正

平成３１年２月２８日修正

令和　２年３月２５日修正

令和　３年３月１９日修正

令和　４年３月１６日修正

令和　５年３月１６日修正

令和　６年３月１４日修正

令和　７年２月１８日修正

令和　８年２月１３日修正

一般計画編 目次

第１編　総則

第１章　計画作成の趣旨等 …… 1

第１節　計画の目的 …… 1
第２節　計画の基本方針及び災害の範囲 …… 1
第１　計画の基本方針 …… 1
第２　災害の範囲 …… 1
第３節　計画の修正 …… 1
第４節　計画の用語 …… 2
第５節　計画の周知徹底 …… 2
第６節　計画の運用 …… 2

第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務 …… 3

第１節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 …… 3
第２節　住民・事業所の責務 …… 9

第３章　市の概況と考慮すべき災害特性 …… 10

第１節　市の自然条件 …… 10
第１　位置と概況 …… 10
第２　地形、地質及び地盤 …… 10
第３　気象 …… 13
第２節　市の社会的条件 …… 15
第１　人口等 …… 15
第２　産業 …… 15
第３　交通 …… 16
第３節　災害履歴及び考慮すべき災害特性 …… 17
第１　災害履歴 …… 17
第２　考慮すべき災害特性 …… 21

第４章　防災ビジョン …… 26

第１節　計画の基本理念 …… 26
第１　基本理念 …… 26
第２　基本理念の展開方向 …… 26
第２節　今後10年を期間として達成すべき基本目標 …… 29

第２編　災害予防計画

第１章　気象等観測・予報計画 …… 30

第１節　計画の方針 …… 30
第１　とりまとめ責任担当部 …… 30
第２　基本方針 …… 30
第２節　気象等観測情報の発表基準、伝達系統及び方法 …… 30
第１　警戒レベルを用いた防災情報の提供 …… 30
第２　一般の利用に適合する予報及び警報 …… 30
第３　指定河川に対する水防警報等 …… 40
第４　市長が行う火災警報 …… 41
第５　津波警報等 …… 41
第６　異常現象発見時における措置 …… 43
第７　近地地震、津波に対する自衛処置 …… 43
第８　雨量・水位情報 …… 44
第９　積雪観測通報 …… 46
第10　風の観測通報 …… 47
第11　潮位観測通報 …… 47

第２章　情報通信連絡網の整備計画 …… 48

第１節　計画の方針 …… 48
第１　とりまとめ責任担当部 …… 48
第２　基本方針 …… 48
第２節　計画の内容 …… 48
第１　通信施設等情報連絡手段の多様化 …… 48
第２　防災通信ソフト環境整備の強化 …… 49
第３　気象等防災観測体制の整備 …… 49

第３章　河川防災計画 …… 50

第１節　計画の方針 …… 50
第１　とりまとめ責任担当部 …… 50
第２　基本方針 …… 50
第２節　河川の現況 …… 50
第３節　水防法に基づく洪水浸水想定区域に関する事項 …… 50
第１　洪水浸水想定区域図の指定・公表 …… 50
第２　洪水浸水想定区域における避難を確保するための措置 …… 50

第４章　林地保全計画 …… 52

第１節　計画の方針 …… 52
第１　とりまとめ責任担当部 …… 52
第２　基本方針 …… 52
第２節　林地保全計画の内容 …… 52
第１　施設の耐災害性強化 …… 52
第２　災害予防のためのソフト環境整備 …… 52
第３節　林野火災予防対策計画 …… 53
第１　出火防止対策の強化 …… 53
第２　初期消火体制の強化 …… 53

第３　林野火災に備えた消防力強化 …… 53

第５章　砂防関係事業計画 …… 54

第１節　計画の方針 …… 54
第１　とりまとめ責任担当部 …… 54
第２　基本方針 …… 54
第２節　計画の内容 …… 54
第１　土砂災害警戒区域等における防災対策 …… 54
第２　土砂災害における警戒避難体制 …… 54
第３　土砂災害対策工事等の推進 …… 55
第４　危険箇所及び対策施設調査点検実施体制の整備 …… 55

第６章　農業用施設防災計画 …… 56

第１節　計画の方針 …… 56
第１　とりまとめ責任担当部 …… 56
第２　基本方針 …… 56
第２節　計画の内容 …… 56
第１　施設の耐災害性強化 …… 56
第２　災害予防のためのソフト環境整備 …… 57

第７章　港湾海岸施設防災計画等 …… 58

第１節　計画の方針 …… 58
第１　とりまとめ責任担当部 …… 58
第２　基本方針 …… 58
第２節　計画の内容 …… 58
第１　港湾海岸施設防災工事の推進 …… 58
第２　船舶保安対策 …… 58
第３　石油類流出事故予防対策 …… 58

第８章　水産施設防災計画 …… 59

第１節　計画の方針 …… 59
第１　とりまとめ責任担当部 …… 59
第２　基本方針 …… 59
第２節　計画の内容 …… 59

第９章　道路及び橋梁防災計画 …… 60

第１節　計画の方針 …… 60
第１　とりまとめ責任担当部 …… 60
第２　基本方針 …… 60
第２節　計画の内容 …… 60
第１　道路及び橋梁の耐災害性強化 …… 60
第２　道路災害予防のためのソフト環境整備 …… 60
第３　道路除雪事業 …… 60

第10章　防災営農対策計画 …… 61

第１節　計画の方針 …… 61
第１　とりまとめ責任担当部 …… 61

第２　基本方針 …… 61
第２節　計画の内容 …… 61

第11章　建造物防災計画 …… 62

第１節　計画の方針 …… 62
第１　とりまとめ責任担当部 …… 62
第２　基本方針 …… 62
第２節　計画の内容 …… 62
第１　防災上重要な建築物の災害予防 …… 62
第２　建築物等に対する防災上の指導等 …… 62
第３　被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施体制の整備 …… 63
第４　応急仮設住宅等供給体制の整備 …… 63

第12章　文化財災害予防計画 …… 64

第１節　計画の方針 …… 64
第１　とりまとめ責任担当部 …… 64
第２　基本方針 …… 64
第２節　計画の内容 …… 64

第13章　危険物等保安計画 …… 65

第１節　計画の方針 …… 65
第１　とりまとめ責任担当部 …… 65
第２　基本方針 …… 65
第２節　計画の内容 …… 65
第１　危険物対策 …… 65
第２　火薬類及び高圧ガス対策 …… 65
第３　毒物、劇物対策 …… 66
第４　原子力以外の放射性物質対策 …… 66

第14章　消防組織整備計画及び火災予防計画 …… 67

第１節　計画の方針 …… 67
第１　とりまとめ責任担当部 …… 67
第２　基本方針 …… 67
第２節　計画の内容 …… 67

第15章　鉄道施設防災計画 …… 69

第１節　計画の方針 …… 69
第１　とりまとめ責任担当部 …… 69
第２　基本方針 …… 69
第２節　北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）
の計画 …… 69

第16章　上・下水道施設防災計画 …… 70

第１節　計画の方針 …… 70
第１　とりまとめ責任担当部 …… 70
第２　基本方針 …… 70
第２節　計画の内容 …… 70

第１　施設の耐災害性強化 …… 70
第２　災害予防のためのソフト環境整備 …… 70

第17章　ガス施設防災計画 …… 71

第１節　計画の方針 …… 71
第１　とりまとめ責任担当部 …… 71
第２　基本方針 …… 71
第２節　計画の内容 …… 71

第18章　通信施設・電気施設防災計画 …… 72

第１節　計画の方針 …… 72
第１　とりまとめ責任担当部 …… 72
第２　基本方針 …… 72
第２節　計画の内容 …… 72
第１　施設の耐災害性強化 …… 72
第２　災害予防のためのソフト環境整備 …… 72
第３　その他 …… 73

第19章　資材・機材等確保計画 …… 74
第１節　計画の方針 …… 74
第１　とりまとめ責任担当部 …… 74
第２　基本方針 …… 74
第２節　計画の内容 …… 74
第１　適正備蓄の推進 …… 74
第２　緊急調達体制の整備 …… 74

第20章　応急給水用飲料水確保計画 …… 75

第１節　計画の方針 …… 75
第１　とりまとめ責任担当部 …… 75
第２　基本方針 …… 75
第２節　計画の内容 …… 75
第１　応急給水用給水源、給水用資機材の確保 …… 75
第２　各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等の促進 …… 75

第21章　食料・生活必需品確保計画 …… 76

第１節　計画の方針 …… 76
第１　とりまとめ責任担当部 …… 76
第２　基本方針 …… 76
第２節　計画の内容 …… 76
第１　市としての救援物資供給体制の整備 …… 76
第２　各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進 …… 76

第22章　防災知識普及計画 …… 78

第１節　計画の方針 …… 78
第１　とりまとめ責任担当部 …… 78

第２　基本方針 …… 78
第２節　計画の内容 …… 78

第23章　防災訓練・調査計画 …… 81

第１節　計画の方針 …… 81
第１　とりまとめ責任担当部 …… 81
第２　基本方針 …… 81
第２節　計画の内容 …… 81
第１　総合防災訓練の実施 …… 81
第２　個別訓練の実施 …… 81
第３　防災に関する調査・研究 …… 81

第24章　自主防災組織整備計画 …… 82

第１節　計画の方針 …… 82
第１　とりまとめ責任担当部 …… 82
第２　基本方針 …… 82
第２節　計画の内容 …… 82
第１　自主防災組織の結成促進・強化 …… 82
第２　地域における相互協力体制の確立 …… 83

第25章　企業等防災対策促進計画 …… 84

第１節　計画の方針 …… 84
第１　とりまとめ責任担当部 …… 84
第２　基本方針 …… 84
第２節　計画の内容 …… 84
第１　企業における防災対策 …… 84

第26章　社会福祉施設防災計画 …… 86

第１節　計画の方針 …… 86
第１　とりまとめ責任担当部 …… 86
第２　基本方針 …… 86
第２節　計画の内容 …… 86
第１　施設建物、設備の防災性能向上 …… 86
第２　非常時活動体制の整備・強化 …… 86

第27章　交通対策及び輸送計画 …… 87

第１節　計画の方針 …… 87
第１　とりまとめ責任担当部 …… 87
第２　基本方針 …… 87
第２節　計画の内容 …… 87
第１　緊急時道路輸送体制の整備 …… 87
第２　ヘリポート開設施設の指定・整備 …… 88
第３　関係機関・民間団体・事業所との連携強化 …… 88

第28章　医療助産計画 …… 89

第１節　計画の方針 …… 89
第１　とりまとめ責任担当部 …… 89

第２　基本方針 …… 89
第２節　計画の内容 …… 89
第１　初期医療救護体制の整備 …… 89
第２　広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備 …… 90
第３　市民に対する災害時初期対応の普及・啓発 …… 90

第29章　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 …… 91

第１節　計画の方針 …… 91
第１　とりまとめ責任担当部 …… 91
第２　基本方針 …… 91
第２節　計画の内容 …… 91
第１　福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進 …… 91
第２　非常時における要配慮者優先ルールの確立 …… 93

第30章　行政機能維持対策計画 …… 94

第１節　計画の方針 …… 94
第１　とりまとめ責任担当部 …… 94
第２　基本方針 …… 94
第２節　計画の内容 …… 94
第１　業務継続性の確保 …… 94
第２　防災中枢機能等の確保、充実 …… 94
第３　各種データの整備保全 …… 94

第31章　廃棄物処理等に係る防災体制の整備 …… 95

第１節　計画の方針 …… 95
第１　とりまとめ責任担当部 …… 95
第２　基本方針 …… 95
第２節　計画の内容 …… 95
第１　一般廃棄物等処理施設・設備の安全化 …… 95
第２　ごみ・し尿・がれき処理体制の整備 …… 95
第３　遺体処理体制の整備 …… 96

第32章　ボランティアの登録・支援等計画 …… 97

第１節　一般ボランティアの登録・支援等計画 …… 97
第１　計画の方針 …… 97
第２　計画の内容 …… 97
第２節　専門ボランティアの登録・支援等計画 …… 98
第１　計画の方針 …… 98
第２　計画の内容 …… 98

第33章　広域応援体制の整備 …… 99

第１節　計画の方針 …… 99
第１　とりまとめ責任担当部 …… 99
第２　基本方針 …… 99
第２節　計画の内容 …… 99
第１　近隣市町等との相互協力体制の整備 …… 99

第２　広域大災害に備えた相互協力体制の整備 …… 99
第３　広域的応援受入れのための拠点の整備 …… 100
第４　応援受入れのためのソフト環境整備 …… 100
第５　民間関係団体等との協力体制の整備 …… 100

第34章　学校等の防災計画 …… 101

第１節　保育所・認定こども園災害予防計画 …… 101
第１　計画の方針 …… 101
第２　計画の内容 …… 101
第２節　学校施設等災害予防計画 …… 101
第１　計画の方針 …… 101
第２　計画の内容 …… 102

第35章　避難等に関する計画 …… 103

第１節　計画の方針 …… 103
第１　とりまとめ責任担当部 …… 103
第２　基本方針 …… 103
第２節　計画の内容 …… 103
第１　避難の周知徹底 …… 103
第２　指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・整備 …… 104
第３　安全避難の環境整備 …… 105
第４　広域避難 …… 108
第５　広域一時滞在 …… 109
第６　防災上重要な施設の避難計画 …… 109
第７　車中避難計画 …… 109

第36章　観光客保護・帰宅困難者対策計画 …… 111

第１節　計画の方針 …… 111
第１　とりまとめ責任担当部 …… 111
第２　基本方針 …… 111
第２節　計画の内容 …… 111

第37章　集中豪雨対策に関する計画 …… 112

第１節　計画の方針 …… 112
第１　とりまとめ責任担当部 …… 112
第２　基本方針 …… 112
第２節　計画の内容 …… 112

第38章　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 …… 113

第１節　計画の方針 …… 113
第１　とりまとめ責任担当部 …… 113
第２　基本方針 …… 113
第２節　計画の内容 …… 113

第３編　災害応急対策計画

第１部　非常時活動体制に関する対応計画

第１章　風水害警戒及び突発的事故災害対策 …… 114

第１節　気象予警報発表時等の初動対応 …… 114
第１　とりまとめ責任担当部 …… 114
第２　初動対応上の基本指針 …… 114
第３　初動対応のめやす …… 114
第２節　土砂災害警戒対応 …… 119
第１　とりまとめ責任担当部 …… 119
第２　土砂災害等警戒活動の基本指針 …… 119
第３　土砂災害等警戒対策のめやす …… 120
第３節　積雪災害警戒対応 …… 120
第１　とりまとめ責任担当部 …… 120
第２　積雪災害等警戒対策の基本指針 …… 120
第３　積雪災害警戒対策のめやす …… 121
第４節　突発的事故災害対策 …… 122
第１　とりまとめ責任担当部・課 …… 122
第２　事故等発生報受領時の初動対応上の基本指針 …… 122
第３　本部体制設置要件のめやす …… 122
第４　事故災害別対応のめやす …… 122

第２章　災害対策本部等運用計画 …… 131

第１節　計画の方針 …… 132
第１　とりまとめ責任担当部 …… 132
第２　非常時組織の基本指針 …… 132
第３　各非常時組織の設置基準、代替設置場所、代行順位 …… 132
第２節　災害警戒本部 …… 135
第１　とりまとめ責任担当部 …… 135
第２　災害警戒本部運営の基本指針 …… 135
第３　災害警戒本部の各級責任者、構成・事務分掌 …… 135
第３節　雪害及び事故対策本部 …… 137
第１　とりまとめ責任担当部 …… 137
第２　雪害及び事故対策本部運営の基本指針 …… 137
第３　雪害及び事故対策本部の各級責任者、構成・事務分掌 …… 137
第４節　災害対策本部 …… 139
第１　とりまとめ責任担当部 …… 139
第２　災害対策本部運営の基本指針 …… 139
第３　各会議の構成、各部等責任者、その他必要な事項 …… 140
第４　本部各部・班の事務分掌、構成のめやす …… 142
第５節　支部 …… 148
第１　とりまとめ責任担当部 …… 148
第２　支部運営の基本指針 …… 148
第３　支部の各級責任者、構成・事務分掌 …… 148
第６節　現地災害対策本部 …… 150

第１　とりまとめ責任担当部 …… 150
第２　現地災害対策本部を設置するとき …… 150
第３　現地災害対策本部の要員 …… 150
第４　現地本部長への権限の委譲 …… 150
第５　現地災害対策本部の組織及び事務分担のめやす …… 150
第７節　活動拠点の配置計画 …… 150
第１　とりまとめ責任担当部 …… 150
第２　活動拠点配置の基本指針 …… 150
第３　活動拠点配置計画 …… 151

第３章　動員計画 …… 153

第１節　計画の方針 …… 153
第１　とりまとめ責任担当部 …… 153
第２　災害警戒、応急対策要員確保の基本指針 …… 153
第３　職員の服務その他必要な事項 …… 153
第２節　職員の動員・配備 …… 154
第１　とりまとめ責任担当部 …… 154
第２　職員の動員・配備手順のめやす …… 154
第３　配備事由、配備対象となる職員・消防団員数のめやす …… 154
第３節　市議会及び隣接市町等との相互協力 …… 157
第１　基本方針 …… 157
第２　市議会との相互協力 …… 157
第３　隣接市町等との相互協力 …… 158
第４節　府・国等防災機関・団体への出動、応援要請 …… 159
第１　基本方針 …… 159
第２　市内民間団体、区及び事業所への協力要請 …… 159
第３　防災関係機関との相互協力 …… 160
第４　府に対する職員応援又は派遣あっせん要請その他必要な事項 …… 160
第５節　労働者の確保 …… 161
第１　とりまとめ責任担当部 …… 161
第２　労働者の業務範囲 …… 161
第３　労働者確保の方法 …… 162
第４　峰山公共職業安定所との連携 …… 162
第５　費用の負担 …… 162

第４章　通信情報連絡活動計画 …… 163

第１節　計画の方針 …… 163
第１　とりまとめ責任担当部 …… 163
第２　情報の収集・連絡の基本指針 …… 163
第３　情報項目区分の定義 …… 163
第２節　情報収集・連絡体制 …… 164
第１　指定電話・連絡責任者及び各部災害情報調査連絡員の指定、確保 …… 164
第２　総務部情報処理班による参集職員・市民からの情報収集 …… 164
第３　各部・支部・各機関からの第１報の集約 …… 164
第４　有線通信及び府防災行政無線が使えない場合の措置 …… 164
第３節　災害情報及び防災情報の収集・連絡 …… 165
第１　情報項目のめやす …… 165
第２　災害情報及び防災情報の報告・連絡 …… 166

第３　府（本部）への報告　…… 167

第５章　災害広報広聴計画　…… 169

第１節　計画の方針　…… 169
第１　とりまとめ責任担当部　…… 169
第２　災害広報広聴に関する基本指針　…… 169
第２節　災害広報広聴体制　…… 170
第１　総務部の役割　…… 170
第２　支部の役割　…… 170
第３　各部の役割　…… 171
第３節　市による災害広報活動要領　…… 171
第１　災害警戒段階にある他の地域も含めた全市域向け　…… 171
第２　災害発生後にとるべき主な措置　…… 171
第４節　防災関係機関との相互協力　…… 173
第５節　報道機関への発表・協力の要請　…… 173
第１　市の発表　…… 173
第２　消防部の発表　…… 173
第３　ラジオ、テレビ局に対する応援広報の要請　…… 173

第６章　災害救助法の適用要請　…… 174

第１節　計画の方針　…… 174
第１　とりまとめ責任担当部　…… 174
第２　災害救助法の適用要請に関する基本指針　…… 174
第２節　災害救助法の適用要請要領　…… 174
第１　災害救助法の適用手続き　…… 174
第２　救助法の適用基準　…… 174
第３　災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用…… 175
第４　救助法による救助の実施　…… 175

第７章　輸送計画　…… 176

第１節　計画の方針　…… 176
第１　とりまとめ責任担当部　…… 176
第２　緊急輸送の基本指針　…… 176
第３　輸送対象優先順位　…… 176
第２節　輸送業務実施体制及び要領　…… 176
第１　車両等調達・調整運用手順　…… 176
第２　広域避難等における人員輸送　…… 177
第３　緊急通行車両の確認　…… 177
第４　車両以外の輸送手段　…… 177
第３節　救援物資地域内輸送拠点・臨時ヘリポートの確保　…… 178
第１　救援物資地域内輸送拠点の確保　…… 178
第２　臨時ヘリポートの開設　…… 178

第８章　応急資機材等の確保計画　…… 179

第１節　計画の方針　…… 179
第１　とりまとめ責任担当部　…… 179
第２　応急資機材等調達の基本指針　…… 179

第３　供給対象優先順位 …… 179
第２節　応急資機材等確保体制及び要領 …… 179
第１　一括調達・総合調整手順 …… 179
第２　調達業務の業者委託 …… 180

第９章　災害義援金品受付計画 …… 181

第１節　計画の方針 …… 181
第１　とりまとめ責任担当部 …… 181
第２　災害義援金品受付の基本指針 …… 181
第３　役割分担 …… 181
第２節　義援金の受付・保管 …… 181
第１　受付 …… 181
第２　保管 …… 181
第３　配分 …… 181
第３節　義援品の受付 …… 181

第10章　自衛隊災害派遣受入計画 …… 182

第１節　計画の方針 …… 182
第１　とりまとめ責任担当部 …… 182
第２　自衛隊災害派遣受入の基本指針 …… 182
第３　災害派遣部隊の活動内容 …… 182
第２節　自衛隊災害派遣受入実施要領 …… 183
第１　派遣要請依頼 …… 183
第２　災害派遣部隊の受入手順 …… 183
第３　災害派遣部隊の撤収要請 …… 183

第11章　ボランティア受入計画 …… 184

第１節　計画の方針 …… 184
第１　とりまとめ責任担当部 …… 184
第２　災害時ボランティア受入の基本指針 …… 184
第２節　専門ボランティアの受入 …… 184
第３節　京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援…… 184
第４節　一般ボランティアの受付及びコーディネート …… 185
第１　市における一般ボランティア受入体制確立の手順 …… 185
第２　市社会福祉協議会の役割 …… 185
第３　一般ボランティアに対する支援…… 185

第12章　災害支援（応援）計画 …… 186

第１節　計画の方針 …… 186
第１　とりまとめ責任担当部 …… 186
第２　災害支援の基本指針 …… 186
第２節　災害支援の内容 …… 186
第１　発災時の情報収集 …… 186
第２　災害支援の実施 …… 186

第13章　応援協力要請（受援）計画 …… 187

第１節　計画の方針 …… 187

第１　とりまとめ責任担当部 …… 187
第２　応援協力要請の基本指針 …… 187
第２節　応援協力要請の内容 …… 187
第１　応援要請発動のめやす …… 187
第２　応援の要請 …… 187
第３　受入に向け必要な業務 …… 187
第４　国による応援制度 …… 187
第５　府による応援指示等 …… 188
第６　広域的応援体制 …… 188
第７　府の市町村等への支援 …… 188
第８　近畿地方整備局の応援 …… 188

第２部　二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画

第１章　消防活動計画 …… 190

第１節　計画の方針 …… 190
第１　とりまとめ責任担当部 …… 190
第２　消防活動の基本指針 …… 190
第３　火災・災害等即報要領により調査報告を要する規模（抜粋） …… 190
第２節　組織 …… 191
第１　警防指揮本部及び消防団本部・消防団支部 …… 191
第２　動員体制 …… 191
第３節　初期活動 …… 191
第４節　消火活動 …… 191
第５節　消防団の活動 …… 191
第１　出火の防止 …… 192
第２　情報の収集 …… 192
第３　火災警報の伝達及び周知 …… 192
第４　消火活動 …… 192
第５　救助・救急 …… 192
第６　避難誘導 …… 192
第６節　応援協定等に基づく応援要請並びに緊急消防援助隊の受入 …… 192
第１　応援消防隊集結場所への要員の配置 …… 192
第２　消防水利に関する資料の配布 …… 192
第３　添乗署員等の配備 …… 192
第７節　惨事ストレス対策 …… 192

第２章　水防活動計画 …… 193

第１節　計画の方針 …… 193
第１　とりまとめ責任担当部 …… 193
第２　水防活動の基本指針 …… 193
第２節　水防活動の組織 …… 193
第３節　重要水防区域 …… 193
第１　特に重要な重要水防区域 …… 193
第２　重要水防区域 …… 194
第４節　水位、雨量観測通報 …… 195
第１　水位 …… 195
第２　雨量 …… 197

第５節　水防出動及び作業 …… 197
第６節　水防用資材の位置及び輸送等 …… 197
第７節　公用負担 …… 197

第３章　土砂災害・積雪災害による人的危険回避対策 …… 198

第１節　計画の方針 …… 198
第１　とりまとめ責任担当部 …… 198
第２　基本指針 …… 198
第２節　土砂災害対策 …… 198
第１　とるべき措置のめやす …… 198
第２　区長及び住民等の活動 …… 199
第３節　降・積雪対策 …… 199
第１　とるべき措置のめやす …… 199

第４章　危険物等応急対策計画 …… 200

第１節　計画の方針 …… 200
第１　とりまとめ責任担当部 …… 200
第２　災害時における危険物・有毒物等施設対策の基本指針 …… 200
第２節　計画の内容 …… 200
第１　施設責任者のとるべき安全措置、危険防除措置 …… 200
第２　消防署部及び消防団部の活動 …… 201
第３　市各部及び支部の活動 …… 201
第４　各機関の活動 …… 202

第５章　救出救護計画 …… 203

第１節　計画の方針 …… 203
第１　とりまとめ責任担当部 …… 203
第２　基本指針 …… 203
第２節　計画の内容 …… 203
第１　緊急調達資機材等のめやす …… 203
第２　消防署部及び消防団部の活動 …… 203
第３　市各部及び支部の活動 …… 203
第４　各機関の活動 …… 204
第５　区長及び住民等の活動 …… 204

第６章　緊急避難に関する計画 …… 206

第１節　計画の方針 …… 206
第１　とりまとめ責任担当部 …… 206
第２　緊急避難の基本指針 …… 206
第３　避難に関する情報等のめやす …… 206
第４　避難指示等の発令の参考となる情報 …… 207
第２節　避難の指示及び警戒区域の設定 …… 210
第１　避難の指示 …… 210
第２　警戒区域の設定 …… 211
第３節　緊急避難実施要領 …… 212
第１　市各部及び支部の役割 …… 212
第２　各機関の役割 …… 213

第３　区長及び住民等の果たすべき役割 …… 213
第４　緊急避難実施手順のめやす …… 213
第５　指定避難所の開設・運営 …… 215

第３部　応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第１章　道路交通対策計画 …… 216

第１節　計画の方針 …… 216
第１　とりまとめ責任担当部 …… 216
第２　大規模災害時における道路交通対策に関する基本指針 …… 216
第３　対策実施上の時期区分のめやす …… 216
第４　市各部及び支部の活動 …… 216
第５　警察署の役割 …… 216
第２節　交通支障箇所の把握 …… 217
第３節　道路・橋梁等の応急措置 …… 217
第１　道路の確保順位 …… 217
第２　緊急輸送道路確保作業のめやす …… 217
第３　警察署の任務 …… 217

第２章　交通規制に関する計画 …… 218

第１節　計画の方針 …… 218
第１　とりまとめ責任担当部 …… 218
第２　大規模災害時における交通規制に関する基本指針 …… 218
第２節　交通規制対策 …… 218
第１　実施責任者 …… 218
第２　対策のめやす …… 218
第３節　交通情報の収集、広報及び渋滞対策 …… 219
第１　交通情報の収集 …… 219
第２　交通情報の広報 …… 219
第３　渋滞対策 …… 220
第４節　異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 …… 220
第１　道路通行規制時の態勢 …… 220
第２　市内における異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準（府地域防災計画抜粋） …… 221

第３章　道路、河川等障害物除去計画 …… 222

第１節　計画の方針 …… 222
第１　とりまとめ責任担当部 …… 222
第２　道路、河川等障害物除去対策に関する基本指針 …… 222
第２節　計画の内容 …… 222
第１　道路上の障害物の除去 …… 222
第２　河川・排水路等の障害物の除去 …… 223
第３　航路障害物の除去 …… 223

第４章　道路除雪計画 …… 224

第１節　計画の方針 …… 224
第１　とりまとめ責任担当部 …… 224

第２　道路除雪に関する基本指針 …… 224
第２節　計画の内容 …… 224
第１　除雪対策組織 …… 224
第２　府及び隣接市町との連絡 …… 224
第３　除雪路線の緊急順位 …… 224
第４　除雪機械の配置 …… 224
第５　消防団員の出動と一般住民の協力 …… 224
第６　その他 …… 224

第５章　災害時防犯対策計画 …… 225

第１節　計画の方針 …… 225
第１　とりまとめ責任担当部 …… 225
第２　大規模災害時における防犯対策の基本指針 …… 225
第２節　計画の内容 …… 225
第１　警察署の災害警備対策 …… 225
第２　市並びに市民・事業所等の役割 …… 226

第６章　防疫及び保健衛生計画 …… 228

第１節　計画の方針 …… 228
第１　とりまとめ責任担当部 …… 228
第２　大規模災害時における防疫・保健衛生対策に関する基本指針 …… 228
第３　対策実施上の時期区分のめやす …… 228
第２節　計画の内容 …… 229
第１　対策実施手順のめやす …… 229
第２　事前広報の実施等 …… 230
第３　家畜伝染病の予防 …… 231

第７章　遺体の捜索、処理及び埋火葬計画 …… 232

第１節　計画の方針 …… 232
第１　とりまとめ責任担当部 …… 232
第２　大規模災害時における遺体の捜索、処理及び埋火葬対策に関する基本指針 … 232
第３　対策実施上の時期区分 …… 232
第２節　計画の内容 …… 233
第１　市各部及び支部の役割分担 …… 233
第２　対策実施手順のめやす …… 233

第８章　廃棄物処理計画 …… 235

第１節　し尿処理対策計画 …… 235
第１　計画の方針 …… 235
第２　計画の内容 …… 235
第２節　ごみ・がれき等処理対策計画 …… 237
第１　計画の方針 …… 237
第２　計画の内容 …… 238

第９章　環境保全に関する計画 …… 240

第１節　計画の方針 …… 240
第１　とりまとめ責任担当部 …… 240

第２　大規模災害時における環境保全対策に関する基本指針 …… 240
第３　対策実施上の時期区分のめやす …… 240
第２節　計画の内容 …… 241
第１　市各部の役割分担 …… 241
第２　対策実施手順のめやす …… 241
第３　事前広報等の実施 …… 242

第10章　鉄道施設応急対策計画 …… 243

第１節　計画の方針 …… 243
第１　とりまとめ責任担当部 …… 243
第２　大規模災害時における鉄道施設応急対策に関する基本指針 …… 243
第２節　北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）の計画 …… 243
第１　災害復旧本部及び災害対策本部の設置 …… 243
第２　部外機関への協力要請 …… 243

第11章　上下水道施設応急対策計画 …… 244

第１節　計画の方針 …… 244
第１　とりまとめ責任担当部 …… 244
第２　上下水道施設の応急対策に関する基本指針 …… 244
第２節　上水道施設応急対策計画 …… 244
第１　応急活動体制 …… 244
第２　応急復旧体制 …… 245
第３節　下水道施設応急対策計画 …… 245
第１　管渠の応急措置 …… 245
第２　下水処理場・ポンプ場等の応急措置 …… 246

第12章　ガス施設応急対策計画 …… 247

第１節　計画の方針 …… 247
第１　とりまとめ責任担当部 …… 247
第２　ガス施設の応急対策に関する基本指針 …… 247
第２節　計画の内容 …… 247
第１　非常災害体制の確立 …… 247
第２　応急対策及び復旧対策 …… 247
第３　再供給時の事故防止措置 …… 247
第４　ＬＰガス施設の場合 …… 247
第５　ガス施設事故応急対策計画 …… 247

第13章　通信施設・電気施設応急対策計画 …… 248

第１節　計画の方針 …… 248
第１　とりまとめ責任担当部 …… 248
第２　大規模災害時における通信施設・電気施設の応急対策に関する基本指針 … 248
第２節　通信施設応急対策計画 …… 248
第１　設備及び回線の応急復旧措置 …… 248
第２　営業所等建物に対する措置 …… 248
第３節　電気施設応急対策計画 …… 249
第１　非常災害前の対策 …… 249

第２　非常災害発生時の対策 …… 249
第３　復旧の応援 …… 250

第14章　市の施設及び観光施設等応急対策計画 …… 251

第１節　計画の方針 …… 251
第１　とりまとめ責任担当部 …… 251
第２　市の施設及び観光施設等応急対策に関する基本指針 …… 251
第２節　計画の内容 …… 251
第１　各施設等管理者の発災直後にとるべき措置 …… 251
第２　施設の点検基準のめやす …… 252
第３　応急措置のめやす …… 252

第15章　社会福祉施設応急対策計画 …… 253

第１節　計画の方針 …… 253
第１　とりまとめ責任担当部 …… 253
第２　社会福祉施設応急対策に関する基本指針 …… 253
第２節　計画の内容 …… 253
第１　災害対策規定の整備 …… 253
第２　防災対策の実施 …… 253
第３　避難措置等 …… 253
第４　防災関係機関との連携 …… 253
第５　非常災害支援協定の整備 …… 253
第３節　施設の復旧 …… 254
第１　市営施設の場合 …… 254
第２　私営施設の場合 …… 254
第３　補助金及び融資 …… 254

第16章　農林水産関係応急対策計画 …… 255

第１節　計画の方針 …… 255
第１　とりまとめ責任担当部 …… 255
第２　農林水産関係応急対策に関する基本指針 …… 255
第２節　計画の内容 …… 255
第１　農水産物 …… 255
第２　農業用施設 …… 255
第３　林業用施設 …… 255
第４　畜産施設 …… 256
第５　漁業用施設 …… 256
第６　治山施設 …… 256

第17章　文化財等の応急対策 …… 257

第１節　計画の方針 …… 257
第１　とりまとめ責任担当部 …… 257
第２　文化財等応急対策に関する基本指針 …… 257
第２節　計画の内容 …… 257
第１　文化財保護のための初動措置 …… 257
第２　対策実施手順のめやす …… 257

第４部　被災者救援に関する対応計画

第１章　医療助産計画　…… 258

第１節　計画の方針　…… 258
第１　とりまとめ責任担当部　…… 258
第２　災害時医療救護対策に関する基本指針　…… 258
第３　対策実施上の時期区分のめやす　…… 258
第２節　災害時医療救護対策のめやす　…… 259
第１　市その他各部及び支部の役割分担　…… 259
第２　救護厚生部が発災直後にとるべき主な措置　…… 259
第３　救護所における医療救護対策実施のめやす　…… 260
第４　市立病院等高度医療機関確保手順のめやす　…… 260
第５　重症者等搬送手順のめやす　…… 261
第６　医薬品・資機材等の確保　…… 261
第７　こころのケア対策実施上の基本的考え方、基本指針　…… 262

第２章　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画　…… 263

第１節　計画の方針　…… 263
第１　とりまとめ責任担当部　…… 263
第２　要配慮者救援対策に関する基本的考え方、基本指針　…… 263
第３　対策実施上の時期区分のめやす　…… 263
第２節　計画の内容　…… 264
第１　避難行動要支援者等救援対策実施体制　…… 264
第２　高齢者、障がい者、乳幼児向け救援対策上配慮を要する点　…… 265

第３章　避難所開設・運営計画　…… 267

第１節　計画の方針　…… 267
第１　とりまとめ責任担当部　…… 267
第２　避難所の開設・運営に関する基本指針　…… 267
第３　市・関係機関・協力団体等の役割分担　…… 268
第２節　避難所の開設・運営及び閉鎖　…… 269
第１　開設・運営手順のめやす　…… 269
第２　縮小・閉鎖の手順のめやす　…… 272
第３節　避難者健康対策　…… 273
第１　健康対策に関する基本指針　…… 273
第２　健康対策支援活動の実施　…… 273
第３　精神保健対策の実施　…… 274
第４節　広域避難　…… 274
第１　とりまとめ責任担当部　…… 274
第２　対策実施に関する基本方針　…… 274
第３　広域避難　…… 274
第５節　広域一時滞在　…… 275
第１　とりまとめ責任担当部　…… 275
第２　対策実施に関する基本方針　…… 275
第３　広域一時滞在　…… 275
第６節　被災者への情報伝達活動　…… 275
第１　情報伝達活動の基本方針　…… 275
第２　情報伝達活動の実施　…… 276

第３　安否不明者等の氏名公表　…… 276
第７節　車中避難場所対策　…… 276
第１　車中避難対策の基本方針　…… 276
第２　車中避難対策の実施　…… 276

第４章　観光客保護・帰宅困難者対策計画　…… 277

第１節　計画の方針　…… 277
第１　とりまとめ責任担当部　…… 277
第２　観光客保護・帰宅困難者対策に関する基本指針　…… 277
第２節　計画の内容　…… 277
第３節　各機関、団体の役割　…… 278

第５章　生活救援対策計画　…… 279

第１節　計画の方針　…… 279
第１　とりまとめ責任担当部　…… 279
第２　生活救援対策に関する基本指針　…… 279
第３　対策実施上の時期区分のめやす　…… 279
第２節　給水計画　…… 280
第１　とりまとめ責任担当部　…… 280
第２　給水計画に関する基本指針　…… 280
第３　市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす　…… 280
第４　応急給水活動のめやす　…… 281
第３節　食料供給計画　…… 282
第１　とりまとめ責任担当部　…… 282
第２　食料供給に関する基本指針　…… 282
第３　給食に必要な米穀の確保　…… 282
第４　対策実施上の時期区分のめやす　…… 283
第５　市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす　…… 283
第６　応急食料供給対策のめやす　…… 284
第４節　生活必需品等供給計画　…… 285
第１　とりまとめ責任担当部　…… 285
第２　生活必需品供給に関する基本指針　…… 285
第３　対策実施上の時期区分のめやす　…… 285
第４　市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす　…… 286
第５　応急生活必需品供給対策のめやす　…… 286
第６　燃料の確保　…… 287
第７　電源の確保　…… 287
第５節　義援金配分計画　…… 288
第１　とりまとめ責任担当部　…… 288
第２　対策実施に関する基本指針　…… 288
第３　対策実施上の時期区分のめやす　…… 288
第４　市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす　…… 288
第５　義援金の配分　…… 288
第６節　り災証明書発行計画　…… 289
第１　とりまとめ責任担当部　…… 289
第２　り災証明書発行に関する基本指針　…… 289
第３　大規模災害発生時における対策実施上の時期区分のめやす　…… 289
第４　市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす　…… 289

第５　り災証明書発行のための調査活動等 …… 290
第６　り災証明書の発行 …… 290
第７節　総合相談窓口開設計画 …… 291
第１　とりまとめ責任担当部 …… 291
第２　災害時における総合相談窓口開設・運営の基本指針 …… 291
第３　災害時における総合相談窓口の構成と事務分掌のめやす …… 291

第６章　住宅対策計画 …… 292

第１節　計画の方針 …… 292
第１　とりまとめ責任担当部 …… 292
第２　大規模災害時における住宅対策実施に関する基本指針 …… 292
第３　対策実施上の時期区分のめやす …… 292
第２節　応急仮設住宅の建設等 …… 293
第１　とりまとめ責任担当部 …… 293
第２　対策実施に関する基本指針 …… 293
第３　対策実施上の時期区分のめやす …… 293
第４　市・関係機関・協力団体等の役割分担 …… 294
第５　仮設住宅等被災者向け住宅の応急的確保のめやす …… 294
第３節　住宅の応急修理及び障害物除去 …… 295
第１　とりまとめ責任担当部 …… 295
第２　対策実施に関する基本指針 …… 295
第３　対策実施上の時期区分のめやす …… 296
第４　市各部及び支部の役割分担 …… 296
第５　土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去 …… 296
第６　被災住宅の応急修理 …… 296

第７章　文教等応急対策計画 …… 298

第１節　学校応急対策計画 …… 298
第１　計画の方針 …… 298
第２　災害警戒期にとるべき措置 …… 300
第３　災害発生初期の緊急措置 …… 301
第４　指定避難所開設期間中にとるべき措置 …… 302
第２節　保育所・認定こども園応急対策計画 …… 304
第１　とりまとめ責任担当部 …… 304
第２　計画の方針・内容 …… 304

第４編　災害復旧・復興計画

第１部　被災者生活再建支援のための計画

第１章　生活確保対策計画　…… 305

第１節　計画の方針　…… 305
第１　とりまとめ責任担当部　…… 305
第２　被災者生活再建支援実施に関する基本指針　…… 305
第３　市各部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす　…… 305
第２節　職業あっせん計画　…… 306
第１　とりまとめ責任担当部　…… 306
第２　措置のあらまし　…… 306
第３節　租税の徴収猶予及び減免等に関する計画　…… 306
第１　とりまとめ責任担当部　…… 306
第２　措置のあらまし　…… 306
第４節　融資計画　…… 307
第１　とりまとめ責任担当部　…… 307
第２　融資制度の概要　…… 307
第５節　災害弔慰金等支給計画　…… 309
第１　とりまとめ責任担当部　…… 309
第２　支給制度等の概要　…… 309
第６節　被災者生活再建支援金支給計画　…… 310
第１　とりまとめ責任担当部　…… 310
第２　被災者生活再建支援金支給の概要　…… 310
第７節　金融措置計画　…… 312
第１　とりまとめ責任担当部　…… 312
第２　大規模災害時における計画方針　…… 312
第３　措置のめやす　…… 312
第８節　郵便業務計画　…… 313
第１　とりまとめ責任担当部　…… 313
第２　大規模災害時における計画方針　…… 313
第３　措置のあらまし　…… 313
第９節　り災証明書の交付　…… 313
第１　とりまとめ責任担当部　…… 313
第２　り災証明書の交付における計画方針　…… 313
第３　計画の内容　…… 313
第10節　被災者台帳の作成　…… 314
第１　とりまとめ責任担当部　…… 314
第２　被災者台帳の作成における計画方針　…… 314
第３　措置のあらまし　…… 314
第11節　その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画　…… 314
第１　とりまとめ責任担当部　…… 314
第２　被災者の生活再建支援のための特別措置　…… 314

第２章　住宅復興計画　…… 315

第１節　計画の方針　…… 315

第１　とりまとめ責任担当部 …… 315
第２　住宅復興に関する基本指針 …… 315
第２節　住宅復興支援施策の概要 …… 315
第１　補修 …… 315
第２　建設 …… 316

第３章　産業復興計画 …… 318

第１節　計画の方針 …… 318
第２節　農林水産業の復興計画 …… 318
第１　とりまとめ責任担当部 …… 318
第２　市及び府の行う農林水産業関係緊急支援 …… 318
第３　農林漁業関係者への融資 …… 318
第４　農業災害補償共済金の支払いの促進 …… 318
第３節　中小企業の復興計画 …… 319
第１　とりまとめ責任担当部 …… 319
第２　市及び府の行う商工業及び観光関係緊急支援 …… 319
第３　資金需要の把握連絡通報 …… 319
第４　資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置 …… 319
第５　商工業及び観光関係中小企業者に対する公的金融制度の周知 …… 319
第６　その他 …… 319
第４節　風評被害対策 …… 319
第１　とりまとめ責任担当部 …… 319
第２　市及び府の行う風評被害対策 …… 319

第２部　市の復旧・復興のための計画

第１章　公共土木施設等復旧計画 …… 320

第１節　計画の方針 …… 320
第１　とりまとめ責任担当部 …… 320
第２　公共土木施設等災害復旧対策に関する基本指針 …… 320
第２節　計画の内容 …… 320
第１　災害復旧事業計画の作成 …… 320
第２　災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成 …… 321
第３　災害復旧事業の実施 …… 321

第２章　文教復旧計画 …… 322

第１節　計画の方針 …… 322
第１　とりまとめ責任担当部 …… 322
第２　文教復旧計画の基本指針 …… 322
第２節　学校等の施設の復旧計画 …… 322
第３節　教育活動の再開 …… 322
第４節　文化財等の復旧計画 …… 323

第３章　激甚災害の指定に関する計画 …… 324

第１節　計画の方針 …… 324
第１　とりまとめ責任担当部 …… 324
第２　激甚災害指定に関する基本指針 …… 324

第２節　計画の内容　…… 324
第１　激甚災害指定の手続き　…… 324
第２　激甚災害に関する被害状況等の報告　…… 324
第３　特別財政援助額の申請手続き等　…… 324

第４章　水道復旧計画　…… 325

第１節　計画の方針　…… 325
第１　とりまとめ責任担当部　…… 325
第２　水道復旧計画に関する基本指針　…… 325
第２節　水道の復旧事業　…… 325

第５章　災害復興対策計画の策定　…… 326

第１節　計画の方針　…… 326
第１　とりまとめ責任担当部　…… 326
第２　災害復興対策計画策定に関する基本的考え方　…… 326
第２節　計画の内容　…… 326
第１　復興対策本部の設置　…… 326
第２　「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 10 条」
に基づく復興計画の策定　…… 326
第３　復興に向けた体制整備等　…… 326

第１編　総則

第１章　計画作成の趣旨等

第１節　計画の目的

この計画は、市の地域において、災害の発生により生ずるおそれのある住民、来訪者の生命、身体及び財産並びに地域として有する公共的財産への安全上の脅威及び損害を軽減することを目的とする。

第２節　計画の基本方針及び災害の範囲

第1 計画の基本方針

この計画は、市の地域における防災に関して、市、府、国、防災関係機関、公共的団体及び市民、事業所がその有する全機能を発揮し、適切に連携するための総合的かつ基本的な計画として、災害対策基本法第 42 条及び市防災会議条例第２条の規定に基づき市防災会議が作成するものであって、以下の内容を基本方針とする。

１　過去の市の災害事例はもちろんのこと他県を含む大規模災害被災市町村の経験に学び、想定される救援・救助を要する事態や被災者の要望に対し、窓口となる市の責任担当部・課、市、府、国等防災機関相互の役割分担、連携・協力に関する基本指針等を可能な限り網羅的かつ具体的に明記した計画とする。

２　「自らの身の安全は自ら守る」との観点から、また「発災初期における、地域ぐるみの防災活動の如何が被害軽減や二次災害防止の成否を大きく決定する」との観点から市民・事業所の担うべき役割分担・努力目標を可能な限り全ての項目に関して、明記した計画とする。

３　災害時の混乱した状況のなかで、「自ら身の安全を守ることが困難」な高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、妊産婦、日本語を解しない外国人等の、いわゆる要配慮者に対する優先的な救援・救助対策の実施、特殊な配慮を必要とする対策内容を可能な限り網羅的かつ具体的に明記した計画とする。

第2 災害の範囲

この計画では、次の災害等についての対応を図る。

１　異常気象災害（洪水、高潮、津波、地すべり、土石流、がけ崩れ、降・積雪等による災害）

２　突発的事故災害（石油類流出事故、大規模海難事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、大規模工場等火災・爆発事故、放射性物質事故、大規模林野火災）

３　その他市、府、国、防災関係機関等が一体となった対策を必要とする災害・事故

第３節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国の防災基本計画、府の地域防災計画の修正のある場合、市の組織変更や社会的条件に大きな変化のある場合等に必要な修正を行う。

そのため、各対策担当部・課及び各防災関係機関は関係のある事項に関して毎年検討を加え、修正の必要の有無、計画修正案を毎年３月末日（緊急を要する事項については、そのつど市防災会議が指定する期日）までに、市防災会議事務局（市総務部総務防災課）あて提出しなければならない。

第４節　計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

1	災　対　法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
2	救　助　法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
3	府	京都府
4	府防災計画	京都府地域防災計画
5	市	京丹後市
6	市防災計画	京丹後市地域防災計画
7	本　　部	京丹後市災害対策本部
8	支　　部	京丹後市災害対策本部の支部
9	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者
10	避難行動要支援者	要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者

第５節　計画の周知徹底

この計画は、京丹後市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研究、訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画については、必要に応じ職員あるいは地域住民・事業所に周知徹底するものとする。

第６節　計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じ細部の活動計画等を作成し万全を期するものとする。

第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務

第１節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

京丹後市並びに京丹後市の区域を管轄する指定地方行政機関、京都府、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、京丹後市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
京丹後市	1　京丹後市防災会議及び京丹後市災害対策本部に関する事務 2　防災に関する施設、組織の整備と訓練 3　災害に関する予警報の連絡 4　災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報 5　防災思想の普及及び防災訓練の実施 6　自主防災組織の育成指導及びＮＰＯ・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進 7　指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定 8　高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令 9　災害の防除と拡大の防止 10　救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置 11　指定避難所における良好な生活環境の確保 12　災害応急対策及び復旧資材等の確保 13　被災企業等に対する融資等の対策 14　被災市営施設の応急対策 15　食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 16　災害時における文教対策 17　災害対策要員等の動員 18　災害時における交通、輸送の確保 19　被災施設の復旧 20　管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 21　被災者の援護を図るための措置 22　前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
京都府		1　京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項 2　防災に関する施設、組織の整備 3　災害に関する予警報の連絡 4　災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 5　防災思想の普及及び防災訓練の実施 6　自主防災組織の育成指導及びＮＰＯ・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進 7　避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言 8　災害の防除と拡大の防止 9　救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置 10　災害応急対策及び復旧資材等の確保 11　被災企業等に対する融資等の対策 12　被災府営施設の応急対策 13　食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 14　災害時における文教対策 15　災害時における公安の維持 16　災害対策要員等の動員 17　災害時における交通、輸送の確保 18　被災施設の復旧 19　市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、斡旋等 20　前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結
府出先機関	丹後広域振興局	1　京都府丹後災害対策支部に関する事務 2　防災に関する組織の整備と訓練 3　災害に関する予警報の連絡 4　管内市町災害対策本部、自衛隊その他の関係機関等との連絡調整 5　災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報 6　被災企業等に対する融資等の対策
	丹後土木事務所	1　河川、海岸、道路、橋梁、砂防関係施設等の被害状況調査及び応急対策 2　水防資材の整備点検及び調達・輸送 3　災害による水防活動の指導 4　公共土木施設の災害復旧 5　水防に関する予警報の連絡 6　道路除雪対策
	丹後保健所	1　災害用医薬品等の整備補給 2　医療機関の被害状況調査及び応急対策 3　医療救護、防疫及び飲料水の供給

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
府出先機関	丹後教育局	1　教育関係被害状況の収集整理及び応急対策 2　災害地における児童・生徒の応急教育 3　教科書の調達及び配分 4　災害時における休校、登下校の措置
	京丹後警察署	1　災害に関する情報収集及び広報 2　被災者救出救助及び避難誘導措置 3　被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙 4　行方不明者の相談 5　危険物の応急対策 6　検視、被災遺体の身元確認 7　被災地及びその周辺の交通規制 8　緊急交通路の確保 9　緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付
指定地方行政機関	近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所宮津森林事務所	1　国有保有林、治山施設、地すべり防止等の整備 2　国有林における予防治山施設による災害予防 3　国有林における荒廃地の復旧 4　災害対策用資材の供給
	近畿農政局	1　農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成 2　農業関係被害情報の収集報告 3　農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導 4　被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導 5　管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧 6　土地改良機械の緊急貸付 7　食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策 8　災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整
	近畿地方整備局福知山河川国道事務所	1　国土交通省管理公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2　応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3　国土交通省管理公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4　指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 5　災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること 6　国土交通省管理公共土木施設の二次被害の防止に関すること 7　港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導 8　国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること 9　港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 10　災害時の海上の流出油に対する防除措置 11　災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
	大阪航空局大阪空港事務所	1　空港（航空通信、無線施設を含む）及び航空機の保安 2　遭難航空機の捜索及び救助

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	大阪管区気象台京都地方気象台	1　気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
	第八管区海上保安本部 舞鶴海上保安部	1　海難救助、海上警備、海上の安全確保 2　航路標識等の保全 3　災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
	京都労働局丹後労働基準監督署	1　産業災害予防対策 2　業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施 3　災害応急対策に必要な労働力の確保
	近畿中部防衛局	1　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること 2　自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること
	その他の機関	京都府地域防災計画による
自衛隊	陸上自衛隊第７普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方隊 航空自衛隊第35警戒隊	1　災害の予防及び災害応急対策の支援
指定公共機関	ＮＴＴ西日本株式会社京都支店	1　災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2　電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上 3　災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4　災害を受けた通信設備の早期復旧 5　災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
	日本赤十字社京都府支部	1　災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 2　災害時における被災者の救護保護 3　災害救助等の防災ボランティアの連絡調整 4　義援金の募集及び義援品の募集・配分
	日本放送協会京都放送局丹後舞鶴支局	1　市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 2　市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3　社会事業団等による義援金品の募集配分
	関西電力送配電株式会社	1　電力供給施設等の整備と防災管理 2　災害時における電力供給 3　被災施設の応急対策及び復旧
	日本通運株式会社京都支店	1　災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
	日本郵便株式	1　災害時における郵便物の送達の確保

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	会社（峰山郵便局）	2　被災地あて救助用郵便物の料金免除 3　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 4　被災者が差し出す郵便物の料金免除 5　郵便局の窓口業務の維持
	その他の機関	京都府地域防災計画による
指定地方公共機関	北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）	1　鉄道施設等の保全 2　災害時における救助物資及び避難者の輸送 3　通信施設の確保と通信連絡の協力
	一般社団法人京都府バス協会(丹後支部)	1　災害時における避難者の輸送等に関する協会所属各社との連絡調整
	一般社団法人京都府トラック協会(丹後支部)	1　災害時における緊急物資の輸送の確保に関する協会所属各社との連絡調整
	一般社団法人京都府ＬＰガス協会(丹後支部)	1　液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保 2　災害時における液化石油ガスの供給確保 3　協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
	その他機関	京都府地域防災計画による
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	丹後土地改良区	1　水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 2　農地及び農業施設の被害調査と災害復旧 3　湛水の防排除施設の整備と活動
	丹後海陸交通株式会社 その他自動車運送機関	1　安全輸送の確保 2　災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
	京都農業協同組合 丹後地区森林組合 京都府漁業協同組合 上宇川漁業協同組合 野間漁業協同組合	1　共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2　被災組合員に対する融資又は斡旋 3　生産資材等の確保又は斡旋
	京丹後市社会福祉協議会	1　災害時のボランティアの受入れ事務 2　要配慮者の救援、救護及び生活支援活動の協力

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
		3　所管事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力
	福祉関係団体	1　災害時のボランティアの受入れ事務の協力 2　要配慮者の救援、救護及び生活支援活動の協力
	福祉関係施設の管理者	1　災害時における施設利用者の安全確保 2　要配慮者の救援、救護の提供協力
	北丹医師会病院等経営者	1　医療施設の整備と避難の訓練 2　災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護
	金融機関	1　被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
	京丹後市商工会	1　食品、生活必需品等物資の調達、購入に対する協力
	報道機関 ＮＰＯ法人京丹後コミュニティ放送	1　市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2　市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3　社会事業団等による義援金品等の募集配分
	久美浜町有線放送農業協同組合	1　町民に対する防災意識の普及と予警報等の周知徹底 2　町民に対する災害応急対策等の周知徹底
	丹後、網野、久美浜各救難所	1　救難所員への出動要請 2　沿岸部における即時性の高い海難救助活動
	建設業者	1　災害時における応急復旧の協力
	液化石油ガス取扱機関	1　液化石油ガスの防災管理 2　災害時における液化石油ガスの供給
	危険物関係施設管理者	1　災害時における危険物の保安措置に関すること
	ホテル・旅館等宿泊業者	1　災害時における施設利用者の安全確保 2　災害時における緊急避難場所、避難所、炊出し、入浴サービス等の提供協力
	観光公社	1　宿泊施設等に対する各種情報の伝達と災害情報等の連絡
	区(自治会)	1　地域内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の連絡 2　避難の誘導、指定避難所の運営に関する協力 3　地域内に発生した事項についての応急措置 4　各種機関に対する協力
	女性団体・青年団体・ＰＴＡ等各地域団体	1　各地域等における要配慮者等の安全確保のための協力 2　災害時の炊出し、緊急動員についての協力 3　災害状況等の報告及び情報の連絡に関すること
	その他の団体	京都府地域防災計画による

第２節　住民・事業所の責務

区分	責務
住民	住民は、「自らの身の安全は自ら守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る」ことを防災の基本として、平時には災害に備えるための手段を講じ、災害時には相互に協力し積極的な自主防災活動を行う。また、市、府、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力する。
事業所	事業所は、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、住民と協力し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくり、災害に強いコミュニティづくりのためにその有する機能を発揮し、災害時には、従業員、来訪者の安全確保、救援保護を行い、地域住民と相互に協力し積極的な自主防災活動を行う。また、市、府、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力する。

第３章　市の概況と考慮すべき災害特性

第１節　市の自然条件

第1 位置と概況

1　京丹後市の位置

京丹後市は、京都府の最北端に位置し、西は兵庫県に接している。府庁所在地京都市（京都府庁付近）へ直線距離で約 90km、最も近い府内市である宮津市へ約 15km、海上自衛隊基地もある舞鶴市へは約 40km の圏内にある。

2　京丹後市の隣接市町

東	宮津市、与謝郡伊根町
西	兵庫県豊岡市
南	与謝郡与謝野町(旧岩滝町、野田川町)、兵庫県豊岡市(旧出石郡但東町、出石
北	―

3　概況

(1)市の面積、ひろがり及び標高

面積	ひろがり		標高	
	東西	南北	最高	最低
501.43km^2	約 35km	約 30km	696.7m	0m

(2)地区別面積

	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
面積	67.45km^2	68.93km^2	75.07km^2	64.55km^2	80.38km^2	145.05km^2

第2 地形、地質及び地盤

本市の地形は全体として丹後山地の地形区に属し、中央部以東は丹後半島の地形となっている。標高は南端部の山地付近および丹後半島中央部に標高 500m～600m前後の山地が連なり、これを取り巻いて標高 200m～300m前後の低山地や丘陵地が分布し、全体として北部に向かって順次高度が低下し、北部の海岸で0mとなる。本市で最も標高の高い山は、高竜寺ヶ岳(旧久美浜町)で 696.7mとなっている。これに次いで、太鼓山が 683.1m、磯砂山が 661mなどの順となっている。

本市中央部には竹野川が流れ、南部に端を発して北流し日本海に注いでいる。本市の地形は全体として山地・丘陵地が卓越し平野が少ない。わずかに竹野川沿いや西部の川上谷川などの河川沿いの平野や、日本海の海岸沿いの小規模な海岸平野などがある。また、久美浜には内湾性の久美浜湾があるほか、海岸部には砂州や浜などの海岸地形が一部にみられる。その他の海岸線は全般に急峻な山地が海に迫り、曲折した海岸線を形成して、岩浜などとなっている。

京丹後市の地形（北から南を見下ろしたもの）

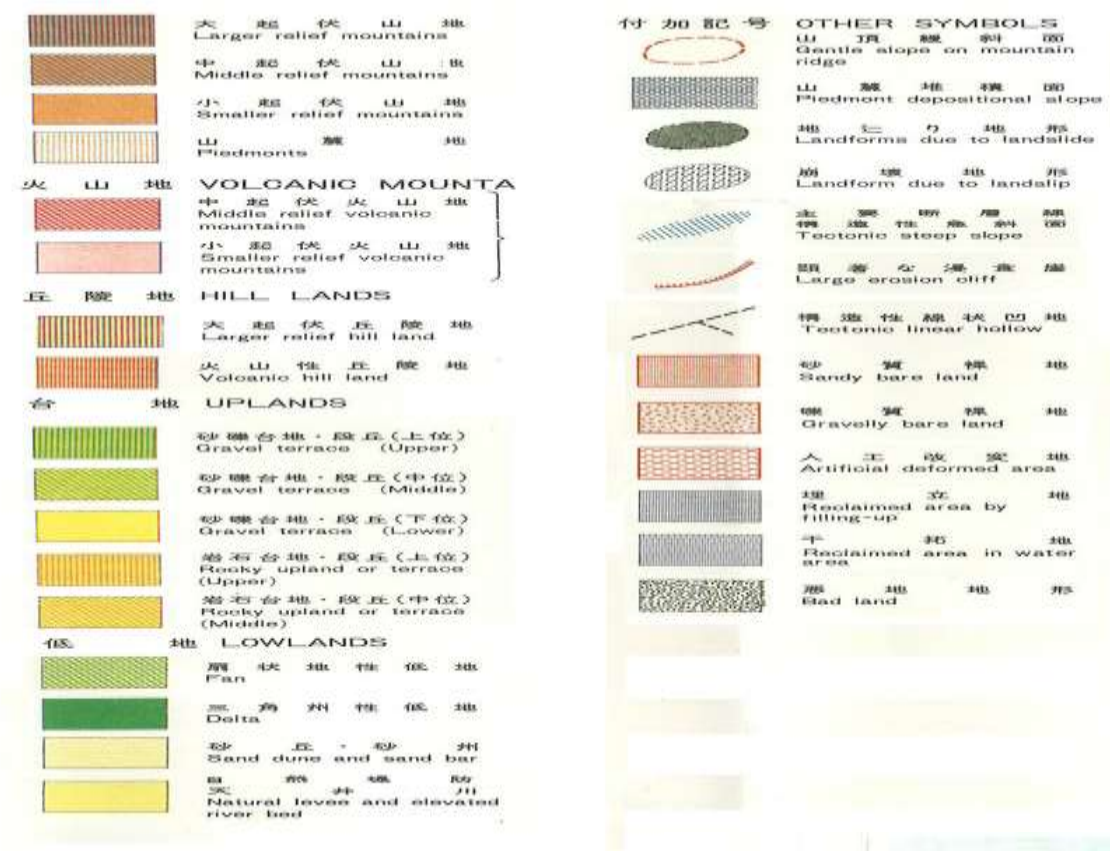

地形分類図

資料） 土地分類図(京都府)昭和 51 年、国土交通省

地質は、全体としては飛騨外縁帯に属する。地質は、基盤岩とこれを被う第三紀層と沖積層により構成される。

基盤岩である花崗岩類は中・南部に広く分布し、これらはいずれも固結した強固な岩盤を形成する。

北部の海よりには第三紀中新世に堆積した礫岩・砂岩・泥岩の互層と、西部や東部の山地部に同時期に形成された火山性の安山岩質岩石が分布し、北但層群の丹後累層などと呼ばれている。

花崗岩や安山岩などの表層部では、風化作用が進み、花崗岩は軟岩となり強風化部ではマサ土となっている。また、安山岩は風化作用を受けると赤褐色を帯びた粘性土になり、東部の一部では地すべり地となっている。

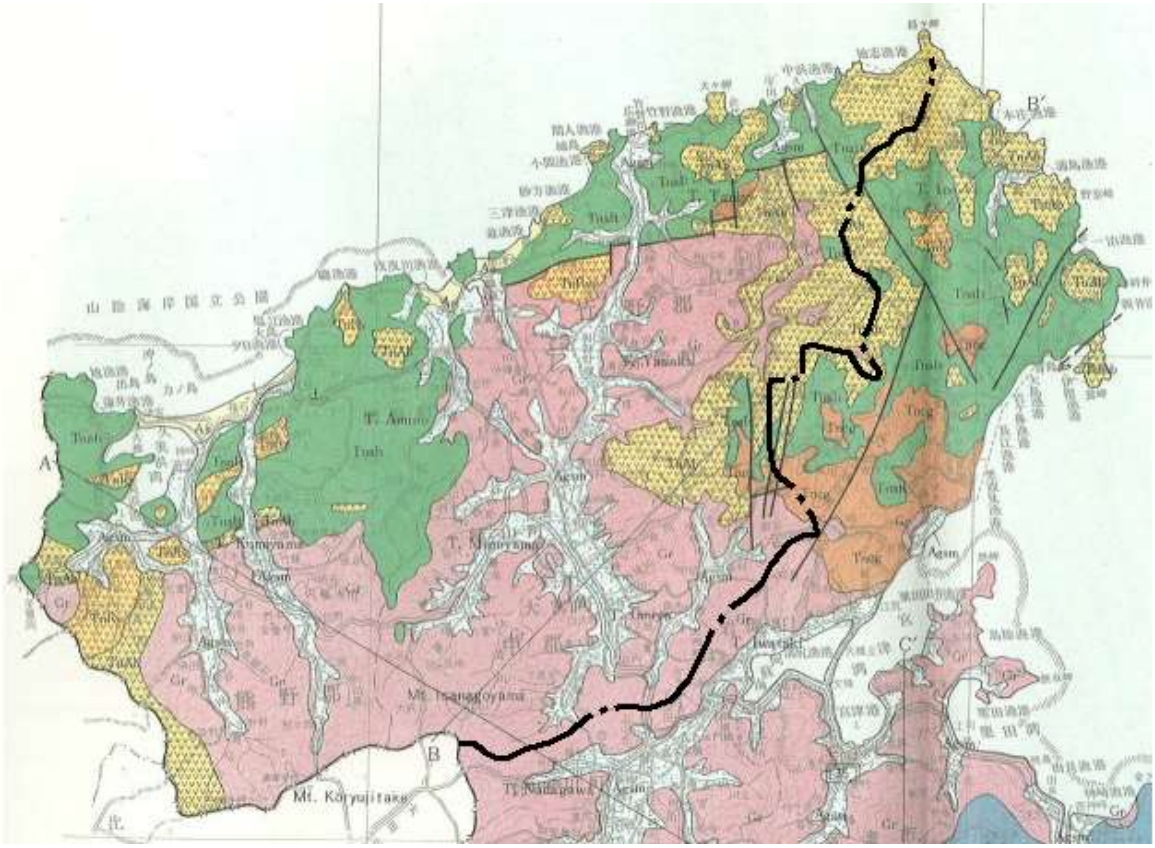

表層地質図

資料） 土地分類図(京都府)昭和 51 年、国土交通省

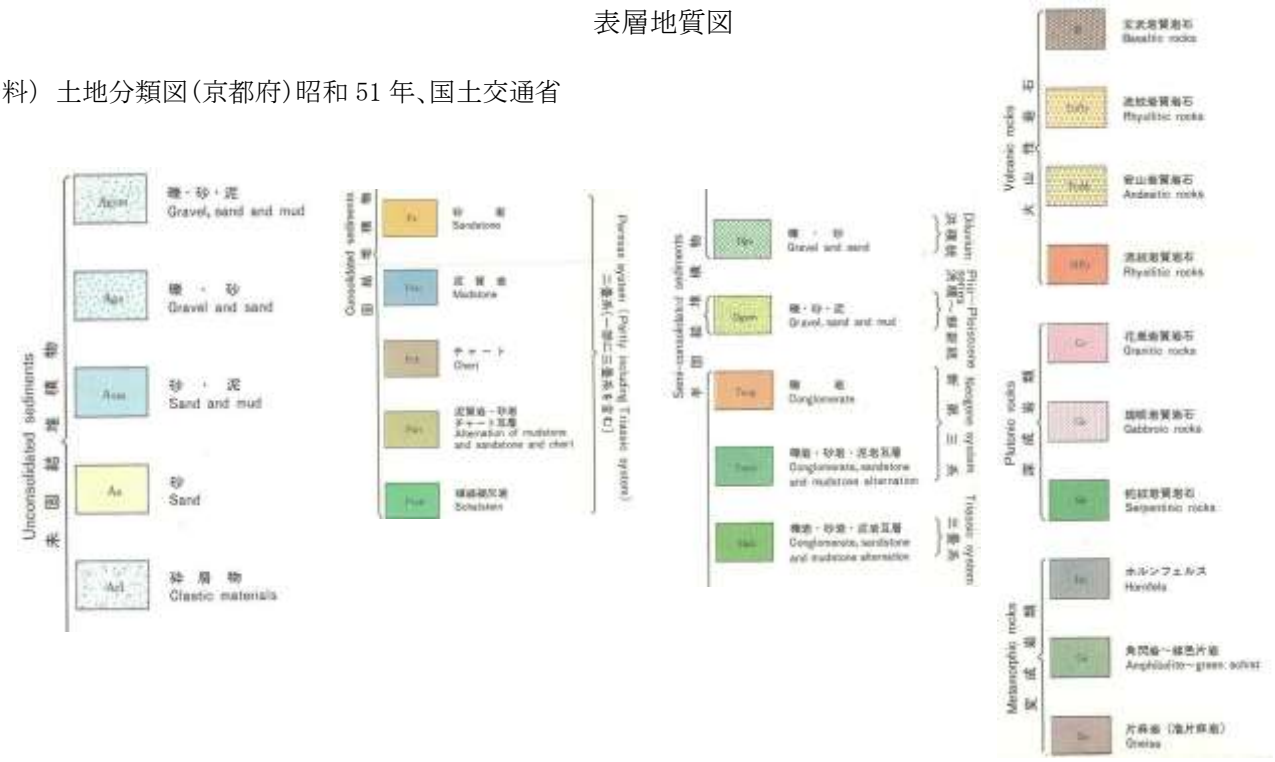

第3 気象

市の気候は、典型的な日本海型気候で、晩秋から春先にかけては時雨や雪の日が多く、北西の風によってめまぐるしく変わる丹後特有の「うらにし」を生む。積雪は、山間部では１ｍに及ぶところもある。

アメダス(観測地：間人(たいざ))によれば、1991～2020 の間の年平均値は次表に示すとおりである。平均気温は15.4℃で、夏期の８月では 26.9℃、冬期の１月で 5.3℃と寒暖の差が大きい。

丹後地域の気象(年平均：月・年)

	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量
単位	℃	℃	℃	m/s	時間	mm
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30 年	30 年	30 年	30 年	30 年	30 年
1 月	5.3	7.9	2.7	4.2	51.0	222.1
2 月	5.5	8.4	2.7	4.0	79.5	125.4
3 月	8.2	11.8	5.0	3.5	141.4	123.7
4 月	13.1	17.1	9.5	2.7	188.1	99.3
5 月	17.6	21.7	14.1	2.1	205.8	120.4
6 月	21.1	24.6	18.3	1.9	162.9	141.8
7 月	25.3	28.7	22.8	1.8	178.4	170.6
8 月	26.9	30.5	24.2	1.9	220.9	117.7
9 月	23.2	26.2	20.6	2.6	152.7	198.0
10 月	18.2	21.0	15.5	3.0	141.8	138.9
11 月	13.1	15.9	10.3	3.3	99.2	154.7
12 月	7.9	10.7	5.2	4.0	63.7	264.9
全年	15.4	18.7	12.6	2.9	1692.5	1899.1

資料) アメダス

間人(京都府)緯度：北緯 35 度 44.2 分／経度：東経 135 度 05.2 分

気象の極値

項　　目	極値(第１位)	年　月　日	統計期間
最高気温	37.9℃	2025 年 7 月 26 日	1977/2～2026/1
最低気温	-5.9℃	1981 年 2 月 26 日	1977/2～2026/1
最大風速・風向	26m北東	2004 年 10 月 20 日	1977/2～2026/1
日降水量	169 mm	1990 年 9 月 18 日	1976/4～2026/1
最大１時間降水量	51 mm	1995 年 9 月 3 日	1976/4～2026/1
月間降水量の多い方	677 mm	2005 年 12 月	1976/4～2026/1
月間降水量の少ない方	5 mm	2000 年 8 月	1976/4～2026/1
月間日照時間の多い方	319.8 時間	2025 年 7 月	2021/3～2026/1
月間日照時間の少ない方	46.9 時間	2022 年 12 月	2021/3～2026/1

資料) アメダス

間人(京都府)緯度：北緯 35 度 44.2 分／経度：東経 135 度 05.2 分

※日照時間は、2021 年 3 月 2 日から、気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値

（令和７年の月別気象）

令和７年(2025 年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和７年(2025 年)の月別及び全年の気象

月	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日	最低気温	起日	平均風速	最大風速	風向	起日	日照時間
単位	mm	mm	(月/)日	mm	(月/)日	℃	℃	(月/)日	℃	(月/)日	m／s	m／s		(月/)日	時間
1月	201.0	32.0	29 日	6.0	29 日	5.5	13.3	23 日	-1.5	10 日	4.6	16.2	西南西	9 日	88.6
2月	230.0	57.0	4 日	6.5	24 日	4.2	14.0	28 日	-2.2	6 日	5.5	18.2	西南西	5 日	58.4
3月	98.0	17.5	16 日	7.0	28 日	9.3	25.9	27 日	1.1	19 日	4.0	15.7	西	17 日	158.2
4月	41.0	18.5	13 日	6.5	13 日	13.5	28.6	19 日	3.4	1 日	3.1	14.1	西	15 日	191.4
5月	73.5	23.5	24 日	8.5	24 日	17.5	30.4	21 日	8.5	8 日	2.6	11.8	西南西	10 日	195.0
6月	114.5	45.0	23 日	12.5	23 日	23.1	34.3	16 日	13.9	2 日	2.0	11.6	西南西	4 日	180.7
7月	18.5	8.5	14 日	9.5	15 日	28.2	37.9	26 日	22.3	15 日	2.0	8.7	東北東	9 日	319.8
8月	99.5	42.5	7 日	34.0	7 日	28.4	37.8	4 日	23.3	10 日	2.0	9.4	西南西	7 日	267.1
9月	127.0	25.5	5 日	22.0	10 日	25.9	34.5	1 日	19.3	30 日	2.6	15.2	西北西	2 日	145.0
10月	150.5	29.5	4 日	15.0	16 日	19.8	29.0	11 日	10.0	29 日	4.0	12.8	北北東	20 日	109.5)
11月	97.0	20.0	9 日	8.0	1 日	13.7	20.1	6 日	5.1	19 日	3.7	13.6	西南西	27 日	129.1
12月	141.5	22.0	25 日	5.0	11 日	9.2	20.4	1 日	0.7	27 日	4.4	16.2	西北西	4 日	82.5
全年	1392,0	57.0	2月4日	34.0	8月7日	16.5	37.9	7月26日	-2.2	2月6日	3.4	18.2	西南西	2月5日	1925.3

資料）アメダス、間人（京都府）

第２節　市の社会的条件

第１ 人口等

１　人口と世帯

京丹後市の総人口は、令和２年国勢調査において 50,860 人。全体として減少傾向を示しており、昭和 55 年から令和２年の 40 年間で約 30.3%の減少となっている。一方、世帯数は 20,138 世帯で、ほぼ 変わらず 1.05 倍（昭和 55 年国勢調査 19,178 世帯）となっている。

人口	世帯数	人口密度（人／ｋ㎡）	平均世帯人員
50,860 人	20,138 世帯	101.4	2.5 人

２　年齢階層別人口と地区別人口

京丹後市においても少子高齢化は進んでおり、平成７年には高齢者人口（65 歳以上）が年少人口（14 歳以下）を上回るに至っている。

地区別人口で見ると内陸部３地区が全体の過半数を占め、他の３地区合計をやや上回る。また、久美浜、網野地区を除く４地区を流れる竹野川流域に全体の６割の人口が居住する。

（単位：人・%）

	総数	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
総数	50,860 (100)	11,337 (100)	9,575 (100)	11,778 (100)	4,657 (100)	4,671 (100)	8,842 (100)
14 歳以下	5,662 (11.2)	1,405 (12.6)	1,252 (13.2)	1,149 (9.8)	415 (8.9)	481 (10.3)	960 (10.9)
15～64 歳	25,593 (50.6)	6,039 (54.0)	5,262 (55.5)	5,783 (49.2)	2,147 (46.2)	2,201 (47.1)	4,161 (47.2)
65 歳以上	19,292 (38.2)	3,737 (33.4)	2,973 (31.3)	4,813 (41.0)	2,086 (44.9)	1,987 (42.6)	3,696 (41.9)

※　国勢調査（令和２年）

３　観光入込客

夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約 185 万人。大部分は日帰り客（令和６年実績 83%）である。

観光入込客											（単位：人）
１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月
140,723	124,396	117,637	122,870	144,679	145,380	245,541	222,929	156,417	140,850	157,839	131,829
								合　計		1,851,090	

※　令和６年観光入込客数　京都府観光入込客数等調査報告書

第2 産業

京丹後市一帯は旧来米作りや養蚕が盛んで、醸造また絹織物の発祥の地ともいわれ、特に絹織物は全国に名高い「丹後ちりめん」を生み、産業の中心となって発展してきた。しかし、和装需要の減退等によりちりめんの生産量は最盛時の７分の１を割り込む状況となっている。また、織物業と並ぶ地域の基幹産業である機械金属業は戦後急速な発展を遂げ地域経済を担ってきたが、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷や他産地との競争激化により厳しい状況が続いている。そうした中で、丹後地方の優れた自然や歴史、文化を生かした観光拠点施設や温泉施設が丹後一円に整備が進められ、広域的な観光振興が期待されている。

第3 交通

1 道路

平成 28 年 10 月 30 日に山陰近畿自動車道の京丹後大宮ＩＣ－与謝天橋立ＩＣ間が開通し、市内初の自動車専用道路として京都縦貫自動車道に接続した。これにより京都市をはじめ、関西地方への高速道路網が整備された。現在、峰山町への延伸に向けて事業中である。

また、京丹後市の道路網は、また、国道 178 号、312 号、482 号が６町を環状に結び、これを補完する形で、主要地方道及び府道が整備されている。

一方、全体としての道路改良率が 50%に満たないなど、低い整備状況にある。

2 鉄道

京丹後市の鉄道網は、一部区間を除き国道（178 号又は 312 号）とほぼ平行して、京都丹後鉄道が大宮町～峰山町～網野町～久美浜町を結んで整備されている。この路線は、ＪＲ線に接続し、京都方面へ直通特急が運行されるなど、京阪神方面への主要なアクセスとなっている。

3 バス

市内の生活路線バス交通は、丹後海陸交通(株)の運行する５路線に加え、大宮町・弥栄町１路線、久美浜町６路線及び丹後町２路線を市営バス路線として運行している。

市営バス路線については、大宮町・弥栄町１路線及び久美浜町６路線は観光バス業者に、丹後町２路線は地元ＮＰＯ法人に、それぞれ運行管理業務を委託している。

第３節　災害履歴及び考慮すべき災害特性

第1 災害履歴

１　北丹後地震による被害

1927年（昭和２年）３月７日午後６時27分頃に起きた丹後半島の頚部を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生した。全体で、死者 2,925 人、全壊家屋 5,149 戸の被害を出し、また火災が多く発生して6,459 戸が全焼した。

京丹後市においては、旧６町ごとの被害は次表に示すとおりである。家屋被害は焼失 2,166 棟、全壊3,778 棟、半壊 3,236 棟であった。

人的被害は、死亡(行方不明を含む)は 2,259 人、重傷 953 人、軽傷 1,240 人であった。

（単位:棟･人）

		総数	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
家屋被害	焼失	2,166	1,424	44	690	4	4	0
	全壊	3,778	1,295	184	1,623	91	315	270
	半壊	3,236	695	164	787	326	385	879
人的被害	死亡	2,259	1,408	50	716	10	75	0
	重傷	953	427	24	442	8	52	0
	軽傷	1,240	527	76	554	12	49	22

２　その他既往の主な災害

(1)雪害

京丹後市は、豪雪地帯の指定を受けており、雪害等により昔から雪害に悩まされてきた。

昭和２年以降の京丹後市での主な雪害の概要を以下に示す。

年次	名称	災害の種　類	月日	り災地	災害内容
昭和２年	洪水	融雪による洪水	3 月 8 日	久美浜町	各河川増水による低地での浸水
37 年	大雪	雪害	1 月 23 日	網野町	全壊７棟、半壊４棟､損壊 33 棟
38 年	豪雪	雪害	1 月～2 月	久美浜町	家屋､果樹園等に被害､人命被害無
38 年	大雪	雪害	1 月	大宮町	住宅被害 16 戸､損壊 119 戸､非住宅 86 棟
44 年	大雪	雪害	1 月 3 日	網野町	路肩崩壊
50 年	大雪	雪害	1 月 10 日	大宮町	小屋､物置全壊
50 年	大雪	雪害	1 月 13 日	網野町	農林･土木等被害３ha
51 年	51 年末～52 年にかかる大雪	雪害	S51.12.26 ～S52.3.5	網野町	住宅一部損壊 12 件､工場一部損壊３件､道路被害５箇所､山林被害 74ha 他
56 年	大雪	雪害	1 月 20 日	網野町	住宅一部損壊 24 戸､道路･水路損壊他
56 年	大雪	雪害	1 月～3 月	弥栄町	住宅全壊１戸､一部損壊 46 棟､倉庫全壊･一部損壊 103 棟
平成17年	大雪	雪害	H17.12 月～H18.1 月	京丹後市	重傷２名、軽傷 11 名 住宅半壊１棟、住宅一部損壊 71 棟、非住家全壊 13 棟、非住家半壊７棟
22年	大雪	雪害	H22.12 月～H23.2 月	京丹後市	重傷１名、住宅一部損壊７棟、非住家全壊 19 棟、非住家半壊５棟

年次	名称	災害の種類	月日	り災地	災害内容
平成 24 年	大雪	雪害	1 月～2 月	京丹後市	住家全壊１棟、住家半壊１棟、住家一部損壊５棟、非住家全壊９棟、非住家半壊１棟
29 年	大雪	雪害	2 月	京丹後市	住家一部損壊 13 棟

(2)台風・集中豪雨災害

京丹後市では、過去からたびたび台風・集中豪雨による被害が発生している。主な被害を以下の表に示す。

年次	名称	災害の種類	月日	り災地	災害内容
昭和９年	第一室戸台風	風水害	9 月 21 日	久美浜町､大宮町	
34 年	伊勢湾台風	風水害	9 月 26 日	久美浜町､大宮町､丹後町､弥栄町	久美浜町で死者６名､重軽傷者 61 名､全壊 197 戸他。丹後町で竹野川護岸決壊｡他被害多
36 年	第二室戸台風	風水害	9 月 16 日	久美浜町､大宮町､網野町	死者１名、軽傷５名､全壊 75 戸､半壊 74 戸他､浸水被害多。
47 年	台風 20 号	風水害	9 月 16 日	久美浜町､大宮町､丹後町､峰山町､網野町､弥栄町	死者２名、全壊３棟、半壊５戸、床上浸水 94 戸､床下浸水 1347 戸､道路･河川他被害多
平成２年	台風 19 号	風水害	9 月 18 日～20 日	峰山町､弥栄町	半壊１戸、一部損壊２戸、床上浸水２戸､床下浸水 62 戸他
7 年	大雨	水害	7 月 2 日～6 日	弥栄町	床下浸水３棟、道路損壊２箇所、河川損壊５箇所
16 年	台風 23 号	風水害	10 月 20 日～21 日	京丹後市全域	京丹後市に災害救助法適用 死者２名､重軽傷者 18 名 全壊９棟、半壊 100 棟、一部損壊 1,377 棟、床上浸水 85 棟､床下浸水 625 棟(以上住家) 、非住家被害 94 棟 断水、停電、電話不通､道路･河川他被害多数
18 年	平成 18 年 7 月豪雨	水害	7 月 15 日～19 日	丹後町間人地区	大規模な地すべりが発生 死者２名、全壊家屋３棟、床下浸水 12 棟、文教施設２箇所、道路冠水７箇所、道路崩壊 18 箇所、橋梁被害１箇所、林地崩壊 64 箇所、停電 600 戸、農道 59 箇所、農林水産業施設 83 箇所、畦畔崩壊 82 箇所、林道 34 箇所、り災世帯２世帯、罹災者数 12 人
19 年	大雨	水害	9月9日	丹後町	200 ㎥の崩土が落石防止ネットをつきやぶり国道の路面を半車線ふさぐ。
20 年	大雨	水害	7月28日	京丹後市全域	ビニールハウス等１箇所、ブロック塀等２箇所、河川 94 箇所、崖崩れ 32 箇所、橋梁４箇所、畦畔崩壊 58 箇所、砂防２箇所、地すべり４箇所、鉄道不通２箇所、土石流１箇所、道路(その他) 57 箇所、道路冠水 65 箇所、道路崩壊 39 箇所、農道 51 箇所、農林水産業施設 49 箇所、文化財関係

年次	名称	災害の種類	月日	り災地	災害内容
					1箇所、文教施設1箇所、林地崩壊15箇所、林道5箇所、その他116箇所
21年	大雨	水害	8月9日	京丹後市全域	ブロック塀等1箇所、河川19箇所、崖崩れ17箇所、畦畔崩壊7箇所、地すべり2箇所、道路(その他) 8箇所、道路冠水9箇所、道路崩壊7箇所、農道4箇所、農林水産業2箇所、農林水産業施設3箇所、文教施設1箇所、林地崩壊2箇所、林道5箇所、その他13箇所
23年	台風2号	水害	5月29日	京丹後市	住家床上浸水3棟、住家床下浸水37棟、道路崩壊19箇所、河川27箇所、林地崩壊10箇所、農道101箇所、農林水産業施設152箇所、畦畔崩壊160箇所
29年	台風18号	風水害	9月17日	京丹後市全域	住家床上浸水79棟、住家床下浸水542棟、道路606箇所、橋梁6箇所、河川450箇所、崖崩れ60箇所、農道278箇所、農林水産業施設358箇所、畦畔崩壊269箇所
29年	台風21号	風水害	10月21日	京丹後市全域	重傷1名(令和元年に災害関連死)、住家一部損壊2棟、住家床下浸水4棟、非住家被害10棟、農地21箇所、道路131箇所、河川108箇所、崖崩れ13箇所、ビニールハウス15箇所、農道36箇所、農林水産業施設35箇所、畦畔崩壊10箇所
30年	7月豪雨	水害	7月5日～8日	京丹後市全域	京丹後市に災害救助法適用 住家床上浸水7棟、住家床下浸水52棟、道路376箇所、河川413箇所、崖崩れ159箇所、農道221箇所、農林水産業施設200箇所
30年	大雨	水害	9月8日～11日	京丹後市全域	住家床下浸水2棟、道路20箇所、河川11箇所、崖崩れ1箇所、農道6箇所、農林水産業施設7箇所
30年	台風24号	水害	9月30日～10月1日	京丹後市全域	住家一部損壊2棟、住家床上浸水4棟、住家床下浸水85棟、非住家被害1棟、文教施設1箇所、道路151箇所、河川129箇所、崖崩れ5箇所、停電949戸、ビニールハウス4箇所
令和3年	大雨	水害	8月3日	京丹後市全域	住家床下浸水1棟、道路18箇所、河川9箇所、文教施設3箇所、農林水産業施設51箇所、停電1,097戸
3年	大雨	水害	8月14日～15日	京丹後市全域	非住家床下浸水2棟、住家被害1棟、非住家被害1棟、道路52箇所、河川34箇所、農林水産業施設43箇所、崖崩れ8箇所、停電733戸

(3)平成９年１月ナホトカ号油流出災害

年次	名称	災害の種　類	月日	り災地	災害内容
平成９年	ナホトカ号油流出災害	油流出	１月９日～	網野町、丹後町、久美浜町	平成９年１月２日未明、ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」が航行中、隠岐諸島北北東約106km の海上において、船体が折損し、船尾部が沈没、船首部は半没状態で漂流した。この事故によりナホトカ号から流出した重油は、１月９日早朝に丹後半島の網野、丹後、久美浜３町の海岸線に漂着した。その後１月 12 日以降、伊根町、さらに舞鶴市冠島付近など範囲を拡大しながら、大量の重油が砂浜や岩場に漂着。結局、島根県から秋田県に及ぶ日本海側１府８県（富山県を除く）に漂着し、甚大な被害をもたらした。

※　資料編１－１　京丹後市災害履歴

第2 考慮すべき災害特性

1 地震による被害

「京都府地震被害想定調査」によれば、京丹後市付近の想定震源としては、右図に示す⑤上林川断層地震と⑥若狭湾内断層地震があげられている。これによれば、京丹後市の想定震度は、いずれの地震においても、大部分の地域で震度５弱、一部の地域で震度５強と、報告されている。

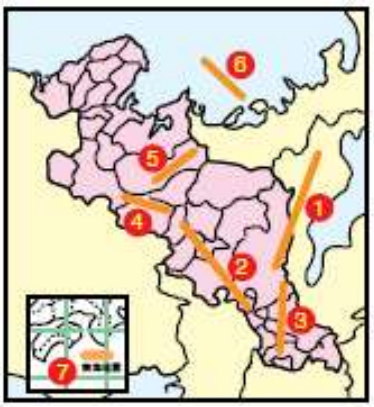

想定震源

これとは別に、地震調査研究推進本部の「山田断層帯の長期評価について」（平成 16 年 12 月８日）によれば、以下のように報告されている。

山田断層帯は山田断層帯主部と郷村断層帯に区分され、前者は、京都府宮津市北部から与謝野町を経て、兵庫県豊岡市但東（たんとう）町に至る断層帯である。断層帯の長さは約33kmで、ほぼ北東－南西方向に延びており、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する成分を伴う断層である。後者は、京都府丹後半島北西沖合いの海域から京都府京丹後市大宮町口大野付近に至る断層帯である。陸上部の長さは約13kmであるが、海底部まで含めた長さは約34kmもしくはそれ以上である。ほぼ北北西－南南東方向に延びており、左横ずれを主体とし、南西側が相対的に隆起する成分を伴う断層である。

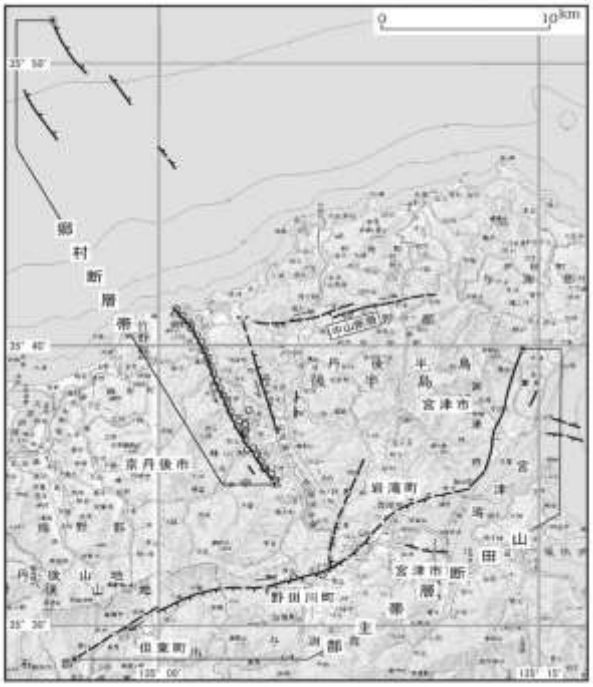

山田断層帯の評価で考慮された断層

山田断層帯主部の最新活動時期は、約３千３百年前以前であったと推定されるが、平均活動間隔は不明である。

郷村断層帯の最新活動時期は 1927 年（昭和２年）の北丹後地震である。平均活動間隔は、１万－１万５千年程度である可能性がある。

将来の活動については、山田断層帯主部は、全体が１つの活動区間として活動する可能性があり、断層帯の長さが約 33 kmであることからマグニチュードは 7.4 程度と推定されている。地震発生の可能性は、平均的な活動間隔に関するデータが得られていないため、将来における地震発生の可能性は不明である。

郷村断層帯については、全体が１つの活動区間として活動する可能性があり、断層帯の長さが約 34 km以上であることからマグニチュードは 7.4 程度もしくはそれ以上と推定されている。本断層帯では、平均活動間隔が約６千９百年以上、最新活動時期が 1927 年（昭和２年）の北丹後地震であることから、今後 30 年以内、50 年以内、100 年以内、300 年以内の地震発生確率は、いずれもほぼ０％となる。

気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月 31 日より改定：一部略記）

		震度５弱	震度５強	震度６弱	震度６強
屋内の状況		電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
屋外の状況		まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
木造建物	耐震性低	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
	耐震性高	―	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
鉄筋コンクリート造建物	耐震性低	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
	耐震性高	―	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
地盤		亀裂※1や液状化※2が生じることがある。		地割れが生じることがある。	大きな地割れが生じることがある。
斜面等		落石やがけ崩れが発生することがある。		がけ崩れや地すべりが発生することがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（注 4） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 5） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

２　積雪の地震被害に対する影響

京丹後市は冬期の積雪が著しい地域に含まれる。積雪期に地震が発生すると、通常の雪害よりも大きな被害を与える可能性が高いと考えられる。以下に、被害を拡大する要因を整理した。

被害拡大要因	対策阻害要因	対策増加要因
●家屋被害の拡大 屋根上の積雪加重により、倒壊家屋の多発が予想される。また、１階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、２階部分の被害の多発が予想される。これらの家屋は、融雪とともに全壊へ進むものと予想される。 ●火災の発生 家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大することが予想される。また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。 ●雪崩の発生 地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、降雪が多く積雪が不安定の場合は、表層雪崩の発生も懸念される。 ●人的被害の多発 家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。また、屋根雪の落下や雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。	●情報活動の阻害 道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により、孤立集落の多発が予想され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。 ●消防活動の阻害 消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。 ●救出活動の阻害 倒壊家屋の屋根の雪で、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される、 ●重要施設応急復旧活動の阻害 復旧は除雪しないと被害箇所に到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。	●被災者、避難者の生活確保 被災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化することが予想される。 ●除雪 地震後も降雪が続いた場合、全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

3 その他の災害による被害と防災上留意要素項目

災害類型		被害のあらまし	防災上留意すべき要素項目
台風災害		・洪水氾濫 ・土砂崩れ、山崩れ ・風害 ・上記による家屋の浸水、倒壊、損壊、道路・鉄道等交通機関、電力・通信・水道等の機能まひ 農林水産業・商工業被害	降雨量、河川水位（特に上流域） 気象予警報（特に水防警報、高潮警報及び台風情報）、危険箇所の状況
集中豪雨災害		・洪水氾濫 ・土砂崩れ、山崩れ、土石流 ・上記による家屋の浸水、倒壊、損壊、道路・鉄道等交通機関、電力・通信・水道等の機能まひ 農林水産業・商工業被害	降雨量、河川水位（特に上流域） 気象予警報（特に水防警報及び大雨情報）、危険箇所の状況
雪害	豪雪災害	・雪崩、地すべり ・上記及び積雪による家屋の倒壊、損壊、道路・鉄道等交通機関、電力・通信・水道等の機能まひ、農林水産業・商工業被害	降雪状況、日照・気温等の大きな変化、気象予警報（特に雪崩注意報、地震情報）、危険箇所の状況 住民通報
	融雪災害	・雪崩、地すべり ・洪水氾濫 ・上記による豪雨災害、豪雪災害と同様の被害	降雪・降雨状況、日照・気温等の大きな変化、気象予警報（特に雪崩注意報、地震情報）、河川の状況（河道閉塞、水位）、危険箇所の状況、住民通報
鉄道事故災害		・車両火災、爆発 ・多数の救急・救助事案 ・危険物、有毒ガスの流出	発生箇所（トンネル、橋梁、周辺地域における住宅、危険物取扱施設の有無）、事故の態様（脱線、転覆、衝突、火災、車両からの危険物の流出等）
航空機事故災害		・航空機火災、爆発 ・多数の救急・救助事案 ・危険物、有毒ガスの流出	発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物取扱施設の有無）、航空機の種類（ヘリコプター、小型飛行機、旅客機、軍用機等）
道路事故災害		・車両火災、爆発 ・多数の救急・救助事案 ・危険物、有毒ガスの流出	発生箇所（特にトンネル、橋梁）、事故の態様（施設の損壊、多数車両衝突、火災発生の有無、大型バスの関係の有無等）、危険物（流出、炎上、爆発の有無、名称・量）
危険物等事故災害		・火災、爆発 ・有毒ガスの流出 ・有害物質による大気・水質汚染	発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設の有無） 危険物の名称・量
放射性物質	運搬途上事故災害 不法投棄事故災害	・放射性物質による汚染・漏えい ・風評による農林水産業・商工業被害	発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設の有無） 不法投棄物、輸送物の種類・型式
	取扱施設事故災害	・放射性物質による汚染・漏えい ・風評による農林水産業・商工業被害	事故の規模・内容、気象条件の如何による影響の有無

4　地区別災害特性

地区	風水害	地震
峰山町	竹野川、鱒留川、小西川沿いの谷底平野などで水害の危険性がある。	竹野川沿いの谷底平野で震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性がある。 竹野川、鱒留川、小西川の主要な谷底平野部で液状化の可能性がある。
大宮町	竹野川、常吉川、久住川などの河川沿いの谷底平野などでの水害の危険性がある。	竹野川沿いの谷底平野で震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性がある。 竹野川沿いの谷底平野部で液状化の可能性がある。
網野町	福田川、新庄川、大橋川、木津川などの河川沿いの谷底平野、海岸平野などで水害の危険性がある。 日本海沿岸部の海岸平野などで高潮の危険性がある。	福田川、新庄川、大橋川、木津川などの河川沿いの谷底平野、海岸平野などで震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性があり、液状化の可能性がある。
丹後町	竹野川、宇川などの河川沿いの谷底平野、海岸平野などで水害の危険性がある。 日本海沿岸部の海岸平野などで高潮の危険性がある。	竹野川、宇川などの河川沿いの谷底平野、海岸平野などで震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性があり、海岸平野や谷底平野部で液状化の可能性がある。
弥栄町	竹野川、鳥取川沿いの谷底平野で水害の危険性がある。	竹野川沿いの谷底平野で、震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性があり、液状化の可能性がある。
久美浜町	久美谷川、川上谷川、佐濃谷川沿いの谷底平野、海岸平野などで水害の危険性がある。 久美浜湾及び日本海沿岸部の海岸平野などで高潮の危険性がある。	久美谷川、川上谷川、佐濃谷川沿いの谷底平野、海岸平野などで震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性があり、谷底平野や海岸平野部で液状化の可能性がある。

第４章　防災ビジョン

第１節　計画の基本理念

第1 基本理念

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響で海面水位の上昇、豪雨や台風の強度の一層の増大など、水害や土砂災害、高潮災害等の頻度や規模の増大が懸念されている。また、都市化、少子高齢化、国際化、情報化等の社会構造の変化に伴い、ひとたび災害が発生した場合に想定される被害の大規模化、被害態様の複雑化・多様化の潜在的可能性が増している。

そのため、この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

1　災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、京都ＢＣＰにより、早期の復旧・復興に努める。

2　災害に対しては、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう努める。

3　災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、市民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。

4　防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。

5　災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等市民相互間の自主的な防災活動の支援に努める。

6　平成 23 年３月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害対策の推進に努める。

第2 基本理念の展開方向

基本理念を具体化するためには、長期的なビジョンのもと、予防・警戒・応急・復旧の各計画分野を一貫する体系的かつ総合的な地域防災計画を確立し、市の各部・各支部、市民、事業所・団体、その他市域にあるすべての組織、人々が手を携えて、その実現をめざすことが必要である。基本理念の具体化として、以下の４点を掲げて取り組むこととする。

1　災害に強いまちをつくる

2　防災施設・設備等を整備・強化する

3　防災行動力を向上させる

4　実際的な警戒・応急・復旧計画を確立する

基本理念の具体化は、おおむね以下の展開方向を重点課題として推進する。

1　災害に強いまちをつくる

展開方向	あらまし
防災空間の確保	□市街地における道路、広場、公園、緑地等の確保 □市街地における消防水利の確保、耐災化の推進 □林地における林道、防火帯、消防水利の確保
建築物の不燃化、耐震化の促進	□既存建築物の耐震診断、改修の促進 □市街地における防火地域、準防火地域の指定
防雪対策の強化	□道路除雪対策の強化 □雪崩危険箇所における雪崩防止柵等の整備
治山、治水対策の促進	□山地災害危険地区における治山の促進及び推進 □主要河川整備の促進、普通河川・沢地の整備推進 □土砂災害警戒区域等の整備 □防災に配慮した土地利用の誘導 □危険地域等に関する情報公開の推進
港湾海岸施設防災施策等の促進	□国土交通省所管海岸保全区域における風浪による海岸侵食防止工事の促進 □港湾環境・侵食対策事業の促進 □船舶保安対策の実施 □各種水産施設整備事業の促進
公共公益施設の耐災化の推進	□上下水道、観光拠点施設及び国・府・市道の耐災化 □電力、電話、ガスの耐災化の促進 □その他公共公益施設における施設・設備の耐災化
福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進	□建築物や歩道、案内標識等都市空間におけるバリアフリー化 □鉄道、バス等交通機関、公共公益施設における設備のバリアフリー化 □住民が相互に支えあう地域社会づくり

2　防災施設・設備等を整備・強化する

展開方向	あらまし
防災拠点機能の整備	□市本部、支部としての防災拠点の強化 □常備消防力の整備強化 □その他地区における防災拠点の整備 □災害に強い情報通信ネットワークの整備
安全避難のための環境整備	□災害危険区域に関するハザードマップの作成 □市街地における指定緊急避難場所の確保 □要配慮者の安全避難支援体制の確保
円滑な救援・救護対策実施のための環境整備	□緊急輸送環境の整備 □市立病院を中心とした災害時医療救護体制の整備 □社会福祉施設等を中心とした要配慮者支援体制の整備 □被災者救援体制の整備
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策	□所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備 □災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等

3　防災行動力を向上させる

展開方向	あらまし
市民・職員の防災行動力の向上	□防災知識の普及、防災意識の啓発 □危険区域に関する情報の公開 □防災訓練の充実
自主防災組織等の充実	□消防団の充実 □事業所等自衛消防組織の充実 □自主防災組織の充実
家庭内備蓄・事業所内備蓄の確保	□救助活動等防災のための資器材の備蓄 □水・食料・生活必需品等物資備蓄の促進

4　実際的な警戒・応急・復旧対策計画を確立する

展開方向	あらまし
役割分担・連携方法・実施手順の明確化	□対策要員確保のためのルールの確立 □事態の推移に即した具体的実施要領の作成 □各部課・市民局・各機関・市民・事業所相互の分担・連携の整備
応援・支援受入れ体制の確立	□応援・支援受入れ手順等の整備 □専門ボランティアの登録促進 □一般ボランティア受入れ体制の確立
防災に関する調査、研究の推進並びに成果活用のための体制確立	□予知・予測等に関する研究成果の収集・活用 □他市町村が経験した災害事例に関する情報収集、成果活用 □災害対策基本法想定外の事故事例に関する情報収集、成果活用

第２節　今後１０年を期間として達成すべき基本目標

「京丹後市総合計画」をはじめとする市計画に基づき、府・国・防災関係機関並びに市民・事業所と連携・協力し、以下について、今後 10 年を期間として達成するよう努める。

基本理念	達成すべき基本目標
災害に強いまちをつくる	□都市計画マスタープランの作成（用途地域等の検討） □身近な公園・緑地空間の整備 □河川改修事業、内水対策事業、港湾整備事業 □渇水や災害に強い上下水道施設の整備 □災害発生時における円滑な移動の確保等を考慮した道路交通ネットワーク整備 □除雪体制の整備 □ＣＡＴＶ等広域情報ネットワークの整備 □電子自治体構築事業 □市主要施設及び木造住宅の耐災化 □土砂災害等危険地域対策事業 □雪崩危険地対策事業 □保安林整備 □市の景観にマッチした避難誘導標識の整備 □駅・公共施設等のバリアフリー化
防災施設・設備等を整備・強化する	□デジタル防災無線システム（同報系含む）の充実 □府衛星通信防災情報システムとの機能連携 □災害の多様化にあわせた消防力の充実 □各種ハザードマップの作成 □市立病院を中心とした災害時医療救護体制の充実 □支部等地区拠点における防災備蓄の強化 □防災拠点施設の整備
防災行動力を向上させる	□想定される災害類型毎の総合防災訓練の実施 □消防団、自主防災組織の強化 □各種災害応援協定の拡充 □家庭内備蓄、事業所内備蓄１週間分確保の徹底
実際的な警戒・応急・復旧計画を確立する	□個別警戒・応急・復旧対策マニュアルの整備 □各種専門ボランティアの確保 □ボランティアセンターの整備、充実

第２編　災害予防計画

第１章　気象等観測・予報計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

1　府等から連絡を受けた気象等の観測及び防災のために予想した状況に関する情報については、市民が「自らの安全は自ら守る」ことが必要かつ十分に行えるよう、市の有するあらゆる伝達手段を駆使し市民に対し迅速かつ的確に伝達する。

2　市民からの問い合わせに的確に対応できるよう各市民局及び市各部出先関係機関に対しては、周知漏れのないよう伝達するものとし、伝達完了後の所管各部による総務部(総務防災課)への復命を徹底する。

第２節　気象等観測情報の発表基準、伝達系統及び方法

第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警報レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第2 一般の利用に適合する予報及び警報

1　特別警報

(1) 特別警報の種類

ア　気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報）

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報

大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当

イ　高潮特別警報

高潮による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報

避難が必要とされる警戒レベル４に相当

ウ　波浪特別警報

波浪、うねり等による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報

(2) 気象警報に含めて行う特別警報

地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等）の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(3) 特別警報の発表基準

種類	特別警報の発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

2 警報

(1) 警報の種類

ア 気象警報（暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報）

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害が予想される場合の警報

大雨については、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当

イ 洪水警報

洪水による重大な災害が予想される場合の警報

高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当

ウ 高潮警報

高潮による重大な災害が予想される場合の警報

避難が必要とされる警戒レベル４に相当

エ 波浪警報

波浪、うねり等による重大な災害が予想される場合の警報

(2) 気象警報に含めて行う警報

地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等）及び浸水の警報は、その警報事項を気象警報に含めて行われる。

ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水警報、高潮に起因する場合は高潮警報、津波に起因する場合は津波警報が行われる。

(3) 警報の発表基準

発表官署　京都地方気象台（令和７年５月２９日現在）

種類		警報の発表基準
大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	9
大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	121
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=5.6，宇川流域=17.9，竹野川流域=16.5，大橋川流域=3.4，福田川流域=7.7，木津川流域=8.4，佐濃谷川流域=9.3，川上谷川流域=10.2，栃谷川流域=3.5，久美谷川流域=5.2，吉永川流域=6.5，小西川流域=5.6，鱒留川流域=11.4，新庄川流域=4.7，俵野川流域=4.6，三原川流域=5.7，長野川流域=5.2，円頓寺川流域=4.9，大谷川流域=5

種類		警報の発表基準	
	複合基準※1	竹野川流域=(5, 14.8), 大橋川流域=(7, 3), 福田川流域=(5, 6.2), 木津川流域=(5, 7.2), 佐濃谷川流域=(5, 8.3), 川上谷川流域=(9, 9), 栃谷川流域=(5, 3.4), 久美谷川流域=(7, 4.6), 小西川流域=(5, 5), 鱒留川流域=(5, 10.2), 新庄川流域=(7, 3.9), 俵野川流域=(5, 4.1), 大谷川流域=(5, 4.5)	
	指定河川洪水予報による基準	―	
暴風	平均風速	陸上	20m/s
		海上	25m/s
暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
		海上	25m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 50cm
		山地	12 時間降雪の深さ 50cm
波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.1m	

※1(表面雨量指数，流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

3 注意報

(1) 注意報の種類

ア 気象注意報（風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報）

風雪、強風、大雨又は大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

大雨注意報は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２

イ その他の気象注意報

次の場合にはそれぞれの気象現象名を冠した注意報が行われる。

(ｱ) 濃霧注意報　濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(ｲ) 雷注意報　落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(ｳ) 乾燥注意報　空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に、注意を喚起するための予報

(ｴ) なだれ注意報　なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(ｵ) 着雪注意報　着雪が著しく通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(ｶ) 霜注意報　晩霜により農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(ｷ) 低温注意報　低温のため農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(ｸ) 着氷注意報　著しい着氷により通信線や送電線、船体等への被害が生ずると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(ｹ) 融雪注意報　融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生すると予想される場合に、注意を喚起するための予報

ウ 洪水注意報

大雨、長雨、融雪等のため河川が増水し、洪水による災害が起こるおそれがあると予想される場

合に、注意を喚起するための予報

自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２

エ　高潮注意報

台風等のため海面の異常上昇による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２

高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当

オ　波浪注意報

風浪、うねり等による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(2) 気象注意報に含めて行う注意報

地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等）及び浸水の注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行われる。

ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水注意報、高潮に起因する場合は高潮注意報、津波に起因する場合は津波注意報が行われる。

(3) 注意報の発表基準

発表官署　京都地方気象台　（令和７年５月２９日現在）

種類		注意報の発表基準	
大雨	表面雨量指数基準	6	
	土壌雨量指数基準	86	
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=4.4，宇川流域=14.3，竹野川流域=13.2，大橋川流域=2.7，福田川流域=5.8，木津川流域=6.7，佐濃谷川流域=7.4，川上谷川流域=8.1，栃谷川流域=2.7，久美谷川流域=4.2，吉永川流域=5.2，小西川流域=4.4，鱒留川流域=9.1，新庄川流域=3.8，俵野川流域=3.7，三原川流域=4.6，長野川流域=4.2，円頓寺川流域=3.9，大谷川流域=4	
	複合基準※1	吉野川流域=(5，3.5)，宇川流域=(5，11.4)，竹野川流域=(5，13.2)，大橋川流域=(5，2.2)，福田川流域=(5，5.6)，木津川流域=(5，6)，佐濃谷川流域=(5，5.9)，川上谷川流域=(5，6.5)，栃谷川流域=(5，2.2)，久美谷川流域=(5，3.3)，吉永川流域=(5，4.2)，小西川流域=(5，3.5)，鱒留川流域=(5，7.3)，新庄川流域=(5，3.5)，俵野川流域=(5，2.9)，三原川流域=(5，3.6)，長野川流域=(5，4.1)，円頓寺川流域=(5，3.9)，大谷川流域=(5，3.2)	
	指定河川洪水予報による基準	－	
強風	平均風速	陸上	12m/s
		海上	15m/s
風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
		海上	15m/s　雪を伴う
大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 20cm
		山地	12 時間降雪の深さ 20cm
波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	0.8m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m

種類	注意報の発表基準
乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 70%
なだれ	①積雪の深さ 40cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 70cm 以上あり最高気温7℃以上又はかなりの降雨※2
低温	最低気温−4℃以下※3
霜	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で具体的には最低気温 4℃以下になると予想される場合
着雪	24 時間降雪の深さ:30cm 以上 気温:0℃～3℃

※1(表面雨量指数，流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
※2 気温は舞鶴特別地域気象観測所の値
※3 気温は舞鶴特別地域気象観測所の値

※ 資料編４－３ 気象等観測情報の発表基準等

4 注意報・警報の発表、解除

ア 注意報は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

イ いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

ウ 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行われる。

5　注意報・警報の伝達

注意報・警報は、「注意報・警報伝達様式」を用いて伝達される。

なお、伝達系統図は、以下のとおりである。

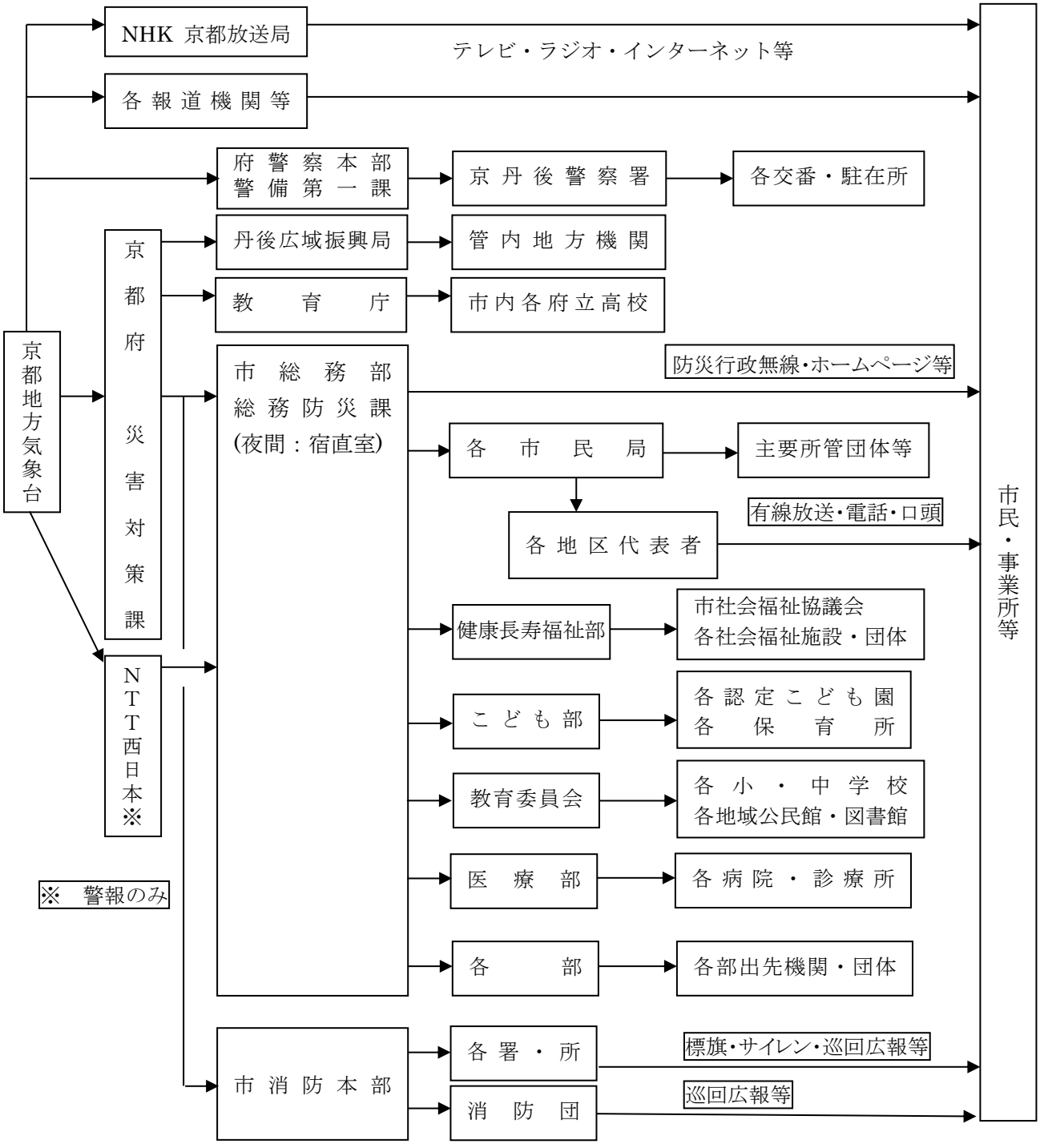

6　気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

ア　予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。

イ　補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の留意点等を具体的に解説するもの。

ウ　解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の２種類がある。

(1) 台風情報

ア　発表

「令和○○年台風第○○号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。

イ　内容

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ぜられる。

ウ　伝達

台風情報は、「台風情報伝達様式」を用いて伝達される。

(2) 大雨（雪）情報

ア　発表

「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。

イ　内容

大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ぜられる。

ウ　台風情報との関係

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表するので、大雨情報は発表されない。

エ　伝達

大雨（雪）情報は、「大雨（雪）情報伝達様式」を用いて伝達される。

(3) 記録的短時間大雨情報

ア　発表

記録的短時間大雨情報は、気象庁が発表する。

イ　発表基準

１時間に９０ミリ以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、その事実が報ぜられる。

ウ　意義

記録的短時間大雨情報における１時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。

このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすく、特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。

この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。

エ　伝達

記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨伝達様式」を用いて伝達される。

(4) 土砂災害警戒情報

ア　発表

「土砂災害警戒情報」は、土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の 109 雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。

また、２時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した１キロメッシュがあった場合には、該当市町村（京丹後市内においては合併前旧町単位）に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。

イ　発表基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に京都府と京都地方気象台が協議して行う。

(1)発表　大雨警報または大雨特別警報発表中に気象庁が作成する降雨予測に基づき作成された指標が監視基準に達した場合

(2)解除　実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合や無降水状態が長時間継続している場合

ウ　内容

土砂災害警戒情報は、「警戒対象地域」、「警戒文」及び「補足情報」で報じられる。

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

※　土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

エ　京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）による監視

「京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）」は、ホームページ及び携帯で公開され、その土砂災害警戒情報は、土砂災害による危険度を気象台から提供された予測雨量等に基づき４段階の危険度（色）が電子地図上の１キロメッシュごとに表示される。

色が持つ意味			避難情報	警戒レベル
黒	災害切迫	実況値がすでに大雨特別警報（土砂災害）の基準値以上となった場合	緊急安全確保	警戒レベル５相当情報
紫	危険	実況値又は２時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合	避難指示	警戒レベル４相当情報
赤	警戒	実況値又は２時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）基準以上となる場合	高齢者等避難	警戒レベル３相当情報

黄	注意	実況値または２時間先までの予測値が大雨注意報の基準以上となる場合	－	警戒レベル２相当情報

本市においては、これらの情報をもとに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の判断を行うものとする。

(5) 竜巻注意情報

ア 発表

竜巻注意情報は、気象庁が発表する。

イ 内容

雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、京都府北部、南部に分けて発表される。

ウ 意義

本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。

エ 伝達

竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達される。

オ 有効期間

この情報の有効期間は、発表から１時間である。

(6) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命に危険が迫っているため直ちに身の安全を確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命に危険が迫っているため直ちに身の安全を確保が必要とされる警戒レベル５に相当。

・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

注 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

(7) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府北部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(8) その他の気象情報

ア 標題

その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表される。

イ 種類

その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、少雨、低温及び異常潮位等がある。

ウ 構成

定形化されていない気象情報は、

(ｱ) 標題
(ｲ) 発表年月日等
(ｳ) 発表機関等
(ｴ) 見出し
(ｵ) 本文

により構成される。

エ 意義

これらの情報は、次の場合に発表される。

(ｱ) 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合
(ｲ) 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがる恐れがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

オ 伝達

定形化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を定めないが、正確で迅速な伝達に努める。

第3 指定河川に対する水防警報等

1 実施区域及び発表基準

京丹後市においては、次表の河川について、京都府丹後土木事務所長より水防警報が発表される（水防警報河川：水防法第 16 条第１項）。また、福田川、竹野川、佐濃谷川、川上谷川、宇川については、避難判断水位（特別警戒水位）への水位の到達情報を通知および周知する河川（水防法第 13 条第２項：以下、水位周知河川という。）にも指定されている。

なお、気象業務法第 14 条の２に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）注意報及び警報」は、京都地方気象台が担当する大雨注意報・警報、洪水注意報・警報、高潮注意報・警報の発表をもって代えることとされている。

（単位：m）

河川名	区域		対象水位観測所							発表者
			名称	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高	
福田川	起点	公庄川合流点	網野橋	京丹後市網野町小浜小字小橋地内	1.00	1.50	1.50	1.80	2.61	京都府丹後土木事務所長
	終点	終点（海）								
竹野川上流	起点	久住川合流点	大宮	京丹後市大宮町口大野小字鯨 377 番２地先	1.50	2.00	2.00	2.80	—	京都府丹後土木事務所長
	終点	京丹後市峰山町境								
竹野川下流	起点	京丹後市大宮町境	矢田橋	京丹後市峰山町矢田小字糸井新田 326-2 地先	2.00	2.60	2.60	3.60	6.10	京都府丹後土木事務所長
	終点	終点（海）								
川上谷川	起点	伯耆谷川合流点	橋爪橋	京丹後市久美浜町橋爪 483 地先	1.00	1.30	1.30	1.50	5.24	京都府丹後土木事務所長
	終点	終点（海）								
佐濃谷川	起点	円頓寺川合流点	出合橋	京丹後市久美浜町野中小字出合 361 番地	1.20	1.60	1.60	2.10	3.81	京都府丹後土木事務所長
	終点	終点（海）								
宇川	起点	山根橋(市道井の内１号線)	宇川	京丹後市丹後町平小字長楽 592 番地先	1.50	2.10	2.10	2.60	—	京都府丹後土木事務所長
	終点	終点（海）								
小西川	起点	起点	御旅	京丹後市峰山町御旅	1.00	1.20	—	—	—	京都府丹後土木事務所長
	終点	竹野川流点								

※ 水位については、水位観測所（テレメータ）の設置状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

発表基準	水防警報種別		
	準備	出動	解除
	水防団待機水位（指定水位）に達したとき	氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

※ 水防警報の発表と合わせて、流域の雨量及び対象水位観測所の水位が通報される。

※ 資料編４－３ 気象等観測情報の発表基準等

2 伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。ただし、指定河川の水防警報は、丹後土木事務所より以下のとおり市、丹後広域振興局及び京丹後警察署に伝達される。

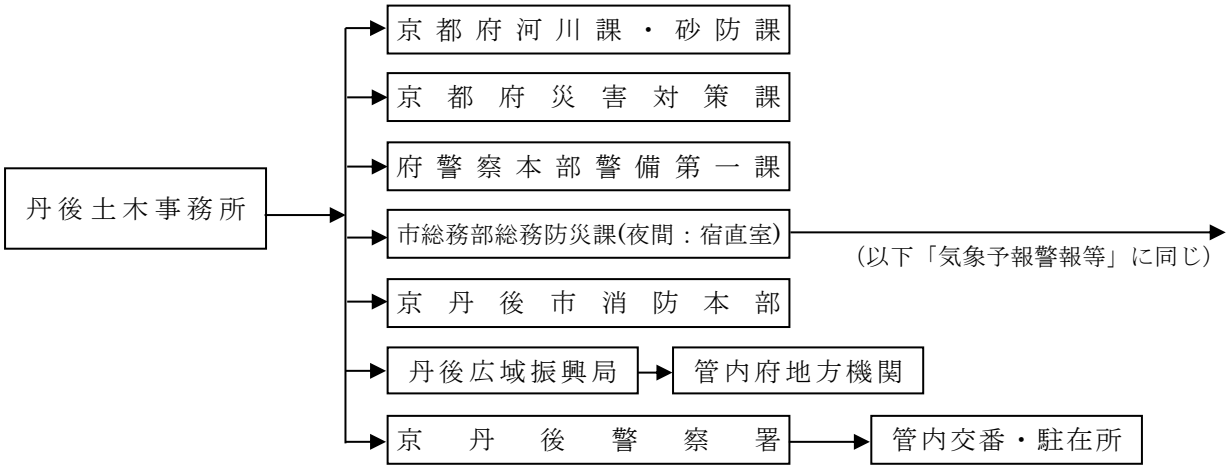

第4 市長が行う火災警報

1 発表基準

市長は、府より消防法第 22 条に基づく火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という）を発令する。ただし、市長が単独に火災警報を発表する場合の基準は次による。

なお、火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置をとるものとする。

(1)実効湿度が 60%以下となり、かつ最小湿度が 30%以下で、風速毎秒 7 メートル以上のとき

(2)平均風速が毎秒 12m以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき

2 伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。

第5 津波警報等

1 津波警報等の種類及び発表基準

大津波警報、津波警報及び津波注意報は、地震が海底のごく浅いところで発生し、津波の起こる恐れがある場合（主に京丹後市において地震の揺れを感じる場合）、及び津波の発生について外国からの通報があった場合（主に京丹後市では地震の揺れを感じない遠地地震の場合）に、津波の来襲する地域とその高さを予測して行う注意報及び警報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から以下のとおり発表される。京都府全域が一つの予報区であり、名称は「京都府」となる。

(1) 種類

ア 大津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれが著しく大きいと予想されるとき発表する。

イ 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

エ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 内容

「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」に示す。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報（注3）	予想される最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	**１０ｍ超** （10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 **ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難しなければならない。**
		１０ｍ （5m＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ （3m＜予想高さ≦5m）		
津波警報	予想される最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	**３ｍ** （1m＜予想高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 **ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難しなければならない。**
津波注意報	予想される最大波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下であって、津波による災害のおそれがある場合	**１ｍ** （0.2m≦予想高さ≦1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 **ただちに海から上がって、海岸から離れなければならない。**

注）1.津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2.「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3.大津波警報を特別警報に位置づけている

津波予報の発表基準と発表内容

種　類	発表基準	内　容
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2　伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。ただし、京丹後市において震度４以上の揺れを感じたとき、又は震度３以下の弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波予報等を待つことなく、「海岸部付近にいる人は津波を警戒し念のため高台に避難し、津波の恐れが無いことが判明するまで市等からの情報に注意する」よう呼びかけを行うものとする。

第6 異常現象発見時における措置

1 通報先及び通報すべき異常現象のめやす

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その現象が風水害及び土砂災害に関する場合は市長（総務防災課又は各市民局）へ、火災に関する場合は消防機関（本部・署所）へ、地震発生後の海面異常及びその他の現象の場合は市長又は警察官もしくは海上保安官に直ちに通報する。また、通報を受けた各機関は以下に示す通報流れ図のとおり通報するものとする。

通報すべき異常現象とは、おおむね次のようなものとする。

(1)異常水位

(2)激しい降雨、降雪又は降雹

(3)なだれ

(4)地すべり

(5)火災

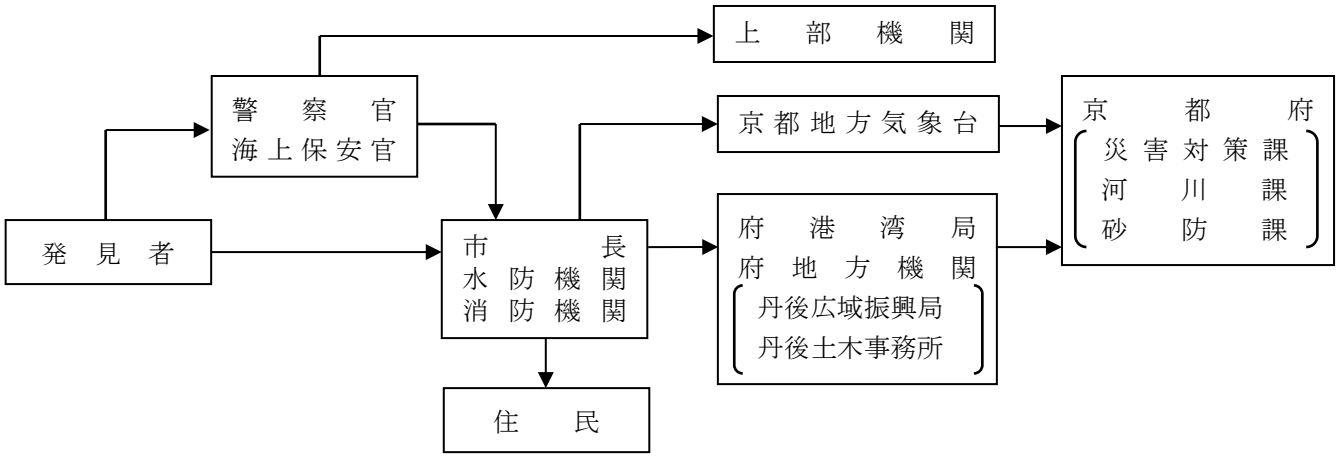

図 異常現象発見時の通報の流れ

2 伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。

第7 近地地震、津波に対する自衛処置

1 地震、津波についての教育

第22章「防災知識普及計画」による。

2 震度４以上を感じた場合の海面状態の監視組織

海岸部を管内とする網野、丹後及び久美浜の各市民局及び商工観光部は、所管する協力団体及び関係機関と連携・協力し、震度４以上を感じた場合の海面状態の監視体制を確保する。

3 情報聴取の責任者

震度４以上を感じた場合の海面状態の監視により得られた情報のとりまとめは、海岸部を管内とする網野、丹後及び久美浜の各市民局が行う。

４　伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行い、一般住民に対する周知徹底を図る。

第8 雨量･水位情報

１　雨量・水位の観測

(1) 気象庁設置雨量計

京丹後市内には、京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）が以下のとおり設置されている。

観測所名	所在地	種類
峰山	峰山町荒山	有線ロボット雨量計による降水量の観測
間人	丹後町間人	有線ロボット気象計による降水量の観測 （気温、日照時間（推計値）、風（風向・風速）も観測）

(2)府設置雨量・水位観測所

京丹後市内に以下のとおり府設置雨量・水位観測所及び河川防災カメラがあり、テレメータ化された観測データは、京都府河川防災情報システムにより府丹後土木事務所及び府河川課・砂防課に自動的に送信され集約される。

ア　雨量観測所

所在地	管 理 者	観測所名	観測器種類
峰山町丹波 855	丹後土木事務所長	峰山	テレメータ
峰山町五箇小字船岡 3		五箇	テレメータ
網野町小浜小字小橋 156-3 地先		網野橋	テレメータ
網野町日和田小字マキバ 720-1		日和田	テレメータ
丹後町平小字長楽 592 番地先		宇川	テレメータ
丹後町碇 1 番地		碇高原	テレメータ
弥栄町小田小字回り渕地先		小田	テレメータ
久美浜町野中小字出合 361 番地		出合橋	テレメータ
久美浜町 1323 地内		久美浜	テレメータ

イ　水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高	観測器種類
竹野川	矢田橋	峰山町矢田小字糸井新田	2.00	2.60	2.60	3.60	6.10	テレメータ
鱒留川	二箇橋	峰山町二箇	0.70	1.20	－	－	－	量水標
竹野川	大宮	大宮町口大野小字鯨	1.50	2.00	2.00	2.80	－	テレメータ
福田川	網野橋	網野町小浜小字小橋	1.00	1.50	1.50	1.80	2.61	テレメータ
竹野川	大門橋	丹後町成願寺	1.50	－	－	－	－	量水標
竹野川	広瀬橋	丹後町間人	1.00	1.50	－	－	－	量水標
小西川	御旅	峰山町御旅	1.00	1.20	－	－	－	テレメータ
宇川	宇川	丹後町平(井上)小字長楽	1.50	2.10	2.10	2.60	－	テレメータ
佐濃谷川	田村橋	久美浜町三分	1.50	2.10	－	－	－	量水標
佐濃谷川	出合橋	久美浜町野中小字出合	1.20	1.60	1.60	2.10	3.81	テレメータ
川上谷川	橋爪橋	久美浜町橋爪	1.00	1.30	1.30	1.50	5.24	テレメータ
久美谷川	広瀬橋	久美浜町小字廣瀬	0.50	1.00	－	－	2.61	量水標
久美谷川	新橋	久美浜町小字新橋	－	－	－	－	－	テレメータ
栃谷川	栃谷橋	久美浜町栃谷	1.00	1.50	－	－	2.61	量水標
鳥取川	鳥取川	弥栄町鳥取	－	－	－	－	－	テレメータ
大橋川	大橋川	網野町島津	－	－	－	－	－	テレメータ

俵野川	俵野川	網野町俵野	－	－	－	－	－	テレメータ

ウ 河川防災カメラ

河川名	カメラ名	管 理 者	設置箇所	設置年月
久美谷川	新橋	丹後土木事務所	久美浜町	H22.03
小西川	御旅		峰山町浪花	H22.03
竹野川	三宅橋		丹後町三宅	H20.03
福田川	網野橋		網野町下岡	H20.03
佐濃谷川	田村橋		久美浜町平田	H20.03
川上谷川	永留川合流部		久美浜町島	H20.03
宇川	上宇川橋		丹後町中野	H21.06

エ 水位観測所（危機管理型水位計）

河川名	観測所名	所在地	観測開始水位	危険水位	氾濫開始水位	観測器種類
吉野川	丹後-吉野川-1	丹後町谷内	0.74	3.34	4.27	テレメータ
芦原川	丹後-芦原川-1	久美浜町芦原	1.22	2.09	2.59	テレメータ
新庄川	丹後-新庄川-1	網野町下岡	0.83	1.88	2.42	テレメータ
木津川	丹後-木津川-1	網野町木津	1.26	2.41	3.14	テレメータ
吉永川	丹後-吉永川-1	丹後町吉永	0.70	1.83	2.45	テレメータ
溝谷川	丹後-溝谷川-1	弥栄町溝谷	0.75	2.03	2.70	テレメータ
鱒留川	丹後-鱒留川-1	峰山町長岡	1.02	1.96	2.62	テレメータ
常吉川	丹後-常吉川-1	大宮町奥大野	0.85	2.31	2.92	テレメータ
三原川	丹後-三原川-1	久美浜町関	1.04	2.08	2.71	テレメータ
大谷川	丹後-大谷川-1	大宮町河辺	0.75	1.42	1.86	テレメータ
栃谷川	丹後-栃谷川-1	久美浜町	0.90	1.31	1.70	テレメータ
善王寺川	丹後-善王寺川-1	大宮町善王寺	0.70	1.30	1.69	テレメータ
久次川	丹後-久次川-1	峰山町二箇	0.52	1.95	2.45	テレメータ
永留川	丹後-永留川-1	久美浜町永留	0.99	1.88	2.26	テレメータ

オ 簡易型河川監視カメラ

河川名	設置箇所	所在地
竹野川	口大野	大宮町口大野
竹野川	矢田橋	峰山町矢田
佐濃谷川	出合橋	久美浜町野中
鳥取川	鳥取	弥栄町鳥取
大橋川	島津	網野町島津
俵野川	俵野	網野町俵野

(3)市設置観測所

道路冠水警報通報装置

道路名	観測所名	観測場所	警報通報単位
国道 178号	久美浜町 平田	久美浜町平田小字前田 13 38番地の1	10～50cm（10cm刻み） 50～100cm（25cm刻み） ※1分間以上連続で観測した数値
府道 芦原甲山線	久美浜町 芦原	久美浜町芦原小字大門 649番地	

2 府において観測された雨量、水位の通報要領

(1)府管理の雨量データは、京都府雨量水位観測システム等により市に通報される。

(2)土木事務所は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報もしくは水防警報の通知を受けた場合において、河川の水位が水防団待機水位（指定水位）を超える場合は、その水位の状況を電話又はＦＡＸにより以下のとおり市に通報する。

ア 水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

イ 水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの毎正時

ウ　水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき
エ　その他必要と認められるとき

(3) 土木事務所は、以下の場合、水位の通報とあわせて、通報を中止する旨市に連絡し、通報を終了する。
ア　水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき
イ　氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が認められなくなったとき
ウ　水防態勢を解いたとき

3　水位の予測

府は、気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している市内の府管理河川について６時間先までの水位及び氾濫区域を予測し、その情報の精度や実用性を検証するため市に提供される。

4　伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行うものとし、特にため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機場各管理者に対しては通報漏れのないよう周知徹底を図る。

第9 積雪観測通報

1　各機関の積雪観測所

京丹後市内には、京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）が以下のとおり設置されている。

観測所名	所在地	種類
峰山	峰山町荒山	有線ロボット積雪深計による積雪の深さの観測

2　府の積雪観測所及び警戒積雪深

京丹後市内では、府の積雪観測所が以下のとおり設置されており、丹後土木事務所が情報のとりまとめ、府庁（道路管理室）への報告を行っている。

観測場所		警戒積雪深（単位：cm）
観測所名	所在地	
峰山町五箇	峰山町	80
峰山町荒山	峰山町	70
大宮町三重	大宮町	70
大宮町口大野	大宮町	60
大宮町延利	大宮町	90
網野町木津	網野町	60
網野町新庄	網野町	70
網野町網野	網野町	70
丹後町間人	丹後町	60
丹後町上野	丹後町	70
丹後町袖志	丹後町	80
弥栄町等楽寺	弥栄町	80
弥栄町黒部	弥栄町	80
弥栄町野中	弥栄町	130
久美浜町佐野	久美浜町	90
久美浜町河梨	久美浜町	120
久美浜町栄町	久美浜町	80
久美浜町平田	久美浜町	60

3　伝達系統及び方法

府から通報を受けた情報又は市が収集した積雪に関する情報については、気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。

第 10 風の観測通報

1 各機関の観測所

市内では、京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）が以下のとおり設置されている。

観測所名	所在地	設置場所	種類
間人	丹後町間人	間人公園	有線ロボット気象計による風向、風速の観測

2 市の観測所

観測所名	所在地	設置場所	種類
丹波	峰山町丹波	市消防本部	

第 11 潮位観測通報

京都府の地域における潮位観測は舞鶴検潮所（舞鶴港京都地方気象台管理）が行っており、久美浜港に関して必要がある場合、丹後土木事務所を通じて、市及び京丹後警察署に通報連絡されることとなっている。市における伝達系統及び方法は、気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。

第２章　情報通信連絡網の整備計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

大規模な災害時等に想定される、電話の輻輳、電話通信施設の被災が発生した場合においても防災拠点間の通信連絡、防災機関相互の通信連絡、住民に対する緊急情報の伝達及び適切な状況判断を行い得ることを目標として、以下の３点を重点に情報通信連絡網の整備を行う。

１　通信施設の多様化

２　防災通信ソフト環境整備の強化

３　気象等防災観測体制の整備

第２節　計画の内容

第1 通信施設等情報連絡手段の多様化

計画名	計画のあらまし
地域防災無線システム等の整備	□緊急時における同報系無線（防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機等）情報伝達手段整備 □防災拠点間・防災機関相互無線通信連絡手段整備 □幹部職員、防災基幹職員等への 24 時間緊急情報連絡・動員連絡手段整備 □災害警戒・対策本部会議用テレビ会議システム整備 □府地上系、衛星通信系防災情報システム整備
緊急速報メール、事前登録によるメールの活用	□住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメール、ＳＮＳ、ホームページ、アプリケーション、Ｌアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備
市内ＬＡＮの非常時活用方策の確立	□ＬＡＮ施設の非常時活用システムの整備 □ＬＡＮ施設の停電・耐災害対策の強化
地域情報化推進事業	□ＣＡＴＶ整備 □高速インターネット接続・ＩＰ電話 □防災・防犯情報メール □効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩＯＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進 □デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、平時からの災害情報のオープン化
防災中枢施設等への衛星携帯電話の整備	□通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保
非常用電源及び保守	□非常用電源設備を整備 □保守点検の実施、的確な操作の徹底 □専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置
庁内システムの業務継続性の確保	□電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保 □自治体クラウドを活用した業務継続性の確保

第2 防災通信ソフト環境整備の強化

計画名	計画のあらまし
非常時における情報連絡・処理マニュアル等の整備	□地域における非常時情報連絡拠点の整備 □マニュアルの整備 □スペシャリスト職員の育成
情報ボランティアの確保	□無線システム構築事業者との協力協定締結 □情報処理専門技術者等のボランティア登録
市民向け非常時協力ルールＰＲの強化	□地域における非常時情報連絡拠点に関するＰＲ □非常時における電話利用自粛ルール等の周知徹底 □災害用伝言ダイヤル（１７１）のＰＲ

第3 気象等防災観測体制の整備

計画名	計画のあらまし
市における気象情報等観測施設の整備	□市内ＬＡＮを活用した雨量情報収集システムの整備検討 □地域防災無線システムを活用した雨量情報、河川水位情報収集システムの導入検討
関係機関との連携強化	□丹後土木事務所、府立高校等府出先機関等との連携強化 □郵便局等公共機関・団体との連携強化 □タクシー事業者・運輸業者等民間業者との連携強化

第３章　河川防災計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 建設部 ）

第2 基本方針

1　府が管理する２級河川について、早期改修と治水上支障がある土砂のしゅんせつの実施を要請していく。
2　市が管理する準用河川及び普通河川について、水害の原因となる箇所を優先的に土地改良、道路整備との整合を図るとともに改修事業に努める。
3　その他の河川については、管理を明確にして責任体制の充実を図り、河川の安全を確保する。

第２節　河川の現況

市内を流れる河川には、網野町、久美浜町を除く他の４町を流域とする竹野川をはじめ、宇川、吉野川、新樋越川、福田川、木津川、佐濃谷川、川上谷川、栃谷川、久美谷川の 10 水系と、その支流である芋野川、溝谷川、鳥取川、鱒留川、久次川、大谷川、小西川、吉永川、徳良川、力石川、常吉川、久住川、善王寺川（以上竹野川水系）、須川（宇川水系）、樋越川、離湖、大橋川（以上新樋越川水系）、新庄川（福田川水系）、俵野川（木津川水系）、三原川、長野川、円頓寺川（以上佐濃谷川水系）、永留川、芦原川、伯耆谷川（以上川上谷川水系）、神谷川、河梨川、馬地川（以上久美谷川水系）の２級河川（府知事管理）、市が管理する 25 の準用河川、普通河川並びに多数の砂防指定河川、小河川がある。

※　資料編１－２　京丹後市域を流れる主な河川

第３節　水防法に基づく洪水浸水想定区域に関する事項

第1 洪水浸水想定区域図の指定・公表

府は、水防法第 14 条の規定に基づき洪水予報河川、水位周知河川及び一級、二級河川（洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川）について、想定最大規模降雨により河川が氾濫したときに浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表する。

第2 洪水浸水想定区域における避難を確保するための措置

市は、水防法第 15 条の規定に基づき、府による洪水浸水想定区域の指定があったときは、次に掲げる事項について住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等を含む）を記載した印刷物を配布する。

1　洪水予報等（水位周知河川の水位等を含む）の伝達方法
2　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
3　洪水浸水想定区域内にある次の施設の名称及び所在地

(1) 地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

(2) 要配慮者利用施設（主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの。

(3) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

4　上記３で名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水

防組織の構成員に対する洪水予報の伝達方法

また、上記３により市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

(1) 地下街等の所有者又は管理者

地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。 また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

(3) 大規模工場等の所有者又は管理者

大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

なお、水防法に規定された上記(1)～(3)のうち、現時点で京丹後市域においては、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設が存在している。

※ 資料編６－３－３ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

第４章　林地保全計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 農林水産部 ）

第2 基本方針

1　治山事業を実施し保安林としての機能の維持増進を図るとともに、保安林指定の拡充を進める。

2　府をはじめ関係機関の協力を得て、造林事業を進める。

3　消防機関、各部・関係機関と連携・協力し、入山者、林内作業者に対する出火防止対策の強化、初期消火体制の確立、林野火災に備えた消防力強化等により林野火災の予防、被害の最小限化に努める。

第２節　林地保全計画の内容

第1 施設の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
林業用施設等の耐震性の強化	□基幹的な林道及び重要度の高い林道の耐震設計による整備及び橋梁落橋防止装置の設置 □危険箇所における法面崩壊、土砂崩壊、落石等防止工の設置
定期的診断の実施に基づく整備	□林業用施設における定期的な診断の実施による異常な兆候の早期発見及び危険箇所の整備 □採算面から手入れされず、今後も経営困難な人工林については、府の支援を受けながら市が国の森林環境譲与税を活用して災害防止のための間伐など必要な管理を推進 □放置され、機能の低下を招いている人工林については、間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備

第2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
山地災害危険地区の周知等	□地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。（詳しい情報はインターネット府ホームページ、府丹後広域振興局森づくり振興課等で確認できる） 府ホームページ URL https://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/chisan/kikenchiku.html なお、台風通過後等に山地災害危険地区の現地調査を行った府から山地災害の危険性が増大しているとの連絡を受けた場合、市は地元に周知する。 □人的被災を極力軽減するため、市は山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難体制の確立に努める。
管理体制等の整備	□各管理主体による機械等の操作マニュアルの作成 □連絡体制の確立 □管理技術者の育成確保
情報管理手法の確立	□林業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報の一元的収集システムの検討

計画名	計画のあらまし
緊急用資機材の備蓄、調達体制の確立	□丹後地区森林組合との連携による備蓄、調達体制の確保 □その他民間事業者との連携による備蓄、調達体制の確保
林産物災害予防対策の実施	□近畿中国森林管理局、丹後広域振興局、丹後地区森林組合等との連携強化 □時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 □森林整備計画に基づく健全な森林づくり等林地保全計画の推進 □林産物生産、流通、加工現場における安全パトロールの実施
林野火災の予防対策の推進	※第３節「林野火災予防対策計画」参照

第３節　林野火災予防対策計画

第1 出火防止対策の強化

計画名	計画のあらまし
林野火災に強い地域づくりの推進	□防火線・防火林の整備等森林環境の整備 □森林内及び周辺地域での火入れ作業、その他火気使用に関する指導 □林野火災多発期等における監視パトロール等の実施 □入山者、林内作業者に対する防火思想の普及
山火事予防運動等の実施	□山火事予防運動（３月１～７日）の実施 □火災気象通報発令時の出火防止の緊急呼びかけ

第2 初期消火体制の強化

計画名	計画のあらまし
林野管理者等による自衛消防体制の整備	□自衛消防隊その他防火組織による消火技術の習熟 □消防用設備等の点検・整備 □各種訓練の実施 □隣接市町、丹後地区森林組合、建設業者等との相互援助体制の確立
その他の事業所及び住民に対する指導	□自主防災組織の結成及び活動強化促進 □地域における消火訓練への参加促進 □印刷物等の配布による防災行動力の向上

第3 林野火災に備えた消防力強化

計画名	計画のあらまし
林野火災用防火水槽の整備	□林野火災用消防水利マップの作成 □消防水利確保困難地区への防火水槽、貯水槽の整備 □その他海水、河川水等自然水利活用等消防水利の多様化の推進
空中消火体制の整備	□空中消火用消防水利マップの作成 □ヘリポート等活動拠点の整備 □その他空中消火要請時に必要となる手順等の検討
林野火災用資機材の整備	□林野火災用工作機器の点検、整備 □可搬式消火機材等の点検、整備

第５章　砂防関係事業計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 建設部 ）

第2 基本方針

土砂災害による被害を軽減するため、国（農林水産省、国土交通省）・府の助成を受けながら、砂防関係事業計画の総合的な推進に努める。

第２節　計画の内容

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

市は、府と連携して、土砂災害から人命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号：以下、土砂災害防止法という）」に基づき、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

計画名	計画のあらまし
土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定	□府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水および土地利用状況等についての基礎調査を行い、市との連携を図って「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。
指定区域内での開発規制	□府は、市と連携して「土砂災害特別警戒区域」においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。
警戒避難体制の整備	□「土砂災害警戒区域」については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。
住民への周知	□市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の指定緊急避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。
要配慮者利用施設に対する警戒避難体制の確立	□警戒区域内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児等が利用する施設がある場合は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

第2 土砂災害における警戒避難体制

計画名	計画のあらまし
警戒又は避難を行うべき基準の設定	□地区ごとの気象情報、雨量、前兆現象等に基づく自主避難基準の設定 □支部を単位とした避難支援基準の検討
適切な避難場所及び避難路の設定、周知	□避難場所及び避難路の再検討（土砂災害を受けるおそれのない場所への設定） □職員、区長・住民に対する避難場所、避難路、避難方法等の周知徹底

計画名	計画のあらまし
情報収集及び伝達体制の整備	□気象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報、府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）、気象庁の土砂災害の危険度分布など、インターネット等により土砂災害が発生する危険度に関する情報を収集する。 □過去の災害事例等の収集、分析 □地域防災無線、同報系防災無線等災害に強い情報連絡システムの整備
防災知識の普及及び防災活動の実施	□職員、住民に対する土砂災害警戒区域等や避難方法等の周知徹底 □消防団、区、協力団体等との連携、協力による防災訓練の実施
要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制	□要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、この市地域防災計画に当該施設を位置付けるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 この場合、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画（避難確保計画）を作成し、当該計画による避難訓練を実施する。 □市は、避難確保計画や避難訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第3 土砂災害対策工事等の推進

計画名	計画のあらまし
地形・地質・植生調査事業	□航空写真等による山の把握 □保安林、地すべり防止区域指定の促進 □伐採跡地等植林・造林適地調査
山地災害危険地区における対策事業の促進	□林地崩壊、土砂流出発生箇所における復旧治山 □保安林整備
土砂災害警戒区域等における対策工等の実施	□危険箇所調査及び災害防止対策工の実施促進 □土砂災害警戒区域等法指定の促進 □住宅移転の促進
雪崩危険地区に対する対策事業の推進	□雪崩防止のための植林指導 □雪崩防護施設の整備、点検維持 □積雪期におけるパトロールの励行及び警告の実施

第4 危険箇所及び対策施設調査点検実施体制の整備

計画名	計画のあらまし
砂防ボランティア等の確保	□市内在住の砂防ボランティアの把握 □市内在住の斜面判定士の確保
判定実施体制の整備	□府砂防ボランティア協会等との緊急連絡要領の整備 □危険箇所及び対策施設調査点検実施要領の整備 □建築関係団体・事業所との応援協力協定の締結

※ 資料編１－３ 土砂災害警戒区域等一覧表

第６章　農業用施設防災計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 農林水産部 ）

第2 基本方針

1　農地及び農業用施設の保全と災害の未然防止を図るため、豪雨、洪水、地震、高潮及び津波など災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしながら、府に補強、整備促進を要請する。

2　管理者等に施設の補強等の対策を講じるよう指導する。

第２節　計画の内容

第1 施設の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
農業用施設等の耐震性の強化	□基幹的な農道及び重要度の高い農道の耐震設計による整備及び橋梁落橋防止装置の設置 □危険箇所における法面崩壊、土砂崩壊、落石等防止工の設置 □老朽ため池等施設の改修時における耐震設計整備
地域全体の排水機能の向上を配慮した用排水施設整備	□土地利用の変化や排水先河川の整備状況を配慮した湛水防除事業の推進
定期的診断の実施に基づく整備	□農業用施設における定期的な診断の実施による異常な兆候の早期発見及び危険箇所の整備 □ため池については、市及びため池管理者は定期的に点検調査を実施し、豪雨が予想される際に事前に排水操作を徹底する。
日常的な対応措置	□ため池：巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈及び流木除去の励行、斜樋底樋の点検整備、堤体の応急補強と通行規制、洪水吐及び下流放水路障害物の除去、不用貯水の排除及び事前放流の徹底、農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管、未利用ため池の廃止 □頭首工：取水口、土砂吐、洪水吐、当の各種ゲート（角おとしの物を含む。）の整備点検、操作の演習 □用排水路：しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理、水路中の各種ゲートの整備点検、操作 □農道：路面補修、側溝、暗きょ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

第2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
防災重点農業用ため池	□決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。 具体的な選定基準は以下のとおりで、選定は市と協議の上、府が行う。 □ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの □ため池から 100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設があり、浸水深が0.5mを超えるもの、かつ貯水量1,000 ㎥以上のもの □ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設があり、浸水深が0.5mを超えるもの、かつ貯水量5,000 ㎥以上のもの □洪水浸水想定区域内に学校、病院及び市役所等の公共施設があるもの □地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から府及び市が必要 と認めるもの
管理体制等の整備	□施設被災に伴い、人家や公共施設に被害が予想される施設については、市及び施設管理者はハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及に努める。なお、市は作成したハザードマップの配布等により危険情報等を公表する。 □各管理主体による機械等の操作マニュアルの作成 □連絡体制の確立 □管理技術者の育成確保
情報管理手法の確立	□農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報の一元的収集システムの検討
緊急用資機材の備蓄、調達体制の確立	□民間事業者との連携による備蓄、調達体制の確保 □府・団体等の保有応急ポンプ等の貸出要請要領の整備

※ 資料編１－４－１ ため池一覧表

※ 資料編１－４－２ その他農業用施設

第７章　港湾海岸施設防災計画等

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 建設部 ）

第2 基本方針

1　高潮、波浪から海浜地の人家、田畑、道路等の公共施設被害、港湾施設の被害、土地の侵食を防ぐため、府及び関係機関と連携を図りながら海岸保全施設の構築に努める。

2　国（農林水産省、国土交通省、海上保安庁）・府の指導、助成を受けながら、船舶保安対策、石油類流出事故予防対策の総合的な推進に努める。

第２節　計画の内容

第1 港湾海岸施設防災工事の推進

計画名	計画のあらまし
海岸保全区域における府が行う防災工事への協力	□社会資本総合整備計画等に基づく海岸侵食防止工事の促進 □現地の状況に応じた新たな保全施設設置の要請
要保全海岸の海岸保全区域追加指定の要請等	□保全が必要と思われる海岸の調査及び海岸保全区域追加指定の要請 □養浜事業、保安林保護、育成、河口閉塞対策等総合的対策の実施

第2 船舶保安対策

計画名	計画のあらまし
港湾状況調査	□港湾状況の調査実施 □調査結果に基づく防災活動計画の整備・点検

第3 石油類流出事故予防対策

計画名	計画のあらまし
情報連絡体制の整備	□府、第八管区海上保安部等関係防災機関との情報連絡体制整備 ※　本編第１章「気象等観測・予報計画」及び第３編第１部第１章第４節第４の１「石油類流出事故災害及び大規模海難事故災害の場合」参照
流出油防除資機材等の整備	□市における流出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火資機材の整備 □漁協等関係団体における流出油防除資機材備蓄、調達体制の促進
訓練、研修等	□海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業等の活用によるスペシャリストの養成 □府、第八管区海上保安部等関係防災機関、関係団体等との連携による訓練への参加 □石油類流出事故予防対策関係資料の収集 □関係団体・事業所との応援協力協定の締結

第８章　水産施設防災計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 農林水産部 ）

第2 基本方針

台風、冬季風浪、強風・大雪、高潮、津波などから漁業生産手段や生産基盤への被害の防止を図るものとする。

第２節　計画の内容

計画名	計画のあらまし
台風、冬季風浪、強風・大雪、高潮、津波警戒時の漁船施設計画	□漁業者は漁船の保全のため、日常から次のことに努める。 □日常から気象情報の収集に留意し、被害防止のために適切に対応する。 □被害が予測される際には、漁業者は小型船は陸上に引揚げ、確実に固定し、また、中大型船ではけい留索を補強し、必要に応じてより安全な泊地や他の漁港への避難を検討、実施する。 □漁業者は海上航行、操業時の事故防止、安全確保のために次のことに努める。 □天候の急変が予想される際には、速やかに操業を中止し、帰港、避難の行動をとる。 □無線機、携帯電話等の装備により、陸上及び僚船との間の連絡手段を常に確保する。 □漁船の日常及び定期的な点検を励行し、故障による海難事故の発生を予防する。 □漁業者は大雪が予想される際には、さらに次のことに努める。 □小型船は陸上に引揚げて、転覆、沈没による被害防止に努め、また、陸上引揚げが困難な中大型船では、定期的な見回りと必要に応じた除雪を実施し、転覆、沈没の防止に努める。
台風、温帯低気圧、前線接近時の風浪、急潮警戒時の漁具施設計画	□漁業者は気象情報や急潮情報等に注意し、緊急時防災対策として、定置網身網の一部又は全てを撤去する。避難、撤去不可能な場合は、錨、浮子、ロープ等で補強を出来る限り行う。 □漁業者の日常時対策 □漁具資材の小まめな点検と早めの交換を行う。特に、側張りのワイヤーロープは定期的な交換と強化 □定期的な網替え、側張りや浮子等の付着物除去等の清掃 □定置網にかかる流水抵抗を減少させるためのその他対策（箱網の目合拡大等 □急潮情報提供による関係漁業者への注意喚起
養殖施設防災計画	□台風対策（補強、避難、撤去又はこれらの不可能な場合の養殖物の移動） □水害対策（海面養殖物、内水面養殖場） □大雪対策（出荷体制の整備、養殖魚の早期出荷、養殖物の避寒等、定置網の網入作業準備の早期着手、池中養殖池の管理）
漁港施設計画	□台風、冬季風浪、高潮対策を重点に、どのような天候でも安心して漁船を係留しておける漁港整備の推進
共同利用施設計画	□台風、冬季風浪、高潮対策として、気象通報の入手による気象状況の熟知 □台風、冬季風浪、高潮に備えた建物及び施設の補修、補強の実施

※　資料編１－５　水産施設の現況

第９章　道路及び橋梁防災計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 建設部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても道路機能の低下を最小限にとどめ、利用者の安全を確保することを目標として、各道路管理者・関係機関と相互に連携・協力し、以下の３点を重点に必要な整備を行う。

1　道路及び道路付帯施設の耐災害性強化
2　道路災害予防のためのソフト環境整備
3　道路除雪事業

第２節　計画の内容

第1 道路及び橋梁の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
緊急交通路指定予定路線等をはじめとする道路網の耐災害性強化	□定期点検、臨時点検に基づく改修、補修の実施 □崩土、なだれ等危険箇所調査に基づく防災補修工事の実施 □早期改良の不可能な箇所における迂回路整備
災害に強い橋梁の整備	□定期点検、臨時点検に基づく架替、補修等の実施 □耐震橋梁の整備
トンネル及びスノー(ロック)シェッドの整備	□定期点検、臨時点検に基づく改修、補修の実施

第2 道路災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
道路災害情報収集、連絡、提供体制の整備	□観測・監視機器(地震計、雨量計等)の活用、整備 □通信施設の活用、整備 □情報提供装置の活用、整備
応急復旧用資機材の備蓄・調達体制の整備	□関係機関・関係業者との事前配置体制の確保 □応急復旧用資機材の備蓄
道路通行規制実施体制の確立	□道路通行危険区間における規制基準の実効性確保 □道路通行危険区間の周知及び通行規制実施体制の確立
道路利用者への広報	□大規模災害発生時における留意事項のＰＲ □その他災害未然防止のための留意事項、防災知識のＰＲ

第3 道路除雪事業

計画名	計画のあらまし
道路除雪計画	□府道路除雪計画に準じて毎年度作成
関係機関等との相互協力体制	□丹後土木事務所、京丹後警察署との事前協議、連絡体制の確保 □建設・運輸・石油販売関係業者との事前協議、連絡体制の確保 □雪捨場、屋根の雪おろしの処理方法、路面上の埋没物件の標示、消雪装置区間の排水対応等に関する区長・住民等との事前協議、連絡体制の確保

※　資料編１－６　　道路状況一覧表
※　資料編５－４－１　緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）
※　資料編５－４－２　緊急輸送道路一覧表（府指定）

第10章　防災営農対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 農林水産部 ）

第2 基本方針

農地、農林業用生産施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進に努めるとともに、防災的見地からの、防災営農指導を関係機関と協議し行う。

第２節　計画の内容

計画名	計画のあらまし
農産物災害予防対策の実施	□丹後農業改良普及センター、京都府農業共済組合、丹後農業研究所、京都農業協同組合との連携強化 □丹後土地改良区、農業水利団体による農業用水利施設の点検、整備、補修の徹底 □時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 □生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導 □「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づく大雪による農産物や農業用施設の被害防止についての指導・啓発
林産物災害予防対策の実施	□近畿中国森林管理局、丹後広域振興局、丹後地区森林組合等との連携強化 □時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 □森林整備計画に基づく健全な森林づくり等林地保全計画の推進 □林産物生産、流通、加工現場における安全パトロールの実施
畜産物災害予防対策の実施	□丹後農業改良普及センター、丹後家畜保健衛生所、丹後農業研究所、農林水産技術センター畜産センター碇高原牧場、京都農業協同組合との連携強化 □時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底 □生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導

第11章　建造物防災計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 建設部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめることを目標として、以下の４点を重点に建造物防災計画を進める。

1　防災上重要な建築物の災害予防
2　建築物等に対する防災上の指導等
3　地震被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施体制の整備
4　応急仮設住宅等供給体制の整備

第２節　計画の内容

第1 防災上重要な建築物の災害予防

計画名	計画のあらまし
市庁舎及び各種応急対策活動拠点となる学校等市有建物の災害予防	□既存建築物の計画的な耐震診断・改修の推進（特に既存耐震不適格建築物） □非構造部材を含む耐震対策等を行い、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保 □非常用電源、飲料水備蓄等バックアップ設備整備、防災設備の充実 □配管設備類の固定化、敷地内の排水施設及び擁壁等の整備 □段差部のスロープ化など要配慮者に配慮した施設、設備の整備 □施設の維持管理のための台帳、図面、手引きの整備 □代替エネルギーシステムの活用を含め、中長期的の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）の整備 □非常用電源設備の設置場所の検討、稼働持続時間の把握、燃料確保体制の整備
医療救護、避難施設となる建築物、社会福祉施設等の災害予防	□市庁舎及び各種応急対策活動拠点となる市有建物に準ずる整備

第2 建築物等に対する防災上の指導等

計画名	計画のあらまし
（防災査察が特定建築物だけではない場合） ホテル等不特定多数の者が利用する特定建築物の安全確保 （防災査察が特定建築物のみの場合） ホテル等特定建築物の安全確保	□防災査察の実施及び結果に基づく指導、助言

計画名	計画のあらまし
著しく劣化している建築物・水害常襲地の建築物等の安全確保	□防災点検の必要の啓発 □落下物、断線等による災害防止対策の必要の啓発 □床上浸水等災害防止対策の必要の啓発
宅地等防災対策の実施	□府が実施する宅地造成及び特定盛土等規制法又は都市計画法に基づく規制、技術的指導の実施への協力 □府等関係機関との連携による災害警戒期におけるパトロールの実施

第3 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施体制の整備

計画名	計画のあらまし
判定士の確保、養成の促進等	□市内の建築士、砂防関係ＯＢの講習会受講促進 □緊急連絡要領の整備、関係団体・事業所等との応援協力協定の締結

第4 応急仮設住宅等供給体制の整備

計画名	計画のあらまし
オープンスペース台帳等の策定	□オープンスペース台帳作成（仮設住宅用地、資材置き場用地等） □入居までの一時待機用住宅として利用可能な施設台帳の作成
近隣市町、民間事業者等との応援・協力体制整備	□相互応援協定の締結及び非常時要領の作成（近隣市町） □協力協定の締結（建設業者、資材業者、土木業者、運送事業者及びホテル・旅館業者等）

第12章　文化財災害予防計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 教育委員会 ）

第2 基本方針

市内に存する文化財は貴重な国民的財産であり、永く後世に伝え、保存継承するため、消防設備の設置、耐震補強等万一の災害時にも被害を最小限にとどめるよう必要な予防施策の推進に努める。

第２節　計画の内容

計画名	計画のあらまし
建造物災害予防	□各種法定防災設備未設置文化財への設置指導 □既設防災設備の日常的点検及び不良箇所の修理等指導、助言 □必要な場合の自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設置促進 □必要な場合の耐震補強、免震対策等の促進
美術工芸品災害予防	□耐火、耐震収蔵庫、保管庫への保存・保管の指導 □建造物防災に準じた措置
史跡、名勝、天然記念物災害予防	□指定地域の保全 □建造物防災に準じた措置
その他文化財保護対策の推進	□文化財所有者又は管理団体に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」（京都府）の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底 □災害時における文化財の避難搬出計画の作成に関する指導、助言 □文化財防火デー等における防災訓練実施に関する指導、助言 □消防本部・署、消防団をはじめ文化財防災関係機関の相互協力、連絡体制の確立

※　資料編１－８　指定文化財一覧

第13章　危険物等保安計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 消防本部 ）

第2 基本方針

危険物、火薬類、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質(以下「危険物等」という。)は、その貯蔵又は取扱上の不備や事故が直ちに災害発生の原因となりうる。また地震、風水害等の自然災害や他の原因に基づく災害発生時には被害を拡大する要因ともなりうる。市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめることを目標として、以下の３点を重点に予防計画を進める。

１　施設・設備の耐災害性強化

２　自主保安体制等の強化

３　消防力の整備（第14章による。）

第２節　計画の内容

第1 危険物対策

計画名	計画のあらまし
指導の強化	□耐震性に関する消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態維持のための立入検査励行 □消防法及び各関連法に基づく技術上の基準適用前施設・設備に関する状況把握及び補強等の指導 □石油類屋外タンクの不等沈下対策の実施指導 □海上保安対策の指導、監督 □その他災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の指導
危険物取扱者制度の効果的な運用	□講習会等の開催による資格取得の指導 □保安講習の実施による資格者責務遂行の指導
自衛消防組織・自主防災組織等の組織化推進	□実践的な活動要領類の整備 □隣接事業所等との相互応援協定の締結
防災訓練の強化	□具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練実施 □隣接事業所等との連携を考慮した防災訓練実施
関係機関との連絡体制の確保	□異常事態発生時における緊急通報体制の確立 □その他消防等関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保による応急対策、復旧対策実施に関する詳細要領の整備

第2 火薬類及び高圧ガス対策

計画名	計画のあらまし
保安管理体制の確立	□緊急事態発生時における保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立 □関係保安団体における災害に関する情報連絡体制、事業所相互応援体制の整備

計画名	計画のあらまし
製造設備等の整備改善等	□火薬類製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備の火薬類取締法の規定や基準に適合した状態の維持 □高圧ガス製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備の高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令の規定や基準に適合した状態の維持 □高圧ガス製造施設等における地震等によるガス漏洩防止措置の実施 □災害事故を想定した防災訓練の実施
火災に対する予防	□火薬類取扱事業所における延焼時を想定した安全な一時保管場所及び迅速な移動措置実施体制の確保 □高圧ガス取扱事業所における水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備
保安指導	□対象事業所に対する保安検査、立入検査の実施に基づく関係法令技術基準維持の指導、適合しない事業所に対する改善命令等 □対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練の実施に基づく自主保安体制の確立
海上保安対策	□火薬類及び高圧ガスの大量荷役が行われる場合において、必要な場合における一般船舶の立入交通制限の実施
火薬類及び高圧ガス取扱事業所の把握等	□火薬類及び高圧ガス取扱事業所の把握 □災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の要請

第3 毒物、劇物対策

計画名	計画のあらまし
府保健所毒物劇物監視員による指導の強化	□毒物、劇物取扱状況に関する随時報告の提出要請、立入検査実施による指導取り締まり □災害時の流出、散逸等不測の事態に備えた措置（表示による貯蔵場所の明示、貯蔵設備・方法の確立、在庫数量の厳格な把握、必要な場合の貯蔵場所移転等の検討）の徹底指導
毒物、劇物取扱事業所の把握等	□毒物、劇物取扱事業所の把握 □災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の要請

第4 原子力以外の放射性物質対策

計画名	計画のあらまし
関係防災機関による原子力以外の放射性物質対策	□原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所における作業の安全管理及び安全衛生確保のための立ち入り検査、一斉監督の実施
原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所の把握等	□原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所の把握 □災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の要請

第14章　消防組織整備計画及び火災予防計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 消防本部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、ひとたび災害が発生した場合に想定される被害の大規模化、被害態様の複雑化・多様化にも被害を最小限にとどめるために必要な消防力の整備と、火災予防施策の推進について、以下の４点を重点に努める。

1　消防水利の多様化と科学消防力の強化

2　実際的な消防力強化のためのソフト環境整備

3　火災予防計画の推進

4　火災の拡大防止

第２節　計画の内容

1　消防水利の多様化と科学消防力の強化

計画名	計画のあらまし
消防水利の整備	□河川、ため池、海水等自然水利の活用方策の確立 □ビル受水槽、温泉施設、農業用水、消雪用井戸、下水処理水、プール等の消防水利活用方策の確立 □耐震性防火水槽の設置 □消火栓の整備、積雪時対策の推進
科学消防力の強化	□高層建築物災害対応のためのはしご車の整備 □危険物災害対応資機材等の整備 □悪路対応型消防車両、積雪時対応型消防車両等の整備 □消防通信施設の高度化
消防団施設・装備の充実	□老朽化した消防団拠点施設の更新整備 □消防車両、通信・装備の更新整備

2　実際的な消防力強化のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
多様な災害種別消防活動計画の確立	□台風時の消防力運用計画 □地震時の消防力運用計画 □なだれ、山くずれ、地すべり等の警戒、防御、避難誘導支援等計画 □その他特殊災害時の消防力運用計画 □積雪時の大規模災害対応消防力運用計画 □橋梁、トンネル等支障発生時の消防力運用計画 □空中消火等多様な消火戦術の検討
広域応援体制の維持・強化	□府内他市町村消防組織との相互応援体制 □広域消防応援に関する活動要領の整備、習熟
市消防団の活用	□消防団員の資質向上と定員確保 □自主防災組織との連携方策の確立 □女性の消防団への加入促進

※ 資料編３－５　　消防力等の現況

※ 資料編５－１－１　京都府広域消防相互応援協定書

３　火災予防施策の推進

(1)出火防止対策の強化

計画名	計画のあらまし
一般住宅、事業所に対する防火指導の強化	□火気使用設備・器具等の安全化、内装材料等の不燃化及び感震ブレーカーの普及促進 □予防査察及び防火診断の実施 □防火に関する知識及び地震に対する備えのＰＲ
防火管理者・施設管理者等に対する指導	□地震発生をも想定した消防計画の整備及び従業員への周知徹底 □消防用設備等の維持管理の徹底 □火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 □スプリンクラー設備等の適正な設置
火災予防運動等の実施	□春秋２回の火災予防運動、危険物安全週間、文化財防火デーの実施 □火災気象通報発令時の出火防止の緊急呼びかけ
林野火災の予防	□防火線・防火林の整備等森林環境の整備 □森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導 □大火危険気象等に対する警戒 □防火思想の普及

(2)初期消火体制の強化

計画名	計画のあらまし
防火管理者を置く事業所に対する指導	□自衛消防組織による消火技術の習熟 □消防用設備等の点検・整備 □各種訓練の実施
その他の事業所及び住民に対する指導	□自主防災組織の結成及び活動強化促進 □地域における消火訓練への参加促進 □印刷物等の配布による防災行動力の向上

第15章　鉄道施設防災計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 市長公室 ）

第2 基本方針

北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

第２節　北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）の計画

計画名	計画のあらまし
鉄道施設の維持、改良	□橋梁の維持、補修及び改良強化 □河川改修に伴う橋梁改良 □のり面、土留の維持、補修及び改良強化 □トンネルの維持、補修及び改良強化 □落石防止設備の維持、補修及び改良強化 □建物等の維持、修繕 □空頭不足による橋桁衝突事故防止及び自動車転落事故防止の推進 □危険及び不良箇所の点検整備 □線路近接施設等の落下、倒壊による線路被害の防止 □その他路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
降雨に対する対策	□降雨による災害の発生のおそれがある場合における的確な情報・連絡等の徹底 □状況により必要な場合の列車の運転速度制限、運転一時見合わせ、線路点検等の実施 □状況により必要な場合における輸送対策本部体制の確立 □雨量計の設置停車場と規制区間（資料編１－７－１）
強風に対する対策	□強風のおそれがある場合又は強風を感知した場合の状況により必要な場合の列車の運転一時見合わせ、風の状態確認、風の落ち着きを待って運転再開 □風速監視装置設置の由良川橋梁、円山川橋梁及び第２桧川橋梁では、風速が 20m/s に達した場合列車の運転見合わせ、風の弱まりを確認した後運転再開
降積雪に対する対策	□降積雪の全般的な状況の迅速な把握 □必要な場合の的確な除雪手配及び情報・連絡等の徹底 （除雪モーターカー３台のうち、市内では久美浜駅に１台設置） □状況により必要な場合における輸送対策本部体制の確立 □段階別除雪の標準等（資料編１－７－２）

※　資料編１－７－１　雨量計の設置停車場と規制区間

※　資料編１－７－２　段階別除雪の標準等

第16章　上・下水道施設防災計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　　（ 上下水道部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても上・下水道施設の機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保すること、並びに被災時における迅速な応急給水活動を行うことを目標として、以下の２点を重点に必要な整備を行う。

１　施設の耐災害性強化

２　災害予防のためのソフト環境整備

第２節　計画の内容

第1 施設の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
上水道施設の耐災害性強化	□主要構造物の耐震化 □複数水源・非常用電源等バックアップ設備の整備 □耐震性の高い工法、管材料・継ぎ手の採用 □その他機械設備や薬品管理における予防対策
下水道施設の耐災害性強化	□上水道施設に準ずる整備 □ポンプ、配電盤等の冠水防止対策 □処理場、ポンプ場のオープンスペースを一時避難場所として利用することを考慮した整備

第2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
上・下水道施設管理用図書等の非常時対策	□水道、下水道台帳収納場所に関する耐災害性強化 □水道、下水道台帳のバックアップに関する整備 □応急復旧用地図の作成
上・下水道施設災害対策用資機材等の整備	□応急給水用資機材の備蓄、調達体制の整備 □応急復旧用資機材の備蓄、調達体制の整備
上・下水道施設応急対策マニュアルの策定	□応急給水マニュアル □応急復旧マニュアル □災害時広報マニュアル
上・下水道施設災害時連絡体制の確立	□府、隣接市町・上下水道事業者相互の電話、無線通信等による通信連絡網の整備 □緊急時連絡マニュアル等の作成

第17章　ガス施設防災計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、ガス施設における災害発生の未然防止はもちろん、施設・設備被災による機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保することを目標として、以下の２点を重点に必要な整備を行うよう、府消防保安課、消防本部・署、警察署等関係機関と連携・協力し促進する。

１　施設の耐災害性強化

２　災害予防のためのソフト環境整備

※　市内の多くは、ＬＰガス利用地域であるが、市内各町のそれぞれ一部地区については、全国農業協同組合連合会(全農)をガス事業者としてガス供給基地からの導管による簡易ガス供給区域となっている。

第２節　計画の内容

計画名	計画のあらまし
供給施設の耐災害性強化	□主要構造物の耐震化 □耐震性の高い工法、管材料・継ぎ手の採用 □その他ガス事業法などの諸法規・基準に基づく安全装置、遮断装置の設置等安全対策の実施
保安管理体制の確立	□緊急事態発生時における職務範囲の明確化等組織体制の確立 □各種初動マニュアル、応急復旧マニュアル等の整備 □資機材の点検・備蓄、調達体制の整備 □社員等関係者に対する防災教育の徹底 □各種災害を想定した防災訓練の実施
連絡体制の確立	□緊急事態発生時における連絡体制の確立 □通信施設網の整備 □緊急時連絡マニュアル等の作成
土木、建設業者に対する周知	□建設工事の際のガス施設（道路埋設管）損傷による災害防止のための保安措置の徹底
住民へのＰＲ	□ガス（ＬＰガス利用者も含む）の正しい使い方、ガス漏れの際の注意事項 □地震、台風、火災等発生時における避難の際のガス（ＬＰガス利用者も含む）元栓閉止の徹底

第18章　通信施設・電気施設防災計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても通信施設・電気施設の機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保することを目標として、以下の３点を重点に各事業所及び行政機関等が必要な整備を行う。

１　施設の耐災害性強化

２　災害予防のためのソフト環境整備

３　その他

第２節　計画の内容

第1 施設の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
ＮＴＴ西日本株式会社の設備面の災害予防	□要注意箇所における通信建物及び電気通信設備等の耐震補強、防風水対策 □電気通信設備等の耐火構造化 □バックアップ対策 □災害対策用機器の配備
移動通信事業者の設備面の災害予防	□ＮＴＴ西日本株式会社に準ずる整備
関西電力送配電株式会社の設備面の災害予防	□要注意箇所における電力設備の耐震補強、台風・洪水、雷害、雪害等安全対策 □漏電出火対策 □電力の安定供給（電力各社間の供給応援体制）

第2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
ＮＴＴ西日本株式会社の災害予防のためのソフト環境整備	□防災準備体制の整備 □防災教育及び防災訓練の実施 □災害対策用資機材等の確保 □災害対策用資材置場等の確保 □災害時広報活動の迅速な実施のための事前準備 □広域応援体制の整備 □災害用伝言ダイヤル（１７１）の活用、充実
移動通信事業者の災害予防のためのソフト環境整備	□ＮＴＴ西日本株式会社に準ずる整備

計画名	計画のあらまし
関西電力送配電株式会社の災害予防のためのソフト環境整備	□電力の安定供給のための送・配電設備 24 時間監視体制 □防災訓練の実施 □定期的な巡視点検の実施 □災害対策用資機材等の確保及び整備点検 □災害復旧用施設及び設備の整備 □災害時広報活動の迅速な実施のための事前準備 □各電力会社、関連工事会社との応援協力体制整備 □「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づく事前対策の検討や市との連携強化

第3 その他

大雪時における倒木により電気通信網に支障が生じることへの対策等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第19章　資材・機材等確保計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の２点を重点に防災資材・機材等の点検・整備を適切に行う。

１　適正備蓄の推進

２　緊急調達体制の整備

第２節　計画の内容

第1 適正備蓄の推進

計画名	計画のあらまし
市における適正備蓄の推進	□備蓄場所設置のめやす □各庁舎 □防災倉庫 □地区拠点（避難救援拠点、水防拠点等） □備蓄品目のめやす □救助・救出活動用資機材 □水防資機材 □救護用医薬品 □防疫用資機材 □給水活動用資機材 □燃料その他本部運営用資機材 □市民の備蓄を補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄 □定期点検のめやす □毎年８月最終日曜日に実施する市防災訓練と併せて　１回
市民及び事業所における適正備蓄の推進	□備蓄品目のめやす □初期消火活動用資機材 □救助・救出活動用資機材 □水防資機材 □救護用医薬品 □定期点検のめやす □市に準じて行う。

第2 緊急調達体制の整備

計画名	計画のあらまし
大規模な災害を想定した緊急調達体制の整備	□調達品目のめやす □備蓄品目の補給量確保 □平常時レンタル対応品目 □緊急調達要領の作成 □市として、一括調達すべき品目と各部局にて調達すべき品目の区別 □夜間・休日連絡担当窓口、物資集配拠点の明記
特殊災害を想定した緊急調達体制の整備	□消防本部と連携し、災害種別ごとに必要となることが想定される品目、調達先、連絡方法等について、広く調達供給先を確保

※　資料編３－３　市備蓄の現況

第20章　応急給水用飲料水確保計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 上下水道部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても必要な応急給水活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の２点を重点に環境整備を行う。

１　応急給水用給水源、給水用資機材の確保

２　各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等の促進

第２節　計画の内容

第1 応急給水用給水源、給水用資機材の確保

計画名	計画のあらまし
小・中学校への受水槽兼用災害時飲料用貯水槽等の整備	□道路輸送が困難な場合の初期応急飲料水用給水源として、指定避難所となる小・中学校（跡施設含む）にそれぞれの地域事情に応じて、以下のような整備を進める。 □プール等の貯留水活用のための濾過器備蓄 □受水槽兼用災害時飲料用貯水槽の整備 □災害対策用井戸の整備
災害時給水協力井戸の確保	□市民局単位に確保 □協力井戸の対象となる施設のめやす □ホテル等宿泊事業者 □酒造業者その他井戸を所有する事業所 □現に井戸を飲料用として使用する個人
応急給水用資機材等の整備	□備蓄場所のめやす □上下水道部丹後本庁舎 □各浄水場 □備蓄又は調達すべき資機材等のめやす □給水車 □ポリタンク、組立式給水タンク □可搬型発電機、エンジンポンプ □浄水機 □仮設給水栓 □飲料水（ペットボトル入り）

第2 各家庭、事業所及び病院･社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等の促進

計画名	計画のあらまし
各家庭、事業所における飲料水備蓄等の促進	□自家用井戸の点検・保全の促進 □１人１日３ﾘｯﾄﾙ１週間分の備蓄促進 □風呂水の貯め置き促進 □ローリングストック法の活用
病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等促進	□受水槽兼用災害時飲料用貯水槽の整備促進 □各家庭、事業所に準ずる備蓄等の促進

※　資料編６－５　応急給水用飲料水確保体制の現況

第21章　食料・生活必需品確保計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 健康長寿福祉部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても必要な救援物資供給活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の２点を重点に環境整備を行う。

１　市としての救援物資供給体制の整備

２　各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進

第２節　計画の内容

第1 市としての救援物資供給体制の整備

計画名	計画のあらまし
小・中学校における毛布等の備蓄の推進	□道路輸送が困難な場合の指定避難所開設用生活必需品として、指定避難所となる小・中学校（跡施設含む）にそれぞれの地域事情に応じて、以下のような整備を進める。 □毛布、携帯用断熱シート □パーティション □簡易ベッド
災害時物資供給協力事業所の確保	□市民局単位に確保 □協力事業所の対象となる施設のめやす □農業協同組合、生活協同組合 □ホテル等宿泊事業者 □レストラン等飲食業者 □食料、生活必需品等小売販売業者
市庁舎における備蓄の推進	□備蓄場所設置のめやす □健康長寿福祉部（市福祉事務所） □各庁舎 □備蓄すべき物資のめやす □食料 □毛布、携帯用断熱シート □その他指定避難所開設のために必要な備品類
物資の調達体制の整備	□京都府総合防災情報システム及び国の物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））を活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国または府への救援物資の要請を円滑に行える体制の確立 □交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプター及び無人航空機等の輸送手段の確保 □市内及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量の把握 □調達に関する協定を締結するなど緊急的に円滑に調達のできる体制の確立

第2 各家庭、事業所及び病院･社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進

計画名	計画のあらまし
各家庭、事業所における非常時物資備蓄等の促進	□１人１日２食１週間分程度の食料備蓄促進 □下着、タオル等１週間程度の必要最小限の生活必需品 □ローリングストック法の活用 □アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫
病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進	□拠点施設としての機能を果たすために必要な物資等の備蓄、調達ルートの確保 □入所者、職員向け食料、生活必需品等各家庭、事業所に準ずる備蓄等の促進
家庭動物の飼料等の確保	□家庭動物がいる場合、飼い主の責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、５日分（７日分以上が望ましい）のペットフード、ペットシーツ等の備蓄の促進

※ 資料編３－３ 市備蓄の現況

第22章　防災知識普及計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の５つを大きな柱として防災思想・防災知識の普及を行う。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があること等を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

さらに、男女共同参画の視点による指定避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、一般住民に対する啓発を行うに当たっては、府が行う研修を受講した市民を講師等として活用することに努める。

１　職員に対する防災研修

２　防災リーダーの養成等

３　一般住民に対する啓発

４　学校における防災教育

５　事業所・従業員に対する啓発と防災教育

第２節　計画の内容

計画名	計画のあらまし
防災リーダーの養成等	□地域における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。 □自主防災組織や自治会の役員等を対象に、防災知識の普及と地域の防災力の向上を目的として「地域防災リーダー研修会」を開催する。 □消防団や自主防災組織、自治会と連携し、避難行動タイムラインに基づくプッシュ型の避難を地域内で呼びかける「災害時声かけ人材」等の体制を促進する。 □防災士の養成促進
住民に対する防災知識の普及方法	□市職員まちづくり出前講座による普及 □社会教育等を通じての普及 □社会教育施設における学級・講座等を通じての普及 □PTA 、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及 □その他の関係団体の諸活動を通じての普及 □広報媒体等による普及 □「広報京丹後」による普及（市地域防災計画、災害要警戒期に重点を置

計画名	計画のあらまし
	いた防災に関する記事等の掲載） □ホームページによる普及（市地域防災計画、災害履歴等防災情報サイトの開設） □市公式Ｆａｃｅｂｏｏｋ、市公式ＬＩＮＥによる普及（防災関連情報） □防災行政無線、市ケーブルテレビ（データ放送）、ＦＭたんご等による普及 □その他印刷物による普及 □図書館、公民館図書室等における市地域防災計画、防災関係図書・資料の充実
住民の防災意識向上のための普及啓発の内容	□災害に関する一般的知識 □日常普段の減災に向けた取組 □住宅、家屋の整理点検 □火災の防止 □非常食料、非常持出品の準備 □避難地、避難場所、避難路等の確認 □市洪水・土砂災害ハザードマップや市地震・津波ハザードマップ、京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握 □適切に避難行動をするためのタイムライン（避難計画）の作成 □応急救護 □物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資 □災害発生時における的確な行動 □場所別、状況別 □出火防止及び初期消火 □避難の心得 □「災害用伝言ダイヤル(１７１)」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保 □自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加 □自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力 □災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力 □災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること □地震保険、火災保険の加入の必要性 □緊急地震速報、５段階の警戒レベルの普及啓発
要配慮者等に関する防災ＰＲの推進	□要配慮者等向け防災パンフレット等の作成・配布 □要配慮者等の安全確保支援のためのＰＲ

計画名	計画のあらまし
防災イベントの開催	□「1月 17 日防災とボランティアの日」 □「3月 7 日丹後震災の日」 □「9月 1 日防災の日」 □「11 月 5 日津波防災の日」 □各種団体等と連携した防災イベントの開催
学校、保育所・認定こども園における体系的な防災教育の推進、教材の充実	□小学校、中学校での災害への対応能力育成のための防災教育 □風水害の基礎知識 □震災及び津波に関する基礎知識 □災害時の心構え □ボランティアへの参加促進 □すべての小・中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施 □保育所・認定こども園における防災教育 □風水害の基礎知識 □震災及び津波に関する基礎知識 □教職員の災害への対応能力向上 □研修会の実施 □応急手当等の技能向上
職員向け防災教育の推進	□市地域防災計画、職員災害初動マニュアルの周知徹底 □市、学校職員防災研修の実施
事業所・従業員向け啓発・防災教育の推進	□市地域防災計画の周知徹底（地域における継続計画としての認識の普及） □事業所向け防災研修の実施 □事業所向け防災ハンドブックの作成 （特にホテル等宿泊、観光事業者、福祉関係事業者） □事業継続計画策定に向けた支援
災害時の協力事項の啓発	□自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加 □自らの被害が軽微であった場合、生活物資等の提供等の協力 □災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
史実の継承	□郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

第23章　防災訓練・調査計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の３つを柱に実践的な防災訓練の実施、防災に関する調査・研究を進める。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

１　総合防災訓練の実施
２　個別訓練の実施
３　防災に関する調査・研究

第２節　計画の内容

第1 総合防災訓練の実施

計画名	計画のあらまし
府が行う総合防災訓練への参加	□他市町村で実施される府主催総合防災訓練への職員・消防団員等派遣 □府主催総合防災訓練の誘致
市としての総合防災訓練の実施	□災害種別ごとの訓練設定、複合災害を想定した訓練 （訓練項目は府地域防災計画による） □図上演習の実施 （災害対策基幹職員の研修、各課・各機関との連携習熟）

第2 個別訓練の実施

計画名	計画のあらまし
地区防災訓練等の実施	□市民局（支部）を単位とした防災訓練 □地区を単位とした防災訓練 □自主防災組織、自衛消防組織、福祉関係施設相互の連携 （訓練項目は府地域防災計画による）
職員非常参集訓練の実施	□全職員参加による非常参集訓練 □本部・支部初動対応要員(緊急時指定職員含む)を中心とした非常参集訓練
各部課による個別対策項目訓練の実施	□各対策項目実施要領習熟のための訓練 □各対策項目実施要領点検・修正のための訓練 （訓練項目は府地域防災計画による）

第3 防災に関する調査･研究

計画名	計画のあらまし
防災に関する調査・研究	□府が行う防災計画基本調査の活用 □市内災害危険箇所に関する調査、資料の収集・活用 □災害予知・予測等に関する研究成果の収集・活用 □他市町村が経験した災害事例に関する資料収集・活用 □災害対策基本法想定外の事故事例に関する資料収集・活用

第24章　自主防災組織整備計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の２点を重点に自主防災組織の育成を行う。

消防団と自主防災組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

１　自主防災組織の結成促進・強化

２　地域における相互協力体制の確立

第２節　計画の内容

第1 自主防災組織の結成促進･強化

計画名	計画のあらまし
地域住民自主防災組織の整備	□区を単位とした組織化促進 □防災資機材の整備助成 □地区防災計画作成、防災訓練実施のための支援 □女性等多様な視点に配慮したリーダーの育成・確保
事業所自主防災組織の整備	□自衛消防組織の充実（消防計画、事業所防災計画作成、防災訓練実施のための指導強化） □事業所自主防災組織の結成促進

第2 地域における相互協力体制の確立

計画名	計画のあらまし
自主防災組織の具体的活動	自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。 【平常時】 □防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や民生児童委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等 □参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、市民が災害を「我がこと」として捉えるよう努める。 【災害発生時】 □災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等
地区防災計画の作成	□自発的な防災活動に関する計画の作成 □共同して防災訓練の実施 □物資等の備蓄 □高齢者等の避難支援体制の構築 □地区防災計画作成における関係部局、市民局、各機関の連携の強化 □地区防災計画の素案として京丹後市防災会議に提案
避難行動タイムラインの作成	□防災情報の入手 □地域の災害危険箇所のマップ化 □自主的に避難行動を行う目安の設定 □取るべき避難行動を時系列に整理
自主防災組織相互の連携促進	□支部を単位とした区自主防災組織の連携 □支部間区自主防災組織の連携 □市外自主防災組織との交流促進
要配慮者利用施設と地域内自主防災組織との交流促進	□区自主防災組織、福祉関係施設との交流促進 □事業所自衛消防組織、福祉関係施設との交流促進

第25章　企業等防災対策促進計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 商工観光部 ）

第2 基本方針

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、この地域防災計画を地域での継続計画として捉え、その内容について理解するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を行うとともに、燃料・電力等重要なライフラインからの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、災害時に事業を継続するための態勢を整えるなど、防災活動の推進に努める。

第２節　計画の内容

第1 企業における防災対策

計画名	計画のあらまし
事業所等における防災対策の推進	□各事業所における防災体制の整備 □防災訓練の実施 □災害時行動マニュアルの作成 □事業継続計画の策定
府、市、商工会の連携	□事業継続力強化計画の作成支援
多数の者が出入りし利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所における防災対策の推進	【対象施設】 ア 中高層建築物、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設 イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設 ウ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設 エ 複合用途施設（利用（入居）事業所が共同である施設） オ 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設 □自衛消防組織等の編成 □消防計画の作成 □災害時行動マニュアルの作成 □定期的な防災訓練の実施
事業所等における備蓄	□従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努める。 □多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資備蓄の検討
災害時における出勤抑制	従業員等に不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。 □テレワークの実施 □時差出勤 □計画的休業

計画名	計画のあらまし
災害時の企業等の事業継続	□事業継続計画の策定 企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都ＢＣＰ推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努めるものとする。 □事業継続計画の普及啓発 市及び府は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努める。 □京都ＢＣＰの普及、行動指針に基づく取組推進 ※　京都ＢＣＰの趣旨 京都ＢＣＰは、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立ち直ることが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画（ＢＣＰ）の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組である。そのため、企業等のＢＣＰ策定支援と連携型ＢＣＰの取組を車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組を実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。 ※　京都ＢＣＰ行動指針 府は、京都ＢＣＰの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都ＢＣＰ行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都ＢＣＰ推進会議において取組内容を推進するものとする。 また、ＢＣＰ策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、経済団体との連携強化、地元金融機関意見交換会・ライフライン連絡会の定期開催による情報共有体制や相互応援・連携体制の確立、図上訓練の実施、特定の地域等における連携型ＢＣＰの実践など、京都ＢＣＰの取組を推進するものとする。

第26章　社会福祉施設防災計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 健康長寿福祉部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても施設の被害を最小限にとどめ、利用者・来訪者の安全確保を図るとともに、各地域において要配慮者支援のための活動拠点となることを目標として、各施設の管理者・事業者と連携・協力し、以下の２点を重点に必要な整備を行う。

１　施設建物、設備の防災性能向上

２　非常時活動体制の整備・強化

第２節　計画の内容

第1 施設建物、設備の防災性能向上

計画名	計画のあらまし
市立施設等における防災点検の実施	□施設建物、設備等の耐震、防火、防水害等防災性能の調査・補強 □防災設備の作動点検 □事務用家具・備品類の固定 □危険物等の安全管理
民間施設における防災点検の実施	□市立施設等に準ずる措置の促進

第2 非常時活動体制の整備･強化

計画名	計画のあらまし
防災計画・防災体制の見直し	□災害警戒時の防災情報収集・連絡体制の確立 □災害種別ごとの防災マニュアルの整備 □施設被災時の避難確保計画の作成 　□水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき、警戒区域内に所在する社会福祉施設では、水害、土砂災害又は津波に応じた避難確保計画の作成及び当該計画による避難訓練の実施が義務付け □各種障害に応じた「見やすい、分かりやすい」避難誘導標識・案内板等の整備 □実践的な防災訓練・避難訓練の定期的実施及び実施状況の確認 □その他利用者・来訪者の安全確保を図るために必要な措置
各施設周辺地域との交流の推進	□区等周辺住民との日常的交流の促進 □区、高校、事業所、団体等との相互支援協力体制の確保 □その他地域ぐるみ緊急避難支援体制づくりの推進
要配慮者支援拠点としての整備	□福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進 　□福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し、要配慮者とその家族が直接福祉避難所に避難できることを促進 □指定避難所としての住環境整備（要配慮者の避難スペース及び人員の確保） □非常時に備えた食料、飲料水等の備蓄並びに緊急調達ルートの確保 □パソコンネットワークの災害時活用方策の確立 □携帯電話による災害情報の発信 □その他救援活動拠点として必要な環境整備

※　資料編６－３－１　社会福祉施設等の現況

※　資料編６－２　　指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

第27章　交通対策及び輸送計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても災害対策活動を迅速に実行し得ることを目標として、以下の４点を柱として、交通対策及び輸送対策の環境整備を行う。

１　緊急時道路輸送体制の整備

２　ヘリポート開設施設の指定・整備

３　物資供給方法の確立

４　関係機関・民間団体・事業所との連携強化

第２節　計画の内容

第1 緊急時道路輸送体制の整備

計画名	計画のあらまし
緊急交通路指定予定路線等の指定・整備	□対象となる道路 □市内防災基幹施設間をつなぐ幹線道路 □市本庁舎、各市民局庁舎と各地域拠点施設をつなぐ幹線道路 □市外との連絡ルートとなる幹線道路 □整備のめやす □土砂崩れ、雪崩等危険区間における対策工実施 □拡幅、待避所その他道路改良 □橋梁被災等による通行困難時の迂回路整備 □新規路線（橋梁、トンネル新設を含む）整備
広域的物資等配送拠点施設の指定・整備	□対象となる施設 □幹線道路とのアクセスがよい公共公益施設 □運営要員として協力を期待できる人員を抱える公的施設 ※　第３編第１部第２章第７節「活動拠点の配置計画」参照 □整備のめやす □案内標識、進入路標識等の設置 □非常時開設、運営等要領の作成
緊急通行車両の確認申出	□市有車両の確認申出 □調達予定業者所有車両の確認申出
災害時において運転者のとるべき措置の事前ＰＲの徹底	□災害時におけるマイカー利用の自粛 □災害時において交通規制が実施された場合のとるべき措置の周知徹底

※　資料編５－４－１　緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）

※　資料編５－４－２　緊急輸送道路一覧表（府及び市指定）

※　資料編７－５　　緊急通行車両確認のための証明書等

第2 ヘリポート開設施設の指定・整備

計画名	計画のあらまし
専用又は臨時ヘリポートの指定	□指定目的のめやす □重症患者の後方医療機関への緊急搬送 □輸血用血液、医療用資機材の緊急供給 □各種応急対策要員・資機材の緊急輸送 □道路被災等による孤立危険のある地区への輸送
その他ヘリコプターによる応急活動を想定した環境整備	□庁舎、市立病院、小・中学校等防災活動拠点施設における空中からの識別のためのマーキング整備 □主要施設チェックリストの作成 □ヘリポート開設のための資機材の備蓄 □予定施設周辺環境整備（車両進入路標識整備、地域団体との協力協定締結等）

第3 関係機関・民間団体・事業所との連携強化

計画名	計画のあらまし
緊急輸送活動に関する連携・協力体制の整備	□警察署との協議に基づく緊急通行車両の確認申出の促進等 □緊急輸送活動応援協力業者・団体の把握 □緊急輸送活動業務委託予定業者・団体の把握
緊急輸送道路確保作業協力体制の整備	□国、府との応援協力体制の確立 □緊急輸送道路確保作業協力業者の把握 □区間の振り分け等初動対応要領の作成
航空輸送に関する協力体制の整備	□府、関係業者等との協議に基づく航空輸送応援協力体制の確立 □航空輸送実施要領の作成 □航空輸送応援協力業者・団体の把握 □協力協定の締結

※ 資料編５－３ ヘリポート開設候補施設等一覧表

第28章　医療助産計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 医療部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても医療救護活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の３つを柱に医療助産計画の円滑な実施のための整備を進める。

1　初期医療救護体制の整備

2　広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備

3　市民に対する災害時初期対応の普及・啓発

第２節　計画の内容

第1 初期医療救護体制の整備

計画名	計画のあらまし
災害時地域中核病院となる市立病院の整備	□施設建物、設備等の耐震補強、防火、防水害等防災性能の調査・補強 □災害時地域中核病院としての資機材（簡易ベッド、応急テント等）及び救急医薬品等の備蓄整備 □病院防災マニュアルの整備
災害時地域中核病院となる丹後中央病院、丹後ふるさと病院の整備	□市立病院に準ずる措置の実施促進
救護所（医療救護拠点）設置予定施設の整備	□救護所設置予定施設のめやす（災害時地域中核病院以外の分） □国保診療所 □峰山中学校、網野中学校、旧宇川中学校 □救護所予定施設としての整備のめやす □救護所設置予定スペースの指定 □その他災害時救急医療拠点としての市立病院に準ずる整備
北丹医師会、薬剤師会等との連携	□救護所設置・運営等に関する詳細要領の整備 □医薬品等の備蓄及び緊急供給に関する詳細要領の整備
府（医療課、薬務課、丹後保健所）との連携	□医療救護活動に関する応援要請詳細要領の整備 □医薬品、輸血用血液、医療機器、衛生材料等の緊急供給要請に関する詳細要領の整備
地域レベルでの災害対策の強化	□保健所、市町等の行政担当者、医師会、災害拠点病院等の医療関係者、災害派遣医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連絡協議会）への参加 □病院の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

第2 広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備

計画名	計画のあらまし
災害拠点病院相互の情報通信手段の多重化	□市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）相互間の情報ネットワークの整備促進 □「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」及びこれと連動する「京都府救急医療情報システム」の活用 □消防、市立病院等拠点病院間情報ネットワークの整備
府災害派遣医療チーム	□府から派遣された災害派遣医療チームの活動支援
災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン	□府が委嘱した災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンの活用
広域医療搬送拠点	□重症患者等を収容する臨時医療施設機能 □ヘリポート機能 □広域医療搬送拠点調整本部機能 □広域医療搬送拠点活動維持・継続のための機能

第3 市民に対する災害時初期対応の普及･啓発

計画名	計画のあらまし
市民に対する災害時初期対応の普及・啓発	□消防団員に対する災害時初期対応の徹底 □市民、事業所に対する災害時初期対応の普及・啓発

第29章　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 健康長寿福祉部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人の人的被害を最小限にとどめ、適切な救援支援対策を実施することを目標として、以下の３つを柱に必要な環境整備を行う。

１　福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進

２　非常時における要配慮者優先ルールの確立

３　建築物の耐震性向上による人的被害の防止（第11章「建造物防災計画」による。）

第２節　計画の内容

第1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進

計画名	計画のあらまし
都市空間におけるバリアフリー化の推進	□段差の解消、スロープの設置、レバー式ドアノブの採用等建築物のバリアフリー化 □歩道、案内標識等のバリアフリー化 □公共公益施設における設備のバリアフリー化
交通機関のバリアフリー化の促進	□ノンステップバス、リフト式バス等の導入 □リフト式タクシーの導入 □駅における設備のバリアフリー化
地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保	□地域コミュニティの形成促進 □避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と実効性の検証を踏まえた見直し、定期的な更新 □避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 （次に掲げる者のうち、家族以外の第三者の支援がなければ避難ができない在宅の者） □65 歳以上のひとり暮らし高齢者 □要介護認定に係る要介護状態区分が要介護 3 以上である者 □身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害程度等級表の１級又は２級に該当する障害を有する者 □療育手帳の交付を受けている者で、程度区分のうちＡ判定を受けた者 □精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が 1 級又は 2 級である者 □指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等 □乳幼児 □妊産婦 □外国人住民のうち日本語での意思疎通が困難な者 □前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

計画名	計画のあらまし
	□名簿作成に必要な個人情報の入手方法 □住民基本台帳 □身体障害者手帳交付台帳 □療育手帳交付台帳 □精神障害者保健福祉手帳交付台帳 □要介護・支援認定台帳 □名簿の適正管理 □名簿は市の福祉担当部局において保管する □名簿に記載する情報は、法律上守秘義務を課せられている者（避難支援体制の整備に関することを目的として使用する場合に限る）及び災害時の安否情報の確認を要する場合に、市が認めた関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）にのみ提供する □庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める □個別避難計画の作成 □福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 □避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。 □個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。 □市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 □避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制 □ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉部局等の間で共有する。 □避難支援等関係者（区、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、消防団、警察署及び避難支援者その他の避難支援等の実施に携わる関係者）との連携体制を確保、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流促進 □災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難行動要支援者の同意が無くても避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供 □平時において、災害に備え、本人の同意を要することなく提供（提供拒否者を除く） □避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認 □避難支援等関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備 □避難支援・安否確認体制の整備（支援者の安全確保にも留意） □避難訓練の実施

第2 非常時における要配慮者優先ルールの確立

計画名	計画のあらまし
「福祉避難所」（要配慮者優先避難所及び要配慮者専用避難所）の指定・整備	※ 第26章「社会福祉施設防災計画」参照
要配慮者の避難生活の支援	□ユニバーサルデザインにするための取組 □要配慮者の避難スペース □要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置 □要配慮者に適切に対応できる人材の確保
市民及び職員に対する要配慮者優先ルールの徹底	□要配慮者の障がいのあり様に応じた配慮事項の周知 □災害時救援対策等実施上の要配慮者優先ルールの徹底
外国人に対する支援	□市広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載 □外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布 □外国人向け防災教育、防災訓練の実施 □通訳、翻訳ボランティアの事前登録 □外国人雇用者の多い企業・事業所等の連携・協力体制の確保

第30章　行政機能維持対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員動員の確保、特に交通遮断が予見される場合は早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

1　業務継続性の確保

2　防災中枢機能等の確保、充実

3　各種データの整備保全

第２節　計画の内容

第1 業務継続性の確保

計画名	計画のあらまし
業務継続性の確保	□首長不在時の明確な代行順位及び職員の代行順位 □非常時優先業務を遂行するための業務継続計画の策定 □迅速かつ円滑な災害応急対策の実施のための取組 　□平常時における優先すべき業務の絞り込み 　□優先業務を遂行するための役割分担及び全庁体制の構築 □必要な資源の継続的な確保 □定期的な教育・訓練・点検等の実施による経験の蓄積 □状況の変化に応じた体制の見直し及び計画の改訂

第2 防災中枢機能等の確保、充実

計画名	計画のあらまし
防災中枢機能を果たす施設整備	□本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 □設備の充実及び災害に対する安全性の確保 □代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備 □食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備 □通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保 □災害情報の一元化及び共有化による災害対策本部機能の充実・強化

第3 各種データの整備保全

計画名	計画のあらまし
データの整備保全	□各種データの整備保存 □各種データのバックアップ体制の整備

第31章　廃棄物処理等に係る防災体制の整備

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 市民環境部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても一般廃棄物等、遺体処理施設の被害を最小限にとどめ、必要なごみ・し尿・がれき処理対策並びに遺体処理を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の３つを柱に必要な環境整備を行う。

１　一般廃棄物等処理施設・設備の安全化
２　ごみ・し尿・がれき処理体制の整備
３　遺体処理体制の整備

第２節　計画の内容

第1 一般廃棄物等処理施設･設備の安全化

計画名	計画のあらまし
各廃棄物処理施設の施設・設備の安全化	□建物耐震化、不燃堅牢化 □非常用自家発電設備等の整備 □断水時の機器冷却水等用水源の多角的確保 □浸水防災対策工事又は土のう、排水ポンプ等の備蓄
各衛生センターの施設・設備の安全化	□建物耐震化、不燃堅牢化 □非常用自家発電設備等の整備 □断水時の用水源の多角的確保 □浸水防災対策工事又は土のう、排水ポンプ等の備蓄

第2 ごみ･し尿･がれき処理体制の整備

計画名	計画のあらまし
大規模災害時想定ごみ・し尿・がれき処理計画の策定	□処理必要量の想定 □仮置場、臨時収集場所用地候補の選定 □収集体制の想定 □中間、最終処理体制の想定 □片付けごみなどの収集運搬体制の確保
設備補修用資機材、仮設トイレ等の備蓄	□設備補修用資機材の備蓄 □仮設トイレの備蓄 □仮設トイレ管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄
近隣市町、民間事業者等との応援・協力体制整備	□相互応援協定の締結及び非常時要領の作成（近隣市町）、広域処理体制の確立 □補修用資機材、仮設トイレ(管理に必要な薬剤含む)等の緊急調達体制の確保 □その他協力協定の締結（収集処理業者、土木業者、運送事業者等）
資源ごみ・有害ごみ・危険ごみ等の分別等に関する住民・事業所向け事前広報の徹底	□被害甚大地域優先収集原則の周知 □資源ごみ分別の周知 □有害ごみ・危険ごみ等分別の周知 □がれきの自己搬入原則の周知

第3 遺体処理体制の整備

計画名	計画のあらまし
火葬場の整備	□建物耐震化、不燃堅牢化 □非常用自家発電設備等の整備 □断水時の機器冷却水等用水源の多角的確保
近隣市町、民間事業者等との応援・協力体制整備	□相互応援協定の締結及び非常時要領の作成（近隣市町） □その他協力協定の締結（葬祭業者等）

※ 資料編６－４－３ ごみ・し尿等処理体制の現況

第32章　ボランティアの登録・支援等計画

第１節　一般ボランティアの登録・支援等計画

第１ 計画の方針

１　とりまとめ責任担当部　　（ **健康長寿福祉部** ）

２　基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても適時適所に一般ボランティア受入れを行い得ることを目標として、災害ボランティアセンターを設置し、以下の２つを柱に体制の整備を行う。

(1)ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備

(2)ボランティア活動に関するＰＲ

第2 計画の内容

１　ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備

計画名	計画のあらまし
市社会福祉協議会等との災害ボランティア支援協定の締結	□ボランティアセンター本部・支部設置要領の作成 □ボランティアコーディネーターの育成・確保 □日赤奉仕団、市内外ボランティア団体との連携 □本部・支部設置予定スペースにおける非常用設備強化(電源、電話差込口、パーティション、ホワイトボード等)
ボランティア活動支援体制の整備	□関係各部・市民局、各機関との総合調整 □市社会福祉協議会活動支援 □ボランティア保険の加入促進
ボランティア登録の推進	□福祉関係ボランティア（手話通訳、点字通訳、介護職等） □医療・保健関係ボランティア（保健師、看護師等） □文化サークルによるボランティア □地域団体・業種団体によるボランティア
ＮＰＯ・ボランティアとの連携	□地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援 □リーダーの育成 □ＮＰＯ・ボランティア等と協力し、発災時の災害ボランティアとの連携
防災訓練へのボランティア参加の推進	□府主催総合防災訓練への関係ボランティア参加支援 □市が実施する各種防災訓練へのボランティア参加推進

２　ボランティア活動に関するＰＲ

計画名	計画のあらまし
ボランティア意識の普及・PR	□ボランティアに関する相談、情報提供窓口の設置 □ボランティアに関する各種研修、講座等の開催
除雪ボランティア活動の促進	□高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯等自力での除雪が困難な世帯に対する支援の組織化

第２節　専門ボランティアの登録・支援等計画

第１ 計画の方針

１　とりまとめ責任担当部　　（ **総務部** ）

２　基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても適時適所に専門ボランティア受入れを行い得るよう必要な整備を行う。

第2 計画の内容

計画名	計画のあらまし
各種専門ボランティアの登録促進	□関係各部・市民局、各機関との総合調整 □事業所、業種別団体との協力体制の確保 □府災害ボランティア協議会に関する資料の収集 □府災害ボランティア協議会所轄団体等が主催する研修、訓練への参加促進
各種専門ボランティア受入れ要領の整備	□関係各部・市民局、各機関との総合調整 □被災建築物応急危険度判定士 □被災宅地危険度判定士 □砂防ボランティア（府土木事務所ＯＢ等を中心に組織） □防災エキスパート（国土交通省ＯＢを中心に組織） □福祉関係専門ボランティア □その他各部が担当する専門分野ごとのボランティア

第33章　広域応援体制の整備

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の３点を重点に広域応援体制の整備を行う。

なお、人的支援の実施においては、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

1　近隣市町等との相互協力体制の整備
2　広域大災害に備えた相互協力体制の整備
3　広域応援受入れのための拠点の整備
4　応援受入れのためのソフト環境整備
5　民間関係団体等との協力体制の整備

第２節　計画の内容

第1 近隣市町等との相互協力体制の整備

計画名	計画のあらまし
府内近隣市町との連携	□物資・人員等の相互応援（大規模災害発生初期における自区内居住他自治体職員に関する相互交換配置を含む） □災害時における通勤・通学者の「安否確認情報」の相互交換 □気象情報、河川情報等の相互交換 □河川・海岸における総合的治水対策、津波、流出油防除対策等予防施策に関する協力の推進 □「府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」及び「府災害時応急対応業務マニュアル」により、市及び府の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって府からの受援、市町村の相互応援を円滑に行う応援、受援体制を整備する。
府外隣接市町村等との連携	□国道 178 号、482 号沿線市町村に関する上記に準ずる連携

第2 広域大災害に備えた相互協力体制の整備

計画名	計画のあらまし
同時被災しない自治体との連携	□広域災害を想定し近隣市町も被災した場合に備える相互応援協定

第3 広域的応援受入れのための拠点の整備

計画名	計画のあらまし
広域的物資等配送拠点施設の指定・整備	□対象となる施設 □幹線道路とのアクセスがよい公共公益施設 □運営要員として協力を期待できる人員を抱える公的施設 ※ 第３編第１部第２章第７節「活動拠点の配置計画」参照 □整備のめやす □案内標識、進入路標識等の設置 □非常時開設、運営等要領の作成

第4 応援受入れのためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
相互応援協定締結市町の拡大	□国道 178 号、482 号沿線府外市町村との締結 □各種テーマ国内交流市町村との締結
応援要請及び受入れ要領の整備	□ケース別関係機関・自衛隊受援要領の整備 □ケース別他自治体受援要領の整備
各種専門ボランティア受入れ要領の整備	※ 第32章第２節「専門ボランティアの登録・支援等計画」参照

第5 民間関係団体等との協力体制の整備

計画名	計画のあらまし
多種多様な団体との災害時応援協定の締結推進	□災害時等において事業所や業界団体との協力体制を確立するため、事業所等との間で協定を締結する。 □事業所に対しては、地域貢献が可能な分野をあらかじめ公開するなど自主的な協力体制を構築するよう求める。

第 34 章　学校等の防災計画

第１節　保育所・認定こども園災害予防計画

第1 計画の方針

１　とりまとめ責任担当部　　（ **こども部** ）

２　基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても園児の安全を確保するとともに、要配慮者支援のための優先避難所設置施設として、また応急保育対策を適時適所に実施可能な体制を確立することを目標として、以下の２つを柱に環境整備を行う。

(1)非常時実施要領等の整備

(2)施設の耐震性の強化(第26章「社会福祉施設防災計画」による。)

第2 計画の内容

１　非常時実施要領等の整備

計画名	計画のあらまし
保育所・認定こども園防災計画の整備	□各種災害類型別緊急出勤・配置計画 □乳幼児の安全確保及び避難 □水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき、警戒区域内に所在する社会福祉施設では、水害、土砂災害又は津波に応じた避難確保計画の作成及び当該計画による避難訓練の実施が義務付け □要配慮者優先避難所開設期間における施設利用計画 □要配慮者優先避難所開設及び運営要領 □保護者、地域住民組織等との連携計画 □地域事業者(商店、事務所、宿泊等事業者)との協力計画 □防災訓練の実施
応急保育計画に関する調査・研究	□入園児以外の乳幼児を受け入れる期間における保育体制及び保育内容（保育所以外の施設における応急保育体制を含む） □要配慮者優先避難所在住被災者との関係のあり方 □こころのケアに関する配慮事項

第２節　学校施設等災害予防計画

第1 計画の方針

１　とりまとめ責任担当部　　（ **教育委員会** ）

２　基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても園児・児童・生徒及び利用者の安全を確保するとともに、被災者支援のための指定避難所設置施設（指定施設の場合）として、また応急教育対策を適時適所に実施可能な体制を確立することを目標として、以下の２つを柱に環境整備を行う。

その際、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(1)非常時実施要領等の整備

(2)施設の耐震性の強化（第11章「建造物防災計画」による）

第2 計画の内容

1 非常時実施要領等の整備

計画名	計画のあらまし
小・中学校防災計画の整備	□各種災害類型別緊急出勤・配置計画 □保護者に学校の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引き渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。 □児童生徒等の安全確保のための教職員対応マニュアル等の作成 □発災時別の教職員の対応方策 ・在校時 ・学校外の諸活動時 ・登下校時 ・夜間・休日等 □保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策 □施設・設備の被災状況の点検等 □児童・生徒の安全確保及び避難 □水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき、警戒区域内に所在する学校では、水害、土砂災害又は津波に応じた避難確保計画の作成及び当該計画による避難訓練の実施が義務付け □登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。 □指定避難所開設及び運営要領（指定施設の場合） □ＰＴＡ等保護者、地域住民組織等との連携計画 □地域事業者(商店、事務所、宿泊等事業者)との協力計画 □防災訓練の実施
高等学校防災計画の整備促進	□小・中学校に準ずる事項
教育活動への配慮	□指定避難所として指定した学校は、教育活動の場であることに配慮する □学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合は、学校の教育活動に十分配慮する。
生涯学習施設防災計画の整備	□小・中学校に準ずる事項
災害時想定カリキュラム等に関する調査・研究	□教科書が入手できるまでの期間における教育内容 □指定避難所在住被災者との関係のあり方 □こころのケアに関する配慮事項

第 35 章　避難等に関する計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。住民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。このため、市の有する「地域としての災害危険性」に即して、必要な避難対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の６つを柱に避難体制の整備を進める。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。また、大雪時における対策について「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、府及び関係機関と連携して取り組むものとする。

1　避難の周知徹底

2　指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・整備

3　安全避難の環境整備

4　広域避難

5　広域一時滞在

6　防災上重要な施設の避難計画

7　車中避難計画

第２節　計画の内容

第1 避難の周知徹底

計画名	計画のあらまし
事前措置	□火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり・なだれ・高潮・津波等の危険が予想される区域の周知 □立退き避難・屋内安全確保の周知 □避難情報（避難指示等）の意味の周知 □自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等、適切な避難行動の周知 □災害時の情報を入手方法の周知 □指定緊急避難場所・指定避難所等の意味の周知 □避難経路の徹底 □市は府と連携し、自主防災組織等に対し、自主的に早めの避難行動をとるための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援する。 その際、避難指示等の発令対象を災害リスクのある区域等に絞り込んでおく。

計画名	計画のあらまし
避難指示等の周知	□市は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。 □ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても周知する。 □市は避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように周知する。 □ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 □警戒レベル３高齢者等避難や警戒レベル４避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

第2 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・整備

計画名	計画のあらまし
「指定緊急避難場所」の指定・整備	□指定緊急避難場所の指定 □管理上の基準、立地上の基準、構造上の基準等の指定基準を満たしていること □異常な現象（土砂災害、大規模な火災など）ごとに指定すること □指定緊急避難場所としての整備のめやす □要配慮者にも配慮した施設・設備の整備 □放送設備等避難者への情報伝達手段の整備 □他の指定避難所（避難施設）への移動、救援・輸送用の車両・ヘリコプターの進入が容易に行えるよう道路、駐車・着陸スペースの整備 □施設及び周辺地域における案内標識、図等整備

計画名	計画のあらまし
「指定避難所」（避難施設）の指定・整備	□指定避難所の指定 □避難した住民等を、一定期間滞在させるために、必要かつ適切な規模であること □速やかに避難した住民等を受け入れ、又は生活関連物資を避難した住民等に配布することが可能な構造又は設備があること □想定される災害による影響が、比較的少ない場所にあること □車両などによる輸送が、比較的容易であること □市施設又はその他の公共施設であること □広域一時滞在を考慮（他の市町村からの被災住民を受け入れることができる）した施設 □指定避難所としての整備のめやす □飲料水、食料、毛布等の備蓄又は調達ルートの確保 □必要な物資の備蓄 □その他指定緊急避難場所に準ずる整備
「福祉避難所」（要配慮者優先避難所及び要配慮者専用避難所）の指定・整備	□福祉避難所の指定 □指定避難所と同様の基準を満たす施設であること □要配慮者の利用に対しての、必要な措置が講じられていること □要配慮者が相談や助言を受けることができる体制が整備されていること □要配慮者を滞在させるために必要な居室が、可能な限り確保されること □要配慮者向け介助支援要員の確保が容易な施設であること □市施設又はその他の公共公益施設であること □要配慮者の安全確保 □福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する。
「地区避難所」の設定	□地区避難所の設定 □住民が自主避難できるよう、自治会、自主防災組織などが自主的に開設、運営するものであること □自治会等の住民組織が所有または管理する施設であること □災害種別（大規模な火災は除く）ごとの適否を示すこと

第3 安全避難の環境整備

計画名	計画のあらまし
避難情報伝達体制の整備	□避難情報の発令を判断するために必要な河川水位や土砂災害発生の危険度などのデータ収集体制の確保 □避難情報（「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」）の発令基準及び「発令対象地域」の設定等を定めた「京丹後市避難情報発令基準」の作成 □「京丹後市避難情報発令基準」の運用・検証 □防災行政無線（同報系屋外・屋内、地域防災無線端末局）等の整備

計画名	計画のあらまし
避難路の整備	□十分な幅員の確保及び複数ルートの確保 □沿道部の安全化（対延焼、倒壊、落下物等危険）
安全避難誘導体制の整備	□施設及び周辺地域における案内標識、図等整備 （外来者にもわかりやすく、また夜間時や積雪時の避難にも配慮したものとする） □警察・消防等関係機関との連携体制の確保 □地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保 □屋内での退避等の安全確保（避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないとき）
避難者を収容しきれないと見込まれる避難所における避難場所の事前の確保	□指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所、地区避難所（以下、この項において「避難所」という。）のいずれかを問わず、避難所の規模から勘案し、想定しうる避難者数を収容しきれないと見込まれる場合、避難所の開設者は、地域の実情や災害危険性を考慮のうえ、公共施設など他の利用可能な避難場所を事前に確保するよう努めるとともに、避難場所の提供を求められた公共施設などの管理者はやむを得ないと認められる事情がない限り、避難場所の提供に協力するものとする。 □避難場所の使用については、避難所の開設者と施設管理者間であらかじめ十分調整するものとし、協定を締結するなどして円滑に開設、運営できるよう努めるものとする。
施設・設備・物資の備蓄	□指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、情報通信機器の確保、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄 □避難所開設当初から簡易ベッド、パーティション等の設置に努める。 □避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施 □備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。 □トイレの確保にあたっては、災害時に避難所となる施設における合併処理浄化槽の設置について検討
指定避難所運営体制の整備	□指定避難所運営マニュアルの作成 □高齢者、障がい者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、ＬＧＢＴなど配慮の必要な方の視点を取り入れる。 □あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画の作成 □指定避難所運営訓練の実施 □感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。 □施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 □必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。 □住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 □指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 □良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換 □避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成

計画名	計画のあらまし
居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動	□必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備
避難所まで距離のある地域との連携の強化	□気象情報の的確な収集と住民への早期情報提供体制の確保 □避難所の早期開設 □地域に即した避難支援体制の確保 □避難所確保のためのハード対策の促進
新型インフルエンザ等感染者発生等に備えた対策	□新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。 □避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。 □新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災担当部局と保健福祉担当部局が府とも連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、府と連携して受入れ施設を確保し、避難に関する連絡窓口を整備する（大規模地震発生時等）。
被災者支援の仕組みの整備	□地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）

※ 資料編６－２ 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

第4 広域避難

計画名	計画のあらまし
広域避難	□市は、当該地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、府内の他の市町村に協議する。 □市は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。 □市は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。 □市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係期間と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。 □市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

第5 広域一時滞在

計画名	計画のあらまし
広域一時滞在	□市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在に使用することについても定めるなど、他市町村からの被災者を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定するよう努める。 □市は、指定避難所が広域一時滞在に使用する可能性があることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。 □市は、大規模災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災者の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 □市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

第6 防災上重要な施設の避難計画

計画名	計画のあらまし
防災上重要な施設の避難計画の作成	□学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。 □学校においては、地域特性等を考慮し、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等 □児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法 □病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等 □高齢者、障害者及び児童施設等においては、地域特性等を考慮し、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法 □防災上重要な施設のうち、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法に基づき、市地域防災計画に記載されたもの（要配慮者利用施設及び避難促進施設）は、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成及び避難訓練を実施する。 □市は府とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。 □避難確保計画を作成又は変更した施設の所有者又は管理者は、遅滞なく市へこれを報告する。

第7 車中避難計画

計画名	計画のあらまし
車中泊対応可能な避難場所のリストアップ	□車中避難場所候補地一覧の作成 □民間施設との協定締結 □電気・水道・トイレの確保 □指定避難所における車中泊可能台数の把握

計画名	計画のあらまし
車中避難場所運営体制の整備	□車中避難場所運営マニュアルの作成 □施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 □車中避難場所について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等の事前調整 □車中泊避難に係る情報提供 □車中避難場所の周知、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起 □避難場所の確保・環境整備 □避難者の状況把握及び健康管理、健康指導 □エンジン騒音等のトラブル回避 □車中泊避難から自宅への帰宅及び指定避難所への移行

※　屋外避難に当たっては、指定避難所への避難が基本であり、車中泊避難を推奨するものではない。

※　車中避難場所：車により一時的に安全確保ができる場所

第 36 章　観光客保護・帰宅困難者対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 商工観光部 ）

第2 基本方針

市は、大規模広域災害が発生し、又は発生するおそれがあり、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や近隣市町などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

なお、大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、市、府、鉄道事業者等が連携して帰宅困難者の安全確保に努める。

第２節　計画の内容

計画名	計画のあらまし
観光客・帰宅困難者への啓発	□二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」 □災害用伝言ダイヤル（１７１）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用 □徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認 □公共機関が提供する正確な情報入手及び伝達 □帰宅できるまで、自助・共助による助けあい
事業所等への要請	□施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化 □飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等 □無線ＬＡＮ環境の整備など、情報収集手段の充実 □事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じることについて働きかける。 □事業者等に、事業所防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。
観光客への支援の検討	□市は府と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。 □災害時における観光客等の一時収容等の協力体制の検討 □多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討 □学生ボランティア等の活用について検討するとともに、市民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするよう呼びかける。
帰宅支援拠点の確保	□男女のニーズの違いに配慮した運営 □要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営

第 37 章　集中豪雨対策に関する計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として自治体と地域の防災組織などが連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みを行う。

第２節　計画の内容

計画名	計画のあらまし
ソフト対策の推進・検討	□情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実 □避難態勢等の取り組み強化 □客観的避難基準の充実 □被災の危険性を考慮した指定避難所・避難場所の設定 □避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保 □防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底 □要配慮者対策の強化
ハード対策の実施・検討	□計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理 □流域全体での総合的な雨水流出抑制及び流木等の危険木撤去の取り組み □山地・森林環境の保全と整備 □農地の持つ防災機能の保全と整備 □雨水貯留・浸透施設の設置 □適正な土地利用の誘導、規制など □伐採木の除去による流木の防止 □倒木のおそれのある危険木の事前伐採
総合的な集中豪雨対策の促進	□個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、安心・安全を確保するため、取り組み推進に向け検討

第 38 章　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 基本方針

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の作成を推進し、地域の防災力向上に努める。

第２節　計画の内容

計画名	計画のあらまし
地区防災計画の作成推進	□市地域防災計画に地区防災計画を位置付け □市内の一定地区内の住民からの提案 □市内の一定地区内に事業所を有する事業者からの提案 □防災会議で審議の上、必要があると認めた場合は、市地域防災計画に地区防災計画を規定 □地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画策定

※　資料編２－３　地区防災計画一覧

第３編　災害応急対策計画

第１部　非常時活動体制に関する対応計画

第１章　風水害警戒及び突発的事故災害対策

第１節　気象予警報発表時等の初動対応

第1 とりまとめ責任担当部　　（ 総務部 ）　※ 平常時の部名称

第2 初動対応上の基本指針

1　総務部及び市民局においては、風水害警戒対策関係部及び他部と連携・協力し、できる限り先行的に必要な要員を配置し、警戒時活動体制における本部及び支部指揮機能を確保する。

2　市内各地域に関する情報収集・協力団体への連絡及び初期対応は、支部を中心に行う。市各部は、要員について不足することがないよう、対象地域在住職員を中心に応援派遣する。

3　府・国・防災関係機関・団体等への配備体制通報及び被害発生状況連絡は、最優先で行う。これにより事態のいかなる推移・急変に際しても迅速な警戒・応急対策実施を期する。

4　住民への避難に関する事項は、別途定める「京丹後市避難情報発令基準」に基づき実施する。

5　水防法に基づく「洪水浸水想定区域」及び土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」への避難に関する事項は、別途定める「京丹後市避難情報発令基準」に基づき実施する。

第3 初動対応のめやす

1　総務部

区分	勤務時間内	勤務時間外
大雨警報 洪水警報 高潮警報 大雨、洪水、高潮注意報が発令され災害発生が予想されるとき 台風の進路にあたると予想されるとき	●総務防災課→危機管理監 □警報・注意報発表連絡及び警戒本部基本配備体制指示又は通知→災害警戒本部設置 ●総務防災課→部内・府・国出先機関 →各部庶務・連絡担当課 →秘書広報広聴課 →各市民局 →消防本部・関係機関 □警報・注意報発表等連絡及び所管事項防災情報収集・報告指示、要請 □警戒本部基本配備体制指示又は通知 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 ●総務防災課→秘書広報広聴課 □市民向け広報体制確保(市ＨＰ等) □災害発生危険区域避難又は警戒指示 ●総務防災課→消防本部→団本部 □災害発生危険区域避難又は警戒指示 □連絡体制確保	●宿・日直嘱託員→総務防災課職員 □注意報受信連絡 ●総務防災課職員 □必要に応じて庁舎に緊急登庁 □必要に応じて勤務時間内に準ずる対応

区分	勤務時間内	勤務時間外
大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進路にあたるとき	●総務防災課→部内・府・国出先機関 →各部庶務・連絡担当課 →秘書広報広聴課 →各市民局 →消防本部・関係機関 □警報発表等連絡及び警戒本部１号配備体制指示又は通知→災害警戒本部設置 □所管事項防災情報収集・報告指示、要請 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 ●総務防災課→秘書広報広聴課 □市民向け広報体制確保(市ＨＰ等) □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 ●総務防災課→消防本部→団本部 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 □連絡体制確保	●宿・日直嘱託員→総務防災課職員 □警報受信連絡 ●総務防災課職員 □直ちに登庁 □勤務時間内に準ずる対応
大雨その他異常な自然現象により、高齢者等避難、避難指示を発令するとき、又は短時間のうちに発令が見込まれるとき	●総務防災課→部内・府・国出先機関 →各部庶務・連絡担当 →秘書広報広聴課 →各市民局 →消防本部・関係機関 □警報発表等連絡及び警戒本部２号配備体制指示又は通知→災害警戒本部設置 □指定緊急避難場所等開設指示→各市民局 以下　１号配備体制と同様の対応 ●総務防災課→秘書広報広聴課 １号配備体制と同様の対応 ●総務防災課→消防本部→団本部 １号配備体制と同様の対応	●宿・日直嘱託員→総務防災課職員 □警報等受信連絡 ●総務防災課職員 □直ちに登庁 □勤務時間内に準ずる対応

２　建設部

区分	勤務時間内	勤務時間外
大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進路にあたるとき	●管理課→部内・府・国出先機関 □警報発表等及び警戒本部１号配備体制による災害警戒本部設置連絡 □府・国を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 ●部内所管課→関係団体等 □団体等を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 □連絡体制確保 □応援出動要請 ●管理課→総務防災課 □以上に関する復命報告（第１報）	●管理課防災担当職員 □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応
大雨その他異常な自然現象により、高齢者等避難、避難指示を発令するとき、又は短時間のうちに発令が見込まれるとき	●管理課→部内・府・国出先機関 □警報発表等及び警戒本部２号配備体制による災害警戒本部設置連絡 以下　１号配備体制と同様の対応 ●部内所管課→関係団体等 １号配備体制と同様の対応 ●管理課→総務防災課 １号配備体制と同様の対応	●管理課防災担当職員 □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応

3 各部

区分	勤務時間内	勤務時間外
大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進路にあたるとき	●庶務担当課→部内・府・国出先機関 □警報発表等及び警戒本部１号配備体制による災害警戒本部設置連絡 □府・国を通じた所管事項防災情報収集 ●部内所管課→関係団体等 □団体等を通じた所管事項防災情報収集 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 □連絡体制確保 □応援出動、準備要請 ●庶務担当課→総務防災課 □以上に関する復命報告（第１報）	●各部庶務担当課防災担当職員 □指示により緊急登庁又は自宅待機 □その他勤務時間内に準ずる対応
大雨その他異常な自然現象により、高齢者等避難、避難指示を発令するとき、又は短時間のうちに発令が見込まれるとき	●庶務担当課→部内・関係機関・団体等 □警報発表等及び警戒本部２号配備体制による災害警戒本部設置連絡 以下　１号配備体制と同様の対応 ●部内所管課→関係団体等 １号配備体制と同様の対応 ●庶務担当課→総務防災課 １号配備体制と同様の対応	●各部庶務担当課防災担当職員 □指示により緊急登庁又は自宅待機 □その他勤務時間内に準ずる対応

4 各市民局

区分	勤務時間内	勤務時間外
大雨警報 洪水警報 高潮警報 大雨、洪水、高潮注意報が発令され災害発生が予想されるとき 台風の進路にあたると予想されるとき	●市民局→局内・各部課等 →区長及び協力団体等 □警報・注意報発表等及び所管地区内道路、河川、海岸等防災情報収集指示又は要請 □応急対策用資機材確保指示又は要請 □消防団・区長・団体等との連絡体制確保 □警戒本部基本配備体制による災害警戒本部○○支部設置連絡 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 ●各部課等→学校・保育所・認定こども園・団体等 □学校・保育所・認定こども園・団体等を通じた防災情報収集 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 □必要に応じて応援出動、準備要請 □連絡体制確保 ●市民局→総務防災課 □以上に関する復命報告（第１報）	●市民局防災担当職員 （連絡を受けた場合） □指示により緊急登庁又は自宅待機 □その他勤務時間内に準ずる対応
大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進路にあたるとき	●市民局→局内・各部課等 →区長及び協力団体等 □警報発表等及び所管地区内道路、河川、海岸等防災情報収集指示又は要請 □応急対策用資機材確保指示又は要請 □消防団・区長・団体等との連絡体制確保 □警戒本部１号配備体制による災害警戒本部○○支部設置連絡 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 ●各部課等→学校・保育所・認定こども園・団体等 □学校・保育所・認定こども園・団体等を通じた防災情報収集 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 □応援出動、準備要請 □連絡体制確保 ●市民局→総務防災課 □以上に関する復命報告（第１報）	●市民局防災担当職員 □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応

区分	勤務時間内	勤務時間外
大雨その他異常な自然現象により、高齢者等避難、避難指示を発令するとき、又は短時間のうちに発令が見込まれるとき	●市民局→局内・各部課等 →区長及び協力団体等 □警報発表等及び警戒本部２号配備体制による災害警戒本部○○支部設置連絡 □災害種別に応じた指定緊急避難場所の開設 □区長等に指定緊急避難場所開設連絡と地区避難所開設依頼 以下　１号配備体制と同様の対応 ●各部出先課等→学校・保育所・認定こども園・団体等 １号配備体制と同様の対応 ●市民局→総務防災課 １号配備体制と同様の対応	●市民局防災担当職員 □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応

第２節　土砂災害警戒対応

第１ とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 平常時の部名称

第２ 土砂災害等警戒活動の基本指針

１　土石流、がけ崩れによる人的危険を回避するため、府土砂災害警戒情報システム（気象台の解析雨量と府の作成した１㎞メッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（ＣＬ）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うもので、イントラネット、インターネット等で配信される）で危険度を確認するとともに、各支部指定観測地点の降雨量（時間雨量 40㎜ 以上又は 24 時間雨量 130㎜ 以上をめやすとする）を基準として、できる限り先行的に土砂災害への注意の喚起、巡視、警戒、避難指示等を行う。

２　土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒区域等に対し、避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第 51 条、第 55 条、気象業務法 11 条、第 13 条、第 15 条及び第 15 条の２）

３　土砂災害等警戒活動の実施にあたっては、情報連絡上のミスによる逃げ遅れのないよう府・国をはじめ、各部、消防本部・団、各機関・区長・協力団体等との密な情報連携を漏れなく行う。

第3 土砂災害等警戒対策のめやす

区分	本部及び支部としての活動のめやす
注意報発表時等	1　情報の収集・受付・分析 □気象情報 □雨量情報 □住民、各防災機関からの前兆現象情報、発生情報 □小・中学校・保育所・認定こども園への降雨状況、冠水状況等情報照会 □府土砂災害警戒情報システムによる通報 □工事中の建築物、工作物等要点検箇所の把握 2　土砂災害等警戒対策の実施 □配備体制の移行・強化要請を伴う府土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報システム）の評価：京都府防災情報システム参照 □必要に応じて危険区域住民向け注意の喚起（防災行政無線、区長への電話、有線放送等、消防団巡回） □必要に応じて工事中の建築物、工作物等施工者への安全措置要請 □必要に応じてパトロール活動準備又は実施指示 □必要に応じて緊急避難体制準備指示 □必要に応じて配備体制強化
警報発表時等	1　情報の収集・受付・連絡・分析 □気象情報 □雨量情報 □住民、各防災機関からの前兆現象情報、発生情報 □小・中学校・保育所・認定こども園からの降雨状況、冠水状況等前兆現象情報、発生情報とりまとめ □府土砂災害警戒情報システムによる通報 □工事中の建築物、工作物等要点検箇所に関する現況情報とりまとめ 2　土砂災害等警戒対策の実施 □支部によるパトロール活動、パトロール強化、配備体制の移行を伴う「土砂災害警戒情報」の評価 □土砂災害警戒区域等については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応 □緊急避難体制確保指示 □危険区域住民向け高齢者等避難又は避難指示連絡（防災行政無線、区長への電話、有線放送等、消防団巡回） □孤立想定地区住民へ避難指示（防災行政無線、区長への電話、有線放送等、消防団巡回） □工事中の建築物、工作物等施工者への安全措置実施確認 □必要に応じて配備体制強化、災害対策本部体制への移行

第３節　積雪災害警戒対応

第1 とりまとめ責任担当部　（ 建設部 ）　※ 平常時の部名称

第2 積雪災害等警戒対策の基本指針

1　雪崩等降・積雪による人的危険を回避するため、各支部指定観測地点の警戒積雪深（60cm～130cm）を基準として、できる限り先行的に積雪災害への注意の喚起、巡視、警戒、避難指示等を行う。

2　積雪災害等警戒活動の実施にあたっては、情報連絡上のミスによる逃げ遅れのないよう府・国をはじめ、消防本部・団、各機関・区長・協力団体等との密な情報連携を漏れなく行う。

3　冬期交通の確保については、第３部第４章「道路除雪計画」及び毎年定める「除雪計画書」により行う。

第3 積雪災害警戒対策のめやす

区分	本部及び支部としての活動のめやす
大雪警報発令時等警戒段階	1　情報の収集・受付・連絡 □気象情報 □雨量情報 □降・積雪情報 □住民、各機関からの前兆現象情報、小規模被害発生情報 2　積雪災害警戒対策の実施 □必要に応じて、住民等からの各種情報の各機関への連絡 □危険区域住民向け注意の喚起（防災行政無線、関係区長への電話、有線放送等による） □必要に応じて、雪おろし、雪庇落し等建物・施設等管理者への安全措置要請 □必要に応じて、雪おろし、雪庇落し等要支援世帯の確認 □パトロール活動準備 □配備体制の移行・強化要請を伴う「重要情報」の評価 □必要に応じて配備体制移行準備（警戒強化等を中心に）
雪害対策本部等設置以降	1　情報の収集・受付・連絡 □気象情報、雨量情報、降・積雪情報 □住民、各機関からの前兆現象情報、小規模雪崩等発生情報 2　積雪災害警戒対策の実施 □住民等からの各種情報の各機関への連絡 □パトロール活動、標識設置、う回路利用広報活動等の実施 □雪おろし、雪庇落し等建物・施設等管理者への安全措置要請 □雪おろし、雪庇落し等要支援世帯の確認 □要配慮者等世帯の雪おろし、雪庇落し等支援体制の確保 □危険区域住民向け高齢者等避難又は避難指示発令の連絡（防災行政無線、関係区長への電話、有線放送、巡回広報等による） □緊急避難体制準備又は緊急避難誘導実施指示 □配備体制の移行・強化要請を伴う「重要情報」の評価 □必要に応じて配備体制移行・強化準備

※　資料編４－４　各支部指定観測地点の警戒積雪深一覧

第４節　突発的事故災害対策

第1 とりまとめ責任担当部・課　（ 総務部総務防災課［支部設置市民局］） ※ 平常時の部名称

第2 事故等発生報受領時の初動対応上の基本指針

1　一度に多数の人命に危険が生じる突発的事故が発生した場合は、ただちに市に事故対策本部を設置する。事故対策本部の編成は、災害警戒本部を準用する。

2　市各部・市民局、府・関係機関・区長・協力団体等及び消防庁への事故等発生報通報は覚知後 30 分以内で可能な限り早く行う。

3　事故等の規模が大きく、その被害が大きいことが判明した場合又は予測された場合は、その時点でただちに災害対策本部に切り替える。

4　必要な情報収集・分析要員については、対象地域・情報源ごとに漏れなく確保し配置する。

5　非常時活動要員は逐次投入を避け最大限体制を確保し状況判明後漸次必要な体制に移行する。

6　相互応援協定に基づく、他市町村への応援要請、広域的な消防部隊の応援要請、自衛隊の災害派遣要請依頼、化学消火薬剤等特殊必要資機材の確保に関する応援要請は、空振りを恐れず早め早めに判断し行う。

第3 本部体制設置要件のめやす

要件		本部体制の別	配備体制の別
□一度に多数の人命に危険が生じる突発的事故が発生	→	事故対策本部	災害警戒本部１号配備
□一度に多数の人命に危険が生じる突発的事故が発生し、市長が必要と認めたとき	→		災害警戒本部２号配備
□災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき	→	災害対策本部	災害対策本部１号配備又は２号配備
□事故対策に相当の期間を要し、市内外からの問い合わせ対応や風評被害等社会的被害発生のおそれがある等全庁的な体制を敷くことが必要なとき			

第4 事故災害別対応のめやす

この計画では、以下の事故災害について、応急対策等のめやすを示す。

なお、その他の事故災害発生時には、上記「事故等発生報受領時の初動対応上の基本指針」に基づき類似の事故について準用し対応するものとする。

1　石油類流出事故災害及び大規模海難事故災害の場合

2　航空機事故災害の場合

3　鉄道事故災害の場合

4　道路事故災害の場合

5　大規模工場等火災、爆発事故の場合

6　放射性物質事故災害の場合

7　大規模林野火災の場合

1　石油類流出事故災害及び大規模海難事故災害の場合

(1)初動対応上の基本指針

ア　事故発生直後の対応は、石油類流出・危険物・毒ガス等漏洩危険有無の把握を最優先で行う。

イ　油流出後の海岸線対応策は、油防除作業を必要とする海岸の判別、処理作業の優先順位、環境影響や費用負担の低減を最適化する作業方法の決定等専門家の助言を得て、計画的に行う。

ウ　負傷者の搬送は、対応可能な医療機関を広域的に確保し分散収容する。

(2)事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
□関係漁協 □府漁協	□発生地・海岸、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □防災出動の要請（拡散防止、負傷者搬送救出、除去・回収等）
□広域振興局又は府災害対策課	□発生地・海岸、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □ヘリコプター出動を含む広域救急搬送体制確保に関する協力要請 □海上災害防止センターへの通報、出動要請
□北丹医師会等 □市内救急告示病院(３病院)	□発生地・海岸、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □救急救護活動（医療救護班出動、トリアージ等） □負傷者の救急搬送受入
□警察署 □第八管区海上保安本部	□発生地・海岸、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □海上における遭難者の救助・搬送、行方不明者の捜索、遺体の検視・身元確認 □船舶火災に対する消火活動の実施 □緊急車両の通行確保のための交通規制、海上通行規制
□境界隣接消防本部 □近隣消防本部	□発生地・海岸、危険物等漏洩危険の有無、火災発生の有無、人的被害、災害規模に関する概括的情報（把握できた範囲で） □消防、救出・救助、被害拡大防止応援要請（特殊装備・技術を有するもの含む）

(3)応急措置

項目	活動内容
□現場対策	□現地指揮所の設置 □警戒区域の設定 □危険物・毒ガス等漏洩危険時の関係住民に対する避難の指示、誘導等 □消防本部・市本部・関係支部間通信手段確保(消防無線、防災行政無線、携帯電話) □現地住民向け広報及び報道機関対応
□消火活動	□危険物等漏洩危険及び火災の状況に関する情報収集 □事故拡大防止のための消火その他消防活動
□負傷者救出救急救護	□現地救護所の設置（医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等） □救出・救急救護用資機材の確保 □市内救急告示病院(３病院)の引き受け確認 □第２次搬送先収容医療機関の確保
□被害拡大防止活動	□油、危険物等の流出・拡散の防止 □流出した油、危険物等の除去、除染、その他環境保全対策
□ボランティアの受入れ	□社会福祉協議会へのボランティアコーディネート体制確保の要請 □漂着油回収作業用防除資機材の確保、配備

(4)その他

項目	活動内容
□油回収作業従事者健康対策	□健康相談チームの編成、地域巡回 □健康相談所の開設
□文化財対策	□琴引浜、天然記念物等文化財の被害状況調査、予防、応急、復旧対策の実施
□被害復旧計画	□水産業関係復旧対策の実施 □観光業等中小企業者経営安定対策の実施 □風評被害対策の実施 □事後の監視等の実施

2 航空機事故災害の場合

(1)初動対応上の基本指針

ア 市街地部における墜落事故発生情報を受領した場合は、延焼火災、多数負傷者の発生、広域的な緊急避難等実施を想定し災害対策本部により対応する。

イ 航空機火災（火災発生のおそれのある場合を含む）が発生した場合は、火災・災害等即報要領により、第１報を消防庁に対しても覚知後 30 分以内で可能な限り早く行う。

ウ 負傷者の搬送は、対応可能な医療機関を広域的に確保し分散収容する。

(2)事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項

区分	通報先	通報内容（第１報はわかる範囲で）
□民間航空機	□大阪空港事務所 □警察署 □第八管区海上保安部（海上の場合） □消防庁（航空機火災発生の場合） □広域振興局又は府災害対策課 □境界隣接消防本部 □近隣消防本部 □市内救急告示病院（３病院）・診療所 □北丹医師会、府歯科医師会丹後支部	□事故の種類（墜落、不時着等） □事故の状況（機体炎上、建物火災の有無等） □事故発生の日時、場所 □事故機に関する情報（会社名、機種、機体番号等）
□自衛隊機等	□陸上自衛隊第７普通科連隊 （以下民間航空機に同じ）	同上

(3)応急措置

項目	活動内容
□現場対策	□現地指揮所の設置 □警戒区域の設定 □火災の急激な進展時における墜落地点付近住民に対する避難の指示、誘導等 □消防本部・市本部・関係支部間通信手段確保(消防無線、防災行政無線、携帯電話) □応急対策用車両等集結・待機スペースの確保 □現地住民向け広報及び報道機関対応 □警察・事故調査委員会による事故調査への協力
□消火活動	□航空機及び燃料火災の状況に関する情報収集 □特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動 □消火薬剤、消防水利の確保

項目	活動内容
□負傷者救出救急救護	□現地救護所の設置（医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等） □特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 □救出・救急救護用資機材の確保 □市内救急告示病院(３病院)の引き受け確認 □第２次搬送先収容医療機関の確保
□被害拡大防止活動	□危険物等の流出・拡散の防止 □流出した危険物等の除去、除染 □その他環境保全対策
□被災者救援等	□指定避難所の確保 □要配慮者の救援対策 □遺体の収容 □死傷者等の身元確認

(4)その他

項目	活動内容
□災害復旧計画	□被災公共施設復旧事業計画の作成 □復旧完了予定時期の明示（可能な限り） ※　その他必要に応じて、本計画第４編「災害復旧計画」により行う。

3　鉄道事故災害の場合

(1)初動対応上の基本指針

ア　特急列車転覆・脱線等事故の場合は、多数の重傷者発生を想定し、広域救急搬送体制による被災者の救助、医療救護活動を行う。

イ　危険物等漏洩、爆発火災等のおそれのある場合は、その旨府に通報するとともに、火災警戒区域設定、関係住民に対する避難指示等安全確保のための緊急措置を講ずる。

(2)事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
□北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社	□発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □関係列車の非常停止の手配 □応急対策要員、資機材等の出動、確保に関する要請
□広域振興局又は府災害対策課	□発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □ヘリコプター出動を含む広域救急搬送体制確保に関する協力要請 □特殊装備・技術を有する消防隊、救助隊の応援出動要請
□北丹医師会等 □市内救急告示病院(３病院)	□発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □救急救護活動（医療救護班出動、トリアージ等） □負傷者の救急搬送受入
□警察署	□発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □救出・救助活動及び避難誘導活動 □立入制限、交通整理、事故現場保存 □緊急車両の通行確保のための交通規制

連絡先	通報内容、要請事項
□境界隣接消防本部 □近隣消防本部	□発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □消防、救出・救助応援要請（特殊装備・技術を有するもの含む） □広域救急搬送体制確保の要請

(3)応急措置

項目	活動内容
□現場対策	□現地指揮所の設置 □火災警戒区域の設定 □危険物等漏洩、爆発火災等危険時の関係住民に対する避難の指示、誘導等 □消防本部・市本部・関係支部間通信手段確保(消防無線、防災行政無線、携帯電話) □応急対策用車両等集結・待機スペースの確保 □現地住民向け広報及び報道機関対応 □警察・事故調査委員会による事故調査への協力
□消火活動等	□列車火災の有無、危険物等漏洩危険の有無に関する情報収集 □特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動 □危険物等漏洩時における現場の安全確認、負傷者の移動、環境対策等
□負傷者救出救急救護	□現地救護所の設置 □特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 □救急活動（医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等） □市内救急告示病院(３病院)の引き受け確認 □第２次搬送先収容医療機関の確保
□被災者救援等	□指定避難所の確保 □要配慮者の救援対策 □遺体の収容 □死傷者等の身元確認

4　道路災害事故の場合

(1)初動対応上の基本指針

ア　事故発生直後の対応は、危険物・毒ガス漏洩危険・トンネル内車両火災発生危険の有無の把握を最優先で行う。

イ　危険物・毒ガス等漏洩又はそのおそれのある場合は、その旨を府に通報する。また負傷者の移動、危険区域の設定、周辺住民に対する避難の指示、誘導等安全確保のための緊急措置を講ずる。

ウ　トンネル内車両火災（火災発生のおそれのある場合を含む。）発生の場合は、火災・災害等即報要領により、第１報を消防庁に対しても覚知後 30 分以内で可能な限り早く行う。

(2)事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
□道路管理者	□発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □通行止め、通行規制等の手配 □応急対策要員、資機材等の出動、確保に関する要請

連絡先	通報内容、要請事項
□広域振興局又は府災害対策課 □丹後保健所	□発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □ヘリコプター出動を含む広域救急搬送体制確保に関する協力要請 □危険物等の特定、専門機関・専門家の確保に関する協力要請
□北丹医師会等 □市内救急告示病院（３病院）	□発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □救急救護活動（医療救護班出動、トリアージ等） □負傷者の救急搬送受入
□警察署	□発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □立入制限、交通整理、事故現場保存 □緊急車両の通行確保のための交通規制
□境界隣接消防本部 □近隣消防本部	□発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □消防、救出・救助応援要請（特殊装備・技術を有するもの含む） □広域救急搬送体制確保の要請

(3)応急措置

項目	活動内容
□現場対策	□現地指揮所の設置 □警戒区域の設定 □危険物・毒ガス等漏洩危険時の利用者・関係住民に対する避難の指示、誘導等 □消防本部・市本部・関係支部間通信手段確保(消防無線、防災行政無線、携帯電話) □応急対策用車両等集結・待機スペースの確保 □現地住民向け広報及び報道機関対応
□消火活動等	□危険物等漏洩危険及び車両火災の状況に関する情報収集 □特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動 □消火薬剤、消防水利の確保 □危険物等漏洩時における物質の特定、現場の安全確認、負傷者の移動、環境保全対策等
□負傷者救出救急救護	□現地救護所の設置（医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等） □特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 □救出・救急救護用資機材の確保（軽傷者移動のためのマイクロバス等を含む） □市内救急告示病院（３病院)の引き受け確認 □第２次搬送先収容医療機関の確保

(4)その他

項目	活動内容
□災害復旧計画	□被災した場合の所管道路施設等復旧事業計画の作成 □復旧完了予定時期の明示（可能な限り） ※　その他必要に応じて、本計画第４編「災害復旧計画」により行う。

5　大規模工場等火災、爆発等事故の場合

(1)初動対応上の基本指針

ア　事故発生直後の対応は、危険物・毒ガス等漏洩危険の有無の把握を最優先で行う。

イ　あらかじめ指定する事業所等に関する火災、爆発等事故発生報を受領した場合は、延焼火災、多数負傷者の発生、広域的な緊急避難等実施を想定し災害対策本部により対応する。

ウ　負傷者の搬送は、対応可能な医療機関を広域的に確保し分散収容する。

(2)事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
□広域振興局又は府災害対策課 □丹後保健所	□危険物等の種類、数量、所在、火災の発生状況、人的被害、災害規模に関する概括的情報（把握できた範囲で） □府機関、自衛隊等専門機関・専門家の派遣要請
□北丹医師会等 □市内救急告示病院(３病院)	□発生地・施設、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □救急救護活動（医療救護班出動、トリアージ等） □負傷者の救急搬送受入
□市内事業所（危険物等取扱施設）	□危険物等の種類、数量、所在、火災の発生状況、人的被害、災害規模に関する概括的情報（把握できた範囲で） □危険物等の除毒・除染等災害拡大防止に関する協力要請
□警察署	□発生地・施設、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □署員等の出動による救助活動、交通整理、事故現場保存 □緊急車両の通行確保のための交通規制
□境界隣接消防本部 □近隣消防本部	□危険物等の種類、数量、所在、火災の発生状況、人的被害、災害規模に関する概括的情報（把握できた範囲で） □消防、救出・救助応援要請（特殊装備・技術を有するもの含む） □広域救急搬送体制確保の要請

(3)応急措置

項目	活動内容
□現場対策	□現地指揮所の設置 □警戒区域の設定 □危険物・毒ガス等漏洩危険時の利用者・関係住民に対する避難の指示、誘導等 □消防本部・市本部・関係支部間通信手段確保(消防無線、防災行政無線、携帯電話) □応急対策用車両等集結・待機スペースの確保 □現地住民向け広報及び報道機関対応
□消火活動	□危険物等漏洩危険及び火災の状況に関する情報収集 □特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動 □消火薬剤、消防水利の確保
□負傷者救出救急救護	□現地救護所の設置（医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等） □特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 □救出・救急救護用資機材の確保 □市内救急告示病院(３病院)の引き受け確認 □第２次搬送先収容医療機関の確保
□被害拡大防止活動	□危険物等の流出・拡散の防止 □流出した危険物等の除去、除染 □その他環境保全対策

(4)その他

項目	活動内容
□災害復旧計画	□被災公共施設復旧事業計画の作成 □復旧完了予定時期の明示（可能な限り） ※ その他必要に応じて、本計画第４編「災害復旧計画」により行う。

6 放射性物質事故等の場合

(1)初動対応上の基本指針

ア 放射性物質等輸送車両事故の場合は、その旨を府、消防庁及び原子力規制庁に通報する。また輸送責任者と連携し立入制限区域設定、汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等安全確保のための緊急措置を講ずる。

イ 放射性同位元素等の不法投棄事故の場合は、その旨を原子力規制庁に通報し、立入制限区域設定、汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等安全確保のための緊急措置を講ずる。

ウ 府外原子力災害等事故の場合は、事故対策本部を設置し事態の推移に応じた体制をとる。

(2)事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
□広域振興局又は府災害対策課	□放射性物質の種類・数量、発生地・区間、火災の有無、人的被害、災害規模に関する概括的情報（把握できた範囲で） □府機関、原子力規制庁、自衛隊等専門機関・専門家の派遣要請 □緊急時対応可能医療機関の確保及び防災ヘリの出動要請（必要な場合）
□北丹医師会等 □市内救急告示病院（３病院）	□人的被害、災害状況に関する概括的情報（府に同じ） □一般負傷者の救急救護活動（医療救護班出動等） □一般負傷者の救急搬送受入（汚染・被曝者を除く）
□市内放射線取扱事業所	□人的被害、災害状況に関する概括的情報（府に同じ） □汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等安全確保のための措置に関する協力要請
□警察署	□人的被害、災害状況に関する概括的情報（府に同じ） □立入制限、交通整理、事故現場保存 □緊急車両の通行確保のための交通規制
□境界隣接消防本部 □近隣消防本部	□火災の有無、人的被害、災害規模に関する概括的情報（府に同じ） □消防、救出・救助応援要請（特殊装備・技術を有するもの含む）

(3)応急措置

項目	活動内容
□現場対策	□現地指揮所の設置 □警戒区域の設定 □放射線漏洩危険時の利用者・関係住民に対する避難の指示、誘導等 □消防本部・市本部・関係支部間通信手段確保（消防無線、防災行政無線、携帯電話） □応急対策用車両等集結・待機スペースの確保 □現地住民向け広報及び報道機関対応

項目	活動内容
□被害拡大防止活動	□放射線等の漏洩等の防止（事業者・府による） □漏出した放射性物質等の除去、除染（事業者・府による） □緊急時モニタリングの実施（事業者・府による） □特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動
□負傷者救出救急救護	□特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 □一般負傷者の市内救急告示病院(３病院)の引き受け確認 □緊急時対応可能医療機関への汚染・被曝負傷者の搬送
□災害時広報	□市民・来訪者に対する事故の影響に関する情報の提供 □飲料水、飲食物の摂取制限等健康被害防止のための措置に関する情報の提供

(4)その他

項目	活動内容
□災害復旧計画	□被災公共施設復旧事業計画の作成 □復旧完了予定時期の明示（可能な限り） ※　その他必要に応じて、本計画第４編「災害復旧計画」により行う。

7　大規模林野火災の場合

(1) 初動対応上の基本指針

ア　林野火災は、その全体像把握を最優先とし、市のみでは困難と認める場合は京都市に対し迅速にヘリコプターによる上空偵察を依頼する。

イ　消防活動は住宅等建物への延焼火災阻止（警戒を含む）及び飛び火消火を優先して行う。

ウ　市街地部への延焼拡大の未然防止のため、必要と認める場合は府に対し迅速にヘリコプター等による空中消火活動を依頼する。

(2)事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
□広域振興局又は府災害対策課	□火災の発生状況（把握できた範囲で） □ヘリコプターによる上空偵察（林野火災全体像把握のための） □ヘリコプター等による空中消火活動（延焼拡大の未然防止のための） □自衛隊の災害派遣要請の要求
□ダム等水利管理者	□火災の発生状況（把握できた範囲で） □ヘリコプター等による空中消火用水補給協力体制
□森林管理者等	□火災の発生状況（把握できた範囲で） □森林内の作業員の安全確保 □消火活動への協力
□警察署	□火災の発生状況（把握できた範囲で） □緊急車両の通行確保のための交通規制
□境界隣接消防本部 □近隣消防本部	□火災の発生状況（把握できた範囲で） □消防相互応援協力の要請
□峰山生コンクリート協同組合	□火災の発生状況（把握できた範囲で） □コンクリートミキサー車による消火用水の補給の要請

(3)応急措置

項目	活動内容
□現地対策	□現地指揮所の設置 □警戒区域の設定 □消防本部・市本部・関係支部間通信手段確保(消防無線、防災行政無線、携帯電話) □市街地部への延焼危険時の関係住民に対する避難の指示、誘導等 □応急対策用車両等集結・待機スペースの確保 □現地住民向け広報及び報道機関対応
□消火・救出活動	□林野火災の全体像の把握（火点の位置、市街地部延焼危険に関する情報収集） □飛び火の警戒 □消防水利の確保 □地上消防隊による消火活動 □消防防災ヘリ等による空中消火活動 □孤立者等の救出（ヘリコプターによる）
□避難・誘導	□ラジオ・テレビ局への延焼危険区域・森林内滞在者緊急避難呼びかけ放送依頼 □広報車等による延焼危険区域住民の緊急避難呼びかけ。 □ヘリコプター等による空からの避難呼びかけ。
□負傷者救援	□救急活動（医療救護班出動、現地救護所設置、救急搬送等） □市内救急告示病院(３病院)の引き受け確認 □第２次搬送先収容医療機関の確保

(4)その他

項目	活動内容
□災害復旧計画	□被災公共施設・林野復旧事業計画の作成 □復旧完了予定時期の明示（可能な限り） ※　その他必要に応じて、本計画第４編「災害復旧計画」により行う。

第２章　災害対策本部等運用計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 平常時の部名称

第2 非常時組織の基本指針

1　風水害等自然災害による被害発生を認めたときは、災害対策基本法をはじめ法の認めるあらゆる権限を行使し事態のいかなる推移にも適切に対処するため、災害対策本部設置を基本とする。

2　災害対策本部は、府、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努めるとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

3　災害警戒段階及び災害対策本部設置を要しない場合については、災害の態様に応じて、災害警戒本部、雪害対策本部、事故対策本部のいずれかを設置し、情報の一元的処理、各部・各市民局の実施する災害警戒活動、災害応急活動の総合力が発揮されるよう担保する。

4　災害警戒本部及び災害対策本部は、部又は班及び支部により構成する。また、雪害対策本部及び事故対策本部は、班及び必要な地区における支部により構成する。

5　各非常時組織の本部長室は峰山庁舎内に、また部は各庁舎内に置く。

6　支部は、災害警戒期、発災期の初動対応の拠点として各庁舎に置き、市内各地区における情報収集・連絡・応急対策活動を行う。

7　支部において、より強力な体制を必要とする場合は、現地災害対策本部を置き対処する。

8　本部長室、部及び支部が被災その他の事情により上記によることが困難な場合は、別に示す順位に基づき代替場所となる施設に設置し、その旨を関係機関及び市民に対し明らかにする。

9　災害対策本部を設置したときの市一般業務の取扱いは、「災害対策本部３号」配備体制においては全面的停止、「災害対策本部２号」配備体制においては受付業務等簡易な業務を除き停止する。

第3 各非常時組織の設置基準、代替設置場所、代行順位

1　設置基準、手順

区分	基準	手順
災害対策本部	□特別警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき □暴風雨又は局地的集中豪雨による住家の被害が発生したとき、もしくは発生することが予想されるとき □市に災害救助法が適用される規模の被害が発生したとき、もしくは発生することが予想されるとき	□市長の指示又は市長に意見具申 □総務防災課より各部等庶務担当課及び市民局への通知、要員招集指示 □本部長室設置（峰山庁舎内） ※通信手段確保（電話、ＬＡＮ、携帯電話） □各機関への通知、必要に応じて要員派遣要請 □市民向け広報（「設置」の旨区長への電話、ＦＡＸ、ホームページ掲載、巡回広報等による。）
災害警戒本部	□大雨、洪水、高潮いずれかの警報が発表されたとき（注意報が発表され、災害発生が予想されるときを含む） □台風の進路にあたるとき □大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき □その他市長が必要と認めたとき	

区分	基準	手順
雪害対策本部	□基準となる観測所において警戒積雪深を突破したとき □平常時の除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき	□管理課より総務防災課へ設置要請 ※以下、災害対策本部、災害警戒本部に同じ
事故対策本部	□一度に多数の人命に危険が生じる突発的大事故が発生したとき	□事故発見者又は消防本部より総務防災課に通報 ※以下、災害対策本部、災害警戒本部に同じ

2　本部長室及び支部長室代替設置場所

(1)本部長室及び峰山支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第１位	京都府丹後文化会館	本部長室及び支部長室を確保し、本部長及び支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第２位	福祉事務所	〃

(2)大宮支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第１位	アグリセンター大宮	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第２位	大宮社会体育館	〃

(3)網野支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第１位	網野南小学校	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第２位	網野中学校	〃

(4)丹後支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第１位	丹後小学校	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第２位	丹後中学校	〃

(5)弥栄支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第１位	弥栄地域公民館	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第２位	弥栄中学校	〃

(6)久美浜支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第１位	久美浜中学校	支部長室を確保し、支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第２位	かぶと山小学校	〃

3　本部長及び各級責任者の代行順位

(1)災害対策本部

区分	責 任 者	第１位	第２位	第３位	第４位	第５位以下
本　部　長	市　　長	副　市　長	危機管理監	教　育　長	消　防　長	市長公室長 以下別に定める
副 本 部 長	副　市　長	危機管理監	市長公室長	総 務 部 長	以下別に定める。	
副 本 部 長	危機管理監	市長公室長	総 務 部 長	議会事務局長	以下別に定める。	
副本部長(消防)	消　防　長	消 防 次 長	消 防 署 長	以下別に定める。		
副本部長(教育)	教　育　長	教 育 次 長	教 育 理 事	以下別に定める。		
各支部の支部長	市 民 局 長	市民局長補佐	以下別に定める。			
各部の部長		庶務担当課長	以下、その他の課長の順で各部ごとに別に定める。			
各班の班長		各課各班ごとに別に定める。				

(2)災害警戒本部その他

災害対策本部に準じて、別に定める。

4　本部の標識及び職員の証票

市災害対策本部の標識及び職員の証票は、以下のとおりとする。

※　資料編　３－１－２　京丹後市災害対策本部の標識及び職員の証票

第２節　災害警戒本部

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 平常時の部名称

第2 災害警戒本部運営の基本指針

1　災害警戒本部設置又は廃止の決定は、市長が行う。市長不在の場合において、災害警戒本部設置基準に該当する事態が生じたときは、この計画に示す代行順位に基づき、副市長以下の職員が設置の決定を代行する。この場合事後速やかに市長に報告する。

2　災害警戒本部の設置又は廃止を決定した場合は、防災関係機関・団体に通知するとともに、速やかに市ホームページ、区長・報道機関への連絡その他により公表する。

3　災害警戒本部の要員は、実務担当者を主体として、先行的かつ網羅的に配備する。これにより暴風雨、局地的集中豪雨、高潮等により災害発生のおそれのある地区に関し、災害発生の兆しの的確な把握、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の各段階に即した的確な情報伝達、そして住民の円滑な避難の誘導・支援を行う。

4　住宅への浸水被害が発生した旨の情報を得たときは、遅滞なく災害対策本部体制に切り替える。

5　班及び支部間の連携・調整は危機管理監が行う。

第3 災害警戒本部の各級責任者、構成・事務分掌

1　災害警戒本部長等各級責任者

区分	基本配備体制	１号配備体制	２号配備体制
本部長 副本部長 本部員	災害対策本部に準じて、別に定める。		
各班長	以下の優先順位により決定する。		
総務班長	総務防災課長	総務防災課長、政策企画課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長	総務防災課長、政策企画課長、ふるさと応援推進課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長
衛生班長		―	市民課長、生活環境課長、税務課長
救護厚生班長		生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長	生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、子育て支援課長、医療政策課長、保険事業課長
農林水産班長		農業振興課長、農林整備課長、海業水産課長	農業振興課長、農林整備課長、海業水産課長、農業委員会事務局長
商工観光班長		観光振興課長、商工振興課長	観光振興課長、商工振興課長
教育班長		こども未来課長、生涯学習課長	こども未来課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、文化財保存活用課長
建設班長		管理課長、都市計画・建築住宅課長、土木課長	管理課長、都市計画・建築住宅課長、土木課長
上下水道班長		―	経営企画整備課長、施設管理課長
各病院班長		―	各管理課長
消防署班長		消防本部各課長、消防署長	消防本部各課長、消防署長
消防団班長		消防団長	消防団長
各支部長	各市民局長	各市民局長	各市民局長

※　その他「第５節　支部」に記載

2 災害警戒本部の構成・事務分掌

本部を構成する班				班員となる課	事務分掌
名称	基本	1号	2号		
総務班	○	○	○	議会総務課、秘書広報広聴課、政策企画課、ふるさと応援推進課、人事課、総務防災課、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	□災害警戒本部に関する統括 □警戒対策要員に関する統括 □情報の収集・連絡に関する統括 □防災関係機関との連携に関する統括 □緊急輸送に関する統括 □応急資機材等の確保に関する統括 □警戒時における広報に関する統括 □緊急避難に関する統括 □電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括 □鉄道、バス等公共交通対策に関する統括
衛生班			○	市民課、生活環境課、税務課	□環境・衛生対策に関する統括
救護厚生班		○	○	保険事業課、医療政策課、生活福祉課、障害者福祉課、長寿福祉課、健康推進課、子育て支援課	□要配慮者救援対策に関する統括 □医療、救護対策に関する統括 □指定避難所の開設、運営に関する統括 □被災者救援対策に関する統括
農林水産班		○	○	農業振興課、農林整備課、海業水産課、農業委員会事務局	□ため池、水路等対策に関する統括 □山崩れ、地すべり対策に関する統括 □農林作物、農林業生産施設等対策に関する統括 □漁港施設等対策に関する統括 □水産及び漁業関係対策に関する統括
商工観光班		○	○	商工振興課、観光振興課	□観光客の安全確保対策に関する統括
建設班		○	○	管理課、土木課、都市計画・建築住宅課	□市及び建設協力業者による水防活動に関する統括 □浸水、土砂災害・高潮災害等の防止に関する統括 □道路交通確保対策に関する統括 □河川・海岸・砂防施設等対策に関する統括
上下水道班			○	経営企画整備課、施設管理課	□上下水道施設等対策に関する統括
教育班		○	○	教育総務課、学校教育課、こども未来課、生涯学習課、文化財保存活用課	□園・学校・社会教育・体育施設等対策に関する統括 □指定避難所の開設、運営の協力に関する統括 □保育所・認定こども園施設等対策に関する統括
各病院班			○	管理課	□入院者、来院者の安全確保 □救護班の編成、派遣
消防署班		○	○	消防本部各課、消防署	□消防署による水防活動に関する統括 □消火・救急・救助活動等に関する統括 □消防団との連携に関する統括

本部を構成する班				班員となる課	事務分掌
名称	基本	1号	2号		
					□消防署による避難誘導に関する統括
消　防団班		○	○	消防団	□消防団による水防活動に関する統括 □消防団による消火・救助活動等に関する統括 □消防団による避難誘導に関する統括

※　基本配備体制の班員は総務防災課のみとする。
※　各班の事務分掌の詳細は、災害対策本部の規定を準用する。

本部を構成する班				班員となる課	事務分掌
名称	基本	1号	2号		
支部	○	○	○	市民局、地域公民館、消防分団、小・中学校、保育所	□管轄地区における災害警戒活動の実施 ※　「第５節　支部」に記載

※　基本配備体制の班員は市民局のみとする。

第３節　雪害及び事故対策本部

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 平常時の部名称

第2 雪害及び事故対策本部運営の基本指針

1　雪害対策本部及び事故対策本部設置又は廃止の決定は、市長が行う。市長不在の場合において、各対策本部設置基準に該当する事態が生じたときは、この計画に示す代行順位に基づき、副市長以下の職員が設置の決定を代行する。この場合事後速やかに市長に報告する。

2　雪害対策本部及び事故対策本部の設置又は廃止を決定した場合は、防災関係機関・団体に通知するとともに、速やかに市ホームページ、区長・報道機関への連絡その他により公表する。

3　各対策本部の要員は、実務担当者を主体として、先行的かつ網羅的に配備する。これにより災害発生のおそれのある地区に関し、災害発生の兆しの的確な把握、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の各段階に即した的確な情報伝達、そして住民の円滑な避難の誘導・支援を行う。

4　市内のおおむね全域にわたり警戒積雪深を突破したとき、又は平年にない豪雪のため多数の人命に危険が生じる等大きな被害が生じたときは豪雪対策本部に切り替え体制を強化する。

5　災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、災害対策本部体制に切り替える。

6　班及び支部間の連携・調整は危機管理監が行う。

第3 雪害及び事故対策本部の各級責任者、構成・事務分掌

1　雪害対策本部長等各級責任者

区分	雪害対策本部の場合	豪雪対策本部の場合
本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長、消防長、危機管理監	
本部員	市長公室長、総務部長、市民環境部長、健康長寿福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、教育次長	議会事務局長、市長公室長、総務部長、市民環境部長、医療部長、健康長寿福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育次長、教育理事
各班長	以下の優先順位により決定する。	
総務班長	総務防災課長、政策企画課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長	総務防災課長、政策企画課長、ふるさと応援推進課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長

区分	雪害対策本部の場合	豪雪対策本部の場合
衛生班長	―	市民課長、生活環境課長、税務課長
救護厚生班長	生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長	生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長、保険事業課長、子育て支援課長
農林水産班長	農業振興課長、農林整備課長、海業水産課長	農業振興課長、農林整備課長、海業水産課長、農業委員会事務局長
商工観光班長	観光振興課長、商工振興課長	観光振興課長、商工振興課長
教育班長	こども未来課長、生涯学習課長	こども未来課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、文化財保存活用課長
建設班長	管理課長、都市計画・建築住宅課長、土木課長	管理課長、都市計画･建築住宅課長、土木課長
上下水道班長	―	経営企画整備課長、施設管理課長
各病院班長	―	各管理課長
消防署班長	消防本部各課長、消防署長	消防本部各課長、消防署長
消防団班長	消防団長	消防団長
各支部長	各市民局長	各市民局長

※ その他「第５節 支部」に記載

2 雪害対策本部及び豪雪対策本部の構成・事務分掌

本部を構成する班			班員となる課	事務分掌
名称	雪害	豪雪		
総務班	○	○	議会総務課、秘書広報広聴課、政策企画課、ふるさと応援推進課、人事課、総務防災課、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	□雪害対策本部及び豪雪対策本部に関する統括 □雪害対策要員に関する統括 □情報の収集・連絡に関する統括 □防災関係機関との連携に関する統括 □緊急輸送に関する統括 □応急資機材等の確保に関する統括 □広報に関する統括 □緊急避難に関する統括 □電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括 □鉄道、バス等公共交通対策に関する統括
衛生班		○	市民課、生活環境課、税務課	□環境・衛生対策に関する統括
救護厚生班	○	○	保険事業課、医療政策課、生活福祉課、障害者福祉課、長寿福祉課、健康推進課、子育て支援課	□要配慮者救援対策に関する統括 □指定避難所の開設、運営に関する統括 □被災者救援対策に関する統括
農林水産班	○	○	農業振興課、農林整備課、海業水産課、農業委員会事務局	□ため池、水路等対策に関する統括 □雪崩等対策に関する統括 □農林作物、農林業生産施設等対策に関する統括 □漁港施設等対策に関する統括 □水産及び漁業関係対策に関する統括
商工観光班	○	○	商工振興課、観光振興課	□観光客の安全確保対策に関する統括
建設班	○	○	管理課、土木課、都市計画・建築住宅課	□道路除雪活動に関する統括 □雪崩、浸水等の防止に関する統括

本部を構成する班			班員となる課	事務分掌
名称	雪害	豪雪		
				□建設協力業者による雪害対策活動に関する統括 □立ち往生車両、孤立集落等への対応に関する統括
上下水道班		○	経営企画整備課、施設管理課	□上下水道施設等対策に関する統括
教育班	○	○	教育総務課、学校教育課、こども未来課、生涯学習課、文化財保存活用課	□園・学校・社会教育・体育施設等対策に関する統括 □指定避難所の開設、運営の協力に関する統括 □保育所・認定こども園施設等対策に関する統括
各病院班		○	管理課	□入院者、来院者の安全確保 □救護班の編成、派遣
消防署班	○	○	消防本部各課、消防署	□消火・救急・救助活動等に関する統括 □消防団との連携に関する統括 □消防署による避難誘導に関する統括
消防団班	○	○	消防団	□消防団による消火・救助活動等に関する統括 □消防団による避難誘導に関する統括
支部	○	○	市民局、消防団、小・中学校、保育所	□管轄地区における雪害対策活動の実施 ※ 「第５節 支部」に記載

3 事故対策本部

事故対策本部の各級責任者、構成・事務分掌は、災害警戒本部の規定を準用する。

第４節 災害対策本部

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ） ※災害対策本部設置時の部名称

第2 災害対策本部運営の基本指針

1 災害対策本部設置又は廃止の決定は、市長が行う。市長不在の場合において、本部設置基準に該当する災害が発生したときは、この計画に示す代行順位に基づき、副市長以下の職員が設置の決定を代行する。この場合事後速やかに市長に報告する。

2 災害対策本部の設置又は廃止を決定した場合は、速やかに市ホームページ、区長・報道機関への連絡その他により公表する。また防災会議構成機関等関係機関・団体に通知し、本部連絡員の派遣を要請する。防災関係機関派遣の本部連絡員はアドバイザーとなるとともに、相互の密接な連携・情報交換に努める。

3 本部長は、本部の設置・廃止の決定及び本部として行うべき業務に係る重要方針の決定並びに市の全職員への周知・徹底を迅速かつ適切に行うため、本部員会議、関係部長会議、支部長会議を適宜開催する。

4 本部長は、職員の参集状況又は被害状況等に応じて、部・班の統合・追加もしくは分掌の差し替え、追加その他の変更を行う。

5 部間の連携・調整は本部長が行う。また各部内の連携・調整は、各部長が行う。

6 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対策、被災者救援対策及び災害復旧対策については、実施目標期間を設定し、対策相互の連携と相乗効果を図る。

7 本部長は、本部設置期間が 10 日間以上となる見込みの場合は、職員の体力・気力・知力の回復に留

意しつつ、長期化にも持続し得る職員の配備体制をとる。業務量もしくは想定業務量に対して、作業要員が不足する場合は、他の部からの応援、国・府・他自治体からの応援職員の派遣、職員の新規もしくは臨時採用、民間派遣会社の社員派遣、ボランティア等により補充する。

8　各会議に関する庶務をはじめとする本部長室の事務局業務は、総務部本部指令班が行う。

第3 各会議の構成、各部等責任者、その他必要な事項

1　各会議の構成

名称	構成
本部員会議	□本部長 □副本部長（副市長、教育長、消防長、危機管理監） □本部員 □本部長がそのつど必要と認めたもの
関係部長会議	□本部長 □関係副本部長 □関係本部員 □関係支部長 □本部長がそのつど必要と認めたもの
支部長会議	□本部長 □関係副本部長 □関係本部員 □支部長 □本部長がそのつど必要と認めたもの

2　各部・班責任者

区分	部・班名	責任者となる職名
部長	総務部	総務部長
	救護厚生部	健康長寿福祉部長
	衛生部	市民環境部長
	農林水産部	農林水産部長
	教育部	教育委員会事務局教育次長
	建設部	建設部長
	上下水道部	上下水道部長
	商工観光部	商工観光部長
	弥栄病院部	弥栄病院長
	久美浜病院部	久美浜病院長
	消防署部	消防長
	消防団部	消防団長
班長	総務部本部指令班	総務防災課長
	同　本部庶務班	人事課長
	同　情報処理班	秘書広報広聴課長
	同　資機材調達班	財政課長
	救護厚生部生活救援班	生活福祉課長
	同　医療救援班	医療政策課長
	同　福祉救援班	長寿福祉課長

区分	部・班名	責任者となる職名
	衛生部防犯対策班	市民課長
	同　環境救援班	生活環境課長
	農林水産部農林業用施設復旧班	農林整備課長
	同　農林業救援班	農業振興課長
	同　水産業対策班	海業水産課長
	教育部学校救援班	学校教育課長
	同　施設救援班	生涯学習課長
	建設部施設復旧班	土木課長
	同　防災救援班	管理課長
	同　住宅救援班	都市計画・建築住宅課長
	上下水道部上下水道庶務班	経営企画整備課長
	同　上下水道対策班	施設管理課長
	商工観光部観光客安全対策班	観光振興課長
	同　商工業対策班	商工振興課長
	消防署部消防署班	消防本部各課長、消防署長
	消防団部各消防分団班	各消防団方面隊長
	各支部各班	※　「第５節　支部」に記載

3　本部長室

本部長室	本部長、副本部長、総務部本部指令班

4　本部長室業務運営上留意すべき事項

(1)本部長指示をはじめ伝達事項は、全て文書によること。

(2)その場合、日時、発令責任者（部・班）、対象責任者（部・班）を必ず明記すること。

(3)未確認情報の取扱いは、その旨を必ず明記するとともに、断片的に伝えられ、無用の混乱を起こす要員とならないよう細心の注意を払うこと。

(4)市が本部として行う業務については、全職員がその進捗状況を含め全体像を常に把握し市民に対して説明するための本部要員参考資料にまとめ配布するよう努めること。

5　各部間、各部内連携・調整のめやす

(1)発災直後 72 時間については、要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護現場を優先すること。

(2)その他延焼火災阻止、生埋め者救出、重傷者搬送、危険回避のために行う消防署部の要請は最優先とすること。

(3)高齢者、障がい者等要配慮者救援対策は、一般被災者救援対策に優先して実施すること。

(4)指定避難所開設期間中における空地の利用については、上記３点による場合を除き市街地内外の如何に係らず仮設住宅建設用地を第１順位、復旧対策用地を第２順位とすること。

(5)その他本部長がそのつど指定する重点対策項目がある場合は、これを優先する。

第4 本部各部･班の事務分掌、構成のめやす

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
総務部	部長…総務部長　副部長…議会事務局長・市長公室長・会計管理者	総務防災課長	議会総務課 総務防災課 市民課 生活福祉課 農業振興課 商工振興課 管理課 教育総務課 消防本部総務課 消防団 の各１名指名する職員・団員	（本部指令班） １　災害警戒期、発災直後の初動対応のとりまとめに関すること ２　本部の設置及び閉鎖に関すること ３　本部員会議、関係部長会議、支部長会議及び本部長室に関すること ４　支部及び現地災害対策本部に関すること ５　災害救助法適用及び激甚災害指定の申請に関すること ６　災害救助法に基づく救助に関する各部との連携及び指導に関すること ７　災害救助の資料その他災害救助の実施状況のとりまとめ及び府への報告に関すること ８　府・国・各防災関係機関との連絡調整に関すること ９　自衛隊派遣要請計画及び要請に係る関係機関との連絡調整に関すること 10　り災証明書の発行のとりまとめに関すること（本部閉鎖後は市民局所管） 11　隣接市町との相互協力、他市町村への応援要請に関すること 12　災害応急対策全般の調整に関すること 13　全般的な被害状況、災害応急実施状況のとりまとめ・記録に関すること 14　防災行政無線局の管理運用に関すること 15　活動拠点の配置のとりまとめに関すること 16　電気、ガス、電話施設、その他公共性を有する施設等の応急対策実施状況のとりまとめに関すること 17　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保並びに警戒区域設定のとりまとめに関すること 18　市議会への報告及び市議会への提出書類のとりまとめに関すること 19　災害復旧、復興対策のとりまとめに関すること 20　分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること
		人事課長	人事課 監査委員事務局	（本部庶務班） １　災害対策に関する職員の動員計画に関すること ２　災害対策要員の動員計画に関すること ３　配備体制、応急対策その他の本部命令の伝達に関すること ４　各部各班の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理その他の後方支援業務に関すること ５　災害派遣職員、自衛隊の受入れに伴う後方支援業務に関すること

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
総務部	部長…総務部長 副部長…議会事務局長・市長公室長・会計管理者	秘書広報広聴課長	秘書広報広聴課 政策企画課 ふるさと応援推進課 デジタル戦略課	(情報処理班) 1　被害情報及び防災情報の処理に関すること 2　会議記録、庁内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること 3　広報資料の作成等災害広報活動のとりまとめに関すること 4　報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務に関すること 5　本部長、副本部長の秘書、特命に関すること 6　防災功労者の褒章に関すること 7　鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめに関すること
		財政課長	地域コミュニティ推進課 財政課 財産活用課 入札契約課 会計課	(資機材調達班) 1　災害用電話の確保に関すること 2　応急資機材等確保に関する調整、とりまとめに関すること 3　車両の確保、運用、輸送業者等への協力要請、緊急通行車両確認手続等緊急輸送のとりまとめに関すること 4　災害関係費の予算措置及び支出に関すること 5　各部の詰所及び待機場所の設置、調整に関すること 6　見舞金及び義援金の収入に関すること 7　救援物資の受付、保管に関すること
衛生部	部長…市民環境部長	市民課長	市民課	(防犯対策班) 1　被災地内の防犯対策のとりまとめに関すること 2　被災地内の駐車場確保対策のとりまとめに関すること 3　被災地内の交通規制対策のとりまとめに関すること
		生活環境課長	生活環境課 税務課	(環境救援班) 1　防疫、衛生対策のとりまとめに関すること 2　遺体の捜索、収容、埋火葬のとりまとめに関すること 3　ごみ・し尿収集処理、土砂、がれき処理のとりまとめに関すること 4　災害時における環境保全対策のとりまとめに関すること 5　ペットの保護対策のとりまとめに関すること

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
救護厚生部	部長：健康長寿福祉部長　副部長：医療部長	生活福祉課長	生活福祉課 健康推進課 子育て支援課	(生活救援班) 1　指定避難所の開設、運営のとりまとめに関すること 2　被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関すること 3　被災者向け保健、こころのケア対策のとりまとめに関すること 4　被災者向け災害応急資金融資のとりまとめに関すること 5　災害時における総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関すること 6　義援金の配分のとりまとめに関すること 7　ボランティアの受入れのとりまとめに関すること 8　その他被災者生活救援対策のとりまとめに関すること
		医療政策課長	保険事業課 医療政策課 大宮診療所 間人診療所	(医療救援班) 1　医療、助産救護対策のとりまとめに関すること 2　医療機関との連絡調整に関すること 3　災害対策用医療薬品及び衛生材料の調達及び配付のとりまとめに関すること ※診療所は、設置される地区の支部に属し救護活動に従事
		長寿福祉課長	政策企画課 障害者福祉課 長寿福祉課	(福祉救援班) 1　高齢者、障がい者、乳幼児その他要配慮者等の救援に関する統括 2　外国人の救援救護対策のとりまとめに関すること
農林水産部	部長：農林水産部長	農林整備課長	農林整備課	(農林業用施設復旧班) 1　被害のおそれのあるため池・水路等の応急対策のとりまとめに関すること 2　山崩れ、地すべり関係応急対策のとりまとめに関すること 3　農地、農林業用施設の被害調査のとりまとめに関すること
		農業振興課長	農業振興課 農業委員会事務局	(農林業救援班) 1　農林作物、農林業生産施設の被害調査、応急対策のとりまとめに関すること 2　農林業関係の復興支援対策のとりまとめに関すること 3　農協を通じた食料その他救助救援物資、資機材、農林業生産資材などの確保、調達、配付協力の取りまとめに関すること
		海業水産課長	海業水産課	(水産業対策班) 1　漁港に係る災害対策のとりまとめに関すること 2　漁港施設の防災及び応急対策、災害復旧のとりまとめに関すること 3　水産及び漁業関係の被害調査、応急対策の取りまとめに関すること 4　漁港の関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関すること

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
商工観光部	部長：商工観光部長	観光振興課長	観光振興課	(観光客安全対策班) 1　市内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに関すること 2　観光施設における応急対策、災害復旧のとりまとめに関すること
		商工振興課長	商工振興課	(商工業対策班) 1　商工業、工業団地の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること 2　中小企業における応急対策、災害復旧のとりまとめに関すること 3　商工業関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関すること
建設部	部長：建設部長	土木課長	管理課 土木課	(施設復旧班) 1　道路・橋梁の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関すること 2　河川・水路・海岸・砂防施設等の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関すること 3　災害応急対策用資機材の調達、配分のとりまとめに関すること
		管理課長	管理課 土木課	(防災救援班) 1　道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策のとりまとめに関すること 2　冠水、浸水、高潮、土砂崩れ等による人的危険回避対策のとりまとめに関すること 3　他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること
		都市計画・建築住宅課長	管理課 土木課 都市計画・建築住宅課	(住宅救援班) 1　被災建築物応急危険度判定実施のとりまとめに関すること 2　被災宅地危険度判定実施のとりまとめに関すること 3　応急仮設住宅の用地確保、建設のとりまとめに関すること 4　被災者への住宅供給のとりまとめに関すること 5　被災住宅の災害救助法に基づく応急修理等のとりまとめに関すること

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
上下水道部	部長：上下水道部長	経営企画整備課長	経営企画整備課、施設管理課	(上下水道庶務班) 1　上下水道対策班の庶務に関すること 2　他上下水道事業者及び上下水道関係業者団体等との連絡のとりまとめに関すること
		施設管理課長	経営企画整備課、施設管理課	(上下水道対策班) 1　上下水道施設等の被害調査、応急復旧のとりまとめに関すること 2　緊急時活動用水、飲料水の確保のとりまとめに関すること 3　病院等防災拠点施設及び市民への応急給水のとりまとめに関すること 4　下水道施設を活用したし尿処理協力のとりまとめに関すること
教育部	部長：教育委員会事務局教育次長　副部長：こども部長	教育総務課長	教育総務課 学校教育課 こども未来課	(学校救援班) 1　園児、児童、生徒の避難、救護対策のとりまとめに関すること 2　保育所・認定こども園・学校施設における指定避難所の開設・運営協力のとりまとめに関すること 3　保育所・認定こども園・学校における応急保育・応急教育の実施のとりまとめに関すること 4　保育所・認定こども園・学校施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること
		生涯学習課長	生涯学習課 文化財保存活用課	(施設救援班) 1　社会教育施設、体育施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関すること 2　社会教育施設、体育施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関すること 3　社会教育施設、体育施設被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること 4　文化財等の被害調査及び応急対策、復旧のとりまとめに関すること

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
弥栄病院部	部長：病院長	※班の編成は、病院の規定による。		1　入院者、来院者の安全確保に関すること 2　災害時地域中核病院としての市立病院の運営に関すること 3　基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）との連絡に関すること 4　広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保に関すること 5　救護班の編成、派遣に関すること 6　遺体の検案に関すること
久美浜病院部	部長：病院長	※班の編成は、病院の規定による。		1　入院者、来院者の安全確保に関すること 2　災害時地域中核病院としての市立病院の運営に関すること 3　基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）との連絡に関すること 4　広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保に関すること 5　救護班の編成、派遣に関すること 6　遺体の検案に関すること
消防署部	部長：消防長	消防本部総務課 〃　警防課 〃　予防課 峰山消防署 網野分署 久美浜分署 竹野川分遣所 ※班の編成は、消防本部の計画による。		1　消火及び救出、救助、救急活動全般に関すること 2　水防活動に関すること 3　市本部との連絡調整に関すること 4　消防団との連絡調整に関すること 5　消防活動状況の把握及び記録に関すること 6　災害情報の収集連絡に関すること 7　被害状況の把握及び記録集計に関すること 8　気象観測に関すること 9　広域消防応援の受入れ及び調整に関すること 10　危険物等の被害調査及び応急対策に関すること 11　避難の安全確保に関すること

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
消防団部	部長：消防団長　副部長：消防副団長	各消防団方面隊長	各消防分団	(各消防分団班) 1　初期消火及び出火防止活動に関すること 2　倒壊建物等生埋め被災者の救出に関すること 3　市民向け避難情報の伝達、広報の協力に関すること 4　緊急避難時の誘導、安全確保に関すること 5　負傷者の救護に関すること 6　水防活動に関すること 7　災害による行方不明者の救助・捜索活動に関すること 8　火災、水災等の被災状況調査の協力に関すること 9　河川、海岸、ため池、土砂災害危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関すること 10　被災地における防犯対策への協力に関すること
支部	支部長：各市民局長	峰山支部 大宮支部 網野支部 丹後支部 弥栄支部 久美浜支部	市民局 地域公民館 小・中学校 給食センター 保育所・認定こども園 各部派遣職員	※「第５節　支部」に記載

第５節　支部

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 支部運営の基本指針

1　支部設置又は廃止の決定は、市長が行う。市長不在の場合は、この計画に示す代行順位に基づき、副市長以下の職員が設置の決定を代行する。この場合事後速やかに市長に報告する。

2　支部の設置又は廃止を決定した場合は、区長・管内防災関係機関・協力団体に通知する。

3　支部の要員は、先行的かつ網羅的に配備する。

4　必要に応じて、ボランティアセンター現地支部等を併設する。

第3 支部の各級責任者、構成･事務分掌

1　支部各級責任者となる職員のめやす

区分	責任者となる職員
支部長	市民局長
副支部長	市民局長補佐
支部総務班長	市民局職員
避難・救援対策班長	市民局職員

区分	責任者となる職員
土木対策班長	市民局職員
消防分団班長	消防団方面隊長

2　支部の構成と事務分掌

構成班	班員となる職員	事務分掌
支部総務班	市民局 総務部派遣職員	□被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の本部への報告 □本部との連絡調整、その他支部における庶務・連絡業務
避難・救援対策班	市民局、小・中学校、図書館、給食センター、保育所・認定こども園 議会事務局、市長公室、総務部、市民環境部、医療部、健康長寿福祉部、こども部、教育委員会事務局、会計課、監査委員事務局の各派遣職員	□住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り □要配慮者等の安全確保対策 □指定避難所等の開設準備・初期開設、運営業務 □災害時における総合相談窓口の開設、運営 □その他救護厚生部、衛生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動
土木対策班	市民局 農林水産部、商工観光部、建設部、上下水道部、農業委員会事務局の各派遣職員	□被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集 □道路交通に関する応急対策活動 □農林業用施設等に関する応急対策活動 □上下水道施設に関する応急対策活動 □観光施設に関する応急対策活動 □その他農林水産部、商工観光部、建設部、上下水道部の所管する災害警戒、応急対策活動

※ －－－－－ 以下は、災害対策本部体制配備の場合

消防分団班	消防団員	□水防活動 □土砂災害・積雪災害等警戒活動 □消火・救急・救助活動 □緊急避難、誘導 □その他消防団部の所管する災害警戒及び応急対策活動

第６節　現地災害対策本部

第１ とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第２ 現地災害対策本部を設置するとき

本部長は、以下に示す事例をめやすとして、その必要があるときは、支部設置予定施設その他災害現地の適当な場所に現地災害対策本部をおく。

1 橋梁損壊、トンネル支障・道路損壊等により本部との連絡が困難となり、地域における応急対策活動を迅速かつ適切に指揮するために必要と認めるとき。

2　がけ崩れ、土石流その他土砂災害、雪崩の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難指示の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき。

3　被害が局地的である等のため、その地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮するために必要と認めるとき。

第３ 現地災害対策本部の要員

現地災害対策本部長は、副本部長又は部長の内から本部長がそのつど指名する。また、その他現地本部の要員は、支部及び各部から派遣される複数の職員をもってあてる。

第４ 現地本部長への権限の委譲

本部長は、現地災害対策本部長以下の要員を指名するときは、以下に示す権限について、あらかじめ本部長権限の委譲を行う。

1　現地災害対策本部所管地域における避難の避難指示又は緊急安全確保の発令

2　現地災害対策本部所管地域における警戒区域の設定

3　現地災害対策本部所管地域における人的かつ物的応急公用負担

4　現地災害対策本部所管地域における府・国等関係機関への協力要請

第５ 現地災害対策本部の組織及び事務分担のめやす

現地災害対策本部の組織及び事務分担は、支部の規定を準用する。

第７節　活動拠点の配置計画

第１ とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第２ 活動拠点配置の基本指針

1　本部長及び支部長は、本部及び支部を設置したときは速やかに市内各施設を有効かつ適切に活用し本部及び支部としての活動拠点を確保する。

2　施設利用に関する連絡・調整は、各部間、部内連携・調整のめやすに基づき行う。

3　発災直後の緊急を要する初動対応時においては、消防署部の利用を優先する。

第3 活動拠点配置計画

1 「本部」としての主な活動拠点

区分			施設の名称
本部拠点	本部長室		峰山庁舎
	各部	総務部	峰山庁舎
		救護厚生部	福祉事務所
		衛生部	峰山庁舎
		教育部	大宮庁舎
		農林水産部	大宮庁舎
		建設部	網野庁舎
		上下水道部	丹後庁舎
		商工観光部	網野庁舎
		弥栄病院部(災害時地域中核病院)	弥栄病院
		久美浜病院部(災害時地域中核病院)	久美浜病院
		消防署部	消防庁舎
		消防団部	消防庁舎
	災害時総合相談窓口		峰山庁舎
	議会災害対策本部		峰山庁舎
	医療関係団体医療救護対策本部		峰山庁舎
	ボランティアセンター本部		弥栄庁舎
その他拠点	災害時地域中核病院（救急医療拠点）		弥栄病院、久美浜病院、丹後中央病院、丹後ふるさと病院
	ごみ焼却施設		峰山クリーンセンター
	し尿処理施設		網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター
	ごみ埋め立て施設、ごみ仮置き場用地		市最終処分場施設又はその都度定める適地
	遺体火葬場		京丹後市火葬場
	遺骨一時保管所		各庁舎

2 「支部」としての主な活動拠点

区分		施設の名称
峰山地区	支部	峰山庁舎
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	峰山中学校
	遺体安置所	峰山地域公民館、府立丹後勤労者福祉会館
大宮地区	支部	大宮庁舎
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	大宮診療所
		五十河診療所
	遺体安置所	大宮織物ホール
網野地区	支部	網野健康福祉センター（ら・ぽーと）
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	網野中学校
	遺体安置所	網野体育センター
丹後地区	支部	丹後庁舎
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	間人診療所
		宇川診療所
	遺体安置所	丹後社会体育館
弥栄地区	支部	弥栄庁舎
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	野間診療所
	遺体安置所	弥栄社会体育館
久美浜地区	支部	久美浜庁舎
	地区救援物資供給拠点	地区内全小・中学校（跡施設含む）
	救護所(医療救護拠点)	佐濃診療所
	遺体安置所	久美浜公会堂

注）峰山、網野、弥栄、久美浜地区は、それぞれ丹後中央病院、丹後ふるさと病院、弥栄病院、久美浜病院にも救護所設置

3 広域的応援受入れのための主な活動拠点

区分			施設の名称
自衛隊派遣部隊	集結場所	宮津市方面経由	峰山途中ケ丘公園
		兵庫県豊岡市方面経由	久美浜中央運動公園
	炊飯、宿泊・野営場所		上記及び網野グラウンド
消防広域応援部隊	集結等場所		大宮自然運動公園
	炊飯、宿泊・野営場所		大宮中学校グラウンド
国・府・他自治体派遣職員			指定ホテル等
救援物資地域内輸送拠点	宮津市方面経由		大宮社会体育館
	兵庫県豊岡市方面経由		久美浜中学校

第３章　動員計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害警戒､応急対策要員確保の基本指針

1　配備指示は、連絡に要する時間、参集に要する時間を見込み、できる限り早めに行う。また、「待機指示」、「配備指示」の２段階に分けて行う。

2　災害対策本部設置時の配備は、「２号配備」を基本とし、「災害の全体像」が明確に把握された段階で必要に応じて「１号配備」又は「３号配備」に切り替える。

3　当該配備指名職員は配備事由に該当する情報を知ったとき自主的に指定場所に参集する。また１段階高次の配備指名職員は「待機指示」を受けたものとして行動する。

4　市職員だけでは、迅速かつ適切な災害対応が困難であるときは市の内外を問わず府・国・自衛隊等各機関・団体・事業所その他あらゆる個人に対し応援要請を行う。また、原則として、あらゆる応援申入れを受入れる。

5　府・国・自衛隊等各機関・団体への応援要請にあたっては、逐次要請を避け網羅的かつ先行的に行う。特に道路、通信手段が途絶し、本部設置後１～２時間以内に「災害の全体像」の把握が困難な場合はただちに行う。

6　自衛隊の応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に対して要請する。

(1)災害の状況及び派遣を要請する事由

(2)派遣を希望する期間

(3)派遣を希望する区域及び活動内容

(4)その他参考となるべき事項

7　協力団体・事業所等への警戒対策要員確保の要請は支部管内においては、各支部担当班（課）を通じて行う。

第3 職員の服務その他必要な事項

1　勤務時間内における遵守事項

(1)配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示内容に注意する。

(2)勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。

(3)待機該当職員は、原則として、すべての行事、会議への出席、出張等を中止する。

(4)自らの言動により住民等に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を行う。

2　自主参集（勤務時間外の場合）

(1)災害が発生し「配備事由」に定める事項に該当することを知ったとき、または推定されるときは、自己及び家族の安全を確保した後、自主的に所属の勤務地又はあらかじめ指定された場所に参集する。当該配備より１段階高次の配備指名職員は待機体制にあるものとして行動する。

(2)災害の状況により勤務地への参集が不可能な場合は住所地の支部設置庁舎に参集し、各支部の責任者の指示に基づき災害対策に従事する。病気その他止むを得ない事情によりいずれの施設にも参集不可

能な場合は、なんらかの手段によりその旨を所属の長又は最寄施設責任者へ連絡する。

⑶ 災害のため、緊急に参集する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業等に適する服・市が貸与する防災ベスト・ヘルメット・安全を確保するための装備着用、食料１食分、水筒（ペットボトル入り可）及びラジオとする。

⑷ 大規模災害時の参集に際しては、特に認める者を除き自動車は利用しない。

⑸ 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

第２節　職員の動員・配備

第1 とりまとめ責任担当部　　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 職員の動員･配備手順のめやす

1　職員の動員・配備の各部への伝達は、勤務時間内については、緊急時職員参集メール、職員ポータル、庁内一斉放送、庁内電話等とし、勤務時間外については、緊急時職員参集メール、電話等、各部において定める伝達方法による。

2　各部の長は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を特に指示した場合を除き 60 分ごとに本部長に報告する。

3　各部の長は、各部に所属する班の長及び班の庶務・連絡に要する最小限の要員は必ず確保する。その上で職員の参集状況に応じ、災害応急対策実施上緊急を要する班から優先的に編成する。

4　各部の長は、部内各課職員の参集状況、各部・班の編成状況をたえず把握し、必要に応じて、他部への応援配備の指示、本部長に対する他部職員の応援配備要請を迅速に行うよう留意する。

第3 配備事由、配備対象となる職員･消防団員数のめやす

区分		配備事由	配備対象となる職員及び員数
災害警戒本部	基本配備	□大雨、洪水、高潮いずれかの警報が発表されたとき（注意報が発表され、災害発生が予想されるときを含む） ※雪害対策本部 □大雪警報又は暴風雪警報が発表され、かつ観測所のうち１箇所以上で警戒積雪深を突破したとき	□総務部（複数名） □市長公室（複数名）
	1号配備	□大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき □その他市長が必要と認めたとき ※雪害対策本部 □基準となる２分の１（９個所）以上の観測所において警戒積雪深を突破したとき □平常時の除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき ※事故対策本部 □一度に多数の人命に危険が生じる突発的事故が発生したとき	□議会事務局（複数名） □市長公室（複数名） □総務部（複数名） □市民環境部（複数名） □医療部（複数名） □健康長寿福祉部（複数名） □こども部（複数名） □農林水産部（複数名） □商工観光部（複数名） □建設部（複数名） □教育委員会事務局（複数名） □会計課（複数名） □監査委員事務局（複数名） ※高潮警報のみの場合は、峰山、大宮、弥栄地区を除く □消防団（必要数） ※高潮警報のみの場合は、消防団本部要員及び網野、丹後、久美浜方面隊（必要数）

区分		配備事由	配備対象となる職員及び員数
	2号配備	□台風の進路にあたるとき □大雨その他異常な自然現象により、高齢者等避難、避難指示を発令するとき、又は短時間のうちに発令が見込まれるとき □その他市長が必要と認めたとき ※豪雪対策本部 □大雪警報又は暴風雪警報が発表され、かつ基本的に８割を超える観測所(15 個所以上)で警戒積雪深を突破したとき ※事故対策本部 □一度に多数の人命に危険が生じる突発的事故が発生し、市長が必要と認めたとき	□議会事務局（２～３割） □市長公室（２～３割） □総務部（２～３割） □市民環境部（２～３割） □医療部（２～３割） □健康長寿福祉部（２～３割） □こども部（２～３割） □農林水産部（２～３割） □商工観光部（２～３割） □建設部（２～３割） □上下水道部（２～３割） □教育委員会事務局（２～３割） □会計課（２～３割） □監査委員事務局（２～３割） □農業委員会事務局（２～３割） □その他各部において災害警戒対策及び予防的な応急対策のとりまとめを実施するために必要な職員 （各部所属職員の1～2割をめやすとする） □消防団（必要数）

区分		配備事由	配備対象となる職員及び員数
災害対策本部	1号配備	□特別警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき □複数の支部管内において、暴風雨又は局地的集中豪雨による住家の被害が発生したとき、もしくは発生することが予想されるとき □その他市長が必要と認めたとき	□議会事務局（５割） □市長公室（５割） □総務部（５割） □市民環境部（５割） □医療部（５割） □健康長寿福祉部（５割） □こども部（５割） □農林水産部（５割） □商工観光部（５割） □建設部（５割） □上下水道部（５割） □教育委員会事務局（５割） □会計課（５割） □監査委員事務局（５割） □農業委員会事務局（５割） □その他各部において小規模な応急対策を実施するために必要な職員 （各部所属職員の２～３割をめやすとする） □消防団（５割）
	2号配備	□おおむね全市域において、暴風雨又は局地的集中豪雨による住家の被害が発生したとき、もしくは発生することが予想されるとき □その他市長が必要と認めたとき	□議会事務局（全員） □市長公室（全員） □総務部（全員） □市民環境部（全員） □医療部（全員） □健康長寿福祉部（全員） □こども部（全員） □農林水産部（全員） □商工観光部（全員） □建設部（全員） □上下水道部（全員） □教育委員会事務局（全員） □会計課（全員） □監査委員事務局（全員） □農業委員会事務局（全員） □その他各部において中規模な応急対策を実施するために必要な職員 （各部所属職員の４～６割をめやすとする） □消防団（全員）
	3号配備	□災害救助法による応急対策の実施を必要とする大規模な災害が発生し、かつ市長が必要と認めたとき □その他市長が必要と認めたとき	（全職員・全消防団員）

注）各配備の要員の動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

注）消防本部・署については、消防本部の定めるところによる。

第３節　市議会及び隣接市町等との相互協力

第1 基本方針

1　とりまとめ責任担当部　　（ **総務部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

2　相互協力の基本指針

(1)被災者救援、都市機能の早期復旧及び２次災害防止並びに災害復興と被災地の回復を適切に行うため、市議会及び隣接市町との相互協力体制を迅速に確立する。

(2)相互の任務と役割分担を明確化し相乗効果の最大化と競合重複の極力排除を図る。

(3)要員・資機材の投入において、競合が生じた場合、発災後 72 時間については、延焼火災阻止、生埋者救出、重症者搬送、人的危険回避のため必要最小限のものを除き、要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護現場を優先する。

(4)要配慮者向け救援対策は、一般被災者向け救援対策に優先して協力する。

(5)被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

第2 市議会との相互協力

1　実施手順のめやす

(1)本部長は、大規模な災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合、ただちに市議会議長に対し、市に本部を設置した旨を報告するとともに、市本部と市議会との相互協力体制の確立を図るため、必要な措置を講ずるよう要請する。

(2)議会災害対策本部の設置は、議長が職権により行い、災害により次々と生じる市民の要求にこたえるため、市の組織による効率的、積極的な対応を調整し、条例の制定や規制の緩和措置、緊急対応から復旧、復興に至るまでの政策の方向付けを指示することを基本業務とする。その役割は、そのつど議会災害対策本部が決める。

(3)市は、市議会議長が議会災害対策本部及び市議会議員連絡所（以下「議会本部等」という。）の設置を決めた場合は、総務部内に議会本部等担当専任職員を置き峰山本庁舎内に市議会議員連絡所設置のためのスペースの確保、テレビ・ラジオの設置、電話・ＦＡＸ・コピー機、災害情報掲示板等の設置その他運営支援業務を行う。また、議会としての災害対策活動のための情報の収集、市本部との連絡業務、災害調査活動の補佐を行う。

なお、本庁舎が被災したため、本部長室が他の代替施設に設置された場合は、市議会議員連絡所を併設するよう努める。

2　議会災害対策本部の果たすべき役割のめやす

(1)大規模災害による災害復旧経費等の専決処分等市長と協力して、緊急事態手続きを統括

(2)府・国等に対する特別措置発動の要請

3　議会災害対策本部の政策の方向付けを指示すべき役割のめやす

(1)緊急条例による被災者の生活再建支援と安全な指定避難所の提供

(2)被災した沿道建築物の撤去その他切迫した危険の即時除去促進

(3)大量のがれきの撤去とリサイクル計画の実施

(4)再建のための公的手数料や各種規制の免除及び猶予

(5)新築及び補強建築物における耐震対策等安全性の向上

(6)再開発地における仮設住宅の建設、歴史的建造物保存その他地域共同体としての復興への取組みの促進

(7)被災者の要求に応えた、緊急融資プログラムの検討

(8)税制上の優遇策、その他の支援策による商業・業務の復旧促進

(9)資金貸付の拡充、雇用の増進のための支援

(10)被災地における交通混雑を緩和し復興のための交通を確保するための管理の推進

(11)市民の防災教育啓発のための広範囲にわたる緊急対策の実施

第3 隣接市町等との相互協力

1 相互協力上の基本指針

(1)市町境界部をはじめとして、延焼火災阻止を最優先で行う。

(2)延焼火災発生を回避できる見込みの場合は、建物等倒壊、土砂崩れ、雪崩等による生埋者の救出、重傷者の救命医療救護、被災者の避難誘導並びにその他の人的危険回避措置を講じ、人的被害の軽減に全力を集中する。

(3)発災直後における各職員の居住地における救援活動、在住市町本部業務への支援業務を公務とみなすよう事前に計画・協定化する。また、事前に指名する幹部職員等を除く他の職員については、交通事情その他の状況に応じて、そのつど定める期間について、在住市町における業務を所属市町における業務とみなす措置を講ずるよう相互に調整する。

(4)被災者救援、都市機能の早期復旧、二次災害防止のための活動並びに応急的な救援対策、災害復興のための府・国等に対する特別措置発動要請等について、相互に連携・協力し行う。

2 直後に相互協力すべき事項のめやす

隣接する市町と災害発生直後に相互に協力すべき事項については、例えば、以下のような事項が想定される。

(1)市町境界部における消火活動及び救助・救出活動

(2)市町境界部における避難誘導・指定避難所・指定緊急避難場所の相互利用

(3)指定避難所の開設・運営における担当職員の相互派遣及び協同化

(4)市町境界部・指定避難所等における災害時広報活動

(5)病院、産院その他医療施設のあっせん

(6)火葬、ごみ、がれき、し尿の処理並びに道路確保に関して必要な要員、車両機材、施設の提供

(7)要配慮者対策を実施するために必要な要員、車両機材、施設の提供

(8)市町が実施する災害救援対策に関する情報交換

(9)府・国等に対する特別措置発動の要請

3 協力要請の手続き

協力の要請にあたっては、各市町へとりあえず、府防災行政無線電話、ＮＴＴ電話・ＦＡＸ、伝令派遣等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

4 連絡調整ルート確保のめやす

手順項目	あらまし
通信手段の確保	府内市町の場合は、原則として、府防災行政無線電話による。困難な場合及び他県市町の場合は、ＮＴＴ電話・ＦＡＸ、伝令派遣など、その状況に即した迅速な方法による。
情報の交換	大規模災害発生時における第一報は、発災後１時間以内に行う。以後当日中は１時間毎に、また２日目以降本部設置期間中は、毎日そのつど定める時刻に定時情報交換を行う。
本部連絡員の交換	境界部において、延焼火災の発生、土砂災害、雪崩災害の発生その他災害発生後の状況により必要と認めたときは、相互に本部連絡員を交換する。
合同現地対策本部の設置	境界部において、延焼火災の発生、土砂災害、雪崩災害の発生その他災害発生後の状況により必要と認めたときは、現地の適当な場所に合同現地対策本部を設置する。

第４節 府・国等防災機関・団体への出動、応援要請

第1 基本方針

1 とりまとめ責任担当部 （ **総務部** ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

2 応援要請上のめやす

(1)府・国・自衛隊等各防災関係機関に対する応援要請は、府地域防災計画及び各応援協定書に定める方法により本部長が行う。通信途絶その他の事情により正規の方法によることが困難なときは、より上位の機関又は非被災地にある各出先機関等（府東京事務所等）に緊急連絡する。

(2)応急対策及び災害復興業務に要する中・長期的な応援要員派遣については、適宜各部長に対し必要人員調査を実施し、市全体としての必要数を把握・調整した上で要請する。

(3)各支部管内協力団体・事業所等への応援要請は各支部担当班を通じて行う。総合的な調整を必要とする場合は、本部長を通じて各部担当班が行う。

第2 市内民間団体、区及び事業所への協力要請

1 協力を要請する業務

災害時に業種別団体、区、日赤奉仕団等民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は、主に以下のとおりとする。

(1) 災害に関する予警報、その他防災情報の地区内住民への伝達

(2) 災害時における広報広聴活動

(3) 災害時における出火の防止及び初期消火

(4) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動

(5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送等の業務

(6) 被害状況の調査

(7) 被災地域内の秩序維持 挿入

(8) 道路啓開、公共施設等の応急復旧作業

(9) 応急仮設住宅の建設等の業務

(10) 食品、生活必需品、災害対策用資機材等の供給、調達

(11) その他市が行う災害応急対策業務

2 協力要請の方法

各支部長は、以下の事項を明らかにして、電話、口頭その他可能な連絡手段により団体等の責任者に対し協力を要請する。

なお、本部長は、部長又は支部長から要請があった場合、及び全市的な観点から調整が必要と認めた場合は、調整を行うものとする。

(1)活動の内容

(2)協力を希望する人員

(3)供給、調達を要する資機材等の品名、数量

(4)協力を希望する地域及び期間

(5)その他必要な事項

第3 防災関係機関との相互協力

1 相互協力に関する基本指針

(1)発災直後 72 時間については、延焼火災阻止、生埋者救出、重症者搬送、人的危険回避のため必要最小限のものを除き、要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護現場を優先する。

(2)その他延焼火災阻止、生埋者救出、重症者搬送、危険回避のために行う消防機関及び警察機関の要請は最優先とする。

(3)要配慮者救援対策は、一般被災者救援対策に優先して実施すること。

(4)指定避難所開設期間中における空地の利用については、上記３点による場合を除き、市街地内外を問わず、仮設住宅建設用地を第１順位、仮設住宅建設関連の復旧対策用地を第２順位、その他復旧対策用地を第３順位とすること。

(5)その他本部長がそのつど指定する重点対策項目がある場合は、これを優先する。

2 関係機関等連絡協議会の設置

市域内における災害応急対策、災害復旧対策の遂行上その必要があると認めたときは、市及び防災関係機関相互の連絡・調整機関として、関係機関等連絡協議会を設置する。この場合、関係機関等連絡協議会は、原則として峰山本庁舎内で開催する。また、その事務局業務は市総務部本部指令班が行う。

第4 府に対する職員応援又は派遣あっせん要請その他必要な事項

1 府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請

府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請は、電話、ＦＡＸ（地上系、衛星通信系の府防災行政無線含む）により以下の条件を示し府災害対策支部（支部が設置されない場合は丹後広域振興局総務防災課）を通じて行う。通信途絶その他の事情により正規の方法によることが困難なときは、迅速を第１として、行う。

(1)応援派遣（又は派遣あっせん）を求める理由

(2)応援派遣（又は派遣あっせん）を求める職員の職種別人員

(3)応援派遣（又は派遣あっせん）を必要とする期間（□月□日～□月□日まで）

(4)集合の場所（要員移送の方法）

(5)派遣される職員の給与その他必要な勤務条件

(6)その他職員の応援派遣（又は派遣あっせん）について必要な事項

２　中・長期的な応援要員に関する調査項目のめやす

本部長は、災害応急対策の長期化、作業量の膨大化等により中・長期的な応援要員が必要と判断されるか否かについて、早めに判断するよう努めるとともに、各部長及び支部長に対し随時以下について調査報告を命じる。

(1)派遣を求める期間(以下の３区分によった上で)

ア　災害発生当該年度内の派遣を求めるもの

イ　次年度以降派遣を求めるもののうち、引き続き同一人の継続派遣を求めるもの

ウ　同じく、随時職員の交代が可能であるもの

(2)職種

(3)必要人数

(4)事務内容

３　その他留意事項

他自治体からの派遣職員は、「応援職員」である旨を腕章・プレート等により明示する。また可能な限り後方支援業務に配置する。やむを得ず住民対応を必要とする部署に配置する場合は、市職員のアシスタント業務につける、業務の遂行上必要な背景、経過等に関する事前説明を十分行うなど配慮する。

第５節　労働者の確保

第１ とりまとめ責任担当部　　（　**総務部**　）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第２ 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

１　被災者の避難

２　医療及び助産

３　被災者の救出

４　飲料水の供給

５　行方不明者の捜索

６　遺体の処理

７　救援物資の整理、輸送及び配分

８　その他災害応急対策に必要な業務

第3 労働者確保の方法

災害応急対策を実施するにあたり、市本部要員及び市内民間団体、区及び事業所への協力による動員のみでは労力的に不足する場合は、以下の事項を示し府災害対策支部（支部が設置されない場合は丹後広域振興局総務防災課）を通じて人員の確保要請を行う。

1　労働者の雇用を要する目的又は作業種目

2　労働者の所要人員

3　雇用を要する期間

4　賃金、従事する地域等労働条件

5　労働者の輸送方法、待機場所

6　労働者確保を要する業務の所管部（支部）

7　その他必要な事項

第4 峰山公共職業安定所との連携

本部長は、府に労働者確保の要請を行った場合は、峰山公共職業安定所と緊密な連携をとり、災害応急対策に必要な労働者の円滑な確保を図る。

第5 費用の負担

労働者確保に要する費用の負担は以下のとおりとする。

1　労働者の雇上げに要する費用は、市の負担とする。

2　労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

第４章　通信情報連絡活動計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ **総務部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 情報の収集･連絡の基本指針

1　全市域に関する「甚大な被害の有無の別」「孤立地区の有無」に関する情報の収集・連絡を最優先で行う。特に、緊急交通路等幹線道路支障の有無、河川・海岸堤防の被害の有無、火災発生の有無、大規模な土砂災害、雪崩等の発生又は発生危険の有無、市施設・防災関係機関の「甚大な被害の有無の別」について、優先する。

2　官民を問わず、市において動員可能な「対策用人員、資機材、施設の現有力」に関する情報の収集・連絡を重点的かつ迅速に行う。

3　その他緊急に行うべき対策の優先手順・役割分担等を決定するために必要な事項については、各部・各機関が適切に分担するとともに、情報収集要員を出動させるなどして、災害発生後１～２時間以内に把握するよう努める。

4　本部設置期間中については、各部・支部等は「災害情報」、「防災情報」を収集し、本部あて「重要報告」、「定時報告」を行う。また本部はそれを把握し、とりまとめた「災害情報」、「防災情報」を各部・支部等あて「重要連絡」、「定時連絡」を行う。これにより時々刻々と変化する状況に際して、各部・支部、各職員が臨機応変に対処することを期する。

5　市各部・各支部及び防災関係機関は、あらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統括させるとともに、発信及び受信の各専用電話を確保し通信従事者を配置するなど、迅速かつ円滑な情報の収集・連絡を行う。

6　市施設、支部、災害現場等に出動している各職員との連絡は、庁内電話（専用回線）、携帯電話により行う。

第3 情報項目区分の定義

区分		定義
災害情報	警戒情報	人的・物的被害を発生させるおそれのある状況に関する情報 （その有無に関する内容を含む）
	発生情報	人的・物的被害発生状況に関する情報 （その有無に関する内容を含む）
防災情報	対策情報	人的・物的被害を軽減・防止するためにとられた措置・対策並びにそのために必要な人員、資機材、施設に関する情報 （復旧見込みに関する内容を含む）
	救援情報	災害の発生により緊急に避難誘導すべき状況に関する情報並びに救出・救助活動を必要とする状況に関する情報 （その有無に関する内容を含む）

第２節　情報収集・連絡体制

第1 指定電話･連絡責任者及び各部災害情報調査連絡員の指定、確保

項目	手順のあらまし
連絡責任者の指定	□連絡責任者（正・副各１名ずつ）を指定し窓口の統一を図る。 □連絡責任者は、各所属及び各部・支部、防災関係機関相互の通信連絡を統括する。
専用電話・専任担当者配置	□指定電話の平常業務使用を制限し発信専用電話として確保する。 □受信専用電話を確保し専任の電話担当者を配置する。
本部指令班要員及び本部連絡員の確保	□各部に対し本部指令班要員を総務部に配置するよう指示する。 □防災関係機関に対し本部連絡員を市本部に派遣するよう要請する。 □連絡責任者の統括のもと各所属及び各部、防災関係機関との情報収集要員・連絡要員として配置する。
災害情報調査連絡員の確保	□各部及び各支部は特命調査事項収集のための要員として災害情報調査連絡員を複数指名する。 □支部は、区長に対し区域ごとに情報収集要員・連絡要員を確保するよう要請する。
その他留意事項	□本部指令班要員、災害情報調査連絡員及び本部連絡員は携帯無線機、携帯電話等を可能な限り携行する。

第2 総務部情報処理班による参集職員･市民からの情報収集

項目	手順のあらまし
参集職員	□居住地区に関する情報の聴取、図上記載 □参集途上における情報の聴取、図上記載
市民	□市民からの電話等通報の聴取、図上記載 □市民への電話・インターネットサーチによる情報の聴取・収集、図上記載

第3 各部･支部･各機関からの第1報の集約

項目	手順のあらまし
各部	□所管施設の来所者、入所者、職員等の安否の確認 □所管施設の物的被害及び機能被害の有無に関する確認 □所管施設の防災対策基幹施設としての利用可能能力の現況の把握
支部	□各地区における市民等の生命の安全を脅かす事象の有無の把握 □各地区における主要な道路、橋梁等被災の有無の把握（孤立集落の有無を含む） □各地区における防災対策、救助救護基幹施設被災の有無の把握
各機関	□市域内の所管施設に関する被災の有無及びすでにとられた措置の把握 □今後災害に対し取ろうとする措置の把握

第4 有線通信及び府防災行政無線が使えない場合の措置

区分	代替通信・連絡手段のめやす
府・近隣市町・防災関係機関との相互連絡	□消防無線 □警察無線その他機関による非常通信無線 □本部連絡員携帯無線機 □伝令の派遣
市各部・支部等間相互連絡	□市防災行政用無線 □伝令派遣（自転車・オートバイ利用もしくは徒歩による） □タクシー無線、その他事業者無線、アマチュア無線

第３節　災害情報及び防災情報の収集・連絡

第1 情報項目のめやす

区分		情報項目	担当部
災害情報	警戒情報	□気象庁、府、ＮＴＴ西日本による気象及び地震に関する情報 □府河川防災情報システム及び土砂災害警戒情報システムによる雨量に関する情報 □府冬期気象情報システムによる積雪深に関する情報 □支部による管内浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報 □市民通報、防災モニタリングによる浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報 □支部が把握した人的・物的被害を発生させるおそれのある状況に関する情報	総務部
		□ＰＴＡ等連絡網により学校等が把握した学区等内浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報	教育部
		□水門、水路、ため池等農業用施設の現況に関する情報 □漁業協同組合連絡網による市内浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報	農林水産部
		□丹後土木事務所による市内河川に関する水位情報 □丹後土木事務所への照会による市内各観測所降雨量、水位、積雪深に関する情報 □市建設業協会連絡網により業者が把握した市内浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報	建設部
		□ホテル・スキー場・物産館等観光施設、宿泊施設の現況に関する情報	商工観光部
		□消防署・所による市内各観測所降雨量、水位、積雪深に関する情報 □河川巡視による市内河川の現況に関する情報 □巡視による土砂崩れ、雪崩等危険箇所の現況に関する情報 □危険物取扱施設の現況に関する情報	消防署部
		□各部が把握した人的・物的被害を発生させるおそれのある状況に関する情報	各部
	発生情報	□支部による人的・物的被害発生情報 □市民通報、防災モニタリングによる人的・物的被害発生情報	総務部
		□市建設業協会通報等による土砂崩れ、雪崩、堤防損壊・越流、建物被害等発生情報	建設部
		□巡視、消防１１９番通報による人的・物的被害発生情報	消防署部
		□各部が把握した人的・物的被害発生情報	各部
防災情報	対策情報	□府、国、警察署等防災機関の現況、とられた措置・対策等に関する情報 □電話、電力、ガス、鉄道施設の現況、とられた措置・対策等に関する情報 □支部が把握した管内防災機関の現況、とられた措置・対策等に関する情報	総務部
		□小・中学校・高校の現況、とられた措置・対策等に関する情報	教育部
		□丹後土木事務所及び支部からの通報又は照会による道路通行止区間、橋梁通行止等に関する情報	建設部
		□その他各部が所管する防災対策基幹施設の現況、とられた措置・対策等に関する情報	各部
	救援情報	□支部が把握した緊急に避難誘導すべき状況、救出・救助活動を必要とする状況に関する情報 □市民通報、防災モニタリングにより把握された緊急に避難誘導すべき状況、救出・救助活動を必要とする状況に関する情報	総務部
		□在宅要配慮者の現況に関する情報 □福祉関係施設の現況に関する情報	救護厚生部
		□災害の発生により緊急に避難誘導すべき状況に関する情報 □救出・救助活動を必要とする状況に関する情報	各部

第2 災害情報及び防災情報の報告･連絡

1 情報の総括責任者

区　　別	情報の総括責任者	
	本部職名	平常時職名
総括責任者	総務部長	総務部長
取扱責任者	本部指令班長	総務防災課長

2 本部における報告・連絡基準のめやす

区分	報告 （支部・各部等配備職員→本部長）	連絡 （本部長→支部・各部等配備職員）
即時	□被害の有無、要警戒の有無に関する復命（第１報） □緊急避難、救出・救助・救命、通行規制等の緊急措置を要する情報 □特命指示事項に関する復命 □その他緊急を要する情報	□本部体制、配備・規模に関する情報（第１報） □「全体状況」に関する第１報 □緊急避難、救出・救助・救命、通行規制等の緊急措置を要する情報 □その他緊急を要する情報
重要	□増水・高潮による堤防の損壊に関する情報 □大規模な土砂崩れ、雪崩発生のおそれのある事象に関する情報 □危険物取扱施設の浸水等による二次災害発生のおそれのある事象に関する情報 □防災対策基幹施設の甚大な機能支障に関する情報 □その他重要と判断した情報	□本部体制、配備・規模の変更に関する情報（第２報以降） □「全体状況」に関する第２報以降（上記情報と同時に） □増水・高潮による堤防の損壊に関する情報 □大規模な土砂崩れ発生のおそれのある事象に関する情報 □危険物取扱施設の浸水等による二次災害発生のおそれのある事象に関する情報 □防災対策基幹施設の甚大な機能支障に関する情報 □その他重要と判断した情報
定時	□１時間ごとの｢警戒情報｣ □１時間ごとの｢発生情報｣ □１時間ごとの｢対策情報｣ □１時間ごとの｢救援情報｣	□１時間ごとの本部体制、配備・規模に関する情報 □１時間ごとの｢警戒情報｣に関する総括 □１時間ごとの｢対策情報｣に関する総括
形式	□発信者(部・支部・班) □情報項目種別 □発生・現在日時 □内容 □情報源（確認・未確認の別）	□京丹後市本部・発信者氏名(部・班) □情報項目種別 □発生・現在日時 □内容 □情報源（確認・未確認の別） □取扱上の留意事項

3 情報とりまとめ上のめやす

(1) 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握

□全ての情報は図上に整理する。

□これにより「被害の全体像」の視覚化を図る。

□また部・支部・班全職員レベルに至るまでの「情報の共有化」を図る。

(2) 未確認情報の一覧の評価

□至急確認すべきもの

□至急訂正情報の伝達を行うべきもの

（例えば、「悪質なデマ・ウワサ」に類する情報）

□応急対策要員の派遣を行うべきもの

（例えば、確認の手順をふむ「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」）

(3) 情報の空白地区の把握

（大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある）

(4) 被害軽微もしくは無被害である地区の把握

(5) 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握

第3 府（本部）への報告

1 報告すべき事項

報告の区分	報告の時期	留意事項
災害概況報告（第一報）	本部設置後30分以内を目途に災害概況を報告	□人的被害及び住家被害を重点にする。 □被害状況が十分把握できない場合であっても迅速な被害状況報告に努める。 第一報は迅速性を第一に報告する。 □部分情報、未確認情報も可
被害状況報告（定時報）	発生後毎日定時に報告	□災害概況速報として報告した情報をふくめ、確認された事項を報告する。 □全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する。 □被害の状況が十分把握できない場合であっても毎日定時に迅速な被害状況報告に努める。
被害確定報告（詳細）	被害確定後15日以内	□災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告する。 □被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにする。
被害詳細報告	－	□保健環境、商工、土木及び教育関係の被害を詳細に調査し報告 □別に指示するところに従い報告する。
被害写真報告	－	□被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

2 報告担当者

被害状況及び措置状況一般	法令の定めによる所要の報告
本部指令班長 → 下記のとおり	各担当部長 → 府支部各担当班

3 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行う。なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、府の様式により報告したものと見なす。また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意する。

区分	留意事項
電話による場合	□「災害時優先電話」を利用する。場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。
防災行政無線による場合	□次の通信優先順位による。 (1)緊急要請 (2)災害対策本部指令及び指示 (3)応急対策報告 (4)被害状況報告 (5)その他災害に関する連絡 □その他無線の取扱いについては、府が別に定める取扱要綱による。
通信途絶時における措置	□いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派し連絡の確保に努める。

4　事態が切迫している場合の措置

□事態が切迫し応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合は、府本部あて直接連絡する

□府に報告することができない場合には、国（総務省消防庁）に対して直接報告する。報告後速やかにその内容について連絡する

［ 通常時　　：応急対策室　TEL03－5253－7527　FAX03－5253－7537 ］

［ 夜間・休日時：宿直室　　TEL03－5253－7777　FAX03－5253－7553 ］

□災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合には、その旨を府その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する

□地域住民等から１１９番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに府及び国（消防庁）へ同時に報告する。

□報告は以下に掲げる事項が発生次第、その都度報告する。

(1)被害の概要

(2)市災害対策本部設置の状況

(3)避難指示及び緊急安全確保の状況

(4)消防機関の活動状況（消防職団員別とし、使用資機材と主な活動内容）

(5)応援要請状況

(6)要員及び職員派遣状況

(7)応急措置の概要

(8)救助活動の状況

(9)要望事項

(10)その他の状況

□自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない場合は、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に努め、被害の詳細が把握できない段階であっても、迅速性を第一に当該情報を報告する。

第５章　災害広報広聴計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害広報広聴に関する基本指針

1　警戒段階

(1)「事前広報」重視の「攻めの広報」を行う。

警戒段階において、いかなる事態の推移、急変にも適切に対応できる配備体制の強化は容易ならざる課題であり、時に後手に回ることがありうるのは避けがたい。「自らの身の安全は自ら守る。自分たちの地域は自分たちで守る」ことを期して、警戒時に把握された情報は早めに提供するとともに、起こりうる事態をできる限り多様に想定し、事態の推移を先取りした「事前広報」を重視した「攻めの広報」を行うよう努める。

(2)「プラス情報は慎重に！マイナス情報は大胆に」公表する。

「警戒情報」は真偽の確認や公表に伴う混乱の懸念等価値評価に時間をかけたりすると「警戒情報」としての価値が消滅してしまう。「自らの身の安全は自ら守る。自分たちの地域は自分たちで守る」ことを期して、特に「警戒情報」の溜め置きはせず迅速に公表するよう努める。

(3)災害警戒本部設置後速やかに市のホームページに専用サイトを開設する。

2　発生後

(1)広報広聴活動は、「総合力」で、「総合的」な広報広聴活動を行う。

市は、大規模な災害発生に際しては防災関係機関、報道機関その他の事業所・団体及び市民との連携・協力により、災害時広報体制を速やかに確立し、被災地の市民、来訪者だけでなく被害を免れた地域の市民、来訪者や全国各地の人々を含めた総合的な広報広聴活動を行う。

(2)「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」を無くすことに重点を置く。

初期においては、「市内外各地域における被害の有無に関する情報提供による間接的安否情報（これにより家族・知人の安否を推定することができる）」「市・府・国・関係機関・協力団体等が行う救援救護活動の実施状況」「要配慮者救援への協力要請」及び「出火注意・初期消火活動への協力要請」に関する情報を絶え間なく供給し、「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」を無くすことに重点を置いた広報活動を行う。

(3)「広報京丹後被災者支援情報」毎日発行体制を確立する。

市のホームページ専用サイト開設を継続するとともに、災害発生後２日目を目途として、「広報京丹後被災者支援情報」第１号を発行し、以後指定避難所開設期間中毎日発行体制を確立するよう努める。

(4)「事前広報」重視の広報活動を行う。

各部・関係機関が行う応急対策、復旧対策、被災者向け救援サービスに関しては、その準備措置期間の初期において、対策・サービスの概要、協力要請事項、申込書配布・受付・サービスの実施等のスケジュールを先行的に広報するよう努めるなど「事前広報」重視の広報活動を行う。

(5)本部及び支部に総合的な相談窓口を設置し、被災者の要望の把握に努める。

速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。

(6) 被災者等の権利利益を配慮した広聴活動を行う。

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第２節　災害広報広聴体制

第1 総務部の役割

項目	手順その他必要事項
事前広報重視の広報活動用資料の作成	□災害時広報活動計画の作成 □各部への資料の提供要請、収集及びとりまとめ □本部としての広報活動用資料作成
庁内ＬＡＮ等による広報体制の確立	□システムの点検・ネットワーク体制確保 □自家発電電源の確保等停電時のための措置 □オペレータ要員確保（入力作業要員等関係団体等への応援協力要請） □電話ＦＡＸ、ＬＡＮ、伝令等による各部及び支部・指定避難所への配布
市ホームページ災害専用情報サイトの開設	□市ホームページ管理者への広報体制確保指示 □災害専用情報サイト専任広報担当職員の配置
「広報京丹後被災者支援情報」発行体制の確立	□編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む） □印刷体制の確立(コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等) □災害発生２日目以降毎日発行
要配慮者向広報体制の確立	□市社会福祉協議会との連携(手話・点字ボランティアの確保) □市内国際交流グループ等との連携(通訳・翻訳ボランティアの確保) □要配慮者向け広報資料の作成
報道機関専任担当配置及び報道機関対応	□各報道機関に対し専任担当職員配置、共同記者会見所・臨時記者詰所の開設の通知並びに報道協力の要請 □共同記者会見所・臨時記者詰所における報道資料提供 □その他報道機関対応
総合相談窓口の開設	□峰山庁舎本部における総合相談窓口の開設、運営 □市民要望等のとりまとめ、所管各部への照会・連絡 □各支部における総合相談窓口の開設、運営に関する総合調整

第2 支部の役割

項目	手順その他必要事項
広報活動用資料を使った広報活動	□支部避難・救援対策班が担当地域内において広報活動実施 □支部としての広報活動用資料作成 □指定避難所に対し広報活動用資料配付（掲示、館内放送、口頭伝達等）

項目	手順その他必要事項
「広報京丹後被災者支援情報」の配布	□支部避難・救援対策班が担当地域内において掲示・配布 □指定避難所担当者が指定避難所内において掲示・配布
総合相談窓口の開設	□支部における総合相談窓口の開設、運営 □市民要望等のとりまとめ、総務部を通じた各部への照会・連絡

第3 各部の役割

各部は、担当する対策項目に関して、市民からの問い合わせに対して担当部以外の市職員が相当程度対応できることを目標として、可能な限り詳細な資料を作成し提供する。

また、消防署部は、あわせて警戒防御に関する報道機関向け発表を行う。

第3節 市による災害広報活動要領

第1 災害警戒段階にある他の地域も含めた全市域向け

おもな広報事項	広報手段
□災害警戒本部の設置、支部の設置（地区名・場所） □道路、橋梁通行止区間に関する情報 □緊急対策車両の通行確保のためのマイカー利用自粛呼びかけ □引き続き市広報、テレビ・ラジオへの留意の呼びかけ ※降雨等により河川・海岸・ため池や急傾斜地等の状況が注意を要する場合は、ラジオ・テレビ等の気象情報等や市からの防災情報に留意するとともに、風呂水を捨てない等河川への負荷軽減のための協力を市民に呼びかける。特に危険が予想される地域の市民に対しては、河川の増水や周辺の浸水状況、土砂災害の前兆と思われる現象への注意・警戒を喚起する。また、必要に応じて自主的な避難を呼びかける。	□市ホームページ、ＣＡＴＶ（データ放送）、市公式Ｆａｃｅｂｏｏｋ、市公式ＬＩＮＥ □防災行政無線放送指示 □有線放送等依頼 □電話ＦＡＸ、ＬＡＮ（当該施設へ）

第2 災害発生後にとるべき主な措置

1 発災直後から３日目程度まで（浸水等災害発生地域向けの場合発生中）

おもな広報事項	広報手段
□必要な区域、施設に対する高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令 □要配慮者救援及び人命救助の協力呼びかけ □出火防止及び初期消火の呼びかけ	□市ホームページ、ＣＡＴＶ（データ放送）、市公式Ｆａｃｅｂｏｏｋ、市公式ＬＩＮＥ □防災行政無線放送指示 □有線放送等依頼 □電話ＦＡＸ、ＬＡＮ（当該施設へ）
□道路、橋梁通行止区間に関する情報 □緊急車両通行確保のためのマイカー利用禁止措置への協力要請 □市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること □本部、支部の設置（現地本部の設置） □指定避難所、救護所の設置 □本部、支部における災害時総合相談窓口の設置 □府・国・自衛隊・関係機関の応援支援活動状況 □協力団体・広域的支援団体の活動状況	（上記に加え） □支部との連携による巡回広報・掲示 □隣接市町への広報依頼 □テレビ・ラジオ及び新聞への広報協力依頼

おもな広報事項	広報手段
□救援対策及び応急復旧対策実施に関するめやす □市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ □安心情報に関すること □「……地区は被害なし」 □「……小学校児童は全員無事に……へ避難」 □その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報 □災害用伝言ダイヤル（１７１）利用の呼びかけ □土砂災害、雪崩被害、道路被害、延焼火災その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要 □大規模災害発災２日目以降毎日（その他の場合必要に応じて「随時」）「広報京丹後被災者支援情報」発行体制をとること及びそれ以外の出所不明の情報に左右されないよう注意すべきことの呼びかけ	

２　被害の状況が静穏化した段階～本部閉鎖まで

おもな広報事項	広報手段
□救援対策及び応急復旧対策実施状況に関すること □支部、本部災害時総合相談窓口における業務内容 □救護所における医療サービス、保健サービス、こころのケア対策等業務内容に関すること □要配慮者専用避難所における業務内容及びその他要配慮者優先ルールへの理解協力の要請 □応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等） □応急給食・その他の救援活動の実施状況 □被災建物の応急修理、仮設住宅等の提供その他災害時住宅対策に関すること □災害応急資金融資その他生活再建促進のための支援措置に関すること □義援金の配分計画に関すること □り災証明書発行申し込みの受付に関すること □生活関連情報 □水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 □電気、電話、下水道、ガス施設の復旧状況（見込み） □農協、スーパー等における食料品、生活必需品の供給状況 □ごみ・し尿・がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請 □食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 □無料公衆電話の設置場所、台数等状況 □道路交通の規制状況及び復旧状況（見込み） □京都丹後鉄道、路線バス等公共交通機関の復旧、運行状況 □代替公共交通手段の提供に関する情報（必要な場合） □病院等医療機関の再開状況 □安心情報に関すること □「……地区は被害なし」	□市ホームページ、ＣＡＴＶ（データ放送）、市公式Ｆａｃｅｂｏｏｋ、市公式ＬＩＮＥ □防災行政無線放送指示 □有線放送等依頼 □電話ＦＡＸ、ＬＡＮ（当該施設へ） □支部との連携による掲示・ちらし配布 □広報京丹後被災者支援情報 □総合相談窓口における各部・各支部対応 □テレビ・ラジオ及び新聞への広報協力依頼

おもな広報事項	広報手段
□「……小学校児童は全員無事に……へ避難」 □その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報 □災害用伝言ダイヤル（１７１）利用の呼びかけ □土砂災害、雪崩被害、道路被害、延焼火災その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要 □道路、橋梁通行止区間及びう回路に関する情報 □市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ □大規模災害発災２日目以降毎日（その他の場合必要に応じて「随時」）「広報京丹後被災者支援情報」発行体制をとること及びそれ以外の出所不明の情報に左右されないよう注意すべきことの呼びかけ	

第４節　防災関係機関との相互協力

災害の広報に当たっては、府を通じて防災関係機関の情報の収集に努めるとともに、必要があるときは、直接本部長より他の防災関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、Ｌアラート（災害情報共有システム）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

第５節　報道機関への発表・協力の要請

第１ 市の発表

区分		あらまし
担当	記者会見	発表は原則として、本部長が共同会見方式で行う。
	庶務	総務部（情報処理班）
手順その他		□専任の報道機関対応担当職員を複数名指名する。 （繁忙時においても他の業務要員は応対しない） □特設の臨時記者詰め所及び共同記者会見所の開設 □広報資料掲示板を設置し随時資料を更新・掲示する。 （本部要員及び各報道機関が同じ情報を得られるよう努める） □情報の照会に対しては把握している限りで回答し、未確認情報については率直にその旨伝える。また不明な詳細事項に関する照会に対しては個別に調査せず、後刻一括発表する旨を伝え、質問項目を記録する。 （報道対応に追われ、本部としての応急対策、災害復旧対策の実施がおろそかにならないよう留意する） □配付資料は、必ず「○月○日○時現在」とする。 □記者発表資料は、同時に同じものを府支部に報告・送付する。

第２ 消防部の発表

消防署部の行う警戒防御に関する発表は、市消防本部の定めるところにより行う。

第３ ラジオ、テレビ局に対する応援広報の要請

ラジオ、テレビ局に対する応援広報の要請は府地域防災計画の定めるところにより行う。

第６章　災害救助法の適用要請

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称
（ 救護厚生部 ）

第2 災害救助法の適用要請に関する基本指針

1　大規模な災害が発生し、明らかに被害の程度が一定の基準を越えると推定される場合は、被害の「大」であることをもって、躊躇なく災害救助法の適用を知事に要請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。災害救助法の適用を受けるための基準は、別に示すとおり全・半壊住宅数によることとなっている。しかし、被害が甚大であればあるほど被害状況に関する報告は滞りがちであり、全半壊住宅の「数」の把握に時間をとり救助の要請が遅れるようなことがあってはならない。

2　市庁舎自体が壊滅的な被害を受けるなどのため、市長がその職権を行使できない状態にある場合は、速やかに知事にその旨を通報し、知事による職権の行使を求める。

3　各部は、その所掌する救助活動の実施状況について、初期活動から救助活動が完了するまでの間毎日記録、整理し、総務部（本部指令班）を通じて、市長（本部長）に報告する。

4　災害救助法適用以外の災害については、災害対策基本法第５条に基づき市長（本部長）が災害救助法に準じて、応急措置を実施する。

第２節　災害救助法の適用要請要領

第1 災害救助法の適用手続き

1　災害救助法の適用要請

災害に際し、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長、副本部長（副市長もしくはその他の副本部長）又は先着上位責任者は、直ちにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に報告し救助法適用を要請する。

2　適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は救助法の規定による救助に着手しその状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条第１項の規定による。京丹後市に適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

区分	人　口 令和２年 国勢調査	１号適用 （市内の住家滅失世帯数）	２号適用 （府内の住家滅失世帯数 2000世帯以上の時）	３号適用 （府知事が必要と認めたとき）	４号適用 （府知事が必要と認めたとき）
京丹後市	50,860　人	80世帯以上	40世帯以上	※1 ※2	※3

※1　府下の被害世帯数が 9,000 世帯以上あり、かつ京丹後市内の被害世帯数が多数であるとき

※2　災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする

特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき

※[3] 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

第3 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、府が救助の実施主体となって、当該所管区域内の市町村に救助を実施する。

第4 救助法による救助の実施

1 応急救助の実施

救助法に基づく救助の実施は知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(1)避難所の設置

(2)炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(4)医療及び助産

(5)被災者の救出

(6)被災した住宅の応急修理

(7)学用品の給与

(8)埋葬

(9)死体の捜索及び処理

(10)災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、次に掲げる救助については、市長は知事が実施する救助に協力する。

(11)応急仮設住宅の供与

2 情報提供及び救助実施状況の報告

救助法に基づく「情報提供」には、災害発生の時間的経過に伴い「発生情報」、「中間情報」、「決定情報」の３段階があり、そのつど知事に情報提供する必要がある。

また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録し、整理し知事に提出する必要がある。

3 救助の程度、方法及び期間

救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。救助の程度、方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定めることとなっている。

※ 資料編 ６－８－１ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第７章　輸送計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ **総務部** ）※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 緊急輸送の基本指針

1　各部・各市民局所管車両は、原則として該当各部・各支部の活動に使用する。ただし、非常災害時の輸送対象優先順位に基づき、総務部又は支部総務班が総合的に調整できる。また防災関係機関から要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。これにより車両不足による対応の遅れ・遊休車両の発生の未然防止を期する。

2　民間輸送業者の車両は、広域的な調達時においては総務部が、また地区内調達時においては支部総務班が一括確保する。また、市保有車両及び協力車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

3　緊急輸送を円滑に行うため、救援物資地域内輸送拠点を確保する。また、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターの派遣の要請を行うほか、車両による輸送が困難な場合、または緊急を要する場合は、ボート等車両以外の輸送手段を確保し行う。これにより事態のいかなる推移・急変に際しても必要かつ十分な輸送実施を期する。

4　各部及び各支部は物資・資機材、要員の調達にあたっては、可能な限り当該業者・団体に調達から供給までの全業務を委託し、市による輸送業務の軽減に努める。

第3 輸送対象優先順位

第１順位	□緊急救命医療を要する重症者の搬送 □緊急避難を要する被災者の避難支援（搬送）
第２順位	□人的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な要員派遣、資機材の輸送 □物的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な専門家・資機材の搬輸送
第３順位	□対策実施上の拠点となる施設の応急復旧のために必要な要員派遣、資機材の輸送 □救援物資の輸送

第２節　輸送業務実施体制及び要領

第1 車両等調達･調整運用手順

区分		手順のめやす
市有車両	その時点で未使用の車両	□各部・支部に対し所管車両のうち未使用車両リストの提出指示 □配車可能車両リストの作成、総務部への提出 □総務部(又は支部総務班)による配車指示
	使用中の車両	□各部・支部に対し所管車両の使用内容の報告指示 □各部・各市民局所管車両使用状況一覧の作成、総務部への提出 □総務部(又は支部総務班)による転用配車指示
調達車両等	車両 (特にトラック、４輪駆動車、バス)	□協力業者・団体等への調達準備要請 □事前リストに基づく協力業者・団体等からの調達 □配車可能車両リストの作成、総務部への提出 □総務部(又は支部総務班)による配車指示
	ボート類	□協力業者・団体等への調達準備要請 □総務部(又は支部総務班)による調達協力要請（供給先の指定）

区分		手順のめやす
	ヘリコプター	□各部・支部に対しヘリコプター要請の有無の報告指示 □総務部(又は支部総務班)による調達協力要請（出動先の指定）

第2 広域避難等における人員輸送

市は、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者を避難させる必要が生じた場合は、人員輸送を実施する。なお、市内で車両等の確保が困難な場合は、府及び隣接市町村に協力を要請する。

第3 緊急通行車両の確認

1 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第 50 条第１項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

緊急通行車両の範囲
(1)警報の発表及び伝達並びに避難指示及び緊急安全確保に関するもの
(2)消防、水防その他の応急措置に関するもの
(3)被災者の救難、救助その他の保護に関するもの
(4)災害時の応急教育に関するもの
(5)施設及び設備の応急・復旧に関するもの
(6)清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
(7)犯罪の予防、交通規制、その他の災害地における秩序維持に関するもの
(8)前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

2 確認手続等

市において使用する車両の確認手続に関しては、総務部が京丹後警察署に対し所定の書類をもって要請する。なお、緊急やむを得ない場合においては、口頭による申請により交付を受け、事後に必要な書類を提出する。

第4 車両以外の輸送手段

道路・橋梁等の損壊等により車両による輸送が困難な場合、もしくは、著しく緊急性を要する場合等には、総務部は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保し行う。

1 航空機（ヘリコプター）による輸送 ※府(災害対策課)→京都市･警察本部･自衛隊

2 鉄道による輸送 ※京都丹後鉄道

3 船による輸送 ※漁協、府（災害対策課）→海上保安庁

第３節　救援物資地域内輸送拠点・臨時ヘリポートの確保

第１ 救援物資地域内輸送拠点の確保

総務部は、大規模な災害発生によりその必要があると認めたときは、広域的な救援物資地域内輸送拠点として次の施設の確保を大宮支部及び久美浜支部に対し指示する。各支部は、施設管理者にその旨を指示するとともに、商工会等関係団体に対し、開設・管理協力のためのボランティア要員の提供・呼びかけ協力等を要請する。

１　宮津市方面経由　　：大宮社会体育館

２　兵庫県豊岡市方面経由：久美浜中学校

第２ 臨時ヘリポートの開設

１　開設のめやす

道路・橋梁の損壊、交通渋滞の発生等によりヘリコプターによる輸送が必要と認める場合、臨時ヘリポート開設予定地及び物資投下可能地点について、被害状況等の把握並びに開設・運営のために必要な措置を講ずる。

２　開設の方法及び府への通知

臨時ヘリポート予定地について、被害状況を把握し開設に必要な措置を完了したときは、ただちに府（丹後広域振興局、災害対策課）にそれぞれ開設の有無を報告する。

なお、臨時ヘリポート開設の方法は、府地域防災計画の定めるところによる。

※　資料編　５－３　ヘリポート開設候補施設等一覧表

第８章　応急資機材等の確保計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 応急資機材等調達の基本指針

1　各部・各支部が必要とする応急資機材等は、原則として各部・各支部が調達する。ただし、非常災害時の供給対象優先順位に基づき、総務部が総合的に調整できる。また防災関係機関から要請があったときは、可能な限り協力する。これにより資機材不足による対応の遅れ・不要不急資機材調達の未然防止を期する。

2　一括調達することが望ましい品目は、広域的な調達時においては総務部が、また地区内調達時においては支部総務班が一括確保する。これにより全体調達量及び調達業務の最適化を期する。

3　各支部において不足する応急資機材等の調達・供給は、総務部が行う。

4　業者委託して大きな支障がない調達物資・機材等については、可能な限り当該業務に精通する各業者に調達から供給までの全業務を委託し、一元的に行うことで、調達業務そのものの円滑化と市本部としての業務量の軽減化を図る。

第3 供給対象優先順位

第１順位	□被災者の救出、緊急避難のための資機材 □医療・助産活動における資機材
第２順位	□要配慮者救援対策実施に必要な資機材 □物的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な資機材
第３順位	□対策実施上の重要な拠点となる公共公益施設の応急復旧のために必要な資機材 □その他公共公益施設の応急復旧のために必要な資機材

第２節　応急資機材等確保体制及び要領

第1 一括調達･総合調整手順

区分		手順のめやす
要調整想定品目	重機類、発電機、排水ポンプ、土のう、バリケード等	□各部・支部に対し要調整品目リストの提出指示 □要調整品目リストの作成、総務部(又は支部総務班)への提出 □総務部(又は支部総務班)による調整指示
	通信手段（電話、携帯電話等)	□各部・支部に対し電話、携帯電話使用状況報告の指示 □各部・市民局所管電話等使用状況一覧の作成、総務部への提出 □必要に応じて、ＮＴＴ等より携帯電話調達 □総務部(又は支部総務班)による調整指示
一括調達品目	燃料(車両用、暖房用)	□協力業者・団体等へ供給体制準備要請及び協議 □協議結果に基づく燃料供給拠点配置計画の作成 □各部・支部に対し燃料(車両用)供給拠点の指定等指示 □協力業者・団体等へ燃料(暖房用)供給先の指定等要請
	テント、防水シート、作業用装備品類（長靴、雨合羽、防塵マスク、防塵めがね等）、事務用品等	□協力業者・団体等へ調達準備要請 □各部・支部に対し必要品目・数量リストの提出指示 □協力業者・団体等へ調達協力要請(供給先の指定等)
	事務用品・本部要員用食糧等	□協力業者・団体等への調達準備要請 □各部に対し必要品目・数量リスト、必要員数の提出指示 □総務部(又は支部総務班)による調達協力要請（供給先の指定)

第2 調達業務の業者委託

1 調達業務の業者委託に関する基本指針

(1)大規模な災害が発生し、明らかに被害の程度が一定の基準を越えると推定される場合は、行政サービス業務の遂行上大きな支障がない限り業者委託する。

(2)業者の選定にあたっては、調達品目に関するノウハウ・設備・機材及び要員を有するとともに、全国的な事業所ネットワークを有する業者もしくは同等の機能を発揮することが期待できる業者を総務防災課があらかじめ把握しておく。

2 調達品目の例示

行政サービス業務の遂行上の大きな支障の有無を判断するために、現行制度下において、業者委託になじむと思われる品目を以下に例示する。

(1)救護所において必要な医薬品・医療資機材

(2)各対策活動拠点において必要な車両用燃料、応急修理部品等

(3)指定避難所における炊出しに必要な食材・燃料等

第９章　災害義援金品受付計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ **救護厚生部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害義援金品受付の基本指針

1　被災者救援、都市機能の早期復旧及び２次災害防止並びに災害復興と被災地の回復を適切に行うため、災害義援金・義援品（物資）の受入れ体制を迅速に確立する。

2　原則として、一般個人を対象とした義援品の募集は行わない。

第3 役割分担

主な任務	担当部（班）
義援金の募集、受付、保管	総務部（資機材調達班）
義援金の配分	救護厚生部（生活救援班）
義援品（救援物資）の受付、保管	総務部（資機材調達班）

第２節　義援金の受付・保管

第1 受付

市に届けられる義援金は、直接市に寄せられるもののほか、府災害対策本部、日赤京都府支部、京都府共同募金会等関係機関・団体を経由して市に寄託されるが、義援金の受入れは、市に直接寄託された分の受付もふくめ、総務部（資機材調達班）が担当する。

なお、義援金の受付に際しては、受付記録を作成し以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

第2 保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通口座（当該災害に関する義援金受付専用口座）をつくり、市指定金融機関に保管する。管理に際しては、受け払い簿を作成しなければならない。

なお、府に義援金募集・配分委員会（以下「委員会」という）が設置された場合は、委員会に逐次受付状況を報告するとともに送金する。ただし、寄託者が配分先や使途を指定した場合は、市の責任において処理する。

第3 配分

※　第４部第４章第５節「義援金配分計画」による。

第３節　義援品の受付

原則として、一般個人を対象とした義援品の募集は行わない。

ただし、府において仕分けされた義援品、メーカー等業者・団体から寄せられた災害救援物資については、総務部（資機材調達班）が受付、保管業務を行う。

第10章　自衛隊災害派遣受入計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ **総務部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 自衛隊災害派遣受入の基本指針

1　市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。また、市長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、市長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

2　通信の途絶等により知事への依頼ができない場合は、直接陸上自衛隊第７普通科連隊長に通知する。

3　市長は、災害が発生し市に災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、航空自衛隊第 35 警戒隊に対し災害警戒本部又は災害対策本部の設置、市の被害の状況等に関する情報を連絡する。

第3 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊が実施する救援活動の具体的な内容は、以下のとおりである。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示又は緊急安全確保等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第２節　自衛隊災害派遣受入実施要領

第1 派遣要請依頼

1　本部長（市長）は、災害派遣を必要とする事態が発生し、自衛隊の災害派遣要請を要する場合は、丹後広域振興局を通じて知事に対し、次に掲げる事項を把握できた範囲で明らかにし、電話又は口頭をもって依頼する。

(1)災害の情況及び派遣を要請する事由

(2)派遣を希望する期間

(3)派遣を希望する区域及び活動内容

(4)その他参考となるべき事項

2　通信の途絶等その他の事由により丹後広域振興局又は府災害対策課を通じた知事への派遣要請依頼ができない場合は、その旨及び市に係る災害の情況を以下に示す指定部隊等の長に通知する。この場合、事後速やかにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に通知する。

指定部隊等の長の名称	所在地	電話番号等	
		昼間	夜間
陸上自衛隊 第７普通科 連隊長	福知山市天田無番地	電話 0773－22－4141 内線 299 府防災行政無線 29－4169（第３科）	電話 0773－22－4141 内線 299 府防災行政無線 29－4168
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	舞鶴市字余部下 1190 番地	電話 0773－62－2250 内線 2548　Fax 内線 2800 府防災行政無線 30－4169（作戦室）	電話 0773－62－2250 内線 2222 又は 2223 緊急　　0773－62－2255 緊急 Fax　0773－64－3609 府防災行政無線 30－4169

第2 災害派遣部隊の受入手順

本部長（市長）は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入れ措置を行う。

区分	活動内容
準備	□応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に協議できるよう作業計画をたてる。この場合他の機関と重複競合しないよう重点的・効率的な作業分担を行うよう配慮する。 □必要な資機材等の確保・調達を行う。 □派遣部隊の集結場所兼宿泊・野営場所となる峰山途中ケ丘公園及び久美浜中央運動公園、宿泊・野営場所となる網野グラウンドの確保を行う。 □本部内待機所、車両、機材等の保管場所の確保その他受入のために必要な措置及び準備を行う。
受入	□派遣部隊集結場所へは職員を派遣し部隊を目的地に誘導する。 □作業実施期間中は、現場に連絡員を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。
府への報告	□総務部は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について丹後広域振興局を通じて知事に報告する。

第3 災害派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は知事が本部長（市長）及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長（市長）は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話をもって連絡しその後文書を提出する。

第11章　ボランティア受入計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　　**専門ボランティア　（　総務部　）**　　※ 災害対策本部
一般ボランティア　（　救護厚生部　）　　設置時の部名称

第2 災害時ボランティア受入の基本指針

1　寄せられるボランティア申し出はすべて受け入れることを基本とし、必要な体制を確立する。

2　ボランティアの「自発性」原則、「サービスの公平さより供給スピード最優先」原則を尊重し、一般ボランティア受入の中心的な業務の担い手は、市社会福祉協議会等民間団体もしくは応援にかけつけたボランティア自身とする。

3　救護厚生部は、専任の連絡担当員を定め、一般ボランティアの受入に当たって必要となる拠点設置スペース、設備、資機材等の提供その他のバックアップに最善を尽くす。

4　府・国等を通じての専門ボランティア派遣、又はあらかじめ協定する団体・事業所から出動する専門ボランティアの受入については、各担当部が行う。

第２節　専門ボランティアの受入

以下の分野に関しては、各部が府及び登録又は協定団体を通じて、専門ボランティアの受入、調整を行う。

1　発生初期における消火活動支援（コンクリートミキサー車による水利補給等）

2　土砂崩れ等による生き埋め者の救出活動支援（重機類等による）

3　負傷者の応急手当及び救護所等における医療救護活動支援（医師、看護師による）

4　災害時における広報広聴活動支援（広報資料編集、外国語通訳、手話通訳等による）

5　災害時における情報収集活動支援（アマチュア無線、タクシー無線、ドローン等による）

6　指定避難所等における健康管理活動支援（保健師、看護師、栄養士等による）

7　災害相談窓口での活動支援（法律相談、税務相談、家計再建相談等）

8　福祉避難所における要配慮者支援（介護職、手話通訳、点字通訳等による）

9　その他各部が行う災害応急対策業務への協力

第３節　京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援

1　市及び関係機関等は、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体が応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

2　京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第４節　一般ボランティアの受付及びコーディネート

第1 市における一般ボランティア受入体制確立の手順

項目	手順その他必要事項
市社会福祉協議会への協力要請	□一般ボランティア受入体制確立の要請 □市内被害状況に関する情報（地区別）提供 □市本部・支部体制の現況に関する情報の提供
支部及び関係各部への指示	□各支部へ一般ボランティア受入に関する支援体制確保の指示 □総務部へ一般ボランティア受入に関する広報活動実施指示 □総務部、教育部へ場所・資機材・設備等の提供支援指示 □関係各部へその他の協力支援指示
報道機関対応	□テレビ・ラジオ等への一般ボランティア受入に関する情報資料提供 □周辺市町報道機関各支局への一般ボランティア受入に関する情報資料提供
ボランティア支援チームの編成	□市社会福祉協議会との連絡調整 □市各部・支部、防災関係機関との連絡調整 □市内外からの問合わせ対応

第2 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、市から一般ボランティア受入体制確立の要請があったときは、弥栄庁舎内に提供されたスペース、資機材、設備等を活用し京丹後市ボランティアセンター本部を設置するとともに、市内外からのボランティア団体等の協力を得て、一般ボランティアの受入に関する総合調整業務を行う。また、社会福祉協議会各支所に対し、各庁舎内に提供されたスペース、資機材、設備等を活用し京丹後市ボランティアセンター地区支部を設置するとともに、地区内における一般ボランティアの受入に関する調整業務を行うよう連絡する。

なお、府が市内又は周辺市に京都府災害ボランティアセンター現地本部を設置したときは、これと密接な連携のもと活動する。

第3 一般ボランティアに対する支援

市及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、ボランティアの宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめボランティアに紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第12章　災害支援（応援）計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害支援の基本指針

他市町村で大規模な災害により、甚大な人的・物的被害が発生した場合、協定に基づくほか、国や都道府県、他市町村からの要請に基づき、可能な限り支援を行う。

第２節　災害支援の内容

第1 発災時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、府等と連携して、災害状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を入手する。

第2 災害支援の実施

1　救援物資の送付

被災市町村の支援ニーズ及び現地の状況に応じて、本市の備蓄又は流通からの調達により確保し送付する。

2　職員の応援

被災市町村の支援ニーズに応じて、応援部隊を編成し派遣する。

3　地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員派遣

地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣を求められた場合は、可能な限り被災市町村の意向を踏まえ、内容を決定する。

第13章　応援協力要請（受援）計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 応援協力要請の基本指針

本市で大規模な災害により、甚大な人的・物的被害が発生し、本市の有する災害対応能力を超え、マンパワーをはじめとした様々な対応に不足が生じる場合、府や他の市町村、協定先等に対して応援要請を行う。

特に、大規模災害時においては、被害状況の把握に時間を要することが考えられることから、発災直後から防災関係機関等と連絡を取り合うなど、応援要請の機を失わないよう留意する。

第２節　応援協力要請の内容

第1 応援要請発動のめやす

1　災害対策本部において、その時点又は以降に応急対策の実施が困難を判断される場合
2　各部において、その時点又は以降に、協定の対象となる業務の実施が困難又は応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合
3　特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合
4　その他本部長が応援要請の必要があると認める場合

第2 応援の要請

応援の要請は協定等に定められた方法で行うことを原則とするが、そのいとまがないなどやむを得ない場合には、電話等の手段により行うものとする。

第3 受入に向け必要な業務

1　先遣隊の受入

応援要請先から先遣隊が災害対策本部に到着した際には、災害状況など今後の活動に必要な情報共有を行う。

また、先遣隊の活動スペースを災害対策本部近傍に確保するとともに、活動が円滑に進むよう配慮する。

2　応援部隊の活動調整

災害対策本部は、応援部隊に対し希望する受援内容を伝えるなど、活動調整を行う。

調整結果は関係部署と共有し、以降の調整方法等について協議を行う。また、必要に応じて、更に詳細な内容に関する打合せを関係部署との間で実施する。

3　応援部隊の待機場所等の確保

災害対策本部は、関係部署と調整を行い、応援部隊の待機場所やミーティングスペースを確保する。また、必要に応じて、駐車場、宿所、食料、飲料水等を関係部署を調整の上準備する。

4　関係機関相互の連携

活動が長期間に及ぶことを想定し、共に災害対応を行う観点から、応援部隊の代表者を災害対策本部会議に参加させ、本市の災害対策本部の方針等を確認してもらうとともに、応援部隊からのアドバイスも得るように努める。

第4 国による応援制度

1 応急対策職員派遣制度

市は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。

2 内閣府調査チーム

府及び市町村は、大規模な被害が想定される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。

第5 府による応援指示等

1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第 72 条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第 24 条の３第２項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第6 広域的応援体制

市は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

第7 府の市町村等への支援

1 府職員の派遣についての協力

府は被災市町村等から職員派遣の要請又はあっ旋の要求があったときは、地域や災害の特性を考慮し、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

さらに、被災市町村の被災状況に応じて、府内市町村の理解と協力を得て、必要な災害応急対応業務について応援体制として支援チームを確保する。

2 京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員の派遣

(1) 概要

大規模な災害等の発生時に、府内市町村等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるために、府は、府職員の迅速な応援派遣を行うとともに、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、災害支援の経験を有する者や災害支援に係る研修を受講した府職員を登録し、被災市町村等への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。

(2) 応援の実施

府内市町村等からの要請があった場合又は特に必要と認めた場合に知事が派遣決定し、概ね１週間以内の期間で、府内市町村等の行う被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張りその他必要な災害応急・復旧応援活動及び現地における情報収集活動を行う。

第8 近畿地方整備局の応援

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）、近畿地方整備局は「災害時等の応援に関する申し合わせ（平成 24 年 5 月 23 日締結）」に基づき、市に対し応援を行う。

2 計画の内容

(1) 応援の内容

ア 被害情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む）

イ 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）

ウ 災害に係る専門家の派遣

エ　近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け

オ　近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣

カ　通行規制等の措置

キ　その他必要な事項

(2)　リエゾン派遣受け入れ

(3)　緊急災害対策派遣隊の派遣・受け入れ

第２部　二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画

第１章　消防活動計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 消防署部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 消防活動の基本指針

1　災害時において市街地大火が発生した場合は、消防団部以外の各部、各支部・各機関は、消防署部の要請を最優先し市長(本部長)の指揮のもと大火阻止を第一に対処する。また、市長(本部長)は、火災・災害等即報要領に基づき迅速な報告を災害対策課、消防保安課を通じて知事に行う。

2　その他災害時における消防署・所、消防団の出動は、災害警戒本部、雪害対策本部、豪雪対策本部、事故対策本部及び災害対策本部が設置された場合において、市長(本部長)の指揮命令により行動する。この場合、消防団は、消防庁舎内に消防団本部を、また各支部に各地区担当方面隊長を長とする地区消防団支部を設置し行動する。

3　災害時において道路・橋梁の交通支障・損壊等により消防力の二次運用が困難な場合、又は増強部隊の出動を要する炎上火災件数が２つ以上ある場合、その他市の有する消防力によっては延焼火災阻止が困難であると判断される場合は、近隣消防機関の応援出動要請、その他消防広域応援出動の要請を迅速に行う。また、府知事への緊急消防援助隊派遣要請依頼、受入等万全を期する。

4　一般火災（建物火災、山林火災等）の場合における消防署・所及び消防団の活動は、京丹後市警防活動規程及び消防団消防計画による。

第3 火災･災害等即報要領により調査報告を要する規模(抜粋)

1　一般基準

(1)死者３人以上生じたもの
(2)死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
(3)自衛隊に災害派遣を要請したもの

2　個別基準

（次の火災については、一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む）について報告する）

●建物火災
(1)特定防火対象物で死者の発生した火災
(2)国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
(3)建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
(4)他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災
(5)損害額１億円以上と推定される火災

●林野火災
(1)焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
(2)空中消火を要請又は実施したもの
(3)住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

●交通機関の火災　※　第１報を覚知後 30 分以内で可能な限り早く消防庁に対しても報告
（船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの）
(1)航空機火災(火災発生のおそれのあるものを含む)
(2)タンカー火災の他社会的影響度高い船舶火災
(3)トンネル内車両火災
(4)列車火災

●その他
以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

3 社会的影響基準
一般基準、個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる社会的影響が高いと認められる場合には報告する

第２節 組織

第1 警防指揮本部及び消防団本部･消防団支部

市に災害警戒本部、雪害対策本部、豪雪対策本部、事故対策本部及び災害対策本部が設置された場合、又は消防長が特に必要と認めた場合は、消防本部に警防指揮本部を設置する。また、消防庁舎内に消防団本部、各支部に消防団支部を設置する。

第2 動員体制

市に災害警戒本部、雪害対策本部、豪雪対策本部、事故対策本部及び災害対策本部が設置された場合、又は消防長が特に必要と認めた場合は、京丹後市警防活動規程による非常招集を実施する。また消防団については、消防団消防計画及び第１部第３章第２節「職員の動員・配備」による。

第３節 初期活動

消防本部に警防指揮本部が設置された場合、ただちに次の初動措置を行う。

□車両・機材等の安全確保

□有線電話の通話統制

□全無線局の開局及び点検

□被害状況の把握

□重要防御地域の状況把握

□消防車・救急車・広報車等の出動準備

第４節 消火活動

消火活動は、以下の原則に基づき行う。

□火災発生件数が少なく消防力が優勢で初期において鎮圧できると判断される場合は、積極的な防御活動を展開して一挙に鎮圧する。

□同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し消防活動を行う。

□火災規模と対比して消防力が劣勢と判断された場合は、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川耐火造建築物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。

□延焼火災が拡大した場合は、人命の安全を優先し、指定緊急避難場所・避難路確保の消防活動を行う。

□事業所等の火災に対して、市街地に延焼の拡大のおそれがある場合に限り局部的に防御し、一般市街地の火災防御活動を優先する。ただし、不特定多数を収容する対象物から出火した場合は人命の救助を目的とした消防活動を行う。

第５節 消防団の活動

消防本部に警防指揮本部が設置された場合、消防団の活動は次のとおり行う。

なお、その他必要な事項については、京丹後市警防規程及び消防団消防計画による。

第1 出火の防止

火災が発生するおそれがある場合は、付近の住民に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。

第2 情報の収集

各地区消防団支部長は、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無等地区内の情報収集にあたり、収集した情報を消防団本部に報告する。消防団本部は、直ちに警防指揮本部に連絡する。

また、その他必要な情報の収集・報告を随時行うとともに、団員に対し警防指揮本部あるいは消防団本部からの指示命令の伝達を行う。

第3 火災警報の伝達及び周知

火災警報の発令を受けたとき、各消防団支部長は、消防団施設にこれを標示した旗等を掲げるとともに、消防車両による巡回、各戸訪問等により住民に周知するよう各分団長に指示する。

第4 消火活動

各消防団支部長は、地区内で出火があった場合は、各消防分団を指揮し住民と協力して初期消火に全力をあげる。初期消火に失敗した場合は、住民の安全及び避難路の確保を優先した消火活動を行う。

第5 救助・救急

各消防団支部長は、各消防分団を指揮し要救助者の救助救出と負傷者に対する応急救護及び安全な場所への搬送を行う。

第6 避難誘導

避難指示が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

第6節 応援協定等に基づく応援要請並びに緊急消防援助隊の受入

火災が拡大・延焼し、運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、府広域消防相互応援協定その他に基づき他消防機関の応援消防隊の派遣を要請する。この場合の応援消防隊の受入れについては、おおむね以下のとおりとする。なお、緊急消防援助隊の受入に伴う応援調整本部の設置等必要な事項については、京都府受援計画により行う。

第1 応援消防隊集結場所への要員の配置

大宮自然運動公園に消防署員又は消防団員を連絡要員として配置し、応援隊の投入重点地区の指定その他必要な連絡業務を行わせる。

第2 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

第3 添乗署員等の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現地への出動にあたっては、消防署員もしくは消防団員を添乗させる。

第7節 惨事ストレス対策

市は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第２章　水防活動計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 水防活動の基本指針

1　洪水、台風等による風水害の発生が懸念される場合に、これを警戒・防御し被害軽減のために行う水防活動は、別に定める京丹後市水防計画に基づき、消防署及び消防団各水防隊により対処する。

2　災害警戒本部、雪害対策本部、豪雪対策本部、事故対策本部及び災害対策本部設置時における水防活動に関する統括は、本部においては総務部本部指令班が、支部においては支部総務班が行う。

3　市の各部・各支部及び各機関はその分掌するところはもとより直接分掌しない業務に関しても、その全組織機能を駆使して、危険区域における住民の安全確保、その他水防活動における応援協力活動を積極的かつ迅速に行う。

第２節　水防活動の組織

本編第１部第２章による。

第３節　重要水防区域

京丹後市管内水防区域のうち、その現状及び洪水の場合公共上に及ぼす影響が大きく、特に警戒防御を図る必要が認められる河川について、以下のとおり重要水防区域に指定する。

第1 特に重要な重要水防区域

水系名	河川名	担当支部	左右岸別	場所	延長	予想被害原因種別	予想される水防工法
竹野川	小西川	峰山	右	杉谷～丹波	500	溢水	積土俵工
			左				
	大谷川	大宮	右	河辺～上ノ越下流	500	溢水	積土俵工
	竹野川	丹後	右	大門橋より上流	850	溢水	積土俵工
宇川	宇川		左	平宇川橋より上流	500	溢水	積土俵工
新樋越川	大橋川	網野	右	島津中島本線～北替橋	600	溢水	積土俵工
福田川	福田川		右	郷～岩止橋より下流	400	溢水	積土俵工
			左				
			右	高橋　市道たもの木橋より下流	400	溢水	積土俵工
			左				
			右	網野　丹鉄「福田川橋梁」より下流	2,600	溢水	積土俵工
			左				
			右	市道石止橋～丹鉄「福田川橋梁」まで	700	溢水	積土俵工
	新庄川		右	新庄橋～福田川合流点	2,650	溢水	積土俵工
			左		2,650	溢水	積土俵工
木津川	木津川		右	加茂川区上流民家～加茂神社まで	400	溢水	積土俵工
			左				
			右	木津　有田橋より下流	2,500	溢水	積土俵工
			左				

水系名	河川名	担当支部	左右岸別	場所	延長	予想被害原因種別	予想される水防工法
佐濃谷川	三原川	久美浜	左	関　府道野中小天橋停車場線より上流	400	溢水	積土俵工
	円頓寺川		左	郷　宮ノ下橋より上流	200	溢水	積土俵工
川上谷川	川上谷川		左	島　島井堰より上流	200	溢水	積土俵工
			左	橋爪　橋爪橋より上流	600	溢水	積土俵工
			右	橋爪　橋爪橋より上流	300	溢水	積土俵工
久美谷川	久美谷川		右	土居栄町新橋上流	300	破堤	積土俵工
			左		300	破堤	積土俵工

第2 重要水防区域

水系名	河川名	担当支部	左右岸別	場所	延長	予想被害原因種別	予想される水防工法
竹野川	久次川	峰山	右	二箇殿川橋～五反田橋	700		
	竹野川		右	丹波	600		
			左				
	鱒留川		右	菅～荒山	900		
			左				
	竹野川	大宮	左	延利石田橋より下流	400		
			右	口大野　中河原橋上流	200		
			左				
		弥栄	右	国久　国久橋上・下流	300		
			左				
	芋野川		右	芋野　禅珠庵橋～上流	400		
			左				
	溝谷川		右	溝谷　竹野川合流点～上流	500		
			左				
	鳥取川		右	鳥取　表橋～下流	300		
			左				
宇川	宇川		右	田中　田中橋～下流	600		
			左				
竹野川	竹野川	丹後	左	徳光	600		
			右	岩木	600		
	吉永川		右	ブロ橋上・下流	100		
宇川	宇川		右	鞍内	200		
			左	遠下	200		
			左	中野	400		
吉野川	吉野川		右	久僧	200		
新樋越川	大橋川	網野	左	島津中島本線～北替橋	600		

水系名	河川名	担当支部	左右岸別	場所	延長	予想被害原因種別	予想される水防工法
福	新庄川		右	新庄橋～福田川合流点	3,150		

田川			左	※「うち特に重要な区域」含む			
佐濃谷川	佐濃谷川	久美浜	右	女布界谷川合流点より上流	600		
			右	鹿野　鹿野橋より上流	300		
			右	葛野　府道久美浜湊宮浦明線より上流	1,100		
			左		1,000		
			左	鹿野　高橋より上流	300		
	長野川		右	竹藤　市道竹藤橋より上流	700		
	円頓寺川		左	佐濃谷川合流点より上流 ※「うち特に重要な区域」含む	1,000		
久美谷川	久美谷川		右	土居栄町新橋上流	1,000		
			左	※「うち特に重要な区域」含む			

第４節　水位、雨量観測通報

第1　水位

(1) 水位周知河川の水位観測

大雨警報が発表されたとき及び本部長が必要と認めたとき、総務部本部指令班は、以下の地点の水位について監視を開始し、指定水位（水防団待機水位）以上となったときは毎正時に、さらに警戒水位（氾濫注意水位）以上となったときは 10 分ごとに、それぞれ観測情報を収集し本部長へ報告する。得られた情報は、そのつど各部・各支部と共有する。

河川名	観測所名	観測場所	指定水位（m）	警戒水位（m）	特別警戒水位（m）	観測方法	分担
竹野川	矢田橋	峰山町矢田小字糸井新田	2.00	2.60	3.60	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
竹野川	大宮	大宮町口大野小字鯨	1.50	2.00	2.80	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
福田川	網野橋	網野町小浜小字小橋	1.00	1.50	1.80	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
宇川	宇川	丹後町平(井上)長楽	1.50	2.10	2.60	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
佐濃谷川	出合橋	久美浜町野中小字出合	1.20	1.60	2.10	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
川上谷川	橋爪橋	久美浜町橋爪	1.00	1.30	1.50	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班

(2) その他の府管理河川の水位観測（危機管理型水位計）

大雨警報が発表されたとき及び本部長または支部長が必要と認めたとき、支部総務班は、以下の地点の水位について監視を開始し、観測開始水位以上となったときは毎正時に、さらに危険水位以上となったときは10分ごとに、それぞれ観測情報を収集し本部長及び支部長へ報告する。得られた情報は、そのつど各部・各支部と共有する。

河川名	観測所名	観測場所	観測開始水位（m）	危険水位（m）	氾濫開始水位（m）	観測方法	分担
吉野川	丹後-吉野川-1	丹後町谷内	0.74	3.34	4.27	丹後土木事務所テレメータ	丹後支部総務班
芦原川	丹後-芦原川-1	久美浜町芦原	1.22	2.09	2.59	丹後土木事務所テレメータ	久美浜支部総務班
新庄川	丹後-新庄川-1	網野町下岡	0.83	1.88	2.42	丹後土木事務所テレメータ	網野支部総務班
木津川	丹後-木津川-1	網野町木津	1.26	2.41	3.14	丹後土木事務所テレメータ	網野支部総務班
吉永川	丹後-吉永川-1	丹後町吉永	0.70	1.83	2.45	丹後土木事務所テレメータ	丹後支部総務班
溝谷川	丹後-溝谷川-1	弥栄町溝谷	0.75	2.03	2.70	丹後土木事務所テレメータ	弥栄支部総務班
鱒留川	丹後-鱒留川-1	峰山町長岡	1.02	1.96	2.62	丹後土木事務所テレメータ	峰山支部総務班
常吉川	丹後-常吉川-1	大宮町奥大野	0.85	2.31	2.92	丹後土木事務所テレメータ	大宮支部総務班
三原川	丹後-三原川-1	久美浜町関	1.04	2.08	2.71	丹後土木事務所テレメータ	久美浜支部総務班
大谷川	丹後-大谷川-1	大宮町河辺	0.75	1.42	1.86	丹後土木事務所テレメータ	大宮支部総務班
栃谷川	丹後-栃谷川-1	久美浜町	0.90	1.31	1.70	丹後土木事務所テレメータ	久美浜支部総務班
善王寺川	丹後-善王寺川-1	大宮町善王寺	0.70	1.30	1.69	丹後土木事務所テレメータ	大宮支部総務班
久次川	丹後-久次川-1	峰山町二箇	0.52	1.95	2.45	丹後土木事務所テレメータ	峰山支部総務班
永留川	丹後-永留川-1	久美浜町永留	0.99	1.88	2.26	丹後土木事務所テレメータ	久美浜支部総務班

第2 雨量

大雨警報が発表されたとき及び本部長が必要と認めたとき、総務部本部指令班は、以下の地点の雨量について監視を開始し、晴雨に関わらず３時間ごとの定時（０、３、６、９、12、15、18、21時）に、また総雨量が 50㎜ 以上のとき（大雨警報が発表されていないとき総雨量が 100㎜ 以上のとき）は毎正時に、それぞれ観測情報を収集し本部長へ報告する。得られた情報は、そのつど各部・各支部と共有する。

観測所名	設置場所	観測方法	分担
峰山	峰山町丹波	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
五箇	峰山町五箇小字船岡	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
網野橋	網野町小浜小字小橋	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
日和田	網野町日和田小字マキバ	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
宇川	丹後町平(井上)	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
碇高原	丹後町碇	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
小田	弥栄町小田小字回り渕	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
久美浜	久美浜町小字小谷	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
出合橋	久美浜町野中小字出合	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班

第５節　水防出動及び作業

京丹後市水防計画による。

第６節　水防用資材の位置及び輸送等

水防倉庫の位置は、以下に示すとおりである。また水防用資材の輸送及び補充については、第１部第７章「輸送計画」、第８章「応急資機材等の確保計画」及び京丹後市水防計画により行う。

※　資料編３－３　市備蓄の現況

第７節　公用負担

市は、水防のため、緊急の必要があるときは水防法第 28 条に基づき水防の現場において公用負担の権限を行使できる。団体、事業所、区及び住民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、自らの居住地域（地区支部）において、水害が予想される場合は、洪水等による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するための水防活動に進んで協力する。特に、市や消防署・消防団等の水防関係者から水防活動のため必要な建設用機械・資機材の提供要請があった場合は、積極的に提供するよう努める。

１　水防のため緊急の必要があるときは災害対策本部長又は委任を受けた者は、水防現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害を処分することができる。この場合様式第８号の命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれを行う。

２　公用負担を命ずる権限を行使する者は、災害対策本部長、消防団長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、様式９号の証明書を携行し必要ある場合はこれを提示する。

※　資料編７－１１　公用負担関係様式

第３章　土砂災害・積雪災害による人的危険回避対策

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 基本指針

1　土砂災害による人的危険を回避するため、府土砂災害警戒情報システムで危険度を確認するとともに、各支部指定観測地点の降雨量（時間雨量 40㎜ 以上又は 24 時間雨量 130㎜ 以上をめやすとする）を基準として、できる限り先行的に土砂災害への注意の喚起、巡視、警戒を行い、高齢者等避難、避難指示等の発令を行う。

2　特に避難路となる道路支障の発生その他により孤立危険のある地区については、大雨警報が発令された時点で「高齢者等避難」を当該地区の区長及び消防団員に伝達し、市指定避難所への避難を促す。

3　雪崩等降・積雪による人的危険を回避するため、各支部指定観測地点の警戒積雪深（60cm～130cm）を基準として、できる限り先行的に積雪災害への注意の喚起、巡視、警戒を行い、高齢者等避難、避難指示等の発令を行う。

4　警戒活動及び避難誘導支援は、各支部が区等住民の協力を得て行う。

5　建設部及び支部は、情報連絡上のミスによる逃げ遅れのないよう府・国をはじめ、各部、消防本部、各機関・団体等との密な情報連携を漏れなく行う。

第２節　土砂災害対策

第1 とるべき措置のめやす

1　危険箇所に関する情報収集

区分	対象となる地域・箇所等
土砂災害	□土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 □山地災害危険地区 □その他必要と認める地域・箇所等

2　立入禁止措置等当面の安全対策の実施

初期情報収集活動により把握された危険箇所について、その必要があると認めるときは、関係各部と連携し、下記のとおり立入禁止措置等当面の安全対策を実施する。

なお、実施した措置については、速やかに本部長に報告する。

区分	措置のあらまし
土砂災害	□土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を含む）の通行、立入禁止措置 □必要と認める場合のシート保護（落石防止対策もしくは降雨対策として行う） □必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得るなど、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。

3　巡視及び警戒

(1) 巡視により収集すべき情報項目

□土砂災害警戒区域等及びその付近の地表及び湧水の状況等土砂災害の前兆現象の有無（落石・湧水の濁りの有無、湧水量の増加など）
□土砂災害警戒区域等及びその付近の亀裂の有無
□土砂災害警戒区域等及びその付近の竹木等の傾きや倒れの状況
□土砂災害警戒区域等及びその付近の建築物等の損壊等の状況
□土砂災害警戒区域等及びその付近の住民及び滞在者の数
□その他住民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項

(2) 警戒に関する手順その他必要な事項

□警戒体制をとるべき時期

□危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長又は支部長が必要と認めたとき

□警戒員の配置

□危険が予想される箇所に警戒員を配置し、巡視、警戒にあたる。

□その他

□警戒体制をとったのち必要と認める場合は、各雨量観測所における雨量計により 10 分～30 分の間隔で雨量測定を行う。また必要に応じて、変位計、傾斜計その他必要なセンサー類の設置を行う。

4 危険箇所における緊急避難

危険箇所における避難指示又は緊急安全確保の発令、避難の誘導及び指定避難所の開設・運営に関しては、第６章「緊急避難に関する計画」及び第４部第３章「避難所開設・運営計画」に基づき行う。

第2 区長及び住民等の活動

団体、事業所、区長及び住民は、常に気象状況、崩壊の前兆となる事象等に注意し、自らの居住地域において、土砂災害等が予想される場合は、自主的に避難する。また、区や消防署・消防団等から必要な活動協力、建設用機械・資機材の提供、指定避難所としてのスペース提供等の要請があった場合は、積極的に協力・提供する。

※ 資料編１－３ 土砂災害危険箇所等一覧表

第３節 降・積雪対策

第1 とるべき措置のめやす

1 情報の収集・受付・連絡

(1)気象情報、雨量情報、降・積雪情報

(2)住民、各機関からの前兆現象情報、小規模被害発生情報、小規模雪崩等発生情報

2 警戒対策の実施

(1)住民等からの各種情報の各機関への連絡

(2)パトロール活動、雪崩危険箇所標識設置、う回路利用広報活動等の実施

(3)雪おろし、雪庇落し等建物・施設等管理者への安全措置要請

(4)雪おろし、雪庇落し等要支援世帯の確認

(5)要配慮者世帯の雪おろし、雪庇落し等支援体制の確保

(6)危険区域住民向け高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保発令の連絡（防災行政無線、関係区長への電話、有線放送、巡回広報等による）

(7)緊急避難体制準備又は避難誘導実施指示

(8)配備体制の移行・強化要請を伴う「重要情報」の評価

(9)必要に応じて配備体制移行・強化準備

第４章　危険物等応急対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 消防署部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害時における危険物･有毒物等施設対策の基本指針

1　各施設責任者は、地震、浸水、土砂災害等発生により必要と認めたときは、あらかじめ定める計画に基づき必要な安全措置、危険防除措置を行う。また危険物・有毒物等の漏えい、流出、発火等の災害が発生した場合は、ただちに市支部（市民局）、消防本部(署)・警察署等関係機関に緊急通報するとともに、必要な応急措置、付近住民及び一般従業員の安全を守るための緊急避難の警告等、人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。

2　各施設責任者から通報を受けた場合、もしくは危険物・有毒物等取扱施設における災害発生を知った場合は、所管する府各部・関係機関・関連団体等による災害防除のための専門家その他要員の派遣を要請する。また、市及び消防本部の有する消防力によっては災害防御が困難であると判断される場合は、近隣消防機関・自衛隊等への応援出動の要請、その他消防広域応援出動の要請等あらゆる方法を迅速に講じて、人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。

3　災害時、危険物・有毒物等施設において大規模な災害が発生した場合、もしくは発生するものと判断される場合においては、消防署部以外の各部・各機関は、消防署部の要請を最優先し、消防本部（署）の指揮のもと人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。

第２節　計画の内容

第1 施設責任者のとるべき安全措置、危険防除措置

区分	安全措置、危険防除措置
石油類等危険物	□石油類の流出又は火災の発生の場合は、発火源の除去、油類の流出及び拡散防止策、自衛消防隊による応急措置、立入禁止区域の設定及び交通整理を講ずるとともに、市支部（市民局）、消防本部(署)・警察署、港湾施設管理者等関係機関へただちに通報する。 □充填容器等が危険な状態になったときは、ただちに安全な場所に移動する。 □緊急対応措置を講ずることができないとき、又は必要と認めたときは従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。 □消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の石油類等の保有量と保有位置等について報告する。
火薬類	□火災発生の場合は、保管又は貯蔵中の火薬類を安全な位置に移す余裕のある場合は、速やかに移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。 □道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。 □搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては入口等を目張等で完全に密閉し、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。 □その他法令に定める安全措置を講ずるとともに、市支部（市民局）、消防本部(署)・警察署等へただちに通報する。 □消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の火薬類の保有量と保有位置等について報告する。

区分	安全措置、危険防除措置
高圧ガス	□爆発又はガス漏洩発生の場合は、高圧ガス運転設備の緊急停止、注水、消火活動、引火性物質又は発火性物質の移動、立入禁止区域の設定及び交通整理、これらの作業に必要な作業員以外の従業員の退避等の安全措置を講ずるとともに、市支部（市民局）、消防本部(署)・警察署、府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所等関係機関へただちに通報する。 □貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったとき、又は必要と認めたときはただちに充填容器等は安全な場所に移動する。 □上記の措置を講ずることができないとき、又は必要と認めたときは従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。 □消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の高圧ガスの保有量と保有位置等について報告する。
毒物・劇物	□発火源除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒等安全措置を講ずるとともに、市支部（市民局）、消防本部(署)・警察署、丹後保健所等関係機関へただちに通報する。 □飲料水汚染の可能性がある場合は、その旨直ちに市（水道部）へその旨通報する。 □上記の措置を講ずることができないとき、又は必要と認めたときは従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。 □消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量と保有位置等について報告する。
放射性物質	□放射線同位元素の安全な場所への搬出並びに放射線障害発生の防止措置及び汚染区域・危険区域の設定・立入禁止制限、放射線量の測定、被曝者等の救出・救護を行うとともに、その旨を市支部（市民局）、消防本部(署)・警察署等へただちに通報する。 □必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

第2 消防署部及び消防団部の活動

消防署部及び消防団部の活動については、京丹後市警防規程に基づき、消防本部・署の指揮により行う。

第3 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	□避難指示等本部長指示の伝達 □危険物・有毒物等対策活動に関する全市民向け広報活動の実施 □消防署部、消防団部以外の各部の危険物・有毒物等対策活動協力のとりまとめ □府・国との連絡調整
弥栄病院部 久美浜病院部	□重症者等に対する救急医療活動の実施
衛生部	□除毒、防除等環境保全対策に関する府（丹後保健所）・国等との連絡調整 □除毒、防除等作業の市内関係事業所への協力要請
その他各部	□所管施設、所管事務分掌に基づく危険物・有毒物等対策活動協力
支部	□危険地域住民の避難誘導、要配慮者の緊急避難支援、指定避難所開設、運営 □その他被災者救援対策 □周辺地域住民向け広報活動の実施 □重機類等現場活動用資機材調達に関する協力 □その他管内事業者・協力団体との連絡調整

第4 各機関の活動

名称	役割のあらまし
府	□各危険物・有毒物等所管省庁・関連団体等へ応援出動の要請 □自衛隊に対する危険物・有毒物等対策活動支援の要請 □全国的広域消防応援体制の要請及び受入れに関する支援 □燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 □その他市が行う危険物・有毒物等対策活動に関する支援
国	□所管する危険物・有毒物等取扱施設に関する危険防除等応急措置の実施 □各関連団体等への応援出動の指示 □自衛隊による危険物・有毒物等対策活動支援の調整 □全国的広域消防応援体制のとりまとめ □その他市が行う危険物・有毒物等活動に関する支援
ライフライン機関	□危険地域における電気の供給停止、簡易ガス・ＬＰガスの安全措置、その他二次災害防止のために必要な措置 □電話による非常通信機能の確保 □その他市が行う危険物・有毒物等対策活動に関する支援
警察署	□交通規制の実施 □必要に応じて立入禁止区域の設定、監視等の実施 □危険地域住民の避難誘導 □その他市が行う危険物・有毒物等対策活動に関する支援

第５章　救出救護計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 消防署部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 基本指針

1　土砂崩れ、雪崩や屋内外落下物・倒壊物により多数救助・救急事案が発生した場合は、消防署部救助隊・救急隊、消防団と区長・建設業者、住民等の連携により早期救出活動・重症患者の早期救命搬送を行う。

2　各部・各支部、関係機関はその全組織機能を駆使して、自衛隊、警察署及び消防署部救助・救急隊、消防団と連携し救命処置を必要とする者を最優先した救出、救助・救急搬送体制を確立し、発生後 72 時間以内の全事案対応完了に努める。

3　事態把握後市のもてる能力では対応困難と判断した場合は、可能な限り速やかに自衛隊の災害派遣出動及び広域的な消防応援、救助・救急用資機材調達支援を要請し救助・救急活動に必要な要員、資機材、重機類等の大量かつ迅速な補充体制を確立する。

第２節　計画の内容

第1 緊急調達資機材等のめやす

区分	緊急調達資機材等の一例
救助関係	消防用ホース、投光器、発電機、捜索用探知機、救助犬、特殊カメラ、削岩機、ブルドーザー・クレーン車等、重機類、エンジンカッター、ジャッキ、チェーンソー、スコップ、ハンマー、バール、のこぎり、防塵メガネ、防塵マスク
救急関係	集団救急用資機材、浄水装置、医療ガス、毛布、担架、防水シート
その他	自転車、オートバイ、スクーター、携帯無線機、簡易トイレ、テント、貯水タンク、車両応急修理用部品

第2 消防署部及び消防団部の活動

消防署部及び消防団部の活動については、京丹後市警防規程に基づき、消防本部・署の指揮により行う。

第3 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	□現場活動用資機材調達に関する民間への協力 □被災者救出活動に関する全市民向け広報活動の実施 □要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。 □消防署部、消防団部以外の各部の被災者救出活動協力のとりまとめ □関係機関の部隊の展開、宿営等の活動拠点の確保を図る。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 □関係機関の部隊の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ関係機関の部隊に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 □職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。 □関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行う。 □府・国との連絡調整

名称	役割のあらまし
弥栄病院部 久美浜病院部	□重症者等に対する救急医療活動の実施
救護厚生部	□地域災害拠点病院等第２次搬送先収容医療機関の確保 □丹後保健所との連絡調整
その他各部	□所管施設、所管事務分掌に基づく被災者救出活動協力
支部	□負傷者の指定避難所、救護所指定施設への一時収容 □その他被災者救援対策 □周辺地域住民向け広報活動の実施 □重機類等現場活動用資機材調達に関する協力 □その他管内事業者・協力団体との連絡調整

第4 各機関の活動

名称	役割のあらまし
府	□重症者救急搬送用ヘリコプターの動員 □自衛隊に対する救出活動支援の要請 □全国的広域消防応援体制の要請及び受入れに関する支援 □燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 □発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく □要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める □その他市が行う被災者救出活動に関する支援
国	□広域航空消防応援（ヘリコプターの動員）のとりまとめ □自衛隊による救助・救急活動支援の調整 □全国的広域消防応援体制のとりまとめ □その他市が行う被災者救出活動に関する支援
ライフライン機関	□被害甚大地域における電気の供給停止、簡易ガス、ＬＰガスの安全措置、その他二次災害防止のために必要な措置 □電話による非常通信機能の確保 □その他市が行う被災者救出活動に関する支援
警察署	□災害時交通規制の実施 □必要に応じ立入禁止区域の設定、監視等の実施 □救助隊による生埋者の早期救出 □救出者の救出時における状況記録作成、死傷者の身元確認、行方不明者の捜索に関する聞取り、事故原因の調査等の実施 □その他市が行う被災者救出活動に関する支援

第5 区長及び住民等の活動

団体、事業所、区長及び住民は、自らの居住地域において、消防署、消防団その他各機関の行う救助・救急活動に協力し人的被害の軽減に努める。また、必要な建設用機械・資機材の提供要請があった場合は、積

極的に提供するよう努める。

第６章　緊急避難に関する計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ **総務部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 緊急避難の基本指針

1　災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、住民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市から避難指示が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は比較的安全な次善の避難場所への避難も重要である。

このため、市は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。

なお、事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録メールやＳＮＳ等を積極的に活用する。

2　危険地区における住民等の緊急避難誘導は、関係支部、消防署・団が警察署、自警団、自衛消防隊、区長等と協力・連携し行う。

3　市（本部・支部）は住民及び事業所等施設管理者が自ら適切に避難の有無を判断できるよう、市が把握した延焼火災、危険物・有毒物等取扱施設事故の発生情報、土砂災害・倒壊建物、雪崩、高潮、津波、洪水、浸水等災害危険情報については、漏れなく公開する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」など多段階的に、関係住民及び事業所等施設管理者向けの情報発信を行い、情報の不足・周知徹底不十分による逃げ遅れのないよう努める。

第3 避難に関する情報等のめやす

警戒レベル	避難情報	連絡又は発令時の状況	住民に求める行動
レベル３	高齢者等避難	□災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況	**高齢者等避難** □高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（注１）） □上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難

警戒レベル	避難情報	連絡又は発令時の状況	住民に求める行動
レベル４	避難指示	□災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況	**全員避難** □危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
レベル５	緊急安全確保（注２）	□居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	**命の危険　直ちに安全確保！** □立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 □ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注１　立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待機をすること。

注２　必ず発令されるとは限らない。

第４ 避難指示等の発令の参考となる情報

(1)河川の氾濫等

レベル相当情報		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格		□洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川	□洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	□左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
警戒レベル３相当情報	高齢者等避難	□氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき（※１） ※１　氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。	□避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位の上昇のおそれ（※１）がある場合 ※１　大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、かつ、気象庁の情報において、今後河川水位の上昇が見込まれるとき。	□近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い。
警戒レベル４相当情報	避難指示	□氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき（※２） ※２　氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。 □堤防の決壊につながるような漏水等の発見	□氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達した場合（さらなる水位上昇のおそれ（※２）がない場合を除く） ※２　大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、かつ、気象庁の情報において、今後河川水位の上昇が見込まれるとき。 □堤防の決壊につながるような漏水等の発見	□近隣で浸水が拡大 □排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる。

レベル相当情報		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
警戒レベル5相当情報	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） □堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 □水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） （災害発生を確認） □堤防が決壊、越水・溢水の発生（消防団からの報告等により把握できた場合） □氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※３） ※３　洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） □堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 □水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） （災害発生を確認） □堤防が決壊、越水・溢水の発生（消防団からの報告等により把握できた場合） □河川水位が堤防高に到達した場合 ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） □排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 （災害発生を確認） □近隣で浸水が床上に及んでいる。 ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。

注　水位が堤防の天端高に近づくなど特に越水が差し迫った場合、樋門が閉鎖されポンプが稼働していない場合など、特に災害発生のおそれが高いと考えられる場合は、すでに避難指示が発令されている場合であっても、再度発令することも含め、速やかに住民に警戒レベル４相当の情報を提供する。

(2)土砂災害

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
警戒レベル３相当情報	高齢者等避難	□大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「警戒」と判定された場合 □大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
		□前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）が発見された場合
警戒レベル４相当情報	避難指示	□土砂災害警戒情報が発表された場合 □大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 □土砂災害警戒判定メッシュ情報で「危険」と判定された場合 □前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合
警戒レベル５相当情報	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） □土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報基準線（ＣＬ）を超過した場合 □土砂災害警戒判定メッシュ情報で「災害切迫」と判定された場合 （災害発生を確認） □土砂災害が発生した場合

注　面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第２節　避難の指示及び警戒区域の設定

第1 避難の指示

1　実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
市長	□市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき、避難のための立退きの指示を行う。	災害対策基本法第 60 条第 1 項
府知事	□災害の発生により市がその全部又は、大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	災害対策基本法第 60 条第 6 項
警察官	□市長から要請があったとき □市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき（この場合警察官は直ちにその旨市長に通知する）	災害対策基本法第 61 条第 1 項
	□人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法第 4 条第 1 項
海上保安官	□市長から要請があったとき □市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき（この場合海上保安官は直ちにその旨市長に通知する）	災害対策基本法第 61 条第 1 項
自衛官	□災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないときに限る。	自衛隊法第 94 条第 1 項
府知事又はその命を受けた職員	□災害が発生し著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条

2　指示の内容

避難の指示は、次のことを明らかにして行う。

□避難対象地域（地区名、施設名等）

※避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定するとともに、災害の切迫感・臨場感を市民に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。
特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

□適切な避難行動のあり方（避難指示等を発令した上で、立退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）

□既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、命を守るための緊急安全確保を指示する。

※夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発表する等、居住者等が安全に立退き避難をできるよう早めに避難情報を発令する。

□避難先（安全な方向及び避難場所の名称）

□避難経路

□避難指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）

□避難行動時の最少限の携帯品、要配慮者の優先避難・避難支援・介助協力の呼びかけ等

□その他必要な事項

第2 警戒区域の設定

1 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
市長	□災害による市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法 第 63 条第 1 項
	□危険が切迫して、市長が発令するいとまがないときは、それを防止するため特に必要があると認めるとき、総務部長、建設部長、その他の部長及び市民局長が実施する（この場合事後ただちにその旨を市長に報告する）。	
警察官、海上保安官	□市長又はその職権を代理する職員から要求があったとき □市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき（この場合直ちにその旨市長に通知する）	災害対策基本法 第 63 条第 2 項
自衛官	□災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつこの職権を行う者が現場にいないときに限る（この場合直ちにその旨市長に通知する）。	災害対策基本法 第 63 条第 3 項
消防長又は消防署長（委任を受けて職権を行う消防職員、消防団員を含む。）	□ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生する恐れが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与える恐れがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、火気の使用禁止、関係者以外の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。	消防法 第 23 条の 2 第 1 項
警察署長	□消防長又は消防署長（委任を受けて職権を行う消防職員、消防団員を含む）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（この場合直ちにその旨消防長又は消防署長に通知する）。	消防法 第 23 条の 2 第 2 項
消防職員、消防団員	□水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。	水防法 第 21 条第 1 項
警察官	□消防職員又は消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限することができる。	水防法 第 21 条第 2 項

2　警戒区域の設定が必要とされる地域のめやす

□土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」

□土砂災害危険地域

□山崩れ危険箇所

□雪崩危険箇所

□山地災害危険地区

□その他必要と認める箇所

□水防法に基づく「洪水浸水想定区域」

□洪水浸水想定区域指定箇所

□家屋倒壊等氾濫想定区域指定箇所

□その他必要と認める箇所

□ため池決壊浸水想定区域

□津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域」

□倒壊危険のある大規模建物周辺地域

□施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域

□施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域

□放射線使用施設等の被害・事故等により被曝の危険が及ぶと予想される地域

□その他住民の生命を守るため必要と認められる地域

第３節　緊急避難実施要領

第1 市各部及び支部の役割

名称	役割のあらまし
総務部	□危険区域・安全区域に関する情報の提供 □避難施設・指定避難所等安全確保のための施設もしくは情報の提供 □高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令 □避難誘導員の配置等避難路・指定緊急避難場所の安全確保 □緊急避難に関する全市民向け広報活動の実施 □消防署部、消防団部以外の各部の緊急避難活動協力のとりまとめ □府・国との連絡調整
建設部	□避難路確保のために必要な場合の府丹後土木事務所、国との連絡調整 □府建設業協会等関係団体との連絡調整
その他各部	□所管施設、所管事務分掌に基づく被災者救出活動協力

名称	役割のあらまし
支部	□避難誘導員の配置等避難路・指定緊急避難場所の安全確保 □危険区域・安全区域に関する情報の住民への周知徹底 □避難施設・指定避難所等安全確保のための施設開設、運営 □高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の住民への周知徹底 □その他地域住民向け広報活動の実施 □管内事業者・協力団体との連絡調整

第2 各機関の役割

名称区分	役割のあらまし
府・国等防災関係機関	□市がその機能を発揮できない場合の権限代行 □所管施設等に関する避難措置 □市の行う措置に関する協力
警察署	□緊急必要な場合の避難指示 □必要な場合の避難誘導 □避難路・避難施設における秩序の安定 □その他市の行う措置に関する協力
危険物・有毒物等取扱施設	□管理施設等に関する緊急避難措置 □その他市・府・国・警察署等防災関係機関の行う措置に関する協力
事業所等	□自ら必要と判断した場合の従業員、施設利用者等の安全確保のための緊急避難の実施 □緊急に必要な場合の指定避難所としての施設の提供 □その他市等防災関係機関の行う措置に関する協力

第3 区長及び住民等の果たすべき役割

団体、事業所、区長及び住民は、自らの居住地域において、自ら必要と判断した場合の安全確保のための緊急避難の実施、必要な場合の避難誘導、要配慮者の避難支援に関する協力、その他市等防災関係機関の行う措置に関して協力し人的被害の軽減に努める。また、必要な建設用機械・資機材の提供要請があった場合は、積極的に提供するよう努める。

第4 緊急避難実施手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
危険区域・安全区域の想定	□災害の規模・態様、道路、橋梁の状況等により危険区域を評価する。 □消防隊の運用等を加味して安全区域を想定する。 □災害危険箇所に関する調査その他資料を活用する。
関係地域内住民等への避難指示及び緊急安全確保の伝達	□防災行政無線一斉放送、有線放送依頼、拡声器付広報車、サイレン、職員・消防団員による巡回等により関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し伝達する。 □避難措置解除の連絡は避難の避難指示等の伝達に準じて行う。
関係機関への通報	□避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡し協力を要請する。 □警察署、その他の府関係機関に連絡し協力を要請する。 □地域住民が避難のため隣接市町内の施設をやむを得ず利用する場合が想定される。また避難の誘導上経路により協力を求めなければならない場合もあるので隣接市町に対しても連絡する。

項目	手順その他必要な事項
避難路・避難場所の安全確保	□避難指示及び緊急安全確保の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、避難道路の安全確保に努める。 □避難場所周辺への延焼防止及び飛び火等による避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。 □警察署は、避難指示又は緊急安全確保が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するなど、被害の規模や態様により、必要な部隊を派遣し、避難路の安全を確保する。
避難の誘導	□あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員を派遣する。 □派遣された職員は、本部長からの指示・情報等の収受にあたるとともに、警察官、消防団員、区長等の協力により市民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。 □学校、保育所、認定こども園、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等について、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。 □交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。
避難誘導時の留意事項	□避難の誘導は、避難行動要支援者及び病傷人等避難することが困難な者を優先する。また、できる限り早めに事前避難させる。 □避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。 □避難に先立ち、必ず火気、危険物等の始末を完全にすること。特に会社、工場にあっては油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずる。 □携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。 □自動車による避難、家財の持出し等は危険なので中止させる。 □交差点やトンネル・橋梁・ガード等の混雑予想地点においては要配慮者を含む避難グループであることを示す旗その他の目印を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。
避難の完了報告	□避難誘導員は、安全な地域・施設への避難を完了させたのち、完了報告を市本部あて速やかに行う。
府への報告その他	□避難の措置及びその解除について、次の事項を明らかにして、速やかに丹後広域振興局を通じて、府（災害対策課）に報告する。 □発令者 □発令の理由 □発令日時 □避難の対象区域 □指定緊急避難場所、指定避難所 □避難の措置及びその解除について、以上の事項を記録する。

第5 指定避難所の開設･運営

指定避難所の開設等、及び避難者の健康対策については、第４部第３章「避難所開設・運営計画」参照

※ 資料編６－２ 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

第３部　応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第１章　道路交通対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 建設部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模災害時における道路交通対策に関する基本指針

1　府指定緊急交通路（国道 178 号、312 号等）をはじめ緊急輸送道路に関して、最優先で交通支障箇所の有無を把握する。

2　所管の如何によらず道路の優先順位により各道路管理者が協力・連携して、被災した道路の啓開確保を行う。

3　その他緊急活動車両の交通確保を第一とし、信号機、標識の復旧措置、通行規制実施等を行う。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置（～３日目）	□市中心地域を含む被災地域全域における交通支障箇所の有無把握 □必要に応じて、一般車両の通行規制の要請（→警察署） □緊急輸送道路指定路線のうち主要幹線道路の応急復旧・通行の確保 □その他緊急自動車の通行確保のために必要な措置
指定避難所開設期間（４日目～28 日目）	□引き続き必要な場合における上記の措置項目 □広域的応援受入れのための搬入・搬出ルート及び迂回ルートの設定 □信号・標識等の応急復旧並びに案内板等の設置 □著しい被害を受けた区間を除く緊急輸送道路指定路線の応急復旧完了
指定避難所閉鎖以降（29 日目～）	□引き続き必要な場合における上記の措置項目

第4 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
建設部	□交通支障箇所に関する情報のとりまとめ □道路交通対策に関する総合調整 □府・国等道路管理者、協力団体との連絡調整
総務部	□応急復旧用資機材調達に関する協力 □道路交通対策に関する全市民向け広報活動の実施 □消防署部、消防団部以外の各部の道路交通対策に関する活動協力のとりまとめ
その他各部	□交通支障箇所に関する情報の収集協力 □その他所管施設、所管事務分掌に基づく道路交通対策活動協力
支部	□管内道路の交通支障箇所の把握、建設部への連絡 □管内建設土木業者等への道路交通確保のための協力要請 □管内道路・橋梁等の応急復旧 □その他管内事業者・協力団体との連絡調整

第5 警察署の役割

名称	役割のあらまし
警察署	□交通支障箇所発見の場合の各道路管理者への通報 □必要な場合の災害時交通規制の実施 □その他市が行う道路交通対策に関する協力

第２節　交通支障箇所の把握

建設部及び支部は、災害発生によりその必要があると認めた場合は、緊急輸送道路指定路線を中心として、交通支障箇所の有無を最優先で把握するため、調査班を出動させる。調査班は、調査の結果交通支障箇所を発見した場合は、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を本部長に報告する。建設部は、府丹後土木事務所に対し同様の情報を通報する。

第３節　道路・橋梁等の応急措置

第1 道路の確保順位

1　市は、建設業協会者等建設土木関係業者、関係機関と連携・協力し、指定路線のうち第１順位の路線から順次確保する。

2　建設業協会は、市からの依頼がなくとも大規模災害発生により交通支障が予想されるときは、区間ごとに定めた複数の会員（施工業者）に道路支障箇所の有無の把握、道路の確保のための作業を開始するよう指示する。ただし、この場合事後速やかに市本部に連絡する。

3　第１順位の路線は、原則として災害発生後３日目までの通行確保を目標とする。

4　指定路線は、原則として災害発生後 28 日目までに応急復旧完了を目標とする。

5　積雪時については、第４章「道路除雪計画」及び毎年定める「道路除雪計画書」により行う。

第2 緊急輸送道路確保作業のめやす

1　応急復旧目標

原則として、２車線の車両用走行帯を確保する。

2　応急復旧方法のあらまし

□倒壊した電柱、街路樹、落下物等は、人力・重機械等により道路端に移動し堆積する。

□鉄骨性構造物は、切断し道路端等へ移動し堆積する。

□路上駐車及び放置自動車の撤去は、小型車等は人力又はレッカー車等で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。

□路面の陥没及び亀裂は、土砂充填、アスファルトパッチング等を施し自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。

□橋梁取付部の段差は、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な擦り付け工事等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧を施す。

□がけ崩れにより生じた崩壊土は、重機械（ブルドーザー等）により除去を行う。また不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで崩落を防止する。または、路側に崩土防止柵を設置する。

□落下した橋梁もしくはその危険があると認める橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡の上通行止めもしくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。

□橋梁の応急復旧は、落橋部分に木角材、H型鋼をかけ渡し敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

第3 警察署の任務

□緊急輸送道路に指定される道路に関し、交通の障害となっている路上駐車車両、倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、その状況（重機の必要の有無その他）を各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

□緊急輸送道路に指定される道路に関し、歩行者や自転車等の通行が応急復旧工事の支障にならないよう、警備業者・地区交通安全協会等の協力を得て、整理する。

※　資料編５－４－１　緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）

※　資料編５－４－２　緊急輸送道路一覧表（府及び市指定）

第２章　交通規制に関する計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模災害時における交通規制に関する基本指針

1　消防、警察、自衛隊等の緊急出動車両（道路交通法施行令第 13 条で定める緊急自動車）の通行を最優先とする交通規制区域指定を災害発生と同時に実施する。

2　市民に対しマイカー利用自粛、多人数相乗利用を要請するとともに、臨時バスの運行等を行う。

3　必要に応じて、道路交通対策関係機関等連絡協議会を設置し、警察署と市その他の道路管理者、関係防災機関並びにバス・タクシー等公共交通事業者等が連携し総合的に道路交通対策を行う。

第２節　交通規制対策

第1 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
公安委員会	□災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止、又は制限を実施する。	災害対策基本法第 76 条
警察官	□道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合、必要な限度において歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 □通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行のため、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる。	道路交通法第 6 条 災害対策基本法第 76 条の 3
災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員	□自衛官又は消防吏員は、自衛隊車両（緊急通行車両）又は消防車及び救急車（規制除外車両）の円滑な通行のため、警察官がその場にいない場合に限り、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる（この場合、管轄警察署長に直ちにその旨通知する）。	
道路管理者	□災害による道路の破損、欠壊その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知する。	道路法第 46 条

第2 対策のめやす

1　交通量の多い場合

□規制区域内においては、ロープ、パイプ、柵等の資機材を活用する。

□運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。

□道路の中央に放置された車両については、手段をつくして道路の左側に寄せる。

□混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地、その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両を出来るだけそこへ収容して、車道を空けるように努める。

□交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者等の協力を求めるなど適切な措置をとる。

□規制区域内の住民に対しては、絶対に家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。

□被災者と緊急通行車両等が混雑した場合においては、被災者を優先して誘導するよう措置する。

□避難誘導に際しては、主要交差点、車両と被災者の境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。

2　交通量の少ない場合

規制の方法は、「交通量の多い場合」に準じて行うが、これ以外に特に以下の事項に留意する。

□警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。

□情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。

□自動車を用いて避難することが予想されるが、重症者が病院への搬送のため、また要配慮者が移動のため、それぞれ乗車している車両の場合を除き、自動車による避難はやめさせる。

第３節　交通情報の収集、広報及び渋滞対策

第1 交通情報の収集

交通情報の収集は、緊急輸送道路指定路線を重点にして、以下のとおり、市本部・支部及び各警察署が協力して行う。

1　警察署

□災害警備活動、地域警察活動、その他あらゆる警察活動を通じて交通情報の収集を行う。特に、オートバイ等の機動力を活用して行う。警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。

□道路管理者、その他関係行政機関からの交通情報の収集を行う。

□適宜、交通情報を府警緊急事態対策本部に報告するとともに、市（本部）に通報する。

2　市本部・支部

市本部（衛生部防犯交通班）及び支部は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとともに、職員を派遣するなどして、以下の事項について、交通情報の収集を行う。

□鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し

□主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し

□交通規制の実施状況

□特に危険と認められた道路及び橋梁

□その他必要な事項

第2 交通情報の広報

交通情報の広報は、交通規制の実施状況及び解除の見通し・迂回路・交通渋滞状況等について、以下のとおり、市本部・支部及び各警察署が協力して行う。

1　警察署

□ラジオ、テレビの各社に臨時情報を提供し、交通情報の放送を依頼する。

□記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を記事とするよう依頼する。

□府交通安全協会、バス協会、トラック協会、乗用自動車協会等交通関係機関団体に随時関係情報を提

供し、傘下各企業運転者にその周知徹底を依頼する。

□沿道住民及び通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置及び交通規制図の配付等により交通情報及び交通規制の周知徹底を図る。

2　市本部・支部

□市ホームページ災害専用サイトへの掲載

□「広報京丹後被災者支援情報」への掲載

□指定避難所等掲示板への掲示

□区長等へ随時関係情報を提供し、地域住民にその周知徹底を依頼する。

□記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を記事とするよう依頼する。

□市民等からの交通情報の照会に対して、各職員が適切に回答できるよう市各部及び全支部へ随時関係情報を提供し、情報の周知漏れのないよう留意する。

第3 渋滞対策

市は、大規模災害発生後の、復旧活動、経済活動及び日常生活に対する交通混乱の影響を最小限に留めるため、府に対し、京都府災害時渋滞協議会の開催を要請することができる。

※　資料編５－４－１　緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）

※　資料編５－４－２　緊急輸送道路一覧表（府指定）

第４節　異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

府は、異常気象時（豪雨時等）において、以下のとおり道路通行規制の態勢及び基準を定めている。
市においても、府に準じて必要な規制を行うものとする。

第1 道路通行規制時の態勢

規制区分	規制基準	規制に対する態勢
通行注意 （予備規制）	□連続雨量が別表に示す降雨量になった場合	□丹後土木事務所長は通行注意の提示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する。
通行止 （交通規制）	□連続雨量が別表に示す降雨量になった場合 □上記の降雨量に達しないが、明らかに崩落の兆候がみられたとき	□交通規制（通行止）を行う。 □通行止の提示をし、通行危険箇所の巡視を行う。 □災害が発生したときは、災害に関する調査を行うとともに、復旧に対する適切な措置を講ずる。
解除	□注意報等が解除されたとき、又は降雨がやみ引き続き降雨の恐れがなく、巡回により丹後土木事務所長が通行の安全を確認したとき	□道路の状況を巡視し、通行注意・通行止の掲示をはずす。

第2 市内における異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(府地域防災計画抜粋)

種別	路線名	区間	延長 km	規制基準 mm		危険内容
				通行注意対象雨量	通行止対象雨量	
一般国道	178号	与謝郡伊根町～丹後町袖志	7.0	100	150	落石 土砂崩落
一般国道	312号	久美浜町坂井～栃谷	2.5	120	170	落石 土砂崩落
一般国道	312号	宮津市字須津～大宮町森本 (野田川大宮道路)	4.3	時間雨量20 連続雨量70	時間雨量40 (連続110mmと組合せ) 連続雨量160	落石 土砂崩落 路肩決壊
主要地方道	香美久美浜線	久美浜町須地～兵庫県境	1.5	100	150	落石 土砂崩落 路肩欠壊
主要地方道	浜丹後線	弥栄町中山～中津	1.8	100	150	落石 土砂崩落
一般府道	井辺平線	弥栄町黒部～中山	3.0	100	150	落石 土砂崩落
一般府道	井辺平線	弥栄町田中～川久保	2.8	80	120	落石 土砂崩落

注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。また、４時間以内の中断は連続降雨量とみなす。

第３章　道路、河川等障害物除去計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 建設部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 道路、河川等障害物除去対策に関する基本指針

1　府指定緊急交通路（国道 178 号、312 号等）をはじめ緊急輸送道路に関しては、所管の如何によらず道路の優先順位により各道路管理者が協力・連携して、災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、通行の確保を図る。

2　河川障害物の除去に関しては、それぞれの管理者が行うが、災害のおそれがあり、緊急を要する場合は、市が関係団体・業者の協力を得て、行う。

3　海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急処置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

※　住宅関係障害物除去については、第４部第５章「住宅対策計画」参照

第２節　計画の内容

第1 道路上の障害物の除去

機関名	手順その他必要事項
市	□避難用道路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ府、国土交通省、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。 □市域内道路の障害物の有無について、建設部及び各支部による調査活動（道路パトロール含む）、府（丹後土木事務所）・警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により把握に努める。 □調査の結果障害物による通行支障箇所を発見した場合は、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を本部長及び府（丹後土木事務所）に報告する。発生直後においては、緊急活動用道路の通行確保を最優先事項として、除去を行う。 □倒壊した電柱、街路樹、落下物等は、人力・重機械等により道路端に移動し堆積する。 □鉄骨性構造物は、切断し道路端等へ移動し堆積する。 □路上駐車及び放置自動車の撤去は、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。 □がけ崩れにより生じた崩壊土は、重機械（ブルドーザー等）により除去を行う。また不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで崩落を防止する。または、路側に崩土防止柵を設置する。 □上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、必要に応じて現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後に連絡する。
府	□府道及び所管する一般国道の障害物の有無について、調査するとともに、市・各機関からの報告をまとめ、道路網の障害物の状況に関する全体像の把握に努める。 □近畿地方整備局福知山河川国道事務所との連絡を密にし、緊急度に応じて、復旧、障害物除去等の総合対策の樹立と指導・調整・作業の実施を早急に行う。 □通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

※　資料編５－４－１　緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）

※　資料編５－４－２　緊急輸送道路一覧表（府指定）

第2 河川･排水路等の障害物の除去

建設部、農林水産部、上下水道部及び各支部は、災害によりその必要があると認めたときは、職員を派遣し管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行う。巡視の結果、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる障害物やその他河川等の機能を確保するための除去しゅんせつを必要とする箇所を発見した場合は、府（丹後土木事務所）等関係機関に通報する。市建設業協会等民間業者の協力を得て応急的な除去作業を実施するなど当面必要な措置を講ずる。

なお、各建設業者等への連絡は、所管する地域の支部が行い、必要に応じて建設部、農林水産部、上下水道部が総合的に調整する。

第3 航路障害物の除去

農林水産部及び関係支部は、災害によりその必要があると認めたときは、職員を派遣し管内漁港等の巡視を行う。巡視の結果、海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、漁協等関係団体・業者の協力を得て、速やかに必要な応急処置をとる。また、その場所が漁港内又は漁港の境界付近のときは、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

なお、各漁協等関係団体・業者への連絡は、所管する地域の支部が行い、必要に応じて農林水産部が総合的に調整する。

第４章　道路除雪計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 建設部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 道路除雪に関する基本指針

1　府指定緊急交通路（国道 178 号、312 号等）をはじめ緊急輸送道路に関しては、所管の如何によらず道路の優先順位により各道路管理者が協力・連携して、除雪（排雪を含む）を速やかに行い、通行の確保を図る。

2　人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め等を行うよう努めるものとする。

3　警戒積雪深を超え、さらに降雪が続くか、大雪の恐れや、道路交通に大きな支障を及ぼす恐れのあるときは、市長を本部長とする雪害対策本部を設置し、全庁的な態勢を確保した上で、あらかじめ定める除雪路線の優先に基づき、行う。

4　道路除雪にあたっては、市民及び建設業者等に協力を求める。

第２節　計画の内容

第1 除雪対策組織

毎年定める「市除雪計画」及び第１部第２章第３節「雪害及び事故対策本部」による。

第2 府及び隣接市町との連絡

主要道路の交通確保を行うため、府丹後土木事務所及び隣接市町と密接に連絡をとり、計画的な道路除雪を行う。連絡方法、手段等については、第１部第４章「通信情報連絡活動計画」による。

第3 除雪路線の緊急順位

市道で、最重要路線並びに消防上必要な路線を第１次除雪対象路線とし、教育上又は産業上必要な路線を第２次除雪対象路線とする。

なお、毎年定める「市除雪計画」に基づき、その都度本部長の指示により適切に行う。

第4 除雪機械の配置

除雪に当たっては、市所有機械、市リース機械並びに民間借り上げ機械又は小型除雪機械により、必要に応じて委託業者や地区に配置し作業にあたる。

なお、毎年定める「市除雪計画」に基づき、その都度本部長の指示により適切に行う。

第5 消防団員の出動と一般住民の協力

除雪にあたっては、市広報紙、ホームページ等に除雪計画のあらまし、必要な注意事項等を掲載するとともに、本部設置に至らない場合においても、支部を通じて消防団及び各区長に連絡し、消防団員の出動並びに一般住民の協力を要請する。

第6 その他

なだれの予想される危険箇所については、建設部及び支部は、危険標識を立てるとともに、必要あるときは監視するなどの適切な措置をとる。その他第１部第１章第３節「積雪災害警戒対応」により住民、作業者の安全確保に万全を期するよう努める。

※　資料編５－４－１　緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）

※　資料編５－４－２　緊急輸送道路一覧表（府指定）

第５章　災害時防犯対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 衛生部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模災害時における防犯対策の基本指針

1　災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持する。

2　警察署は、被災地における凶悪犯罪や集団窃盗事件等の犯罪の発生を未然に防止し、人心の安定を図るため、情報収集、警ら活動、指導取締、検挙活動等を実施する。

3　警察署は、災害時防犯対策の実施にあたって、必要な場合は、広域的な応援部隊の出動を確保する。また地区防犯協会等協力団体・府警備業協会その他警備保障業者等関係団体・業者並びに市・区長等の全面的な協力を求める。

4　市並びに市民・区長・地区防犯協会・各事業所等は、警察署の行う「被災地内の安全確保」のための対策の実施に対し最大限協力する。

第２節　計画の内容

第1 警察署の災害警備対策

1　犯罪の予防検挙

項目	手順その他必要な事項
犯罪情報の収集	□犯罪に係る情報を収集・分析する。 □収集すべき情報のめやす □各種犯罪の発生状況及び拡大予想 □犯罪を誘発し、又は犯罪に移行するおそれのある事象 □繁華街、駅その他要情報収集場所の動向 □人心の不安に乗じて発生する悪徳商法等生活経済事犯 □暴力団等の動向 □警戒区域、無人化地域及び指定避難所の治安状況 □援助物資をねらった犯罪 □災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報 □復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努める。
地域警察活動の強化	□警備上の重点地域に対し必要により臨時交番の設置、集団警ら等を行い地域警察活動を強化する。 □重点地域のめやす □被災地 □避難場所 □犯罪の多発地域 □警戒対象の多い地域
ボランティア防犯パトロール等の実施協力の要請	□区長、地区防犯協会等に対して「ボランティア防犯パトロール」等の実施協力を要請する。 □ボランティア防犯パトロールの任務のめやす □火災及び盗難の予防 □情報等の伝達等防災関係機関の行う諸活動への協力

項目	手順その他必要な事項
警備業者の協力要請	□地域安全活動に必要があると認める場合は、府警備業協会その他警備保障業者に協力を要請する。
応援要請	□二次災害の発生、犯罪の多発、集団的不法事案の発生等が予想される場合は、府警察本部に対して応援部隊の派遣要請を行う。

2　保安活動

項目	手順その他必要な事項
銃砲刀剣類対策	□銃砲刀剣類の製造・販売業者に対して、盗難等の防止について指導する。 □緊急措置が告示された場合は、その告示の内容に従って、銃砲刀剣類の所持者に提出を命じ、提出された銃砲刀剣類を仮領置するなどの措置をとる。
危険物等対策	□主な措置 □警備要員の派遣による被害調査 □被害の発生防止及び被害の拡大防止のための管理者対策 □警戒区域（警戒線）の設定 □負傷者に対する救出活動 □避難措置 □対象のめやす □石油類、高圧ガス類、火薬類、毒物・劇物類、放射性物質等の製造又は保管のために使用する施設 □放射性物質・危険物の輸送車両等 ※　第２部第４章「危険物等応急対策計画」参照

第2 市並びに市民・事業所等の役割

1　市各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
総務部	□警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行う。 □各部・各支部、各関係機関、協力団体並びに区等の住民団体が行う、指定避難所及び被災地における「安全確保」のための活動への協力に関する調整を行う。 □防犯灯・街路灯の復旧・設置等に関して必要な協力措置のとりまとめ、調整を行う。
衛生部	□被災した街路灯・防犯灯の調査を行う。 □調査結果に基づき、建設部、府（丹後土木事務所）・関係機関等と連携・協力し復旧・設置等の必要な措置を講ずる。 □その他防犯活動に必要な協力を行う。
消防署部、消防団部及び各支部	□災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、区長及び付近住民を指揮し、道路通行規制、救助・救出活動等を行う。 □警察署並びに消防署・自衛隊等が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、必要な活動に協力従事する。 □夜間においては、警察署・各協力団体・警備業者等と連携・協力し、放火・窃

名称区分	手順その他必要な事項
	盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。
各部共通	□各部は、その所管する業務に基づき必要な協力を行う。

2　市民・事業所の果たすべき役割

□指定避難所及び被災地における「安全確保」のための防犯活動への協力

□市・警察署等防災関係機関から要請された場合は、「ボランティア防犯パトロール」の編成による巡回協力など被災地における安全確保のために必要な協力

第６章　防疫及び保健衛生計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 衛生部、保健活動は救護厚生部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模災害時における防疫･保健衛生対策に関する基本指針

1　消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除等の感染症予防措置その他、防疫上緊急を要する対策を最優先で実施する。

2　府・国・その他防災関係機関、協力団体等と連携し、当面の対策として、消毒・予防接種の実施を中心とした防疫活動、食品の衛生監視活動、健康診査・栄養指導・入浴機会の確保その他の保健衛生活動を行う。

3　対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。

4　各部の行う復旧対策との連携、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

5　対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

6　被害が激甚なため又は市の機能が著しく阻害されたため業務の実施が困難もしくは実施しても不十分であると認めるときは、府に対し災害対策基本法に基づく代執行を行うよう要請する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～７日目）	□救護厚生部、各病院部、各支部並びに丹後保健所等との連携による被災地の良好な衛生状態を維持するための消毒その他必要な応急措置の実施 （感染症病原体媒介昆虫・ねずみ族の駆除、死亡動物の適正処理等） □同じく指定避難所の衛生管理状態の把握及び防疫・保健衛生対策上緊急を要する応急措置の実施 □指定避難所開設期間中における対策実施計画の検討及び体制の確保 □市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請並びに防疫・保健衛生対策計画に関する広報
指定避難所開設期間 （８日目～28 日目）	□指定避難所等の仮設トイレの衛生管理指導 □指定避難所等の食品・飲料水の衛生管理指導 □指定避難所等の健康診査・栄養指導の実施 □救護厚生部、各病院部、各支部並びに丹後保健所等との連携による感染症防止のため必要な臨時予防接種実施 □被災地における食品の衛生監視 □被災者に対する入浴機会の確保 □被災動物の保護収容対策 □指定避難所閉鎖以降の対策実施計画の検討及び体制の確保

時期区分のめやす	手順その他必要事項
指定避難所閉鎖以降 （29 日目～）	□仮設住宅等における防疫・保健衛生対策 □救護厚生部、各病院部、各支部並びに丹後保健所等との連携による仮設住宅等巡回健康相談 □仮設住宅等における巡回栄養指導 □被災動物の保護収容対策 □平常時防疫・保健衛生体制への移行

第２節　計画の内容

第1 対策実施手順のめやす

1　防疫活動

項目	手順その他必要事項
府が行う健康調査・健康診断への協力	□健康調査に関する情報提供、健康診断対象人員把握等への協力
臨時予防接種の実施	□府の指示に基づく臨時予防接種の実施
被災者に対する衛生指導	□指定避難所の被災者及びその他の一般被災者に対する、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行
防疫用薬剤・資機材及び要員の確保	□市備蓄分による初期防疫活動の実施 □不足防疫用薬剤・資機材の調達（府への応援供給要請、薬剤師会等への協力要請による） □防疫・保健衛生対策要員等の確保（応援他市町村に対する協力要請）
指定避難所の消毒	□必要に応じて適宜便所その他の消毒の実施
被災家屋等の消毒	□被災家屋、下水のあふれ出し箇所その他必要と認める場所の消毒実施 □消毒薬交付による自主的消毒の協力呼びかけ
ねずみ族・昆虫等の駆除	□市又は市の一部区域の被害が集中的かつ著しい場合等に被災家屋において実施
被災井戸（飲料水）の消毒	□被災井戸の通報等により必要と認める場合に実施 □消毒薬交付による自主的消毒の協力呼びかけ
感染症患者の入院等	□状況に応じ感染症対策班編成による感染症患者の入院勧告、患家消毒等の実施
その他府が行う防疫活動への協力	□府の指示により適宜実施
府への報告	□丹後保健所を通じ府に対する被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額の報告 □災害防疫活動終了後「災害防疫完了報告書」の作成・提出
代執行の要請	□市のみで困難と認める場合は迅速にその旨府（丹後保健所）に連絡し協力もしくは代執行要請

※　資料編６－４－２　防疫用薬品等調達先

※　資料編６－４－１　防疫器具の現況

2　食品の衛生監視

知事が実施する。大規模災害時には、停電や断水などによる冷凍機器の機能低下や飲料水の汚染等によ

り食料品が腐敗、汚染されることが考えられる。このため、府（丹後保健所）は食品衛生監視員を食品の流通集積拠点、指定避難所等に派遣し、おおむね以下のような活動を行い、食品の安全確保を図ることとなっている。

□救護食品の監視指導及び試験検査

□飲料水の簡易検査

□弁当製造業者その他食品関係営業者の監視指導

□その他食料品に起因する危害発生の防止

3　その他の保健衛生対策

項目	手順その他必要事項
巡回栄養指導	□市は、丹後保健所、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、指定避難所・被災地及び仮設住宅に暮す市民に対し、食生活自立に向けてのアドバイスを行う。
健康診査・健康相談	□市は、丹後保健所、北丹医師会、協力団体・ボランティア等と連携・協力し指定避難所及び仮設住宅等において、健康診査・健康相談を実施する。 □これにより健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り医療機関への受診勧奨を行う。
入浴機会の確保	□具体的には、そのつど可能な方法によるが、市内温泉施設、ホテル、旅館などのうち、開設可能な施設の提供協力を受け行う。自衛隊の野営風呂、仮設シャワーの設置等については、必要に応じて、タンクローリーによる温泉水の補給等により行う。

4　被災動物の保護収容

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護収容等の対策については、府（丹後保健所）、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとして行う。

□放浪動物の保護・収容

□負傷や病気の動物の治療・収容

□飼い主が飼養困難な動物の一時保管

□被災動物（同行避難した動物数等）の情報把握

□飼養されている動物に餌を配布

□動物の所有者や新たな所有者を探すための情報収集及び提供

□特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るための必要な措置

□家庭動物に関する相談窓口の設置

第2 事前広報の実施等

防疫・保健衛生対策の実施にあたっては、「広報京丹後被災者支援情報」、市ホームページ災害専用サイト等により事前広報を行い市民・事業所等の協力を要請する。また、支部、災害時総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努める。具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

□指定避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性

□指定避難所等における手洗の励行

□生水の飲用に対する注意

□食中毒の防止のための注意

□バランスのとれた食事・睡眠による健康の保持の重要性

第3 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、丹後家畜保健衛生所を主体として、これに農林水産部が協力し、検査、予防注射及び消毒等を実施する。また、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。

第７章　遺体の捜索、処理及び埋火葬計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 衛生部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模災害時における遺体の捜索、処理及び埋火葬対策に関する基本指針

1　災害発生直後（発災後 72 時間をめやすとする）においては、生存者救出を最優先として、行方不明者の捜索を行う。

2　遺体の捜索から火葬までの措置は、発災後７日間以内完了を目標として行う。

3　遺体の検案、検視は、各救護所設置施設内で行う。

4　犠牲者への哀悼の意を表するとともに、市民の生活再建を支援・促進する観点から、市民合同葬を指定避難所開設期間中に、また市民合同慰霊祭を指定避難所閉鎖後２か月以内を目途として、それぞれ行う。

5　各部の行う復旧対策との連携、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

6　対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～７日目）	□遺体の発生状況に関する概要把握 □要捜索者名簿の作成 □遺体の捜索・収容・火葬に必要な人員、資機材等並びに処理のための施設の確保 □遺体の捜索・遺体安置所への収容 □収容された遺体の検案・火葬（期内完了目標） □市民・事業所に対する協力要請、広報及び相談受付業務
指定避難所開設期間 （８日目～28 日目）	□引き続き必要な場合の上記の措置の継続 □発生後 10 日以内に完了しない場合の延長手続 □市民合同葬の実施 □市民・事業所に対する協力要請、広報及び相談受付業務 □指定避難所閉鎖以降の対策計画に関する事前広報
指定避難所閉鎖以降 （29 日目～）	□引き続き必要な場合の上記の措置の継続 □行方不明者捜索作業の完了時期に関する検討 □合同慰霊祭の実施に関する計画の検討 □市民・事業所に対する協力要請、広報及び相談受付業務

第２節　計画の内容

第1 市各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
衛生部及び支部	□要捜索者名簿の作成 □遺体の検案に関する連絡・調整 □遺体の収容、埋火葬の実施 □遺体の埋火葬手続きに必要な事務処理 □身元不明遺体に関する措置 □遺体の捜索・収容・埋火葬に関する総合調整
消防署部及び消防団部	□行方不明者及び遺体の捜索 □遺体の収容並びに搬送に関する協力
各病院部	□遺体の検案
総務部	□市民合同葬等の実施
各部共通	□所管施設及び所管業務に係る協力

第2 対策実施手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
捜索依頼・届出の受付等	□所在の確認できない市民に関する問合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受付は、衛生部及び各支部が各警察署と連携・協力し行う。 □届出を受けたときは、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。 □警察署及び市は「届出」リストを相互に通報する。 □市は「届出」リストのうち指定避難所記録簿、医療救護班診療記録簿、その他市で把握する災害規模や被災地の状況に関する情報・安否情報等により生存が確認されるものを除き「要捜索者リスト」を作成する。
捜索の実施	□捜索活動は、要捜索者リストに基づき消防署部、消防団部及び関係各部・支部が警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元区長、ボランティア等の協力を得て行う。 □捜索活動中に遺体を発見したときは市本部及び警察署に連絡する。 □遺体は、現地最寄りの救護所に収容し検視・検案を受ける。検案を待つ間所要の警戒員を配置し監視を行う。 ※　救護所設置予定施設（第１部第２章第７節「活動拠点の配置計画」）参照
遺体の検視・検案	□発見した遺体の検視・検案は、各救護所設置施設内において、警察、市及び府医療救護班又はその他の医師の協力を得て実施する。 □検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに「死体検案書」（原本）を作成する。 □身元不明者については、警察署が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。 □検視・検案を終えた遺体を、各機関の協力を得て、遺体安置所へ移す。また警察署、地元区長等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。 ※　遺体安置所設置予定施設（第１部第２章第７節「活動拠点の配置計画」参照）

項目	手順その他必要な事項
遺体の収容・安置	□あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。なお場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定する。 □市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。 □死体検案書（写し）を引き継ぎ、死体処理票及び遺留品処理票を作成する。 □棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。 □遺族その他より遺体引き受けの申し出があった時は、死体処理票及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。 □遺体引受人が見つからない遺体については、本部長（市長）を身元引受人として、死体火（埋）葬許可証の発行手続きをとる。 ※　遺体安置所設置予定施設（第１部第２章第７節「活動拠点の配置計画」参照）
埋火葬	□引き取り手のない遺体及び遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合については、市で応急措置として埋火葬する。 □遺体を火葬する場合は、災害死体送付票を作成の上、市火葬場もしくは指定された火葬場に送付する。 □遺体の火葬場への搬送については、自衛隊、民間輸送業者、民間葬祭業者等に依頼して行う。 □遺体が多数もしくはその他やむを得ない事情のため、市火葬場で処理できないときは、府（丹後保健所）に連絡し、近隣府県市町村等の協力体制の確立を要請する。 □遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、遺体安置所内又は各支部内に設置する「遺骨遺留品保管所」に一時保管する。 □家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。 □身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。この場合１年以内に引取人の判明しないものは身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。
市民合同葬等の実施	□災害により住宅を失いかつ家族を失った市民の生活再建を支援・促進するとともに、死者に対する哀悼の意を市・府・国・関係機関並びに市民が共に表明する場を提供し再建への意志を新たにする観点から、市民合同葬を指定避難所開設期間中に行う。 □市民合同慰霊祭を指定避難所閉鎖後２か月以内を目途として行う。

※　資料編６－４－４　市火葬場の現況

第８章　廃棄物処理計画

第１節　し尿処理対策計画

第1 計画の方針

1　とりまとめ責任担当部　　（ **衛生部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

2　大規模災害時におけるし尿処理対策に関する基本指針

(1)下水道整備区域において、通水機能が確保される場合は、流下用の水を確保することによって水洗トイレ（下水道機能）を有効に活用する。

(2)上記の措置が困難な区域については、仮設トイレの設置により収集する。

(3)し尿の処理対策の実施にあたっては、指定避難所・災害時地域中核病院（市立病院等）・社会福祉施設その他拠点施設から排出される「し尿」並びにその他の「仮設トイレ」からの収集を最優先する。

(4)仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材並びに処理場等の確保については、収集業務委託業者の全面的な協力を得るとともに府を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。

(5)対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

3　対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～７日目）	□し尿の要収集施設・場所、量等の把握 □防疫対策上緊急を要する応急措置 □仮設トイレの補充確保及び設置 □バキュームカーの補充確保 □被災地域及び指定避難所等拠点施設における重点対策 　□指定避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 　□その他被害甚大な地域等の仮設トイレからの収集 □市衛生センターにおけるし尿処理 □周辺市町処理施設におけるし尿の応援処理 □広域的体制によるし尿の応援処理 □市民・事業所に対する広報
指定避難所開設期間 （８日目～28 日目）	□引き続き必要な上記措置の継続 □仮設トイレの消毒（週１回程度をめやすとする） □仮設トイレの使用状況点検、下水道復旧状況等に応じた撤去・縮小 □汲取地域からのし尿の収集 □平常時収集・処理体制への移行

第2 計画の内容

1　市各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
衛生部及び支部	□し尿の収集・処理対策の実施 □仮設トイレの設置、管理
上下水道部	□下水道を利用した「し尿」処理に関する協力
各部共通	□所管施設及び所管業務に係る「し尿」処理対策に関する協力

2　対策実施手順のめやす

(1)仮設トイレの設置

区分	仮設トイレ設置のめやす
設置すべき場所	□指定避難所（指定避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合） □その他被災者を収容する施設 □災害時地域中核病院、救援物資地域内輸送拠点、仮置場等救援対策活動拠点施設 □高層集合住宅、住宅密集地及びホテル・旅館等観光客滞在施設
設置期間	□上下水道施設復旧など、その必要がないと認めるときまで

(2)初期における重点収集・処理の実施

項目	手順その他必要な事項
重点収集	□指定避難所・災害時地域中核病院その他拠点施設を最優先で収集する。
緊急的な処理	□衛生センターに搬入して処理する。 □下水道管路・ポンプ場等排水施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄の汚水マンホール等から直接投入する。

(3)第二次処理対策の実施

項目	手順その他必要な事項
し尿収集の実施	□汲取地域について、収集を開始する。 □交通渋滞の要因となることのないよう、周辺市町の協力を得て、収集地域区分ごとに臨時の搬入先処理場を指定し行う。 □下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄の汚水マンホール等から直接投入する。
仮設トイレの撤去・縮小	□水洗トイレの復旧状況、仮設トイレの利用状況等に関して、関係各部からの情報連絡、巡回点検活動により把握し段階的に仮設トイレの撤去・縮小を行う。 □関係各部・機関への通報及び市民に対する事前広報を十分に行う。
平常時収集・処理体制への移行	□施設等の復旧状況により、関係各部及び各防災関係機関と協議して、平常時収集・処理体制への移行手順について、検討する。 □関係各部・機関への通報及び市民に対する事前広報を十分に行う。

3　事前広報の実施

し尿処理対策の実施にあたっては、「広報京丹後被災者支援情報」、市ホームページ災害専用サイト等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。また、支部、総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努める。具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

□被害軽微な汲取地域に対する収集一時中止措置の必要性

□仮設トイレ利用上の留意事項

□平常時収集体制への移行に関する見通し

※　資料編６－４－３　ごみ・し尿等処理体制の現況

第２節　ごみ・がれき等処理対策計画

第1 計画の方針

1　とりまとめ責任担当部　　（ **衛生部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

2　大規模災害時におけるごみ・がれき等処理に関する基本指針

(1) 生ごみ・医療廃棄物・緊急活動用道路の安全な交通機能確保のために必要な限度における道路上の「堆積ごみ」等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。

(2) 甚大な被災地及び指定避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。

(3) 家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）及び有害ごみ（フロン回収を含む。以下「有害ごみ等」と言う）の収集・処理は、排出源における分別と安全管理を徹底するとともに、府・国の協力を得て行う。

(4) がれき（コンクリート、瓦、その他）は、市内開発宅地予定地、休耕農地等に仮置場を確保するとともに、がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、可能な限り分別・減量・再利用を徹底・指導し、最終処分場処理の最小化を図る。

(5) 収集・搬出・中間処理（分別・減量・再利用）及び最終処分場への搬出の各場面において、府・国・民間廃棄物関係業者・団体の全面的協力を得るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

(6) ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(7) 収集・処理対策実施上、「分別」が重要となるため、市民、事業者に対しては排出方法その他必要な事項について事前広報を徹底し協力を求める。

3　対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～７日目）	□ごみ・がれき等の発生状況（要収集地域・施設・場所、量、質等）の把握 □防疫対策上緊急を要する応急措置 □緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置 □有害ごみ等発生状況の把握及び当面の危険防止措置 □その他被災地域及び拠点施設における重点対策 □指定避難所・医療施設・要配慮者利用施設その他拠点施設からの収集 □被災地放置ごみの収集 □市各廃棄物処理施設における処理 □周辺市町処理施設による応援処理 □仮置場における中間処理 □広域的支援、産業廃棄物処理許可業者等による中間処理及び最終処分 □市民・事業所に対するごみ・がれき分別・排出抑制等の協力要請並びにその他応急収集計画に関する広報
指定避難所開設期間 （８日目～28 日目）	□引き続き必要な上記措置の継続 □全市域を対象とする応急的収集・処理対策 □有害ごみ等に対する安全対策上必要な措置

時期区分のめやす	手順その他必要事項
指定避難所閉鎖以降 （29 日目～）	□引き続き必要な上記措置の継続 □平常時収集体制への移行 □災害廃棄物処理処分計画の検討及び体制の確立

第2 計画の内容

1 市各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
衛生部及び支部	□ごみ・がれき等収集・処理対策の実施 □ごみ・がれき等収集・処理対策に関する連絡・調整
建設部及び農林水産部	□仮置場の確保
各部共通	□所管施設及び所管業務に係るごみ・がれき等収集・処理対策に関する協力

2 対策実施手順のめやす

(1)第１次収集・処理対策の実施

項目	手順その他必要事項
仮置場の設置	□仮置場は、開発宅地予定地、休耕農地その他の空地等に複数確保する。搬出動線の簡略化、車両の効率的運用の観点から市域をいくつかの区域に区分し各地域内で発生した、がれき等の受入れを行う。 □仮置場内は、可燃物、不燃物、粗大ごみ、危険物、家電リサイクル法対象物（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機）、及び同フロン回収対象物（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）の分別に留意したレイアウトを確保する。 □火災、危険物混入防止等安全対策を実施する。
生ごみ等腐敗しやすい廃棄物の収集・処理	□委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し市クリーンセンター又は指定処理施設へ搬送し焼却処理する。 □施設破損等により市施設のみで処理困難な場合は、周辺市町・処理業者等に協力を要請の上搬送する。 □収集できずに空地等に置かれたごみについては、必要に応じて定期的な消毒を行う。
その他の「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」の収集・処理	□いったん仮置場に搬送の上、状況に応じて、指定する処理施設に搬送し適切に処理する。
がれき等の収集・処理	□分別の厳守その他基本指針の徹底を図るため、各区域を単位として、自衛隊もしくは単独企業体へ作業委託する。 □廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。 □選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図る。 □原則として、各現場において、「木質系」「コンクリート系」「金属系」の分別を行うよう指導・監視に努める。 □仮置場は、火災対策を講ずる。また定期的な消毒を行う。 □不燃物処理場において破砕処理し、可能な限りリサイクル利用に努める。

項目	手順その他必要事項
医療廃棄物の収集・処理	□産業廃棄物業者及び専門業者等の協力による車両を適宜配車して、収集の上適切に処理する。
路上放置廃棄物の収集・処理	□道路等に排出もしくは放置された廃棄物は、関係各部、応援市町・委託業者等の協力による車両を適宜配車して、仮置場まで収集・搬送する。

(2)第２次収集・処理対策の実施

項目	手順その他必要事項
仮置場における減量化、分別回収処理等	□仮置場において、必要に応じて中間処理のための設備（破砕機・金属磁選機等）を設置し、可能な限り減量化を図る。 □仮置場において、可能な限り資源の分別回収に努め、リサイクル業者に対し買取・搬送の協力を求める。 □家電リサイクル法対象物(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機)、および同フロン回収対象物(エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)の分別・回収については、製造業者、電気店等に対し、協力を求める。
処理業者への協力要請	□施設破損等により市のみで処理困難な場合は、周辺市町・処理業者等に協力を要請の上搬送する。 □（公社）京都府産業資源循環協会等をはじめ民間廃棄物処理許可業者等の協力を得て、搬送し適切に処理する。
最終処分	□焼却灰を含め埋め立て最終処分については府に協力を要請し適切に処理する。 □災害関連のがれき等については、災害発生後２年以内に最終処分が完了するよう、適宜府・国と協議し、速やかに処理を行う。

３　事前広報の実施

ごみ・がれき等処理対策の実施にあたっては、「広報京丹後被災者支援情報」、市ホームページ災害専用サイト等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。また、支部、総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努める。具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

□指定避難所等救援対策施設、被害の甚大な地域を最優先することへの理解の要請

□被害軽微地域に対する収集一時中止措置の必要性

□分別排出と排出抑制の協力要請

□各地域の収集日の区別の徹底

□有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守

（例えば、家電リサイクル法対象物(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機)、及び同フロン回収対象物(エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)の、「分別」の徹底、使用済のカセットボンベの「使いきりの確認」、「分別」の徹底

適正処理困難物（タイヤ・廃油・消火器等）の混入禁止など）

□粗大ごみは、直接最終処分場へ持込むものとし、市民局を通じた減免申請書の記入提出方式によること

□平常時収集体制への移行に関する見通し

※　資料編６－４－３　ごみ・し尿等処理体制の現況

第９章　環境保全に関する計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 衛生部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模災害時における環境保全対策に関する基本指針

1　水道取水施設周辺の有害物質等取扱事業所及び燃料等貯蔵施設の破損による二次災害防止措置を最優先で実施する。

2　対策全般を通じて、甚大な被災地及び主要工場・事業場に関する措置を優先して実施する。

3　市民・中小事業者を含めて有害物質発生排出源における危険防止のための応急措置の実施、市及び関係機関への早期通報、分別その他の安全管理措置等の実施を徹底する。

4　各部の行う復旧対策との連携、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

5　対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3　対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～７日目）	□有害物質等取扱事業所における被害状況等の把握 □主要工場・事業場に対する緊急ヒアリング調査 □必要な場合における応急措置の指示 （除去、規制、周辺地域住民への周知等） □燃料等貯蔵施設の被害状況の把握 □公共用水域及び地下水への影響調査 □必要な場合における応急的汚染防止措置 □建築物等の解体、ごみ・がれき等処理状況の把握 □環境汚染防止措置の指導 □アスベスト飛散防止のために必要な措置 □その他粉塵の飛散防止のために必要な措置 □ダイオキシン対策、特に野焼禁止の徹底 □有害物質の分別・安全管理の徹底、飛散防止に必要な措置 □市民・事業所に対する環境保全に関する広報及び苦情等相談受付事務
第１次対策実施期間 （８日目～14 日目）	□有害物質等取扱事業所における二次災害防止対策 □原因工場・事業場に対する防止対策及び管理指導 □公共用水域及び地下水の汚染追跡調査 □その他上記措置の継続
第２次対策実施期間 （15 日目～）	□有害物質等取扱事業所における二次災害防止対策 □汚染状況等詳細調査の実施 （汚染範囲の特定、汚染物質除去計画の検討） □汚染地域の拡大防止措置 （除去、地下水の飲用禁止、浄化措置等） □大気汚染調査、水質汚濁調査の定期的実施 □その他上記措置の継続

第２節　計画の内容

第1 市各部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
衛生部及び支部	□環境保全対策の実施 □環境保全対策に関する連絡・調整
建設部	□道路上の障害物除去に伴う適正処理に関する協力 □建築物解体に伴う適正処理に関する協力 □公共用水域及び地下水の環境保全に関する協力
上下水道部	□水道取水施設の安全管理
各部共通	□所管施設及び所管業務に係る環境保全対策に関する協力

第2 対策実施手順のめやす

1　有害物質に係る二次災害防止対策

項目	手順その他必要事項
緊急汚染源調査	□被災により有害物質が漏えいした場合、大きな環境汚染の恐れがある主要工場については、発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法により緊急ヒアリングを行う。 □必要に応じて適切な措置を講ずるよう指導する。
被災状況調査及び緊急現地調査	□被災地域を中心として、有害物質を取り扱う工場、事業場をリストアップし、被災状況を把握するためアンケート調査を実施する。 □そのうち主要な工場に対しては、緊急現地調査を行い、被害状況を把握するとともに、環境汚染に対する二次災害防止について技術指導を行う。
公共用水域及び地下水の監視	□水道施設、温泉施設と密接な関係があることから上水道取水施設周辺水域及び温泉水源井戸の確保を最重要として監視する。 □専用水道の被害状況把握及び水質検査を行い、その結果から汚濁井戸を把握し必要な対策を講ずる。

2　建築物の被災もしくは解体に伴う対策

項目	手順その他必要事項
粉塵飛散防止対策	□工事現場においては、シートでカバーする。 □水を確保し解体作業時に散水を必ず行う。
アスベスト飛散防止対策	□解体・撤去工事を行う元請事業者は、当該建築物がアスベストを使用している可能性のある建築物であるか否かをあらかじめ確認する。 □アスベストを使用している可能性のある建築物については、工事着手前にアスベストの使用の有無等について、現地調査を実施する。 □調査の結果、使用していることが判明したもの及び使用していないことが確認できない場合は、市に報告する。 □アスベスト使用建築物、又はアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。 □事前に除去できる場合については、事前に除去する等飛散防止対策を実施する。 □事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合については、薬剤の散布による固化又は散水を実施する。 □全壊建物で飛散の恐れがある場合は直ちにシートによる囲い込みを行う。 □アスベスト使用建築物、又はアスベストの使用の有無が確認できない建築物について、解体・撤去工事が完了したときは、市に報告する。
がれき等の搬出時の飛散防止対策	□がれき等の搬出を行う元請け事業者は、運搬時の荷台シートカバーを義務付ける。 □その他必要な措置を講ずる。

３　大気・水の監視

大規模災害が発生した場合における環境調査については、そのつど国・府・関係機関等と協議して決める。

第3 事前広報等の実施

環境保全対策の実施にあたっては、「広報京丹後被災者支援情報」、市ホームページ災害専用サイト等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。また、支部、総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努める。具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

□環境汚染の恐れがある箇所に関する情報の市本部への提供

□できるだけ解体工事現場等の粉じんの発生する場所には近付かないこと

□手洗・うがいの励行

□防じんマスク着用のよびかけ

□その他環境汚染の恐れがある箇所に関する留意事項

第10章　鉄道施設応急対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模災害時における鉄道施設応急対策に関する基本指針

1　降雨、強風、降雪等災害発生のおそれがある場合は、所定の基準に基づき運転規制又は運転見合わせの措置をとり、旅客・乗客の安全を確保する。この場合北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社は、駅等でアナウンス、掲示等を行うほか、市にその旨を速やかに通報する。

2　災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合、北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社は、旅客・乗客の生命・身体・財産を保護するため、安全避難、救護その他必要な措置を講ずるとともに、直ちに被害状況、代替交通手段等について、市及び関係機関に通報し、連携協力により輸送業務の早期復旧を図る。

3　市は、市ホームページ等を通じて鉄道施設の被災状況、復旧見込み等必要な情報提供を行うとともに、各部、各支部、他市町・府・関係機関の行う応急対策との連携、市民・事業所等への協力要請により、混乱を最小限にとどめるよう努める。

第２節　北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）の計画

第１ 災害復旧本部及び災害対策本部の設置

災害が発生した場合及びその恐れがあるときは、宮津本部内に災害対策本部を、災害現場に災害復旧本部を下記の場合に設置する。

1　災害が発生し、旅客の救護・代行輸送の手配・交通規制・事故復旧等広範にわたり、地方自治体、警察署、消防署、病院等の公共機関及び他の交通機関等の協力応援を必要とするとき。

2　５名以上の死傷者を生じ又は車両の脱線が生じたとき。

3　上記以外で、特に必要と認めたとき。

第2 部外機関への協力要請

災害が発生した場合、部外の応援を必要と認めた場合は、要員、機材について次のとおり協力を要請する。

要請先	担当者
自衛隊	総務部長
警察署	関係部長、関係現場長
消防署	関係部長、関係現場長
市町	関係部長、関係現場長
医療機関	関係課長、関係現場長、乗務員
輸送機関	関係課長、関係現場長
関係業者	関係課長

※　資料編１－７－１　雨量計の設置停車場と規制区間

※　資料編１－７－２　段階別除雪の標準等

第11章　上下水道施設応急対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（　上下水道部　）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 上下水道施設の応急対策に関する基本指針

1　被害甚大地域に関する情報収集は、所管の如何によらず、各部及び各支部が協力・連携し「被災概要」の早期把握に努める。

2　復旧は、学校、病院、指定避難所などの施設から優先的に行うとともに、被害の少ない地域から順次行い早期復旧に努める。

3　上下水道部は、市ホームページ等を通じて、施設の被災状況、復旧見込み及び応急給水・仮設トイレの設置等代替サービスの実施等に必要な情報提供を行うとともに、各部、各支部、他市町・府・関係機関の行う応急対策との連携、市民・事業所等への協力要請により、混乱を最小限にとどめるよう努める。

第２節　上水道施設応急対策計画

第1 応急活動体制

1　応急活動体制

災害発生時及び災害発生の恐れがある場合には、上下水道部内に応急活動体制を指令し、本部と密接な連絡を保ちながら応急活動に対処する。

2　被害状況の収集及び伝達

取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、被害の全体像の迅速な把握に努める。有線による通信連絡が不可能な場合は、携帯電話、防災行政無線、伝令派遣その他による。とりまとめた被害状況は、本部長に報告するとともに、消防本部・署等関係各部、丹後広域振興局、警察署等関係機関に迅速に伝達する。

3　動員体制

発災時における応急給水及び応急復旧に従事する必要人員の確保を図るため、以下のとおり動員体制を確立する。

(1)全職員は、周囲の状況から判断し水道施設に多大の被害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合は、自主的に参集する。

(2)交通機関が途絶した場合、職員は、徒歩、自転車、バイク等により可能な限り現所属又は最寄りの上下水道部の施設に参集する。

(3)最寄りの上下水道部の施設に参集した職員は、当該施設長の指揮命令を受ける。災害初期において、施設長が不在の場合の指揮命令は、参集した職員のうち管理職又は上席の職員がこれにあたる。施設の参集職員に不均衡が生じたときは、上下水道部長の指示に基づき職員を移動させる。

4　応援体制

市上下水道部の職員及び保有資機材等で対応が困難な場合は、府、隣接市町（水道事業者）及び関係会社等に協力を要請し、発災時の応援確保に努める。

※　資料編６－５－２　市指定給水装置工事業者一覧

※　資料編５－２－１　日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書

第2 応急復旧体制

1 基本方針

(1)応急復旧は、原則として上下水道部職員の監督のもとで施工業者によって行う。

(2)水源施設・浄水場施設等の基幹施設の復旧を最優先で行い、逐次末端施設の復旧を行う。

(3)配水管路及び給水装置の復旧順位は、送水管と配水管を最優先し、次に配水小管へと適切な情報把握と実情に即した判断のもとに配水調整を行い、断水区域を限定した上で応急復旧を実施する。

(4)本復旧が困難なときは、応急復旧を実施し、飲料水の早期供給に努める。

(5)応急復旧作業は昼夜兼行で行い、災害発生の日から７日以内もしくは指定避難所開設期間内に完了させる。

2 復旧活動のあらまし

(1)各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。また、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

(2)復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。

(3)施工業者に出動要請を行う。ただし、宅地内給水装置の応急復旧は、原則として給水装置の所有者等から修繕依頼があったものについて、指定工事店等の協力により行う。

(4)応急復旧は、次により行うほか、別に定める復旧要領に基づいて行う。

ア 応急復旧は本復旧（原形復旧）を原則とし、これが困難なときは、施工容易な資材等をもって仮配管等による仮復旧とする。

イ 施工にあたっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も早期に復旧可能な方法を選定する。

ウ 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は二次的に扱う。

エ 応急復旧完了後、ただちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。

(5)仮復旧による応急復旧完了後は、施工可能な区域から原形復旧を実施する。

第３節 下水道施設応急対策計画

第1 管渠の応急措置

1 下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。

2 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので原則として応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。

3 枝線の被害については直接本復旧を行う。

4 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないようマンホール等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。

5 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて、現場要員、資機材の補給を行わせるものとする。

第2 下水処理場･ポンプ場等の応急措置

1 下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、ただちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期する。

2 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。

第12章　ガス施設応急対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 ガス施設の応急対策に関する基本指針

1　全国農業協同組合連合会(全農)等ガス供給事業者等は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、施設周辺住民に対し必要な場合の避難の指示、危険区域の設定等応急対策に万全を尽くす。あわせて、府災害対策課(産業保安担当)、消防本部・署、警察署及び市にその旨を速やかに通報する。

2　火災爆発等の恐れがなくなったときは、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

3　市は、市ホームページ等を通じてガス施設の被災状況、復旧見込み等必要な情報提供を行うとともに、各部、各支部、他市町・府・関係機関の行う応急対策との連携、市民・事業所等への協力要請により、混乱を最小限にとどめるよう努める。

第２節　計画の内容

第1 非常災害体制の確立

1　動員・配備体制

ガス供給事業者等は、非常災害が予想され、又は発生した場合は、災害の種類、規模等に応じた動員体制を指示する。

2　非常災害対策本部の設置

災害発生時、又は発生が予想される場合には、ガス供給事業者等は、本店に非常災害対策本部を設置するとともに、支店をはじめ各事業所内に支部を編成し、全社的な応急活動体制を確立し対応する。

第2 応急対策及び復旧対策

1　通信連絡及び情報収集

電話、携帯電話等により連絡及び情報収集にあたる。

2　復旧の順序等

復旧の順序は被害の軽微な地区から優先して供給開始を行うことを原則とするが、ガス以外の燃料が得られ難い住宅（例　高層住宅）及び市街地区を優先とする。

第3 再供給時の事故防止措置

1　供給施設の点検

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するため、地区ガバナーの閉止の確認、中圧ラインの漏洩有無のチェック、低圧本支管の有無のチェック等の点検措置を行う。

2　需要家設備の点検

各戸の内管検査及びガスメーターの点検を実施し個別に点火試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

3　その他

その他現場の状況により適切な措置を行う。

第4 LPガス施設の場合

ガス施設に準じて行う。

第5 ガス施設事故応急対策計画

第１部第１章第４節第４の５「大規模工場等火災、爆発等事故の場合」に準じて行う。

第13章　通信施設・電気施設応急対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模災害時における通信施設･電気施設の応急対策に関する基本指針

1　浸水、建物倒壊により、事故を誘発するおそれがある場合、又は警察機関・消防等から送電停止の要請があった場合は、被害甚大地域への供給停止措置をとる。その場合、市及び関係機関に通報し、連携協力により施設の早期復旧を図る。

2　電話については、災害の状況により即電話輻輳が想定されにくい場合は、直後１～２時間は発信規制を行わず、防災機関への通報を確保する。

3　被害甚大地域に関する情報収集は、所管の如何によらず、各施設管理者が協力・連携し「被災概要」の早期把握に努める。

4　復旧は、学校、病院、指定避難所などの施設から優先的に行うとともに、被害の少ない地域から順次行い早期復旧に努める。

5　通電再開にあたっては、二次災害防止に努める。その他復旧によるサービス再開に伴う連携に配慮するとともに可能な限りトータルなサービスの復旧を実現するよう各ライフライン機関が相互の連携・協力体制を確立する。

6　市は、市ホームページ等を通じて通信施設・電気施設の被災状況、復旧見込み等必要な情報提供を行うとともに、各部、各支部、他市町・府・関係機関の行う応急対策との連携、市民・事業所等への協力要請により、混乱を最小限にとどめるよう努める。

第２節　通信施設応急対策計画

第1 設備及び回線の応急復旧措置

1　電気通信施設に災害が発生し通信施設が故障となったときは、ＮＴＴ西日本株式会社災害対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。

2　回線の復旧順位は次のとおりとする。

順位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第　1　順　位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第　2　順　位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第　3　順　位	第１順位、第２順位に該当しないもの（ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。）

3　必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

4　大雪時における優先復旧等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。

第2 営業所等建物に対する措置

災害等のため営業所等建物が被災したときは、応急の措置をとるとともに、当該建物の迅速な復旧が困難

と認められるときは、他の建物等を利用し、又は借り入れる等の方法によりすみやかに業務の開始を図るものとする。

第３節　電気施設応急対策計画（関西電力送配電株式会社）

第1 非常災害前の対策

１　設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため諸施設の災害予防について対策を講ずる。

発変電、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、予防措置を講ずる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料、冷水の補給等を行う。

２　工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・舟艇・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

３　人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに連絡方法を再確認する。請負契約に基づく社外応援を準備し、応急要員の確保を図る。災害の規模に応じて他電力会社等との相互協力体制を確立する。

第2 非常災害発生時の対策

１　危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、関西電力送配電株式会社が設置する災害対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

２　被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車等により被害状況、復旧見込み等の周知を行う。

３　被害の復旧

非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。

各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、市と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮する。ただし、必要に応じて、各ライフライン事業間で復旧順位を調整することがある。

４　その他

大雪時における優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。

第3 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

大規模災害により市内に大規模停電が発生し、関西電力送配電株式会社（応援要請による他の電力会社等含む）が復旧作業を実施する場合の作業車両の集結地及び活動拠点として次の場所を予定する。

区分	施設の名称	備考
大規模停電復旧作業活動拠点（作業用車両集結地、資材置場等含む）	府丹後文化会館駐車場（峰山町杉谷）	府丹後文化会館駐車場の使用に支障がある場合は、避難所・ヘリポート等として利用していない旧学校の社会体育グラウンド等を使用するものとする。

第14章　市の施設及び観光施設等応急対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ **総務部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 市の施設及び観光施設等応急対策に関する基本指針

1　各施設等管理者は気象情報、河川・海岸情報、土砂災害、浸水、雪崩、高潮、津波等災害危険に関する情報の把握、周知徹底に努める。また自ら危険であることを察知した場合は、自らの判断で利用者、職員の安全避難、施設・設備の浸水防止対策、臨時休館、休業等必要な措置を実施する。

2　市各部及び各支部は所管する施設等の管理者が自ら適切に避難その他防災のための措置の要否を判断できるよう、市が把握する災害危険に関する情報については、漏れなく連絡する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」など多段階的に、各施設等管理者向け情報発信を行い、情報の不足・連絡不十分による逃げ遅れ等のないよう努める。

3　施設・設備の被災状況は、活動拠点としての役割、施設の有するサービス供給能力を発揮することが可能かどうかを中心として概要調査し把握後速やかに市本部又は最寄支部に報告する。

4　市は、各施設を指定避難所として開設する必要がある場合は、当該施設管理者等に対して、その旨を通報し、被災者の初期における受入れ等の業務に関する協力を要請する。

5　応急復旧対策の実施は、浸水・冠水状況調査その他に基づき把握された被害の程度、当該施設の当該状況における活動拠点としての必要度をふまえ、優先順位をつけて行う。

第２節　計画の内容

第1 各施設等管理者の発災直後にとるべき措置

項目	手順その他必要な事項
施設利用者・入所者の安全確保	□施設利用者・入所者の人命救助を第一として、避難計画に基づき、災害発生時に万全を期する。 □館内放送、職員・従業員の案内等により、発災時における混乱の防止措置を講ずる。特にラジオ、テレビ、インターネット等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。 □けが人等の発生時には、応急措置をとる。 □講じた応急措置のあらましについて、市所管部、支部又は消防署もしくは警察署・交番等の関係機関を通じて市本部長へ速やかに報告する。 □市文化施設、観光施設その他公共公益施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行もしくは中止の決定については、施設の管理者又は各事業統括責任者が利用者の安全確保を第一に行う。
出火及び浸水防止措置	□万一火災が発生したときは、直ちに消防署に通報するとともに、消火設備、消火器等を用いて初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期する。 □浸水のある場合は、土のう積み等により応急的な措置を講じるとともに、市本部、支部又は消防本部・署に通報し消防団、消防隊等の出動を要請する。
被災状況の把握、報告及び必要な措置の実施要請	□利用者・入所者等の状況、拠点施設としての機能を果たせるかどうかを中心にした施設・設備の被害状況、周辺の被害状況等について、順次所管部又は支部に報告し、必要な措置の実施を要請する。 □電話の輻輳その他により連絡が困難な場合は、伝令の派遣など速やかな通報を最優先する。

項目	手順その他必要な事項
避難者受入れの報告	□避難者を受入れる必要があるとき、又は受入れたときは、直ちに市本部又は支部に報告する。

第2 施設の点検基準のめやす

□建築物の構造躯体の傾斜、損傷の有無

□建築物・設備の浸水・冠水の有無

□建築設備（機械設備・電気設備・放送設備）の機能点検

□使用停止する設備（エレベーター、冷暖房、その他必要以外の電気・機械の運転）

□受水槽等の貯水確認（受水槽等の貯水確認を行うとともに、上水を確保）

□消防用設備等の点検・確認（防火戸、火災報知設備、屋内消火設備、消火器、避難設備等）

□自家発電設備、可搬式発動発電機の点検

第3 応急措置のめやす

1 応急措置が可能な程度の被害の場合

□危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。

□機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。

□電気、水道、ガス、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、必要に応じて市所管部又は支部、協力会社等へ連絡をとり、応援を得て実施する。

2 応急措置が不可能な被害の場合

□危険防止のための必要な保全措置を講ずる。

□防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は市所管部へ、連絡し仮設建築物の建設等の手配を行う。

□電気、水道、ガス、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は直接市所管部又は支部、協力会社等へ、あるいは消防署、警察署・交番等を通じて、連絡をとり、応援を得て実施する。

3 浸水時の清掃等の実施

□浸水した施設はなるべく建具、床板等を取り外し、日光の射入、空気の流通を図る。

□床下の汚物、泥土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを撒布する。

□泥土などで汚染された建具、床板等は、よく清浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。

□浸水した便所は、よく清浄した後石炭酸水（フェノール水）、クレゾール水もしくはフォルマリンをもって拭浄する。または、クレゾール水もしくはフォルマリンを散布する。便池に苛性石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

4 その他の留意事項

□ガラス類等の危険物の処理

□危険箇所への立入り禁止の表示

□特に社会福祉施設については、高齢者、障がい者その他の「要配慮者」のための専用避難所として、「二次的避難の受入れ先」となることを想定し、必要な体制を準備する。

第15章　社会福祉施設応急対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 救護厚生部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 社会福祉施設応急対策に関する基本指針

1　洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における当該施設については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。

2　各施設等管理者は気象情報、河川・海岸情報、土砂災害、浸水、雪崩、高潮、津波等災害危険に関する情報の把握、周知徹底に努める。また自ら危険であることを察知した場合は、自らの判断で利用者・入所者、職員の安全避難、施設・設備の浸水防止対策、臨時休所、休館等必要な措置を実施する。

3　市各部及び各支部は所管する施設等の管理者が自ら適切に避難その他防災のための措置の要否を判断できるよう、市が把握する災害危険に関する情報については、漏れなく連絡する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」など多段階的に、各施設等管理者向け情報発信を行い、情報の不足・連絡不十分による逃げ遅れ等のないよう努める。

4　施設・設備の被災状況は、活動拠点としての役割、施設の有するサービス供給能力を発揮することが可能かどうかを中心として概要調査し把握後速やかに市本部又は最寄支部に報告する。

5　市は、各施設を高齢者、障がい者その他の「要配慮者」のための専用避難所として開設する必要がある場合は、当該施設管理者等に対して、その旨を通報し、被災者の初期における受入れ等の業務に関する協力を要請する。

6　応急復旧対策の実施は、浸水・冠水状況調査その他に基づき把握された被害の程度、設備の必要度をふまえ、優先順位をつけて行う。

7　その他第14章「市の施設及び観光施設等応急対策計画」に準じて行う。

第２節　計画の内容

第1 災害対策規定の整備

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規定を策定する。

第2 防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規定、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練等を実施するとともに、最低必要な食料、生活必需品、防災資材等を備蓄する。

第3 避難措置等

1　災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規定、消防計画に基づき地域住民、消防等関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。

2　通所施設にあっては、実情に応じ臨時休所（園）とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用に努めるものとする。

第4 防災関係機関との連携

施設長は、市本部又は支部、丹後保健所等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

第5 非常災害支援協定の整備

大規模災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるよう相互に非常災害支援協定を策定する。

※　資料編６－３－１　社会福祉施設等の現況

第３節　施設の復旧

第1 市営施設の場合

被害の状況の報告を待って現地調査を実施するとともに、府の指導助言を得て、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、復旧計画にあたるものとする。

また、入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の徹底を図る。

なお、被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設への転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行う。

第2 私営施設の場合

府が法人より被害状況の報告を得て、実施する復旧等について指導助言を行う。

入所者の安全及び保健管理については、府が関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

なお、被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設への転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、府は施設長に対し指導助言を行う。この場合、施設長は措置の実施者との緊密な連携を図るものとする。市は、これらに協力する。

第3 補助金及び融資

区分	内容
補助金	□公益財団法人ＪＫＡ等の非常災害復旧事業補助金
融資	□独立行政法人福祉医療機構が行う融資 □社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第16章　農林水産関係応急対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ **農林水産部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 農林水産施設応急対策に関する基本指針

1　被害状況の早期・的確な把握に努め、農林水産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図る。

2　農林水産物・森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

3　被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

4　風雨等により農林水産用施設が被災した場合には、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するよう計画的に行う。

第２節　計画の内容

第1 農水産物

1　市

□丹後農業改良普及センター、農業共済組合、丹後農業研究所、府水産事務所、農協・漁協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を府丹後広域振興局長に報告する。

□農水産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協・漁協等関係機関と連携をとり、速やかに農水産業者に周知徹底する。

2　京都農業協同組合・京都府漁業協同組合

□市等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農水産業者に対する講習会等の実施により、農水産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

□被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

3　農水産業者

□市等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協・漁協等の指導に基づき、農水産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

□被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

第2 農業用施設

□府丹後広域振興局と連携し、農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。
また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況を速やかに報告することとする。
なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、府と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。

□出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、速やかに消防、警察、農協・漁協等関係機関・団体と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。

□管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

第3 林業用施設

□府丹後広域振興局と連携し、林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告

するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。

□被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立ち入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。

□施設ごとの被災状況に基づいて、関係機関に対し応急復旧の計画策定、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずるよう促進する。

第4 畜産施設

□風雨等により、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、斃死、病気の発生等が生じた場合は、府丹後広域振興局、丹後家畜保健衛生所と連携し、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な応急措置を講ずる。

□丹後農業改良普及センター、丹後農業研究所、農協等関係機関並びに府丹後広域振興局と連携をとり、家畜の斃死、病気の発生又はその恐れがあるときは、斃畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又は蔓延を防止する措置を講ずる。

□被災地域における家畜飼料を確保するために、府丹後広域振興局、農協等関係機関・飼料販売業者の協力を得る。

第5 漁業用施設

□府水産事務所、漁協等と連携し、漁港施設、養殖施設等の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。

□被害が拡大し周辺地域に危険が及ぶ恐れがあるときは、立ち入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。

□施設ごとの被災状況に基づいて、関係機関に対し応急復旧の計画策定、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずるよう促進する。

第6 治山施設

□風雨等により堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときは、府丹後広域振興局と連携し、早急に現場の被災状況を点検調査し、消防、警察関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。

□被害の程度が甚だしく、また雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。

□施設ごとの被災状況に基づいて、関係機関に対し応急復旧の計画策定、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずるよう促進する。

第17章　文化財等の応急対策

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 教育部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 文化財等応急対策に関する基本指針

1　災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合はその救助を優先して行う。

2　文化財は、地域の経てきた長い歴史の中で過酷な自然的条件と、戦乱その他厳しい社会的条件の中で現在まで伝えられたものであり、末永く、少なくとも現状のまま保存し伝えるべき貴重な宝ものと位置付け、必要な保全措置を講じる。

第２節　計画の内容

第1 文化財保護のための初動措置

1　大規模な災害が発生した場合、教育部内に文化財被害調査担当職員を配置する。

2　市内文化財の被害の有無・程度に関する情報の収集・とりまとめ、府教育委員会、文化庁等関係機関・団体との連絡・調整業務、文化財救出・保護のための他自治体派遣応援職員、史料レスキュー等専門ボランティアの受入れ等にあたる。

第2 対策実施手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
文化財施設の保護	□文化財施設に火災が発生した場合、その所有者又は管理者は直ちに消防署へ通報する。また被災の防止、拡大防止に努める。 □消防署等関係機関及び当該地区区長は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。 □収納する建築物に被害が発生した場合で、所有者又は管理者が収納スペースを用意できないとき、仮保管、寄贈先あっせん等の措置を講ずる。 □文化財に被害が発生した場合、府指定の文化財にあっては府教育委員会に、国指定の文化財にあっては、文化庁へ報告する。 □被害調査、応急修理、修復のための専門家の派遣協力を要請する。
石油類流出事故発生時における天然記念物琴引浜（鳴き砂）等の応急対策	□現地調査を行い、被害状況等を調査する。 □調査結果をふまえ、予防・応急対策について管理者等と協議し、予防・応急・復旧計画を定める。 □海鳥等に被害が発生した場合は、府及び獣医師、関係団体等と連携・協力し、油が付着した海鳥等の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等海鳥等の救護を行う。
埋蔵文化財に関する応急措置	□府、国等に要請し、他都道府県等の発掘調査担当技師による調査支援体制を確立する。 □発掘に関する費用は、災害復旧事業として認定されるよう国・府に要請し、原則として、地権者の負担がないように努力する。 □その他文化財保護法に基づく周知遺跡に関するガイドラインに準ずる取扱を行う。 □災害復旧事業として認定された事業など、そのつど定める要件を備える案件については、公費負担により行うこととするよう府・国等に要請する。

※　資料編１－８　指定文化財一覧

第４部　被災者救援に関する対応計画

第１章　医療助産計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ **救護厚生部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害時医療救護対策に関する基本指針

1　発災直後においては、医療救護要員・医療資機材・医薬品及び後方医療機関（市外における高度医療機関）の最大限確保・供給体制の迅速な確立を最優先とする。

2　市立病院は、市における高度医療機関として、緊急に救命処置を施すべき重症患者の受入れを最優先とし、外来患者の受付中止その他必要な措置をとる。

3　同時多発的な被害発生に対応するため、北丹医師会等の協力により国保診療所及び峰山、網野各中学校並びに旧宇川中学校のうち設置可能な施設に救護所を設置し、重症患者のトリアージ、市立病院等災害時地域中核病院への搬送依頼など、救護所を医療救護サービスの地域医療拠点とする。

4　災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行をスムーズに行う。

5　こころのケア対策を適切に行う。

6　対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～７日目）	□市立病院等市内外高度医療機関の確保 □重症者の市立病院等高度医療機関への搬送 □救護所における地域医療救護活動の展開 □こころのケア対策の着手 ※重症患者の救命医療、後方医療機関への救急搬送最優先
救護所開設期間 （８日目～14 日目）	□引き続き必要な場合における上記の措置の継続 □指定避難所における感染症対策及び被災者の健康管理 □その他市内における医療サービス供給機能低下を補完するための地域医療救護活動の展開 □こころのケア対策の展開 ※指定避難所及び周辺被災地域における被災者の健康管理に重点移行
救護所閉鎖以降 （15 日目～）	□引き続き必要な場合における上記の措置の継続 □救護所閉鎖後の医療対策班の指定避難所巡回 □仮設住宅等被災者の健康管理（対策班の巡回等） □市内医療機関の再開支援措置等による復旧促進 □長期的こころのケア対策の着手 ※平常時医療救護体制へのスムーズな移行と「こころのケア」対策に重点移行

第２節　災害時医療救護対策のめやす

第1 市その他各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要な事項
各病院部	□災害時地域中核病院としての体制確保 □基幹災害拠点病院、丹後医療圏地域災害拠点病院との連絡確保 □広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保 □担当救護所への救護班派遣
消防署部及び消防団部	□救急車両、担架等による搬送 □他自治体等消防機関への救急車両の応援出動要請
支部	□救護所の開設、運営事務 □市有車等による患者搬送、要員・医療用資機材輸送
総務部	□ヘリコプターの出動要請 □その他重症者搬送及び緊急輸送に関する府・国等との連絡・調整
上下水道部	□市立病院等災害時地域中核病院への水の供給
各部共通	□所管施設及び所管業務に係る医療救護対策に関する協力
府	□災害派遣医療チームの派遣 □災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動 □広域医療搬送拠点の設置

第2 救護厚生部が発災直後にとるべき主な措置

項目	手順その他必要な事項
北丹医師会、歯科医師会への連絡	□災害時医療救護体制確立の要請 □救護所への医師、歯科医師派遣の要請 □市内被害状況及び市本部体制の現況に関する情報の提供
薬剤師会等薬局・薬店への連絡	□災害時医療救護体制確立の要請 □救護所への薬剤師派遣の要請 □医薬品・医療用資機材の供給協力の要請
救護所の設置	□各設置予定施設における設置場所の確保指示（→支部、各病院部） □救護所設営要員の派遣（→支部、各病院部）
関係各部、府等への協力要請	□災害時医療救護体制に関する市ホームページ災害専用サイトへの記載等広報活動の要請（　→　総務部） □資機材・設備・水道水等の提供協力の要請（　→　上下水道部等） □府により編成される医療救護班の派遣要請（　→　丹後保健所） □府からの要請により編成される医療救護班（日本赤十字社京都府支部、京都府医師会）の派遣要請 □その他の協力要請（　→　その他各部・関係機関）
市立病院等高度医療機関の確保	□市立病院の現況把握及び重症者受入れ要請（　→　各病院部） □丹後中央病院、丹後ふるさと病院の現況把握及び重症者受入れ要請 □市外高度医療機関の確保（受入れ要請）　（　→　丹後保健所等）
搬送体制の確立 ※総務部を通じて	□搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） □救急車両他搬送用車両の確保 □ヘリコプターの確保（官・民）　（　→　府災害対策課・自衛隊等）

項目	手順その他必要な事項
報道機関等広報対応 ※総務部を通じて	□各種報道機関への医療救護体制に関する放送枠、紙面提供協力要請
医療救援担当チームの編成	□北丹医師会等関係団体との連絡調整 □市各部及び支部、防災関係機関との連絡調整 □救護所への医薬品・医療資機材・水等の供給のとりまとめ □市立病院等災害時地域中核病院の要請に基づく医薬品・医療資機材・水等の供給のとりまとめ □市民等による電話問合せ等への対応

第3 救護所における医療救護対策実施のめやす

項目	手順その他必要事項
設置場所	□６国保診療所・峰山中学校、網野中学校及び旧宇川中学校の９箇所のうち設置可能な施設 □必要に応じて災害現場その他本部長（市長）が必要と認めた場所
活動体制	□救護所１か所に対して、原則として医師２名以上が出動する。 □医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じてそのつど定めるが、おおむね災害発生の日から 14 日以内とする。
医療救護のめやす	□傷病者の傷害等区分の判別（トリアージ） □市立病院・後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 □傷病者に対する応急処置、転送困難な患者、軽症患者等に対する治療 □死亡の確認及び死体の検案
助産救護のめやす	□対象者は、災害のため助産の途を失い、災害発生の日又は以後７日以内に分べんした人とする。被災の有無及び経済力の如何を問わない。 □救護の範囲は分べんの介助、分べん前・分べん後の処理、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の支給とする。
こころのケア対策について	□府並びに関係機関・団体等と連携し、巡回精神医療救護班を編成し、指定避難所に在住する被災者や自宅周辺に滞在する市民へのこころのケア対策に努める。 □市峰山本庁舎内に設置される災害時総合相談窓口を通じて行う。
経費の負担について	□災害救助法の適用を受けた場合は府負担（限度額以内）とする。 □その他の場合は市負担とする。

第4 市立病院等高度医療機関確保手順のめやす

項目	手順その他必要事項
市立病院等災害時地域中核病院の確保	□被災状況の把握 □患者緊急受入れのためのベッド、要員確保要請 □災害時救急医療機能を果たすために供給が必要な物資等の把握（医薬品、医療用資機材、診療材料、医療用ガス、水、燃料、通信手段等） □上記事項に関する市本部への通報要請 □外来患者受付の中止要請 □その他災害時救急医療機能を果たすために必要な措置

項目	手順その他必要事項
後方医療機関の確保 ※丹後保健所を通じて	□基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）、丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）等への受入れ要請 □指定外で受入れ可能な総合病院・専門病院への受入れ要請 □近接府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、福井県）への受入れ要請 □その他都道県への受入れ要請 □府に対する連絡が困難な場合は、国又は該当都道府県もしくは各病院に直接要請する。この場合、事後速やかに府に報告する。

第5 重症者等搬送手順のめやす

項目	手順その他必要事項
被災現場から拠点救護所までの搬送	□消防署部及び消防団部が、警察署、区、ボランティア等の協力を得て車両もしくは担架による搬送を実施する。
救護所から市立病院等災害時地域中核病院及び後方医療機関（収容医療機関）への搬送	□消防署救急車の配車・搬送 □消防署以外の救急車類似車両を市立病院に集結させ搬送 □市有車又は各救護所担当職員が使用している自動車により搬送 □府、民間航空事業者に要請しヘリコプターを可能な限り多数確保して搬送
その他の留意事項	□消防署部及び消防団部は、関係各部の協力を得るとともに、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、日々刻々変化する市内の道路状況に関し「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布するよう努める。 □搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう、医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替用）等必要な物資の補給活動に活用するよう運用に留意する。

第6 医薬品･資機材等の確保

1 確保すべき医薬品・資機材のめやす

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後３日間	輸液、薬品、診療材料、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	３日目以降	輸液、薬品
慢性疾患用	指定避難所開設が長期化する頃（８日目以降をめやすとする）	慢性疾患患者等への対応

2 対策実施手順のめやす

項目	手順その他必要事項
医薬品・医療用資機材等の確保・供給	□各医療救護班が医療・助産救護のために使用する医療器具及び医療品、医療用ガス等が不足したときは、納入業者に協力を要請するほか薬剤師会、丹後保健所等と連携し補給を行う。 □輸血用血液が必要な場合については、丹後保健所を通じて、日赤府支部（府赤十字血液センター）などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。
水の確保・供給	□水は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため市立病院等災害時地域中核病院については、災害発生後ただちに水の確保状況を照会し、水の供給に万全を期する。

項目	手順その他必要事項
電気の確保・供給	□電気は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、電気の供給が停止した場合、関西電力送配電株式会社が最優先で通電再開を行うよう、あらかじめ救護所の設置状況、市立病院等災害時地域中核病院について、その旨要請しておく。 □市立病院等災害時地域中核病院については、災害発生後ただちに市が電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は関西電力送配電株式会社に対し、移動電源車の出動を要請する。 □市立病院等災害時地域中核病院から要請があった場合は自家発電機用の燃料の供給を行う。
電話その他の通信手段の確保・供給	□電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に市立病院等災害時地域中核病院に関して、電話の使用が困難になった場合は、ＮＴＴ西日本株式会社に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

第7 こころのケア対策実施上の基本的考え方、基本指針

1 基本的考え方

●1995年１月阪神・淡路大震災の経験は、地震により身体的な外傷を受けなかった住民も含め、被災地のすべての住民が何らかの心的外傷を負うということを改めて明らかにした。

●また精神科治療中の患者や治療歴のある患者の症状を急激に悪化させること、さらに復旧活動に従事した職員や被災地外からかけつけたボランティアに「抑うつ状態」や「燃え尽き症候群」などが発生することを明らかにした。

●こころのケア対策については、初期段階における適切な措置と、その後の長期的なケアサービスの実施により、かなりの割合で「心的外傷体験」が「心的外傷後ストレス障害」（Ｐost Ｔraumatic Ｓtress Ｄisorder ）といわれる精神障害にまで悪化することを防止できることがわかっている。

●しかし同時に、被災地においては一般市民だけでなく「こころのケア対策」に関する専門家自身も被災者となる。医療救護対策と同様、災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な救援サービスニーズと市域の有する専門的救護サービス供給能力低下というアンバランスな条件下で「立ち上げ」を行わざるを得ないという困難な問題を抱える。

これらのことから、以下の基本指針を設定する。

2 基本指針

●こころのケア対策を必要とする対象者は、被災した市民及びボランティアを含む救援活動従事者すべてとする。

●可能な限り迅速かつ全域的なサービス供給体制をもって精神科救急医療救護活動を実施する。

●「心的外傷」に関する啓発活動を行い全体としての「精神障害発症例」の最小化を図る。

●広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく応援受入れ体制と医療連携ネットワークを確立する。

●長期的なこころのケア対策実施体制を確立する。

第２章　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ **救護厚生部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 要配慮者救援対策に関する基本的考え方、基本指針

1　要配慮者の救援対策は、一般健常者に対する救援対策に優先して実施する。

2　日本語を解しない外国人向けの救援対策が周知徹底されるよう、通訳・翻訳ボランティアを確保し、広報・広聴活動に万全を期する。また、食生活文化上の相違による二次的災害が発生しないよう配慮するよう努める。

3　市は、対策の実施にあたって、各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、民生児童委員、市内社会福祉施設等福祉関係者に加え、他市町村・都道府県、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等にも広く協力を求める。

4　市民・事業所に対して、市・府等行政機関の行う、要配慮者救援対策の優先的な実施について、迅速かつ適切な広報活動を展開し理解を求めるとともに、介助ボランティアその他の参加協力を要請する。

5　洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直前・直後の緊急措置 （～７日目）	□要配慮者の安否確認・所在把握 □指定避難所その他所在地における応急的な介助支援 □要配慮者専用避難所の確保並びに必要な移送措置 □要配慮者専用施設の確保並びに必要な移送措置 □指定避難所その他所在地における設備の補修・新設 □要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 □要配慮者向け住宅供給の推進 □要配慮者向け広報活動並びに相談業務 □必要な場合の関係機関等連絡協議会の設置・運営
指定避難所開設期間 （８日目～28 日目）	□指定避難所その他所在地における設備の補修・新設 □指定避難所その他所在地における巡回ケアサービス □要配慮者専用避難所の確保並びに必要な移送措置 □要配慮者専用施設の確保並びに必要な移送措置 □要配慮者向け住宅供給計画の作成並びに建設等 □要配慮者向け広報活動並びに相談業務 □設置した場合の関係機関等連絡協議会の運営
指定避難所閉鎖以降 （29 日目～）	□仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス □長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置並びに平常時地域福祉システムへの移行計画の検討 □その他要配慮者に関する広報活動並びに相談業務 □設置した場合の関係機関等連絡協議会の運営

第２節　計画の内容

第1 避難行動要支援者等救援対策実施体制

1　市・関係機関・協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市	□避難行動要支援者の避難誘導及び安否確認並びに安全確保 □災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やＮＰＯ・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。 □避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。 □指定避難所その他所在地における介助支援の実施 □避難行動要支援者専用避難所及び避難行動要支援者専用施設の確保並びに移送その他必要な措置の実施 □指定避難所その他所在地の設備の補修・新設 □指定避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 □災害時総合相談窓口の設置・運営 □避難行動要支援者向け住宅供給ニーズの把握 □その他市民との対応 □関係機関等連絡協議会の設置・運営
府	□避難行動要支援者等救援対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 □避難行動要支援者専用避難所及び避難行動要支援者専用施設の確保のための支援 □精神障がい者の安否確認、安全確保並びに介助支援に関して必要な措置 □人工透析対象者その他難病患者の安否確認、安全確保並びに介助支援に関して必要な措置 □災害時の手話通訳、外国語通訳、翻訳ボランティア確保のための各団体との連絡等支援 □災害救助法に基づく避難行動要支援者向け住宅供給計画の作成並びに建設 □市が行う避難行動要支援者向け広報活動並びに相談業務に関する協力 □その他市が行う対策に関する全面的協力
国・防災関係機関等	□避難行動要支援者等救援対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 □避難行動要支援者専用避難所及び避難行動要支援者専用施設の確保のための支援 □その他府・市が行う対策に関する全面的協力
市社会福祉協議会その他要配慮者支援関係団体・事業所等	□ボランティアセンターの開設・運営 □避難行動要支援者の安否確認並びに安全確保に関する協力 □指定避難所その他所在地の介助支援への協力 □避難行動要支援者専用避難所及び避難行動要支援者専用施設の運営並びに移送その他必要な措置の実施の協力 □被災者からの介助支援依頼への最大限対応 □市が行う避難行動要支援者向け相談業務に関する協力 □その他国・府・市が行う対策に関する全面的協力

名称区分	役割のあらまし
自治会・自主防災組織・ＮＰＯ・ボランティア等	□地域における避難行動要支援者の安否確認並びに避難の支援 □指定避難所その他地域における介助支援 □避難行動要支援者専用避難所及び避難行動要支援者専用施設への移送その他必要な措置の実施への協力 □ケア制度その他行政等支援メニューの説明 □行政サービス各種申込書の配布 □その他避難行動要支援者等救援対策に必要な措置 □市・各防災機関・関係団体等との連絡・協議

２　関係機関等連絡協議会

市は、市社会福祉協議会、府・国・協力団体・市民と連携・協力し、避難行動要支援者等救援対策を統一的かつ適切に行うため、必要に応じて関係機関等連絡協議会を設置する。あわせて、各救援対象区分別に関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。関係機関等連絡協議会の事務局業務は救護厚生部福祉救援班が行う。

第2 高齢者、障がい者、乳幼児向け救援対策上配慮を要する点

１　高齢者

□高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、ボランティア等の協力も得て、指定避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。

□高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。

□管内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に努める。

□高齢者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合市町村間及び他府県との調整には府があたる。

□高齢者の健康管理には特に留意する。

□指定避難所及び仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

２　障がい者

□指定避難所設営のための資材として、誰もがわかりやすいサイン（案内表示）、障がい者用トイレ、車椅子などの福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ速やかに指定避難所に提供する。

□手話通訳者等のボランティアの協力を得て、個別ルートも含め視覚障がい者や聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。

□指定避難所及び在宅障がい者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。

□管内の障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に努める。

□障がい者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の障がい者福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合市町村間及び他府県との調整には府があたる。

□障がい者の健康管理には特に留意する。

□指定避難所及び仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消や障がい者用トイレの設置など障がい者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

3　乳幼児・児童

□ほ乳びん、粉・液体ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。

□指定避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。

□要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。

□児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。

※　資料編６－３－１　社会福祉施設等の現況

4　妊産婦

□妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。また、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。

□府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。

□健康管理には特に留意することとし、府と連携し、「第４部第３章第３節避難者健康対策」により対策を講じる。

□助産を実施する場合は、「第４部第１章医療助産計画」により対策を講じる。

5　外国人

□大規模災害発生時には、「京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定」に基づき、府及び公益財団法人京都府国際センターが市及び京丹後市国際交流協会等と連携・協働し、外国人住民への支援を円滑に実施できる体制を整える。

□府及び京丹後市国際交流協会との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。

□府及び京丹後市国際交流協会の連携のもとに、広報・広聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。

□指定避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

□在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

※　資料編６－２　　指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

※　資料編６－３－３　浸水想定区域内の要配慮者利用施設

第３章　避難所開設・運営計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 救護厚生部 ） ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 避難所の開設･運営に関する基本指針

1　市は、災害の状況により必要に応じて、災害から緊急に逃れるための指定緊急避難場所、要配慮者を受け入れるための福祉避難所、一定期間滞在するための指定避難所（この章で「避難所」という。）を開設し、それぞれ避難者（被災するおそれのある人、被災者、帰宅困難者等）を収容保護するとともに、自治会等が自主的に運営する地区避難所の開設を要請する。避難所が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。この場合、災害の状況に応じ土砂災害や浸水害のおそれのない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

大規模災害などにより要配慮者のために必要がある場合は、被災地以外の地域にあるものも含め、民間の賃貸住宅、旅館、ホテル等を借り上げて実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確保に努める。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

2　市は、市が開設する避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

3　災害救助法による指定避難所の開設期間は発災後１週間（７日間）とする。総合的な復旧対策、救援対策の実施により逐次退所できるよう促進し期間内に完了するよう努める。

ただし、大規模災害発生時においては、発災後４週間（28 日間）以内を目標とする。４週間を超え長期化する見込みの場合もしくはその後に必要となる住宅に関する救援措置は、仮設住宅の建設等応急的な住宅供給により行う。

4　市が開設する避難所の実務は、市支部所属職員が必要に応じ、自治会、自主防災組織、避難者などの関係者と相互に協力して行う。

ただし、災害の状況により指定避難所となった施設の学校教職員は、指定避難所開設当初１週間をめやすとして、市職員に協力し、指定避難所の運営要員となる。

5　避難所ごとに収容されている避難者にかかる情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者等に係る情報の把握に努め、府等へ報告を行う。なお、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、情報の把握に努めるものする。

また、在宅避難者等については、高齢者、障害者等多様な特性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、平常時から把握している情報や被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提出するものとする。

6　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

7　発災直後避難者の受け入れにあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等の要配慮者を優先し、夏は涼しいところ、冬は暖かいところ、トイレに近いところを確保する。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

２日目以降の高齢者、障がい者、傷病者の収容については、可能な限り専用避難所もしくは専用施設等へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。

8　避難生活の長期化による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化や生活環境の激変に伴う心身の変化に対しては、迅速に対応し避難者の健康保持を図る。

9　市は、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ市と自治会の負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールなどを提示した避難所運営マニュアルを作成する。

10　指定避難所開設期間中に必要となる業務は、可能な限り自治会等もしくは避難者自身による。そのため、区長等もしくは避難者の代表者からなる指定避難所運営委員会を結成するよう要請する。その際、避難所運営マニュアル等を参考として役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意する。また、女性の参画の促進に努めるものとする。

11　指定避難所が不足する場合には、府並びに関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。

12　大雪時における避難所の開設、運営管理等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第3 市･関係機関･協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市	□避難所開設・運営要員の派遣、各種記録の整備 □避難所の管理、入所者の保護、入所者向け救援サービスの実施 □避難所内における各種情報の提供、広報活動の実施 □必要な場合の発災後５日以内の指定避難所開設期間延長の府への要請 □避難所開設・運営のための資機材、生活救援物資等の確保・供給 □必要な場合の指定避難所施設利用に関する強制命令の府への要請
府	□市の要請に基づく指定避難所開設期間の延長承認（災害救助法による） □市の要請に基づく指定避難所開設・運営のための資機材、生活救援物資等の確保・供給 □市の要請に基づく指定避難所施設利用に関する強制命令の執行 □スムーズな指定避難所縮小・閉鎖のために必要な業務に関する支援 □市がその機能を発揮できない場合の権限代行 □その他市が行う対策に関する協力
警察署	□指定避難所における秩序の安定 □その他市が行う対策に関する協力
国	□災害救助法による指定避難所開設・運営のために必要な手続きの実施 □府の指定避難所開設・運営のための資機材、生活救援物資等の確保・供給に関する支援 □スムーズな指定避難所縮小・閉鎖のために必要な業務に関する支援 □その他府・市が行う対策に関する全面的協力
ライフライン事業者等防災関係機関	□指定避難所における通信手段の確保に関する協力（公衆電話の設置含む） □指定避難所における電気、水道、ガス、水道の優先的応急復旧の実施 □スムーズな指定避難所縮小・閉鎖のために必要な業務に関する支援 □その他府・市が行う対策に関する協力
学校教職員、ＰＴＡ保護者会、学校医	□指定避難所開設初期及び閉鎖期における必要な業務の実施協力 □指定避難所における「応急教育」「こころのケア」「健康管理」等児童・生徒向け救援対策の実施に関する協力 □その他指定避難所の開設・運営に関する協力

名称区分	役割のあらまし
市社会福祉協議会その他被災者支援団体	□各種ボランティアの確保 □その他指定避難所の開設・運営に関する支援 □スムーズな指定避難所縮小・閉鎖のために必要な業務に関する支援
区長等	□指定避難所開設初期及び閉鎖期における必要な業務の実施協力 □指定避難所運営委員会の結成等指定避難所の管理・運営に関する協力 □入所者の要望、意見のとりまとめ □その他入所者と、市本部・支部、関係機関・団体等との連絡・調整

第２節　避難所の開設・運営及び閉鎖

第1 開設･運営手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
避難所の開門等	□避難所の開設は、原則として、本部長又は支部長の指示により行う。 □突発的な災害の発生により必要な場合は、支部職員又は居あわせた当該施設所属職員（学校教職員を含む）が施設入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。 □すでに避難者が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館や大会議室など広いスペースに誘導し避難者の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱防止に努める。
要配慮者優先スペース及びその他居住区域の割り振り	□避難した市民の受入れスペース（教室）の指定にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等の要配慮者を優先し、夏は涼しいところ、冬は暖かいところ、トイレに近いところを確保する。 □事情の許す限り区長等の協力を得て地域ごとに教室（スペース）を割り当て、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。 □各居住区域は、適当な人員（20 人程度をめやすとする。）で編成し居住区域ごとに代表者（班長）の選出及び庶務当番（順位）の決定を行うよう要請する。
指定避難所利用マナーの徹底	□指定避難所滞在者に対しては特に要配慮者最優先ルールの徹底を図る。 □夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10 時以降）は行わない、室内照明は、夜間（10 時以降）は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し徹底する。
指定避難所開設第１報の支部への報告、指定避難所内事務室の開設	□庁内ＬＡＮ、電話（ＦＡＸ又は口頭）もしくは伝令により避難所開設の旨を市支部に報告する。 □指定避難所内に事務室を速やかに開設し「事務室」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、指定避難所運営の責任者の所在を明らかにする。 □指定避難所の運営に必要な用品（ノートパソコン、指定避難所指定地区住民名簿、避難者カード、指定避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を確保する。 □市本部は、府丹後広域振興局、警察署等関係機関に対して、下記の事項をめやすとして、開設の状況を連絡する。 □指定避難所開設の日時 □場所、施設名 □収容状況及び人員 （□開設期間の見込み） □市内に収容余力がない場合は、府知事に対し非被害地もしくは小被害地である

項目	手順その他必要な事項
	他市町又は隣接県地区への移送を要請する。
避難者名簿の作成	□避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。 □指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。 □避難者名簿を基に、できる限り早い時期に避難者収容記録簿を作成し、指定避難所運営のための基礎資料として事務室内に保管する。また本部へ報告する。
指定避難所運営委員会の結成要請	□指定避難所開設期間中に必要となる業務は、可能な限り被災者自身により行う体制を確保する。 □代表者により構成する指定避難所運営委員会の結成を要請する。 □指定避難所運営委員会に対し指定避難所の閉鎖に向けて市が行う各救援対策・復旧対策の計画立案のための基礎資料の収集、進捗状況等に関する情報の周知徹底等について、市民の取りまとめ役となるよう要請する。
生活環境	□避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。 □食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。なお、トイレの設置にあたっては、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラ―等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。 □プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。 □避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。 □必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、獣医師会等とも連携のうえ検討し、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 □避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
避難場所の運営における女性の参画	□避難所の運営における女性の参画を推進する。 □男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 □男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定。 □女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるもの。 □女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布。 □男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による安全性の確保。

項目	手順その他必要な事項
女性や子供等の安全への配慮	□指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生の防止 □女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努める。 □トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するよう努める。 □性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。 □警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
食品、生活必需品の請求、受取り、配布	□責任者となる職員は、指定避難所全体で集約された食品、生活必需品、その他物資の必要数のうち不足分については、支部に報告し調達・供給を要請する。 □到着した食品や物資を受取った時は、そのつど指定避難所物品受払簿に記入の上居住区域ごとに配布を行う。
要配慮者・病人等の専用避難所等への移送	□２日目以降の高齢者、障がい者、傷病者の収容については、可能な限り専用避難所もしくは病院等へ移送する。 □やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。
ホームレスの受入	□市は、避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。
在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等への配慮	□食料等必要な物資の配布 □保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供 □正確な情報の伝達 □在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点の設置
指定避難所の運営状況及び運営記録の作成	□責任者となる職員は、指定避難所の運営状況について、１日に１回午前 10 時までに市本部に報告する。 □指定避難所の運営記録として、指定避難所日誌を記入する。 □本部長に対する報告は、救護厚生部が正午までに取りまとめて行い、傷病人の発生等、特別の事情のあるときそのつど必要に応じて報告する。
新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応	□ 市は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。 □ 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携や、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するなどして、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 □ 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。 やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。
その他	□指定避難所開設期間中は事務室に市職員を常時配置する。 □指定避難所は、市各部・支部及び関係機関等の行う応急対策・復旧活動の拠点

項目	手順その他必要な事項
	ともなるが、指定避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は各指定避難所責任者が行う。 □災害の状況により指定避難所となった施設の学校教職員は、指定避難所開設当初１週間をめやすとして、市職員に協力し指定避難所の運営要員となる。ただし、８日目以降当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で協力を要請することができる。 □小学校・中学校・高校を指定避難所として使用する場合については、指定避難所の円滑な運営並びに学校再開等の観点から以下の施設を使用しないよう徹底する。 □校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品等がある特別教室等（学校の教育機能及び指定避難所の安全管理機能確保の観点から） □保健室、和室等（病弱者、負傷者等保護及び医療活動の確保の観点から） □校庭（各部等の救援対策受入れのためのスペース確保の観点から） □市は、府知事より他市町村からの被災者受入れのための指定避難所開設の指示を受けた場合は、府の計画の定めるところにより積極的に行う。 □ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう府「ペットの同行避難ガイドライン」に基づきルールを作成する。 □災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第2 縮小･閉鎖の手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
縮小・閉鎖方針の検討、作成	□ライフラインの復旧状況、営業店の再開の状況、応急仮設住宅の建設状況等を総合的に勘案し、入所者が自立した生活を再建することができると判断できる場合は、指定避難所の漸次縮小、閉鎖時期、閉鎖手順等の指定避難所縮小・閉鎖方針を検討し作成する。 □指定避難所の閉鎖時期については、応急仮設住宅、公営住宅の空き家等入所者の居住先がおおむね確保できる時期をめやすとして決定する。
縮小・閉鎖方針の決定	□縮小・閉鎖方針の決定は本部長又は支部長が行う。 □決定にあたっては、指定避難所管理者及び指定避難所運営委員会等入所者との事前協議を十分に行う。
指定避難所管理者及び指定避難所運営委員会等入所者との閉鎖に向けた手順の協議、実施	□閉鎖に向けた問題点を協議し残務整理全般について調整する。 □生活困難者への配慮事項、市本部への要請事項等の集約 □自立支援サービスに関する情報の提供 □夜間の巡回等防犯・防火その他秩序維持業務の実施手順の作成 □指定避難所として使用した施設が本来の機能を再開できるよう後始末し引き渡すために必要な業務の実施手順の作成 □指定避難所撤収後の生活再建がスムーズに行われるよう入所者への個別面談、情報・資料提供を十分に行う。
運営業務全般の残務整理及び閉鎖	□残った救援物資の整理を行い、市支部へ返却する。 □避難者名簿等指定避難所の運営に係る記録類を整理し市支部へ返却する。 □使用した施設・設備を元に戻し、清掃した上で指定避難所を閉鎖する。

※ 資料編６－２ 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

※ 資料編６－３－３ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

第３節 避難者健康対策

第1 健康対策に関する基本指針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

第2 健康対策支援活動の実施

被災者の健康問題に対応するため、市と府は保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

１ 支援体制の企画・調整

□保健活動に関する情報収集等の実施

□被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整

□居宅及び避難所の支援体制の確立

□派遣支援者へのオリエンテーションの企画・実施

□関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有

□支援者の健康管理としての、心身の疲労状況の把握及び必要に応じた対処

□必要物品・設備の点検、整備及び調整

２ 活動内容

時期	活動内容
概ね災害発生後 ２４時間以内 （初動体制の確立）	□保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集 □災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保の実施 □統括保健師の設置 □丹後保健所との情報共有及び連携
概ね災害発生後 ７２時間以内 （緊急対策期）	□被災地の健康被害状況に基づき、府を通じて国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備 □被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状況などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定 □避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防 □医療・看護・介護チーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備 □感染症、エコノミークラス症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供
災害発生後概ね ３日から２週間 （応急対策期　避難所が中心）	□新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援 □避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意するとともに、派遣チーム・専門家チーム等との十分な連携及び情報の共有
災害発生後概ね ２週間から２か月 （応急対策期　避難所から仮設住宅入居まで）	□避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法についての検討及び実行 □避難所から仮設住宅入居又は自宅へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境の支援 □被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施 □連絡調整員（精神保健福祉相談員や保健師等により構成）を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。

時期	活動内容
災害発生後概ね２か月から１年まで（復旧・復興対策期）	□新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援 □健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防 □応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画及び実施
災害発生後概ね１年以降（復興支援期）	□住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援 □被災自治体職員や外部支援者へのこころのケアと健康管理の継続的実施

第3 精神保健対策の実施

1　医療を必要とする避難者への対策

□府は、医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、丹後保健所に精神科救護所を設置（必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）する。また医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し各指定避難所等において巡回診療を行う。

□市は、丹後保健所に精神科救護所が設置された場合、府と連携のもと、対応する。

□府は、医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。情報センターは、当該センターに集約された情報を丹後保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

2　被災体験、指定避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

□府は、精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、知識の普及・啓発、巡回相談の実施、相談電話の設置、アルコール問題等への対応について、検討・実施する。

□府は、専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

□災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められる者に対して、市が、府に派遣要請し必要と認められたときは、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）が派遣され、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行う。

第４節　広域避難

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本方針

市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、広域避難の必要があると認めるときは、府内他市町村または府に対し、居住者等の受入れについて協議する。

第3 広域避難

項目	手順その他必要な事項
府内における広域避難	□府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議する。 □府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助

	言を求めることができる。 □府内他市町村から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。
府外における広域避難	□他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。 □府外からの広域避難先として、府から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。
居住者等に対する情報提供と支援	□市は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。 □広域避難を受け入れたときは、当該市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第５節　広域一時滞在

第１ とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第２ 対策実施に関する基本方針

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府に報告の上、住民の受入れを協議する。

第３ 広域一時滞在

項目	手順その他必要な事項
府内における広域一時滞在	□府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議する。
府外における広域一時滞在	□府に対し具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。
他の都道府県から協議を受けた場合	□府から協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。
被災住民に対する情報提供と支援	□被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備し、その生活支援に努める。

第６節　被災者への情報伝達活動

第１ 情報伝達活動の基本方針

市は、被災者のニーズを十分把握し、役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、府と連携して、公衆無線ＬＡＮのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。

第2 情報伝達活動の実施

1　情報

□地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報

□安否情報

□ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況

□医療機関などの生活関連情報

□それぞれの機関が講じている施策に関する情報

□交通規制

□被災者生活支援に関する情報

第3 安否不明者等の氏名公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに救助活動の効率化・円滑化のため、府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。

第７節　車中避難場所対策

第1 車中避難対策の基本方針

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受け入れる。

第2 車中避難対策の実施

1　車中泊避難者数の把握

2　車中泊避難に係る情報提供及び連絡体制の確立

3　救援物資の提供及びトイレ等の生活環境の確保

4　エコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策

5　自宅への帰宅や指定避難所への移行の推進

6　車中避難場所の開設要請

第４章　観光客保護・帰宅困難者対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 商工観光部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 観光客保護･帰宅困難者対策に関する基本指針

1　「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

2　観光関係団体と連携し、駅周辺の一時滞在施設の情報提供

第２節　計画の内容

項目	手順その他必要な事項
観光客・帰宅困難者への広報	□発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報 □出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方に向かうことの広報 □災害用伝言ダイヤル（１７１）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
交通情報の提供・一時滞在施設の開設	□駅での情報提供 □駅構内・駅周辺の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の多言語により提供し、混乱を防止 □災害用伝言ダイヤル（１７１）、携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認の推進 □帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報 □一時滞在施設の開設 □帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設 □男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営 □一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供 □一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、要配慮者（高齢者・乳幼児・障がい者・妊産婦）の受け入れを優先
災害時帰宅支援ステーションの開設	□水道水・トイレ等の提供 □地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供
ホテル・旅行業者等に対する観光客への情報提供の要請	□必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。 □府と連携のうえ、府が京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との間で締結している「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

第３節　各機関、団体の役割

項目	手順その他必要な事項
市	□駅周辺の一時滞在施設の情報提供 □一時滞在施設の開設・運営 □観光団体との連携
府	□鉄道事業者等からの情報を収集し、府ホームページやきょうと危機管理ｗｅｂを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供 □緊急速報メールによる注意喚起 □帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） □避難誘導・交通規制 □災害時応援協定に基づく宿泊施設等の避難場所の提供
関西広域連合、隣接他府県	□府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） □他地域の道路状況・道路等の運行状況の情報提供 □主要駅での滞留者に係る情報提供 □帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者ＮＡＶＩ」の運用
近畿運輸局	□所管区域の総合的な交通の情報提供 □代替輸送の速やかな認可
鉄道事業者	□運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 □他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 □バス等による代替輸送手段の確保 □計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携
観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者	□ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供
ＮＴＴ西日本株式会社	□災害用伝言ダイヤル（１７１）の運用 □特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等放送報道機関	□観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）
大規模集客施設・ 駅等の事業者	□利用者を施設内や安全な場所で保護 □施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時的に安全な場所へ案内

※大雪時における鉄道輸送障害等による帰宅困難者対策については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

第５章　生活救援対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ **救護厚生部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 生活救援対策に関する基本指針

1　要配慮者等向けの生活救援対策は、一般健常者に優先して実施する。

2　水、食品、日用品その他物資の供給は、ライフライン機能や市内の商業サービス機能が復旧し、被災者が自ら確保することが可能となるまでの当面の緊急措置として実施する。また、供給活動の実施が各機能の復旧上の支障とならないよう、実施主体・方法、サービスの内容・種類・規模等について、十分留意する。

3　生活救援対策の実施にあたっては、り災証明書添付の要否、所得制限その他受給上の資格条件の有無、申し込み受付開始日（予定）、サービス支給開始日（予定）、り災証明書発行業務スケジュールを明らかにする。

4　各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・関係機関・関連業者・団体・専門家等に広く協力を求める。

5　対策の実施にあたっては、災害発生後２日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。また災害時総合相談窓口において、その趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努め、適切な生活救援対策の立案・実施に反映させる。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～７日目）	□備蓄物資等現在量の点検・確保 □当面の必要供給量の概数把握（推定） □府・国・業者等に対する最大限供給協力の要請 □指定避難所を拠点とする応急給水・食品・日用品等の緊急供給の実施 （要配慮者等最優先で当面対応） □り災証明書発行のための計画・体制の検討・準備 □生活救援対策に関する広報活動並びに相談業務
指定避難所開設中期 （８日目～21 日目）	□指定避難所単位の必要供給量の把握 □指定避難所を拠点とする応急給水・食品・日用品等の供給体制の確立（業者・団体等への委託で対応） □要配慮者等及び要援護被災者に対するサービス供給状況の点検・補充 □義援金配分のための事前準備措置 □り災証明書発行のための調査台帳の作成 □生活救援対策に関する広報活動並びに相談業務
指定避難所後期以降 （22 日目～）	□ライフラインや商業機能の復旧状況に則した、災害時救援物資等供給対策の段階的縮小 □義援金配分の実施 □り災証明書発行事務の開始 □生活救援対策に関する広報活動並びに相談業務

※　資料編６－８－１　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第２節　給水計画

第1 とりまとめ責任担当部　（　上下水道部　）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 給水計画に関する基本指針

1　災害発生直後においては、消火用水の供給及び病院・福祉施設等の緊急給水を最優先で行う。また、対策が必要な期間中を通じて優先的な供給に努める。

2　応急給水期間を最小限にとどめるため、上下水道部職員及び他水道事業体から派遣される応援技術職員等の要員は施設復旧活動に重点的に配置する。

3　被災した水道施設の応急復旧は、指定避難所開設期間（災害発生後 28 日間をめやすとする）中に完了させることを目標とする。そのため施設の復旧の進捗状況に応じて、応急給水供給量の段階的拡大を計画的に行う。

4　応急給水対策の実施にあたっては、拠点給水方式実施地域の名称、施設設置場所、利用時間その他利用上の留意事項、運搬給水方式実施地域の名称、給水車の巡回コース、給水実施場所、スケジュールその他のサービス実施方法を明らかにして行う。

5　水道施設からの給水が困難な断水地域に対しては、市が確保した車両及び応援派遣された給水車を集中的に投入・活用し、市職員・ボランティア等を中心とする要員が運搬給水を行う。その他各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・関係機関・関連業者・団体・専門家等に広く協力を求める。

6　対策の実施にあたっては、災害発生後２日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。また応急給水に関する市民からの問い合せ、要望等の取りまとめ役を被災地の区長もしくは代表となる住民に依頼し、適切な飲料水等供給対策の立案・実施に反映させる。

第3 市各部及び支部、関係機関･協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
上下水道部	□応急給水源の点検・確保・運営 □断水地域の把握 □要緊急給水地域・施設の把握及び緊急給水の実施 □拠点給水地域に関する応急給水計画の検討及び実施 □運搬給水地域・施設に関する応急給水計画の検討、協力要請・調整 □応急給水用資機材の確保
救護厚生部	□所管施設における拠点給水の実施に関する協力 □災害救助法関係事務のとりまとめ
総務部	□応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する広報 □応急給水用資機材・車両等の確保その他必要な協力 □井戸の活用
支部	□上下水道部の指示に基づく応急給水活動の実施、その他必要な協力 □応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する広報
各部共通並びに関係機関・協力団体等	□所管する施設及び所管業務に係る給水活動への協力
区長等	□応急給水及び水道施設復旧への必要な協力

第4 応急給水活動のめやす

1 応急給水供給目標量と給水方法

給水対象	供給量 人／日	時期区分(発災後)	給水方法
断水地域における一般利用者	3 ﾘｯﾄﾙ	3日目まで	□水道施設における拠点給水 □給水タンク車等による運搬給水
	20 ﾘｯﾄﾙ	4日目～10日目	□仮設給水栓の設置 □給水タンク車等による運搬給水
	100 ﾘｯﾄﾙ	11日目～21日目	□仮設給水栓の増設
	被災前給水量 (約250 ﾘｯﾄﾙ)	22日目～28日目	□各戸給水 □仮設給水栓の設置
病院・福祉施設等	必要量	水道復旧まで随時	□仮設送水管・給水栓の設置 □給水タンク車等による運搬給水
消火用水	必要量	水道復旧まで随時	―

2 応急給水用資機材の確保

上下水道部及び支部の車両及び資機材を確保し、応急給水活動に使用する。不足する資機材等の調達は、関係各部・機関、府その他地方公共団体、自衛隊、飲料関係事業所等の応援を求める。

3 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

病院、心身障害児・者救援サービス施設、介護老人保険施設等高齢者救援サービス施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無にかかわらず、上下水道部が関係各部、支部と連携しながら応急供給計画をたて、給水タンク車その他市車両の運用により最優先で行う。特に救急告示病院等災害時地域中核病院については、災害発生後ただちに、久美浜病院部、弥栄病院部、救護厚生部を通じて、水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期する。

4 井戸水について

被害地において水道施設がなく井戸等を使用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必ず井戸替え及び消毒を行ったものでなければ飲用に供してはならない。

また、井戸替え及び消毒は、塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ等を投入し（基準量の 10～20 倍使用）水が十分替わるまで汲み出し外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が 0.2mg／1 ﾘｯﾄﾙ以上検出されるようにする。

なお、生水を避け、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

※ 資料編６－５－１ 応急給水用資機材及び応急給水源
※ 資料編６－５－２ 市指定給水装置工事業者一覧
※ 資料編６－５－３ 井戸に対する塩素消毒薬注入量

第３節　食料供給計画

第1 とりまとめ責任担当部　（ **救護厚生部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 食料供給に関する基本指針

1　食料の供給は、市が行う。府は、市の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。

2　市及び府は、府地域防災計画一般計画編第２編第１９章第３節の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の通知に基づき市長が実施する。

3　食料の供給については、市が指定した地域内輸送拠点を経由して避難所等に輸送、供給する。

4　救援物資の支援要請は、国の物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））を活用する。

5　災害発生直後においては、病院・福祉施設等における緊急食料供給要請に対する対応及び要配慮者等に対する供給を最優先で行う。また、対策実施期間中を通じて優先的供給に努める。さらに、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

6　指定避難所となる小・中学校（跡施設含む）を供給拠点として、初期においては、炊出しもしくは備蓄保存食料の提供、中期以降については、弁当の提供もしくは炊出しにより食料の供給を行う。

7　応急的な食料供給業務を適切に行うとともに、市内における食料供給機能の早期復旧を促進するため、可能な限り市内ホテル・旅館、給食業者、外食レストラン、商工会等協定締結業者に対し、食材の調達、炊出し、弁当供給等業務委託を行う。

8　当該指定避難所周辺地域の食料供給機能復旧及びライフライン復旧の進捗状況に応じて、災害救助法に基づく食料の供給は縮小もしくは停止する。

9　その他各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・関係機関・関連業者・団体・専門家等に広く協力を求める。

10　対策の実施にあたっては、災害発生後２日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。

第3 給食に必要な米穀の確保

1　知事は、市長の要請に応じ、食品を実費であっ旋する。

2　市長は、市内の米穀小売業者から米穀の調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、府丹後広域振興局長を経由して、知事に要請する。

3　災害救助法が適用された場合、市長は、給食に必要な米穀の数量を知事に報告し、調達する。市長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。この場合、市長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

4　政府所有米穀の供給については、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、知事が行う。被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省農産局長に対して政府所有米穀の供給を文書等で要請することができる。この場合、市長は、連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。

5　食料の要請・調達・あっ旋等の連絡系統は府地域防災計画一般計画編第２編第１９章第３節に示されているとおりである。

第4 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～７日目）	□医療機関・福祉施設等への食料の緊急供給の実施（要請による） □指定避難所等各食料供給拠点における炊出しの実施 □要配慮者等最優先で当面対応 □炊出し実施が困難な場合は、保存食料の提供 □平常時食料供給機能の復旧支援 □大規模店舗等における電気・ガス・ＬＰガス・水道・電話の優先的復旧 □災害時広報活動における「開店情報」の伝達
指定避難所開設中期 （８日目～14 日目）	□指定避難所等各食料供給拠点における弁当の提供 □業者・団体等への委託で対応 □炊出し実施が可能な場合は炊出しの実施 □平常時食料供給機能の復旧支援 □食料供給対策実施に伴う業務委託 □「生活支援物資車両」としての認定 □仮設店舗の提供、緊急融資のあっせん等 □その他上記のうち必要な措置の継続
指定避難所後期以降 （15 日目～）	□ライフラインや商業機能の復旧状況に則した、食料供給対策の段階的縮小 □指定避難所における共同炊事設備の提供 □平常時食料供給機能の復旧支援 □上記のうち必要な措置の継続

※ 資料編３－３ 市備蓄の現況
※ 資料編６－６ 炊き出し予定施設一覧

第5 市各部及び支部、関係機関･協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
救護厚生部及び支部	□指定避難所等各供給拠点における供給体制の点検・確保 □備蓄保存食料・食材・弁当等の確保・供給 □炊出し実施のための機材・燃料等の確保・供給 □炊出し業務委託その他食料供給計画の検討及び協力要請・調整 □病院・福祉施設等の要請に基づく緊急食料供給 □要配慮者及び生活困難者に対する必要な支援措置 □共同炊事設備設置計画の検討及び協力要請 □災害救助法関係事務のとりまとめ
農林水産部	□救護厚生部の指示に基づく食材・機材・燃料等の確保・供給に関する協力
総務部	□応急食料供給活動及び食料供給機能復旧状況に関する広報
各部共通並びに関係機関・協力団体等	□所管する施設及び所管業務に係る食料供給活動への協力
区長等	□非常用持出し食料の確保（最低３日分程度） □その他応急食料供給及び食料供給機能復旧への協力

第6 応急食料供給対策のめやす

1 食料等の供給量のめやす

項目	1人当り1日量※下記のうちいずれか1つ	想定される時期
保存食料等の場合	食パン 200ｇ（約半斤）以内	発災後３日目まで
	缶詰弁当 ２～３缶	
	アルファ米 ２～３パック	
保存飲料水の場合	飲料水 ３リットル	
炊出し又は弁当の場合	米穀（精米） 600 グラム以内	被災地域の復旧状況により必要とされる場合で、指定避難所開設期間中
	弁当類 ２～３食	
乳幼児向	調整粉乳 150 グラム以内	
	液体ミルク １リットル	
病院・福祉施設への緊急供給	上記に準じて必要量	対策実施期間中随時

2 炊出し実施方法のめやす

(1)指定避難所等各食料供給拠点

当該学校施設の調理設備・要員・ランニングストック等を可能な限り使用する。また必要に応じて、飲食業組合、民間給食業者、ホテル・宿泊業者、外食レストランチェーン業者等に炊出し業務を委託する。

(2)その他炊出し拠点

災害対策活動従事者に対する食料の供給、病院・福祉施設等への要請に基づく緊急供給を行うため、救護厚生部は給食センター、保育所その他の施設に炊出し拠点を確保する。また各供給拠点における供給能力に不足のある場合は、これにより随時必要分を補充する。

(3)調達困難な場合

炊出し実施に必要な食材、燃料、機材、応援調理要員の確保が困難な場合は、府・国・自衛隊等に対し、応援を要請する。

3 供給対象者及び必要数把握方法のめやす

(1)供給の対象者

□指定避難所入所者

□住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者

□住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者

□旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食料を得る手段のない者

□災害応急対策活動従事者

(2)必要数把握の方法

□市本部・支部への被害情報による概数の把握

□救護厚生部が集計した指定避難所収容者名簿及び食料希望者名簿による把握
（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数）

□救護厚生部が支部、関係各部、関係機関、区等住民組織の協力を得て集計した在宅被災要配慮者数の把握

□総務部が各部の協力を得て集計した災害応急対策活動従事者の把握

（医療機関・福祉施設等を含む）

4　業者委託による弁当類供給方法のめやす

業者委託による弁当類供給にあたっては、以下の点について留意する。

□子供向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも三種類のメニューとし、また栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューを用意できること。

□自ら配送体制を用意できること。また、各食料供給拠点の対象者別必要数については、業者が各担当者よりそのつど聴取すること。

□食中毒等を起こすことのないよう衛生管理に万全な体制をとれること。

第４節　生活必需品等供給計画

第1 とりまとめ責任担当部　（ 救護厚生部、燃料と電源の確保は総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 生活必需品供給に関する基本指針

1　災害発生直後においては、病院・福祉施設等における緊急生活必需品供給要請に対する対応及び要配慮者等に対する供給を最優先で行う。また、対策実施期間中を通じて優先的供給に努める。さらに、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2　指定避難所となる小・中学校等を供給拠点として、初期においては一時的滞在のために最低限必要な身回品の応急的な供給を、また中期以降については、生活の自力再建を支援するために必要な生活必需品の供給を行う。

3　応急的な生活必需品供給業務を適切に行うとともに、市内における商業機能の早期復旧を促進するため、可能な限り市内大規模店舗、商工会等協定締結業者に対し、生活必需品の調達、供給等業務委託を行う。

4　当該指定避難所周辺地域の商業機能及びライフライン復旧の進捗状況に応じて、災害救助法に基づく生活必需品の供給は縮小もしくは停止する。

5　その他各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・関係機関・関連業者・団体・専門家等に広く協力を求める。

6　対策の実施にあたっては、災害発生後２日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～７日目）	□医療機関・福祉施設等への生活必需品の緊急供給実施（要請による） □救援物資の支援要請は、国の物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））を活用 □指定避難所等各供給拠点における備蓄・調達による供給実施 □要配慮者等最優先で当面対応 □平常時商業機能の復旧支援 □大規模店舗等における電気・ガス・ＬＰガス・水道・電話の優先的復旧 □災害時広報活動における「開店情報」の伝達

時期区分のめやす	手順その他必要事項
指定避難所開設中期 （８日目～14 日目）	□指定避難所等各供給拠点における業務委託による提供の実施 □平常時商業機能の復旧支援 □生活必需品供給対策実施に伴う業務委託 □「生活支援物資車両」としての認定 □仮設店舗の提供、緊急融資のあっせん等 □その他上記のうち必要な措置の継続
指定避難所後期以降 （15 日目～）	□ライフラインや商業機能の復旧状況に則した供給対策の段階的縮小 □指定避難所におけるの物資交換スペース等の提供 □平常時商業機能の復旧支援 □上記のうち必要な措置の継続

※ 資料編３－３ 市備蓄の現況

第4 市各部及び支部、関係機関･協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
救護厚生部	□指定避難所等各供給拠点における供給体制の点検・確保 □備蓄生活必需品等の確保・供給 □調達その他による供給計画の検討及び協力要請・調整 □病院・福祉施設等の要請に基づく緊急生活必需品供給 □要配慮者及び生活困難者に対する必要な支援措置 □災害救助法関係事務のとりまとめ
農林水産部	□救護厚生部の指示に基づく生活必需品の確保・供給に関する協力
総務部	□応急的供給活動及び商業機能復旧状況に関する広報
支部	□各部が所管する業務への所管地区におけるとりまとめ、協力
各部共通並びに関係機関・協力団体等	□所管する施設及び所管業務に係る生活必需品供給活動への協力
区長等	□非常用持出し生活必需品の確保（最低３日分程度） □その他応急的供給及び商業機能復旧への協力

第5 応急生活必需品供給対策のめやす

1 生活必需品の供給品目のめやす

項目	品目例	想定される時期
直後期 ※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資	□毛布、布団類（要配慮者用優先）、敷物（発泡スチロール製） □外衣・肌着（中古でもよい） □日用品（トイレ用紙・生理用品・紙おむつ） □冷暖房用品（ストーブ・扇風機等） □食器類（箸・コップ・皿・ほ乳瓶・缶切等）	発災後３日目まで
復旧期 ※当面の生活不安から解放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品	□外衣・肌着（新品に限る） □身回品（タオル・パンスト・靴下等） □日用品（トイレ用紙・ウェットティッシュ・生理用品・紙おむつ・ドライシャンプー・石鹸・洗剤・歯ブラシ・歯磨粉等） □冷暖房用品（ストーブ・扇風機等） □光熱材料（使捨てライター・カセットコンロ等）	被災地域の復旧状況により必要とされる場合で、指定避難所開設期間中

項目	品目例	想定される時期
病院・福祉施設への緊急供給	上記に準じて必要量	対策実施期間中随時

2　供給実施方法のめやす

(1)各生活必需品供給拠点

支部及び当該学校施設における備蓄物資等を使用する。また必要に応じて業者等に供給業務を委託する。

(2)広域的供給拠点

災害対策活動従事者に対する生活必需品の供給、病院・福祉施設等への要請に基づく緊急供給を行うため、救護厚生部は関係各部・各支部と連携し大宮社会体育館及び久美浜中学校に広域的供給拠点を確保する。また各供給拠点における供給能力に不足のある場合は、これにより随時必要分を補充する。

(3)調達困難な場合

必要な生活必需品の調達が困難な場合は、府・国・自衛隊等に対し応援を要請する。

3　供給対象者及び必要数把握方法のめやす

「食料」の規定を準用する。

第6 燃料の確保

1　重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者」という。）は自力で電力を確保できない場合、府へ燃料供給を要請する。

2　府は前号の要請を受けて、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給を行う。

第7 電源の確保

1　重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、府へ電力確保を要請する。

2　府は前号の要請を受けて、次の措置を講じるものとする。

(1) 重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力送配電（株）へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。

(2) 前号の優先復旧、臨時供給ができない場合又は時間を要する場合、（一社）日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを又は三菱自動車工業（株）等若しくは京都トヨタ自動車（株）等との協定による電気自動車等の貸出しを協定締結先の事業者へ要請する。

(3) 前号の発電機の貸出しができない場合、別に定める「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」による発電機等の貸出しを行政機関等へ要請する。

第５節　義援金配分計画

第1 とりまとめ責任担当部　（ **救護厚生部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本指針

1　緊急を要する救援対策業務完了後に「義援金配分実施スケジュール」を可能な限り迅速に作成する。

2　指定避難所開設期間中に申請受付及び給付実施等の措置を行えるよう、国・府・関係機関・協力団体等と連携・協力し、業務量の平均化と受給手続きの簡略化に努める。

3　対策の実施にあたっては、災害発生後２日目をめやすとして発行される「広報京丹後被災者支援情報」を通じて、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～７日目）	□必要な事前準備措置の検討
指定避難所開設中期 （８日目～21 日目）	□義援金配分実施スケジュールの作成 □広報活動並びに相談業務 □必要な事前準備措置の実施
指定避難所後期以降 （22 日目～）	□義援金配分の実施 □実施スケジュールに関する広報活動並びに相談業務

第4 市各部及び支部、関係機関･協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
救護厚生部	□義援金の配分のとりまとめ
総務部	□義援金の受入れ・保管 □り災証明書発行のとりまとめ □市ホームページ等を活用した広報
支部	□各部が所管する業務への所管地区におけるとりまとめ、協力
区長等	□支給実施スケジュールに関する広報協力

第5 義援金の配分

区分	手順その他必要な事項
配分方法の決定	□府地域防災計画に基づき行う。 □日赤府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする「義援金募集・配分委員会」が決定する。
配分の実施	□府の「義援金募集・配分委員会」において決定された義援金の配分基準をもとに、民生児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分する。
府に義援金募集・配分委員会が設置されない場合	□府の取扱いに準じて市に「義援金募集・配分委員会」を設置し行う。

第６節　り災証明書発行計画

第１ とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第２ り災証明書発行に関する基本指針

１　り災証明書の発行は市の把握する限りの資料により速やかに行う。ただし、大規模災害発生時におけるり災証明書の発行事務は災害発生後 22 日目以降開始を目標とする。

２　平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的な促進等に努める。

３　調査台帳（り災世帯名簿）作成作業及び証明書発行事務を円滑に行うため、関係各部の各種被害調査結果を基礎資料として活用する。

４　作業量等から判断して、期間内に達成することが困難であるときは、他部・他自治体・専門家ボランティア及び区長等協力団体の作業協力を得る。

５　対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。特に発行スケジュールについては災害発生後７日目までに発表し市民に周知徹底する。

第３ 大規模災害発生時における対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 （～７日目）	□被害甚大地域の把握及び全壊・流失家屋等の把握 □り災証明書発行のための調査手順、体制等の検討・準備
指定避難所開設中期 （８日目～21 日目）	□り災証明書発行スケジュールの公表 □関係各部の各種被害調査結果に基づく資料整理 □関係各部との被災調査・発行業務協力に関する連絡・調整 □り災証明書発行のための調査実施 □り災証明書発行のための調査台帳作成 □り災証明書発行のための実施計画、体制の検討・準備
指定避難所後期以降 （22 日目～）	□作業量等により必要な場合の上記の作業の継続 □り災証明書発行事務開始 □市民の苦情に基づく再度調査の実施 □その他市民対応

第４ 市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
総務部及び支部	□り災証明書発行のための調査台帳作成 □り災証明書の発行 □り災証明書発行に関する広報活動
各部共通	□所管業務に係る各種被害調査資料の提供 □総務部の指示に基づくり災証明書発行のための作業に関する協力
区長等	□り災証明書発行のための調査協力 □り災証明書発行に関する広報協力

第5 り災証明書発行のための調査活動等

1 実施体制

り災証明書発行のための調査及び調査台帳作成のためのチームの構成、各編成数、その他必要な事項については、事態に応じて適宜決めるが、おおむね以下のような体制で行う。

作業項目	チーム数	1チームあたりの構成員
庶務・連絡	1	職員　4名
調査台帳作成	1	職員　必要数
現場調査	必要数	職員　2名、その他要員　1名
苦情受付等市民対応	1	職員　4名

2 調査実施要領

作業項目	手順その他必要な事項
各種被害調査資料の整理による基礎的な台帳の作成	□人的被害は救護厚生部提供資料による。 □焼失程度、浸水程度は、消防署部・消防団部提供資料による。
現場調査の実施	□現地において調査し必要な項目を中心にチェックする。 □被災者の立会いを求めて行う。 □写真を撮影する。

第6 り災証明書の発行

1 実施体制

り災証明書発行のためのチームの構成、各編成数、その他必要な事項については、事態に応じて適宜決めるが、おおむね以下のような体制で行う。

作業項目	チーム数	1チームあたりの構成員
庶務・連絡	1	職員　4名
証明書発行業務	1	職員　必要数
現場再調査	必要数	職員　2名、その他要員　1名
苦情受付等市民対応	1	職員　4名

2 発行実施要領

作業項目	手順その他必要な事項
証明書の発行	□被災者の証明書発行申請に対し調査台帳により確認の上発行する。 □調査台帳により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、り災証明書を発行する。
証明の範囲	□災害対策基本法第2条第1号に規定する災害による被害について行う。 □住家被害（全壊・全焼、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊・半焼、準半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水） □人的被害（死亡、行方不明、重傷、軽傷） □非住家被害（全壊・全焼、流失、半壊・半焼、浸水）
その他留意事項	□り災証明書発行に係る手数料は、災害救助法適用災害の場合又は市長が必要と認めた場合は、徴収しない。 □発行数に制限は設けない。

※ 資料編4－5 被害程度の認定基準

※ 資料編7－9 調査表及びり災証明書様式

第７節　総合相談窓口開設計画

第1 とりまとめ責任担当部　（ **総務部** ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 災害時における総合相談窓口開設･運営の基本指針

1　電話による市民からの要望・問合せへの対応窓口、また来庁した市民等の受付役となるよう各支部に１ヶ所ずつ設置する。また、ワンストップサービスの実施に努めることにより各部（班）間のたらい回し等のトラブルを未然に防止することを期する。

2　電話による市民からの各地区の被害状況に関する通報を受け付けるとともに、その時点で未把握の被害状況、防災情報の収集を行う。

3　市民からの要望・問合せを種別、時間別等に集計・記録する。これにより各部が担当する応急対策活動、救援対策活動に関する被災者のニーズ（内容、量）を適切かつ迅速に把握するための「基礎情報」とする。

4　可能な限り、府・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請する。

5　市ホームページ内に「災害情報専用」サイト、「掲示板」の開設等を行い、来庁困難な市民へのサービス向上に努める。

第3 災害時における総合相談窓口の構成と事務分掌のめやす

区分	窓口担当員となる部・課	担当分野事項
総務部・衛生部所管サービス窓口	□総務部 □市民環境部 □議会事務局 □市民局	□非常時組織に関する相談 □防災関係機関との連携に関する相談 □電力、電話、ガス、鉄道施設に関する相談 □り災証明書の発行に関する相談 □税の減免等に関する相談 □災害ごみの処理等環境・衛生対策に関する相談 □議会の災害対策活動に関する相談 □担当窓口の明らかでない相談 □「災害情報専用」サイト、「掲示板」に関すること
救護厚生部・教育部所管サービス窓口	□健康長寿福祉部 □こども部 □医療部 □教育委員会 □市民局	□医療、救護対策に関する相談 □要配慮者救援対策に関する相談 □被災者救援対策に関する相談 □学校施設等対策に関する相談 □指定避難所運営に関する相談
農林水産部・建設部・上下水道部・商工観光部所管サービス窓口	□農林水産部 □建設部 □上下水道部 □商工観光部 □市民局	□浸水、土砂災害等の防止に関する相談 □道路交通対策に関する相談 □応急住宅対策に関する相談 □農林水産業等対策に関する相談 □商工・観光施設等対策に関する相談

第６章　住宅対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 建設部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 大規模災害時における住宅対策実施に関する基本指針

1　対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。

2　土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去を最優先で実施する。

3　修復困難なため解体するものについては、「がれき処分」計画との整合性をふまえ段階的かつ必要最小限の範囲内で行うよう所有者・関係機関・団体等の協力を求める。

4　仮設住宅建設、公営住宅空家の確保とあわせて民間賃貸住宅の供給を促し、迅速かつ相応量の住宅供給の確保に努める。

5　各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、住民の自主性及び民間活力の発揮に支障のない範囲で最大限の支援を行う。

6　対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
指定避難所開設期間 （～28 日目）	□建築物・宅地の被害状況の把握 □土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去 □災害救助法に基づく応急修理の実施 □応急仮設住宅の建設 □公営空家住宅の確保 □被災者向け相談業務
指定避難所閉鎖以降 （29 日目～）	□引き続き必要な場合の上記の措置の継続 □応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給 □民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） □被災者向け相談業務

第２節　応急仮設住宅の建設等

第1 とりまとめ責任担当部　（ 建設部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本指針

1　市及び府においては、平常においてあらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておくものとする。

2　公営住宅空き家の一時使用等により緊急に提供可能な既存住宅を最大限かつ迅速に確保する。

3　仮設住宅の建設は、一般災害については、市長が建設し、災害救助法を適用した災害については、知事が建設する。

4　高齢者や障がい者が居住する上でも、必要なユニバーサルデザイン仕様・規格・付帯設備等を備えた住宅を設定するとともに、その他対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。

5　応急仮設住宅の管理運営については、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じ犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討する。

6　各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

7　対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
指定避難所開設期間 （～28 日目）	□市営住宅の被害状況の確認・提供可能空家数把握 □市内外提供可能府営住宅空家数の把握 □その他公共住宅空家の提供可能数の把握 □暫時提供可能な民間保養所・社宅数及びホテル・旅館客室数の把握 （指定避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」として確保） □応急仮設住宅等入居希望状況の把握 □応急仮設住宅建設用地の確保 □応急仮設住宅建設業者・資機材等の確保 （レンタル・外国企業をも含む） □応急仮設住宅建設計画の決定及び建設開始 □罹災都市借地借家法に基づく地区指定 □災害都市復興基本方針に基づく地区指定等の措置 □民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置 □各総合相談窓口内における被災者の要望の把握、相談受付 □住宅対策に関する情報の市民への提供
指定避難所閉鎖以降 （29 日目～２年）	□引き続き必要な場合の上記の措置の継続 □応急仮設住宅の提供 □被災者への一時入居住宅の提供 □民間賃貸住宅のあっせん □指定避難所閉鎖後の入居待機者用施設（待機所）の確保及び提供

時期区分のめやす	手順その他必要事項
	□災害公営住宅供給計画の検討及び建設 □災害都市復興計画の策定及び事業の実施 □その他住宅供給促進のために必要な措置 □各総合相談窓口内における被災者の要望の把握、相談受付 □住宅対策に関する情報の市民への提供

第4 市･関係機関･協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市	□建築物・宅地被害状況に関する調査及び集計 □応急仮設住宅建設用地の確保・建設 □総合相談窓口の設置・運営、その他市民との対応 □融資制度その他行政等支援メニューの説明
府 国・防災関係機関等	□応急仮設住宅の建設（災害救助法適用時） □応急仮設住宅建設用地確保のための協力 □市が行う被災者相談業務に関する協力 □その他市が行う災害時住宅対策への協力
（一社）プレハブ建築協会、建設業協会、建築士会その他建築関係団体・事業所	□市・府が行う仮設住宅建設への協力 □被災者からの住宅建築依頼への最大限対応 □市が行う被災者相談業務に関する協力 □その他市が行う災害時住宅対策実施のための協力
区等	□被災者の復興まちづくりに関する意見の集約 □被災者住宅への調査時の立ち会い □行政サービス各種申込書の配布 □市・各防災機関・関係団体等との連絡・協議 □その他災害時住宅対策に必要な措置

第5 仮設住宅等被災者向け住宅の応急的確保のめやす

項目	手順その他必要な事項
仮設住宅等入居希望状況の把握	□指定避難所における調査 □各総合相談窓口における調査 □民生児童委員等による調査（高齢者・障がい者等）
仮設住宅建設用地の確保	□市所管公園の被災後の現況の把握 □その他市内未利用地の現況把握及び用地確保 （ → 各部・各支部・関係機関・その他管理者への協力要請）
一時入居住宅の確保	□市営住宅空家の現況把握及び確保 □市外公共住宅空家の確保（ → 府建設交通部等への協力要請）
入居待機者用施設の確保	□市内民間保養所・社宅・ホテル・旅館のうち提供可能なもの □集会施設等市施設のうち転用可能なもの （ → 各部・各支部・関係機関・その他管理者への協力要請）
被災者向け住宅供給計画案の作成	□総戸数及び募集区分別戸数案の作成 □面積・仕様・規格・付帯設備等案の作成 □供給実施計画案の作成

項目	手順その他必要な事項
府・国等との協議並びに協力要請	□仮設住宅用地（国・府有地等）の提供要請（ → 近畿財務局・府総務部等） □建設業者・資機材等メーカーの広域的確保協力の要請 （ → 府建設交通部・商工労働観光部・農林水産部等） □供給計画案の協議並びに供給実施計画決定（ → 府建設交通部） □一時入居住宅提供その他の協力要請（ → その他各部長・関係機関） □罹災都市借地借家法その他関係法規に基づく地区指定 （ → 府建設交通部・関係機関）
建設業者その他協力団体等への協力要請	□供給・あっせん等協力体制確立の要請 □供給実施計画案の作成に関する協力要請 □府・国との協議状況に関する情報の提供
総合相談窓口・支部・区等における申込受付等体制確立	□相談窓口担当職員・区長等への必要事項の周知並びに各種申込用紙類の配置 □市民からの入居申込・住宅提供申出等の受付 □市民からの相談・苦情等の受付
被災者向け住宅供給に関する広報活動の実施	□市による広報活動の実施 □報道機関に対する情報の提供及び報道要請を総務部に指示
住宅救援担当チームの編成	□被災者向け住宅供給実施計画に関する事務 □各部、各支部、防災関係機関、協力団体との連絡調整 □一時入居住宅、仮設住宅用地等の確保
応急仮設住宅の運営管理	□男女共同参画による適切な運営管理 □心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営 □生活者の意見を反映できるよう配慮 □男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保 □必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮

第３節　住宅の応急修理及び障害物除去

第1 とりまとめ責任担当部　（ 建設部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本指針

1　対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。

2　土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去は原則として自力で行う。ただし、生活困難者を対象として、災害救助法に基づき市（府知事の事務委任による）又は府が行う。

3　各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

4　対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (指定避難所設置期間中)	□土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去 □建築物の応急修理実施体制の確立 （業者・資機材及び必要となる用地の確保） □災害救助法に基づき市が行う応急修理作業実施計画の決定及び開始 □被災者が行う補修に対する支援メニューの策定
生活再建支援のための措置 (応急仮設住宅設置期間中)	□引き続き必要な場合の上記の措置の継続 □災害救助法に基づき市が行う応急修理作業の実施 □被災者が行う補修に対する支援メニューの提供 □建築物の応急修理に関する相談業務開始 □被災者が行う補修の業者への依頼あっせん

第4 市各部及び支部の役割分担

名称区分	手順その他必要事項
建設部	□土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去 □応急修理の実施 □市営住宅対策
総務部	□応急修理対象住家の所有権確認に伴う協力 □応急修理対策全般に関する広報 □区長等の連絡・調整に関する協力（支部を通じて）
救護厚生部	□生活困難者の認定に関する協力 □災害救助法関係事務のとりまとめ
支部	□各部が所管する業務への所管地区におけるとりまとめ、協力

第5 土砂･竹木等住家に流入した障害物の除去

土砂・竹木等住家に流入した障害物の除去は、府地域防災計画の定めるところにより行う。

対策種別	内容
自費除去	□被災者が自力（自費）で除去する。
除去費等の融資	□自力（自費）で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
災害救助法による除去	□自己の資力では困難な世帯のために市が除去する。 □選定にあたっては、民生児童委員等関係機関の意見を聞き、選定の上府支部を通じて府本部に報告する。

第6 被災住宅の応急修理

1 市又は府が行う被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された災害であり、被害状況等により必要があると認めた場合は府が行う。

なお、知事の通知に基づき市が行う場合の応急修理対策の実施手順等については、そのつど府と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとする。

(1)実施手順と主な措置

項目	手順その他必要な事項
市内建築関係団体等協力団体への連絡	□市が行う応急修理作業への協力要請 □被災者が行う補修依頼への最大限対応の要請 □市内被害状況に関する情報の提供 □市本部体制の現況に関する情報の提供

項目	手順その他必要な事項
市が行う被災住宅の応急修理	□応急修理実施希望の把握 □応急修理実施計画案の策定
各総合相談窓口・区等における申込受付等体制確立	□相談窓口担当職員・区長等への必要事項の周知並びに各種申込用紙類の配置 □市民からの応急修理申込受付 □市民からの応急修理全般に関する相談・異議・苦情等の受付
建築物応急修理対策チームの編成	□国及び府建設交通部・市各部・関係機関との連絡調整 □建設業協会等建築関係協力団体との連絡調整 □その他建物応急修理に関する連絡調整業務

(2)対象となる物件のめやす

□所得制限基準・収入基準その他経済的理由により自ら応急修理することが困難なもの

2　被災者が行う補修に対する支援

(1)区長等を通じた支援

融資制度等既存もしくは新規行政支援メニューの充実並びに資料・申込書の提供等。

(2)協力団体等を通じた支援

被災者の依頼に対する最大限対応の要請、交通規制除外等各種緩和・優遇措置等

3　市営住宅等の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合には、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

なお、府営住宅その他公営住宅については、それぞれ所管する府建設交通部、府住宅供給公社等が被害状況を緊急調査し迅速に応急修理する。

□市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。

□市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。

□市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第７章　文教等応急対策計画

第１節　学校応急対策計画

第1 計画の方針

1　とりまとめ責任担当部　　**（　教育部　）　※ 災害対策本部設置時の部名称**

2　大規模災害時における学校応急対策実施に関する基本指針

(1)指定避難所開設直後１週間については、児童・生徒等の安全確保と、地域における救援活動上の拠点施設としての必要な協力を最優先で実施する。

(2)市は学校教職員及び学校施設がその本来の役割である児童・生徒等のケア対策に専念し活用される状態に一刻も早く復するよう努める。

(3)市は学校長と協議の上、発災後 29 日目開始を目標として、学校の再開及び応急教育体制を確保する。この場合「児童・生徒のこころのケア」を適切に行えるよう北丹医師会、府（福知山児童相談所）その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。

(4)対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。

(5)各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県・団体・関連業者・専門家・ボランティア・市民・事業所等並びに区・ＰＴＡに広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速かつ混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

(6)対策の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

3　大規模災害発生後における対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
災害発生初期の緊急措置 （～７日目）	□教室を中心に被災者収容のための指定避難所開設準備等被災者の応急的受入れ措置に関する協力 □その他救援対策活動拠点としての施設の提供に関する協力 □校内被災個所・危険個所の点検・調査並びに当面必要な安全措置の実施（立入禁止措置等） □所属教職員の安否確認並びに動員の指示 □安否不明の教職員リストの作成 □児童・生徒の安否確認・所在の把握 □安否不明の児童・生徒リストの作成 □疎開児童・生徒リストの作成
指定避難所開設期間 （８日目～28 日目）	□指定避難所及び校区内在宅児童・生徒のこころのケア対策 □安否不明の児童・生徒に関する再調査 □疎開児童・生徒リストの作成 □被災校舎の補修並びに仮設校舎の建設 □学校再開及び応急教育計画の検討並びに実施体制の確立 ※教材類・要員等の確保 □学校再開及び応急教育計画に関する広報活動並びに相談業務
指定避難所閉鎖以降 （29 日目～）	□引き続き必要な場合の上記の措置の継続 □応急教育対策の実施 ※児童・生徒のこころのケア対策、平常時教育体制への移行中心に行う。 □疎開児童・生徒のアフターケア ※学校再開の連絡、その他必要な措置 □被災校舎の建替もしくは耐震補強計画の検討並びに実施 □応急教育体制に関する広報活動並びに相談業務

４　市・関係機関・ＰＴＡその他協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市教育委員会	□応急教育実施のための市内学校間応援要員の確保並びに応急教育対策実施計画の作成 □被災校舎の安全点検・被災状況調査の実施 □調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施 □代替校舎確保、仮設校舎建設等応急教育実施のために必要な施設提供 □教科書・学用品の調達・輸送並びに被災児童・生徒への配分 □災害救助法が適用された場合、教科書、文房具及び通学用品は市長が調査して府教育部へ報告し、府教育部の調整のもと調達、配分を実施 □災害救助法が適用されない場合、市教育委員会が被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から１か月以内に、府教育委員会を通じて（一社）教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。文房具及び通学用品については、市教育委員会が直接調査、調達、配分を実施 □就学奨励費（給食費等）の給付等の援助措置 □その他応急教育実施のために必要な措置 □応急教育に関する広報活動並びに相談業務その他市民との対応
府	□応急教育実施のための他市町村間応援要員並びに応急教育対策実施計画の作成に関する支援 □被災校舎の安全点検・被災状況調査に関する支援 □学校施設の応急的な復旧確保のために必要な支援 □府立学校授業料の納付期間延長又は免除 □その他市が行う対策に関して必要な支援協力
国・防災関係機関・協力団体	□応急教育実施のための応援要員、教材類の確保に関する支援 □その他応急教育実施のために必要な支援 □学校施設の応急的な復旧確保のために必要な支援 □その他市が行う対策への協力
学校教職員	□児童・生徒の安否確認並びに安全確保 □発災直後の学校施設被災状況に関する報告 □初期における指定避難所運営に関する協力 □指定避難所及び校区における児童・生徒のこころのケア・教育的ケア対策 □疎開先の児童・生徒への教育的ケア □登・下校路の危険個所把握並びに必要な措置 □応急教育計画案の検討並びに実施 □その他災害時における学校の役割に伴う必要な措置

名称区分	役割のあらまし
ＰＴＡ、学校医その他学校関係団体等	□児童・生徒の安否確認並びに安全確保に関する協力 □指定避難所における応急教育実施への協力 □指定避難所・校区における児童・生徒の健康維持、こころのケア対策に関する協力 □登・下校の安全確保のために必要な協力 □市が行う児童・生徒向け相談業務に関する協力 □その他市・府が行う対策への協力
区長等	□地域における児童・生徒の安否確認並びに指定避難所の運営に関する協力 □指定避難所における応急教育対策実施への協力 □その他市の行う対策に必要な協力

第2 災害警戒期にとるべき措置

1 災害のおそれがあるときの留意事項

□学校行事、会議、出張を中止する。

□児童・生徒の避難方法、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を検討する。

□市の教育委員会、警察署、消防本部（署）及び保護者への連絡網の確認を行う。

□勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

2 災害のおそれがあるときの役割

名称区分	役割のあらまし
教育委員会	□大規模な災害時に備え、危険物等の保安その他必要な危険防止措置（浸水危険のある地域においては、浸水防御措置を含む）の実施、常設消火器・階段・出入口・非常口等の定期的な点検・整備、災害時の応急教育、指導の方法などにつき明確な計画を立てるよう、学校長に対して指導助言する。 □災害が発生し又は発生するおそれがある場合、学校長に対し、気象及び災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。また、児童・生徒の集団下校・休校等の必要な措置を指示する。
学校長	□学校の立地条件などを考慮し、危険物等の保安その他大規模な災害時に危険と思われる箇所を点検し、常設消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検・整備する。また、災害時の応急教育、指導の方法などにつき明確な計画を立てておく。 □市等関係機関から気象及び災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達する。 □浸水危険のある地域においては、あらかじめ定める計画に基づき浸水防御措置をとる。 □自らラジオ、テレビ、インターネット等により気象情報、地域の被害状況等災害情報の収集に努める。また、災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。 □児童・生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。 □状況に応じて児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置をとる。

名称区分	役割のあらまし
教職員	□常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して災害防御のために必要な措置を行うとともに、応急教育体制に備える。

第3 災害発生初期の緊急措置

1 指定避難所設置に伴う学校としての協力のめやす

項目	手順その他必要な事項
指定避難所開設に関する協力	□被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。 □その後ただちに教室等の安全点検を行い被災者が一時滞在するための避難室を確保する。 □小・中学校及び高校においては、市支部にその旨連絡し、指定避難所運営担当職員の派遣を求める。
指定避難所運営に関する協力	□市の指定避難所運営担当職員もしくはその他の市職員が到着するまでの間、学校教職員を指定避難所運営に従事協力させる。 □従事協力期間は災害発生後１週間をめやすとする。
その他留意すべき事項	□被災者に対する応対に際しては被災直後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。 □高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児その他不自由な指定避難所生活に不適当な市民の所在を最優先で把握し、速やかに「スペース」の確保、専用避難所への移送その他必要な措置を講ずることができるよう努める。 □指定避難所運営は、学校教職員・市職員だけでは困難であることを念頭に置き、あらゆる局面で区長、ＰＴＡその他被災した市民の協力を得ることとし、「被災者はお世話されるだけの人」、「市職員、学校教職員及びボランティアはお世話する人」といった関係を作らないよう努める。

2 学校施設の被災状況の把握等

項目	手順その他必要な事項
学校教職員による校内被災個所・危険個所の点検等	□災害発生によりその必要があると認めた場合は、ただちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災個所・危険個所を把握する。 □可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。 □設備の被害状況とあわせて、市支部に報告し修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。
市による安全点検の実施	□市は、災害発生によりその必要があると認めた場合市内学校施設の安全点検、応急危険度判定等を実施する。 □必要に応じて、府・国等関係機関、市建設業協会・建設業者・建築士会その他協力団体等と連携・協力して実施する。

3 児童・生徒・教職員の安全確保もしくは安否の確認等

(1)在校時間中に災害が発生した場合

項目	手順その他必要な事項
発災直後の措置	□在籍の児童・生徒・教職員の安否を最優先で確認・把握する。 □発災後１時間以内にその時点で把握した限りの情報として、支部又は市本部（教育部）に対し被害の有無等について連絡する。

項目	手順その他必要な事項
状況確認後の措置	□ＰＴＡ等保護者連絡網を通じて極力保護者への連絡に努める。 □災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は校内にいったん保護する措置をとる。 □支部又は市本部（教育部）に対し上記の措置をはじめその時点で講じた措置を報告する。 □登下校路の安全と被災状況が軽微であると確認された場合は、支部又は市本部（教育部）と連絡の上、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとるとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

(2)夜間・休日等に災害が発生した場合

項目	手順その他必要な事項
発災直後の措置	□原則として、直近登校予定日の休業措置をとる。 □各教職員は自ら甚大な被害を受けておらず、かつ学校所在地域において大規模災害発生を知ったときは、自主的かつ速やかに所属の学校に参集する。 □指定避難所の初期における運営協力並びに児童・生徒の教育的ケア、応急教育対策の実施に従事する。
安否及び所在の確認	□学校（教職員）の調査に基づく報告による。 □支部又は教育部特別調査班の現認に基づく報告による。 □ＰＴＡ・区長その他による調査に基づく報告による。 □その他防災関係機関による調査に基づく報告による。
安否不明リストの作成	□学校単位で作成する。 □保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障がいの有無等必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別に作成する。

第4 指定避難所開設期間中にとるべき措置

1 指定避難所設置に伴う児童・生徒の応急的ケアのめやす

項目	手順その他必要な事項
指定避難所及び校区内在宅児童・生徒等の教育的ケア・こころのケア	□校庭もしくは未使用の教室その他指定避難所内の適当なスペースを確保し「指定避難所内教室」として行う。 □教材の有無、また屋外内にこだわることなく行う。 □時間わくは、午前中もしくは午後の数時間とする。 □その他全体として、災害遭遇後の混乱した「児童・生徒及び教職員自身のこころのケア」と指定避難所として使用されるために混乱を余儀なくされた「学校における生活秩序」を徐々に回復し、学校再開後の応急教育体制にスムーズに移行させることにポイントをおく。
指定避難所入所者との「よい関係」づくり	□「広報京丹後」紙面や各指定避難所作成の掲示・ビラ等による事前・事後の広報活動に加え「教室」実施予定スペース付近周辺の入所者や被災者との「よい相互関係を保つための活動」全般を行うよう努める。 □こころのケア対策に関する専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。

項目	手順その他必要な事項
疎開児童・生徒リストの作成	□保護者からの届出、学校教職員による地域訪問等により把握した限りにおける疎開児童・生徒リストを作成する。 □これにより疎開先に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。 □市は、必要に応じて学校長に対し疎開児童・生徒リストの作成並びに提出を求める。

２　学校再開及び応急教育計画の検討並びに準備

項目	手順その他必要な事項
施設の確保	□市は、学校施設の被害状況並びに指定避難所の現状等に関する調査を踏まえ学校長と連絡の上概ね以下のとおり応急教育実施のための場所を確保する。 □学校の校舎の一部が被害を受けた場合は、軽被害の教室、特別教室、和室、屋内体育館を使用する。 □学校の校舎の全部が被害を受けた場合は、近隣の集会施設等の公共施設一時利用、軽被害の近隣学校の校舎への併設、応急仮設校舎の設置による。 □施設の状況により短縮授業、二部授業、分散授業、複式授業による。
応急教育対策実施要員の確保	□出勤可能な職員の人数に基づき、被災した教職員の補充もしくは交代要員の科目別必要数を算定し、市に必要な措置を講ずるよう要請する。 □市は、災害状況に対応して学校間における教職員の応援、府への協力要請、教職員の臨時採用、事務局勤務の教職員による協力、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成等の措置を講ずる。 □児童・生徒の安全登下校を確保するため必要に応じ臨時通学路を指定する。またＰＴＡ等の協力による安全指導要員を配置する。
教科書・学用品の調達	□市は、府計画の規定に基づき、応急教育実施のために必要と認める児童・生徒に対して、教科書・学用品を調達し支給する。 □支給する学用品は、次に掲げる品目をめやすとして、現物をもって行う。 □教科書、学習用具（１セット）、鉛筆（１ダース）、ボールペン（２本）、消しゴム（１個）、ノート（10 冊）、下敷（１枚）
学校再開の連絡	□学校再開時期が確定した場合は、速やかに児童・生徒及び保護者に連絡する。あわせて応急教育が適切に行われるよう必要な協力を要請する。 □疎開児童・生徒及び保護者への連絡については学校長が行う。
給食の措置	□給食は、府等と協議し可能な限り学校再開と同時に実施する。 □ただし、次のいずれかに該当する場合児童・生徒に対する給食は一時中止する。 □給食施設が被災し、給食実施が不可能な場合 □感染症まん延その他危険の発生が予想される場合 □その他給食の実施が適当でないと認められる場合
その他の事項	□災害救助法が適用された場合府立学校の生徒・学生の被災の程度に応じて、授業料の納付期間の延長又は免除措置が講ぜられる。小・中学校等に関しては、給食費等相当額を就学奨励金として支給するよう措置する。 □児童・生徒の健康管理については、各学校長が学校医、北丹医師会その他の派遣医師等の協力を得て行う。

３　指定避難所運営に関する協力学校長は、指定避難所開設期間中において、市の要請があった場合は、学校運営に支障のない限りにおいて、指定避難所の運営に協力する。その他「第３　災害発生初期の緊急措置」を準用する。

第２節　保育所・認定こども園応急対策計画

第１ とりまとめ責任担当部　（ 救護厚生部 ）　※ 災害対策本部設置時の部名称

第２ 計画の方針・内容

第１節　学校応急対策計画を準用する。ただし、以下の章を踏まえ行うものとする。

※　第３部第14章「市の施設及び観光施設等応急対策計画」
※　同　第 15 章「社会福祉施設応急対策計画」
※　第４部第２章「高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」

第４編　災害復旧・復興計画

第１部　被災者生活再建支援のための計画

第１章　生活確保対策計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 健康長寿福祉部 ）

第2 被災者生活再建支援実施に関する基本指針

1　施策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。

2　緊急を要する救援対策業務完了後に「行政による生活再建支援メニュー」及び「実施スケジュール」は可能な限り網羅的かつ迅速に作成・公表する。

3　申請受付及び給付等実施については、国・府・関係機関・協力団体等と連携・協力し、業務量の平均化と受給手続きの簡略化に努める。

4　施策の実施にあたっては、市ホームページ災害専用サイトのほか、「広報京丹後被災者支援情報」、チラシ等印刷物を通じて、十分な事前広報を実施する。

5　被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第3 市各部、関係機関･協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
健康長寿福祉部	□災害弔慰金・災害傷害見舞金の支給、災害援護資金等貸付の実施 □被災者生活再建支援金支給申請書の受付 □行政及び関係機関による被災者生活再建支援施策に関する連絡・調整 □災害救助法関係事務のとりまとめ
市民環境部	□被災者等への市税の徴収猶予及び減免等
市長公室	□行政及び関係機関による被災者生活再建支援施策に関する広報
商工観光部	□被災者への職業のあっせん
支部	□各部が所管する業務への所管地区におけるとりまとめ、協力
市各部共通	□所管施設及び所管業務に係る被災者生活再建支援施策の実施、協力
市社会福祉協議会	□生活福祉資金の貸付に関する窓口業務 □行政による生活再建促進資金支給又は貸付に関する協力
府	□被災者生活再建支援金の対象となる自然災害の公示 □支援金支給に係る市からの書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付 □府税の徴収猶予及び減免等 □再就職促進のための支援 □その他府の所管に係る被災者生活再建支援施策の実施
国等関係機関・協力団体・事業所	□府・市が行う被災者生活再建支援金支給に関する協力 □国税の徴収猶予及び減免等 □ハローワークによる職業のあっせん □その他所管に係る被災者生活再建支援施策の実施

名称区分	手順その他必要な事項
民生児童委員	□生活福祉資金、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付に関する協力 □行政による生活再建促進資金支給又は貸付に関する協力
区長等	□支給又は貸付メニュー及び実施スケジュールに関する広報協力

第２節　職業あっせん計画

第１ とりまとめ責任担当部　（ 商工観光部 ）

第２ 措置のあらまし

区分	あらまし
実施手順のめやす	□市（商工観光部）は、災害の状況によりその必要があると認めたときは、離職者の状況を把握し府（丹後広域振興局）に報告する。また早期再就職を促進するために必要な措置を講ずるよう要請する。 □府並びにハローワーク峰山（峰山公共職業安定所）の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 □以下に示す措置を実施し離職者の早期再就職のあっせんを行う。
窓口の設置	□ハローワーク内に被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。
ハローワークに来訪することが困難な地域への措置	□ハローワークに来訪することが困難な地域において、臨時職業相談所を開設し、または巡回職業相談を実施する。
諸制度の活用	□市及びハローワークの制度を活用し、離職者の職業能力向上及び早期就職を促進する。

第３節　租税の徴収猶予及び減免等に関する計画

第１ とりまとめ責任担当部　（ 市民環境部 ）

第２ 措置のあらまし

区分		あらまし
市税	納税期限の延長	□災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと２か月以内に限り、当該期限を延長する。 （市税条例第 18 条の２） □災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。 □その他の場合、災害がおさまったあと速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、納期限を延長する。
	徴収猶予	□災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。（地方税法第 15 条）

区分		あらまし
	減免	□被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。（市税条例第 51 条、第 71 条、第 139 条の 3、市国民健康保険税条例第 25 条） □個人の市民税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 □固定資産税：災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 □国民健康保険税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 □特別土地保有税：災害により著しく価値を減じた土地について行う。
府税・国税		□国及び府は、被災者の納付すべき国税及び府税について、法令及び府条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。
各種手数料・使用料等の減免		□災害の状況により、必要と認める場合は、以下のような手数料・使用料等の減免を行う。 □諸証明手数料（住民票・印鑑登録証明書、戸籍抄本等） □市税関係証明書の交付手数料（所得証明、評価証明、納税証明等） □水道使用料・下水道使用料 □保育料 □介護保険料

第４節　融資計画

第1 とりまとめ責任担当部　（ 健康長寿福祉部 ）

第2 融資制度の概要

区分	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金	生活福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
貸付機関	市	府社会福祉協議会	府
貸付対象者	府のいずれかの区域に災害救助法第２条第１項が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害をうけた世帯の世帯主 (1)世帯主が１か月以上の負傷を負った世帯 (2)住居又は家財の価額の 1/3 以上の損害を受けた世帯	災害により被害をうけたことによる生活困窮から自立更正のために資金を必要とする低所得世帯 ※災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金貸付対象となる世帯を除く。	被災母子・父子・寡婦世帯については当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。 資金の種類は事業開始、事業継続、住宅の各資金で据置期間は特例として２年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払は本人の申請により猶予れる。
資金種別	特になし	住宅資金、災害援護資金	事業開始、事業継続、住宅資金
貸付限度額	世帯主負傷　1,500,000 円 世帯主負傷と家財の 1/3 以上の損害　2,500,000 円 世帯主負傷と住居半壊　2,700,000 円 特別事情　3,500,000 円 世帯主負傷と住居全壊　3,500,000 円	住宅改修の経費　400 万円以内 災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費　150 万円以内	

区分	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金	生活福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
貸付機関	市	府社会福祉協議会	府
	家財の 1/3 以上の損害 1,500,000 円 住居の半壊 1,700,000 円 特別事情 2,500,000 円 住居の全壊 2,500,000 円 特別事情 3,500,000 円 住居全体の流失 3,500,000 円		
貸付期間	10 年（うち３年据置）	７年、住宅改修のときは 14 年以内（うち３ヶ月据置、状況に応じて２年以内）	
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	年賦、半年賦又は月賦	
貸付利率	年３％以内で条例に定める率（据置期間中は無利子）	年 1.5％（連帯保証人がある場合無利子）	

注）貸付限度額は、350 万円を限度に被害の程度により区分あり。

第５節　災害弔慰金等支給計画

第１ とりまとめ責任担当部　（ 健康長寿福祉部 ）

第２ 支給制度等の概要

１　現行制度

区分	災害弔慰金	災害障がい見舞金
実施機関	市	市
支給対象者	次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡した者の遺族 (1)市において住居が５世帯以上滅失した災害 (2)府内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害 (3)府内において災害救助法第２条第１項が適用された市町村が１以上ある場合の災害 (4)災害救助法第２条第１項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害	次のいずれかの災害（自然災害に限る）により「災害弔慰金の支給等に関する法律　別表」に掲げる程度の障害がある者 (1)市において住居が５世帯以上滅失した災害 (2)府内において住居が５世帯以上滅失した災害 (3)府内において災害救助法第２条第１項が適用された市町村が１以上ある場合の災害 (4)災害救助法第２条第１項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害
支給限度額	死亡者１人につき　主たる生計維持者　5,000,000 円 それ以外の者　2,500,000 円	障がい者１人につき　主たる生計維持者　2,500,000 円 それ以外の者　1,250,000 円
備考		

第６節　被災者生活再建支援金支給計画

第１ とりまとめ責任担当部　（ 健康長寿福祉部 ）

第２ 被災者生活再建支援金支給の概要

１　制度の概要

自然災害により住宅が全壊（全焼・全流出）、大規模半壊（住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難）若しくは中規模半壊（住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難）した世帯又は住宅全壊世帯に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯（半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その他住宅をやむを得ず解体した世帯、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯）で、一定の条件を満たす世帯に支給される。

２　実施手順のめやす

⑴自然災害により被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給の必要が生じたとき、府及び市は支援金支給のための事務を迅速に行う。

⑵府は支援金の対象となる自然災害を公示し国及び被災者生活再建支援法人(以下｢法人｣という。)へ報告する。

⑶市は住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な書類（り災証明書等）の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、府への書類送付等を行う。

⑷府は支援金支給に係る市からの書類のとりまとめ及び法人への送付等を行う。

⑸法人は送付された書類に基づき被災者へ被災者生活再建支援金の支給事務を行う。

3　対象世帯及び支給限度額

対象となる自然災害	支給対象者	支給限度額	実施主体等
暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合 (1)「災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害」 (2)10 以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害 (3)100 以上の世帯の住宅が全壊した京都府内における自然災害 (4)京都府内で(1)又は(2)の自然災害が発生した場合に、その自然災害により５以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害 (5)　(1)から(3)の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により５以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害 (6)　(1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害	(1)左記の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯 (2)左記の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3)左記の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯	次の(1)＋(2)の合計を支給 (1) 基礎支援金 ア 全壊世帯100万円（単数世帯 75 万円） イ 大規模半壊世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円） (2) 加算支援金 ア　全壊世帯、大規模半壊世帯 (ｱ)住宅を建設又は購入する世帯 200 万円（単数世帯 150 万円） (ｲ)住宅を補修する世帯 100 万円（単数世帯 75 万円） (ｳ)住宅を賃借する世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円） イ　中規模半壊世帯 (ｱ)住宅を建設又は購入する世帯 100 万円（単数世帯 75 万円） (ｲ)住宅を補修する世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円） (ｳ)住宅を賃借する世帯 25 万円（単数世帯 18.75 万円）	実施主体 京都府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された(公財)都道府県センターに委託） 申請書類の提出窓口 市区町村 支援金の費用負担 被災者生活再建支援法人 1/2・国 1/2

第７節　金融措置計画

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 大規模災害時における計画方針

1　大規模な災害が発生した場合には、預金払出し等混乱が起こることが想定される。そのため、金融機関は営業が可能な限り、営業を確保する。

2　近畿財務局京都財務事務所、日本銀行京都支店及び府は金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給確保のために必要な指導、援助を行うなど万全の措置を講ずる。

第3 措置のめやす

項目	手順その他必要な事項
顧客・従業員の安全の確保	□店頭の顧客、従業員の安全の確保に十分配慮する。 □被害の軽減、業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類・物品等の安全確保、要員確保等について応急措置をとる。
銀行・信用金庫等の営業の確保	□休日又は平常時間外も臨時に営業措置をとる。 □り災した場合は、可及的速やかに営業を開始する。 □預金証書、通帳、届出印鑑を紛失した場合、実情に即する簡易な方法をもって払戻しを実施する。 □事情によっては、定期預金、定期積金の期限前の払い戻し又はこれを担保とする貸出しに応ずる。
生保・損保会社の営業の確保	□できる限り簡易迅速な保険金の支払いに配慮する。 □契約者のり災状況に応じて保険料の払込み猶予期間の延長に配慮する。
証券会社の営業の確保	□預かり金払出しは、り災者の実情に即する簡易な確認方法をもって実施する。 □預かり有価証券は売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合には適宜配慮する。
電子債権記録機関の営業の確保	□災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等に配慮する。 □休日営業又は平常時間外の営業について配慮する。
顧客への周知徹底	□営業の確保、臨時措置の実施について、必要に応じてポスターの店頭掲示等、新聞やインターネットのホームページの手段を用いて顧客に周知する。

第８節　郵便業務計画

第１ とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第２ 大規模災害時における計画方針

１　大規模な災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を日本郵便株式会社が実施する。

２　市は、措置のあらましについて、連絡を受けた場合は、市ホームページ災害専用サイトのほか、「広報京丹後被災者支援情報」、チラシ等印刷物を通じて、周知広報を実施する。

第３ 措置のあらまし

機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置
日本郵便株式会社（峰山郵便局）	□被災地あて救助用小包の料金免除 □被災者に対する郵便はがき等の無償交付 □郵便貯金等の非常取扱の実施 □簡易保険の非常即時払並びに非常即時貸付 □簡易保険積立金による地方公共団体に対する災害復旧資金の融資 （国土保全事業、災害復旧事業）

第９節　り災証明書の交付

第１ とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第２ り災証明書の交付における計画方針

１　市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。

２　平常時から住家被害の調査やり災証明書の交付担当部局と応急危険度判定の担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画の策定や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。加えて、発災後に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努める。

３　さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。

第３ 計画の内容

第３編　第４部　第４章　第６節　り災証明書発行計画を準用する。

第 10 節　被災者台帳の作成

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 被災者台帳の作成における計画方針

1　被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるため、必要に応じ被災者台帳を作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

2　市は、府が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報を収集する。

第3 措置のあらまし

項目	手順その他必要な事項
被災者台帳	□個々の被災者の被害の状況 □各種の支援措置の実施状況 □配慮を要する事項

第 11 節　その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画

第1 とりまとめ責任担当部　（ 健康長寿福祉部 ）

第2 被災者の生活再建支援のための特別措置

機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置
ハローワーク峰山 （峰山公共職業安定所）	□証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。 □激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。
	□雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 □被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 □被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 □被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
ＮＨＫ（日本放送協会）	□ＮＨＫ厚生文化事業団との協力により被災者の各種相談等の実施また医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 □被災者の受信料免除
ＮＴＴ西日本株式会社等電信電話事業者	□避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 □災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費
関西電力送配電株式会社	□仮設住宅などで臨時電灯・電力使用のため臨時工事費の免除等、被災状況に応じて判断し、経済産業大臣の認可により実施

第２章　住宅復興計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 建設部 ）

第2 住宅復興に関する基本指針

1　計画全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。

2　補修により安全性を確保できるものについては、「がれき発生量の抑制と地域環境保護」の観点から可能な限り補修するよう所有者等に協力を求める。また補修促進体制を確立し現住宅の居住継続の方途を追及する。

3　災害公営住宅建設、既設公営住宅復旧とあわせて、民間賃貸住宅の供給を促し、迅速かつ相応量の住宅供給の確保に努める。

4　各部の行う復旧・復興計画との連携、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、住民の自力復旧及び民間活力の発揮に対し最大限の支援を行う。

5　計画の実施にあたっては、十分な事前広報・住民との協議を実施する。

第２節　住宅復興支援施策の概要

第1 補修

項目	手順その他必要な事項
自費補修に対する支援	□自力（自費）で補修する被災者に対する相談業務を行う。 □建築士会、市建設業協会（建設業者）等建築関係団体・事業所に対し被災者からの住宅補修依頼への最大限対応協力を要請する。 □府・国に対し物価安定、復旧資材確保のための広域的支援を要請する。
災害復興住宅補修資金融資の促進	□大規模災害発生時に自力（自費）で補修するには資金が不足する被災者に対して独立行政法人住宅金融支援機構が行う場合に「り災証明書」の発行、融資制度に関する相談業務を行う。
府及び市独自資金融資又は補助金支給制度の検討、実施	□災害の実状に応じて、府、市による住宅再建支援のための資金融資又は補助金支給制度の検討、実施 ※　資料編６－８－５　平成 16 年 10 月台風 23 号災害時の措置 □大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付 大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。 □大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

項目	手順その他必要な事項
その他公費資金融資	□生活困窮世帯に対し府社会福祉協議会及び府が補修又は改築資金を融資する。 ※ 本編第１章第４節「融資計画」参照
既設公営住宅の復旧(補修)	□災害により既設の市営住宅が被害を受けたとき、その被害額が一定以上に達した場合に国の補助を受け実施する。 □この場合住宅災害速報を災害発生後 10 日以内に府知事を通じて国土交通省住宅局長に提出しなければならない。

第2 建設

項目	手順その他必要な事項
自費建設に対する支援	□自力（自費）で建設する被災者に対する相談業務を行う。 □建築士会、市建設業協会（建設業者）等建築関係団体・事業所に対し被災者からの住宅建設依頼への最大限対応協力を要請する。 □府・国に対し物価安定、復旧資材確保のための広域的支援を要請する。
災害復興住宅建設資金融資の促進	□大規模災害発生時に自力（自費）で建設するには資金が不足する被災者に対して独立行政法人住宅金融支援機構が行う場合に「り災証明書」の発行、融資制度に関する相談業務を行う。
一般個人住宅災害特別建設資金融資の促進	□災害復興住宅資金の貸付と並行して適用されるため、申込人の希望によりどちらでも申し込むことができる。 □融資期間、利率、限度額は一般個人住宅建設資金と同じになるが、随時受付がされること、土地費についても融資対象となること、利率に収入金額による差がないことが相違する。 □申込書には「り災証明書」の添付が必要である。
府及び市独自資金融資又は補助金支給制度の検討、実施	□災害の実状に応じて、府、市による住宅再建支援のための資金融資又は補助金支給制度の検討、実施 ※ 資料編６－８－５ 平成 16 年 10 月台風 23 号災害時の措置 □大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付 大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。 □大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。
災害公営住宅の建設	□大規模災害時に特別の割当てを受け、市が建設し管理する。 □当該年度に単年度事業として行う。ただし、やむを得ない場合は２か年にわたり行う。 □財政事情その他の理由から困難な場合は府が建設し管理する。

項目	手順その他必要な事項
一般公営住宅の建設	□結果としてどの条件にも適合せず災害公営住宅の対象となり得なかった場合で、しかも被災者を公営住宅で救済する必要があるときに一般の公営住宅を建設する。 □この場合府、国（国土交通省）に要請する。
既設公営住宅の復旧（建設）	□災害により既設の市営住宅が被害を受けたとき、その被害額が一定以上に達した場合に国の補助を受け実施する。 □この場合住宅災害速報を災害発生後 10 日以内に府知事を通じて国土交通省住宅局長に提出しなければならない。 □従前の敷地が再び水没するおそれがある等の理由で、別の敷地を取得し再建設する場合の用地取得造成費は起債（災害復旧事業債単独災害）による。

資料編６－８－５　平成 16 年 10 月台風 23 号災害時の措置

第３章　産業復興計画

第１節　計画の方針

１　被災した商工業、観光関係事業者、農林水産業従事者等の事業再建は、自力復旧を原則とする。

２　市は、国・府・関係機関等に自力復旧支援のための助成、融資制度の拡充・創設及び融資・返済条件の拡充・緩和（既往借入金を含む）を要望する。

３　市は、独自に補助金の交付や復旧資金調達関連の制度支援を行うよう努めるとともに、被災者向け食品、生活必需品の供給や応急資材・物資の調達等を通じて、市内商工業者、観光関係事業者及び農林水産業従事者の復旧を支援する。

４　各部の行う復旧・復興計画との連携、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求める等の総合的推進に努める。

５　計画の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第２節　農林水産業の復興計画

第1 とりまとめ責任担当部　（ 農林水産部 ）

第2 市及び府の行う農林水産業関係緊急支援

１　京都府丹後農業改良普及センター、京都府農業共済組合、京都府農林水産技術センター丹後農業研究所、農協・漁協等による被害農水産物に対する緊急技術指導及び農地・農業用施設、漁業用施設応急対策
２　京都府丹後家畜保健衛生所、府獣医師会、京都農業協同組合その他関係団体並びに市との連携による家畜防疫対策
３　森林組合等による林産物(林地)及び林産施設応急対策
４　業界団体に対する種苗・薬剤医薬品・資機材・飼料等確保対策に関する協力要請
５　流通対策

第3 農林漁業関係者への融資

府は、災害により被害を受けた農林漁業者又はその組合等に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のとおり、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

市は、災害時において、これらの融資制度についてＰＲするとともに、京都農業協同組合、京都府漁業協同組合等関係団体の協力を得て、被災した農林業関係者に対する融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合･漁業協同組合、金融機関等へ、農林漁業セーフティネット資金等については株式会社日本政策金融公庫支店、農業協同組合･漁業協同組合、受託金融機関へ行う。

１　株式会社日本政策金融公庫による融資

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な農林漁業セーフティネット資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

２　天災融資制度による融資等

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金の融資、農協等系統金融機関・銀行等の融資機関に対する利子補給及び損失補償等の措置を講ずる。

第4 農業災害補償共済金の支払いの促進

農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等の災害補償業務の迅速化、適正化を図るため、府において検査指導を行い早期に共済金の支払いができるよう促進する

第３節　中小企業の復興計画

第１ とりまとめ責任担当部　（ 商工観光部 ）

第２ 市及び府の行う商工業及び観光関係緊急支援

１　食品、生活必需品、応急資材・物資等の調達を通じた復旧支援

２　緊急金融支援措置及び仮設工場・仮設店舗の設置助成

３　取引先開拓等の復旧支援

４　雇用維持のための事業主支援

５　激甚災害法に基づく助成措置に関する国への要望

６　その他国・関係機関等への復旧・復興支援施策の実施要請

第３ 資金需要の把握連絡通報

市は、中小企業関係の被害状況について調査するとともに、再建のための資金需要に関し速やかに把握し、関係機関に対し、緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

第４ 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

府は、被災地を営業地域とする金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要望する。特に必要な場合にあっては、市は信用保証料補助、利子補給等を行い、制度融資等の利用促進を図る。

第５ 商工業及び観光関係中小企業者に対する公的金融制度の周知

市は、府織物・機械金属振興センター、丹後広域振興局に設けられる災害復旧に係る緊急相談窓口を活用し、復旧資金の金融円滑化に対処するとともに、商工会その他の関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付、株式会社商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等政府系金融機関の行う特別措置について、商工業及び観光関係中小企業者に周知するよう努める。

第６ その他

市は、府の行う施策の実施について、最大限協力する。また府・国・関係機関・団体等と連携・協力による、仮設店舗、仮設工場団地の設置助成、アドバイザーの派遣、巡回技術等相談、取引先開拓等支援、「丹後の観光情報復旧速報版」の発行、観光復興と観光客誘致のためのイベントの開催、キャンペーンの実施その他必要な支援施策を総合的に検討し実施するよう努める。

第４節　風評被害対策

第１ とりまとめ責任担当部　（ 商工観光部 ）

第２ 市及び府の行う風評被害対策

１　未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報する。

２　地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執る。

第２部　市の復旧・復興のための計画

第１章　公共土木施設等復旧計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 公共土木施設等災害復旧対策に関する基本指針

1　公共土木施設等の災害復旧は、被災施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える。

2　応急復旧等による臨時的措置を講じたのち被害の原因、状況その他の条件を十分検討し、復旧の程度、緊急度等を考慮して実情に即した復旧計画を樹立する。

3　災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう、市の各部(課)は災害の状況を速やかに調査し実態を把握し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下｢激甚法｣という。)による激甚災害の指定が早期に受けられるよう措置する。

4　府並びに国の災害復旧事業に該当しないものについては、市単独災害復旧事業により早期復旧を図る。

5　計画の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第２節　計画の内容

第1 災害復旧事業計画の作成

市の各部は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、府の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共土木施設等に関する災害復旧事業計画を、以下の基本方針に基づき、速やかに作成する。

1　災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2　災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

(1)公共土木施設災害復旧事業（国土交通省所管事業、農林水産省所管事業）
(2)農林水産業施設災害復旧事業（農林水産省所管事業）
(3)文教施設等災害復旧事業（文部科学省所管事業）
(4)厚生施設等災害復旧事業（厚生労働省所管事業）
(5)都市災害復旧事業（国土交通省所管事業）
(6)公営住宅等災害復旧事業（国土交通省所管事業）
(7)その他の災害復旧事業（経済産業省所管事業）
(8)災害復旧に係る財政支援措置（総務省所管）

第2 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成する。また、国又は府が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。このうち特に公共土木施設災害復旧国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの(主なもの)

(1)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(2)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(3)公立学校施設災害復旧費国庫負担法

(4)生活保護法

(5)児童福祉法、老人福祉法、身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、精神保健福祉法、売春防止法

(6)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(7)廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(8)予防接種法

(9)公営住宅法

(10)都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

2 激甚災害に係る財政援助措置

※ 第３章「激甚災害の指定に関する計画」参照

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、府、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第２章　文教復旧計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 教育委員会 ）

第2 文教復旧計画の基本指針

1　災害により被害を受けた学校等の施設等は、迅速に復旧する。

2　学校等における教育活動は早期再開に努める。

3　被災地に存在する文化財については、現地調査を行い、少なくとも被災前の状態に保存し伝えるよう復旧に努める。

4　計画の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第２節　学校等の施設の復旧計画

災害応急対策を講じた後にできる限り速やかに被害の程度を調査・検討し、府の指導助言を得ながら復旧事業の計画的策定を行う。また、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を府に要請する。

第３節　教育活動の再開

1　被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が指定避難所となった場合においては、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が再開できるよう努める。

2　学校教育活動が正常に実施されるまでの間、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近傍の施設等を利用することも考慮する。

3　教育活動の再開にあたって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

(1)災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の奨励に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号）」、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）」、「学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）」による補助金に関すること。

(2)災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）」による就学奨励費に関すること。

(3)災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成 14 年京都府条例第 34 号）及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）」による学資貸与金に関すること。

(4)被災教職員に対する救済措置に関すること。

4　被災後、心的外傷後ストレス障がい（P・T・S・D）等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。また、被災により精神的に大きな障がいを受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

※　第３編第４部第１章「医療助産計画」参照
※　第３編第４部第３章第３節「避難者健康対策」参照
※　第３編第４部第６章第４節「指定避難所開設期間中にとるべき措置」参照

第４節　文化財等の復旧計画

市内の文化財については、速やかに現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

第３章　激甚災害の指定に関する計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 激甚災害指定に関する基本指針

1　激甚災害に相当する被害を受けた場合には、激甚法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を早期に受けられるよう促進する。

2　市の各部局は府が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第２節　計画の内容

第1 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続は、おおよそ次のとおり行われることになる。

1　市長は、災害が発生した場合は、すみやかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を府知事に報告する。

2　府知事は市長からの報告内容により、必要と認めた時は、内閣総理大臣に報告する。
（以上は、災害対策基本法第 53 条による）

3　内閣総理大臣は、府知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

4　この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は、「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

5　内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定された後、政令として公布する。

第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を府知事に報告する。被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

1　災害の原因

2　災害が発生した日時

3　災害が発生した場所又は地域

4　被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）

5　災害に対しとられた措置

6　その他必要な事項

第3 特別財政援助額の申請手続き等

市の各部は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

1　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

2　農林水産業に関する特別の助成

3　中小企業に関する特別の助成

4　その他の財政援助及び助成

第４章　水道復旧計画

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 上下水道部 ）

第2 水道復旧計画に関する基本指針

1 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

第２節　水道の復旧事業

被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」によるものとする。

第５章　災害復興対策計画の策定

第１節　計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部　（ 総務部 ）

第2 災害復興対策計画策定に関する基本的考え方

1　大規模な災害からの被災地の復興については、市民の意向を尊重し、市が主体的に取り組み、府や国がそれらを支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

2　復興に当たっては、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復興の基本方向を定めるものとする。

3　災復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市・住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

第２節　計画の内容

第1 復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、応急対策、応急復旧対策が完了したのち災害対策本部を閉鎖するとともに、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。事務局業務は総務部長が行う。

なお、必要に応じて府に対し府との連絡調整及び災害復興に関する技術的支援のための職員派遣を要請する。

第2 「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 10 条」に基づく復興計画の策定

復興計画の作成について、次の事項を考慮し作成する。

1　国の復興基本方針及び府の復興方針に即すること

2　府と共同して作成することができること

3　公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じること

4　復興協議会を組織できること

第3 復興に向けた体制整備等

市は、府及び関係機関・団体並びに市民・事業所と協力して、復興方針の迅速・的確な策定と、遂行のための体制整備を行うものとする。

京丹後市地域防災計画

一　般　計　画　編

編集発行　　京丹後市防災会議

事 務 局　　京丹後市総務部総務防災課
京都府京丹後市峰山町杉谷８８９（〒627-8567）
電話　0772-69-0140